

差止裁判例に見る受忍限度の2つの機能——差止めの効果に関する覚書

序章 問題の所在.....	4
問題関心.....	4
議論の状況.....	7
1 差止めに関する議論の到達点と効果に関する議論.....	7
2 受忍限度の「機能」に着目する理由.....	10
分析の視角.....	15
1 裁判例の類型化に基づく考察.....	15
2 アメリカ法の議論.....	16
3 裁判例の類型化.....	17
用語の統一.....	18
本論文の構成.....	19
第1章 アメリカ法における差止め内容の決定方法と決定基準.....	20
第1節 NUISANCE と INJUNCTION の概要.....	20
I Nuisance の概要.....	21
II Injunction の概要.....	32
第2節 差止判決の内容決定——PLAINTIFF’S RIGHTFUL POSITION と TAILORING DOCTRINE.....	36
I 多種多様な差止め.....	36
II 差止め内容の決定基準——“tailor” an injunction.....	41
III Nuisance の balancing と injunction の balancing の関係.....	49
第3節 小括.....	52
第2章 裁判例の類型化（受忍限度の機能分析の素材）.....	54
第1節 類型化の対象と視角.....	55
I 裁判例の選択基準.....	55
II 類型化の視角.....	58
第2節 判決主文に着目した類型化.....	63
I 全部差止めの裁判例.....	63
II 具体的一部差止めの裁判例.....	64
III 抽象的一部差止めの裁判例.....	65
IV 差止め全部否定.....	66
第3節 判断内容に着目した類型化——差止めの範囲・手段の決定方法と基準.....	67
I 日照.....	67
II 騒音・振動.....	110

III 眺望・景観事件	128
IV 悪臭事件	133
V 風害事例	135
第4節 小括	136
I 全部差止め	136
II 具体的な一部差止め	137
III 抽象的な一部差止め	137
IV 差止め全部否定	138
章末表その1 (対象裁判例)	139
章末表その2 (検討対象から除外した裁判例)	147
章末表その3 (分類表)	151

第3章 裁判例に見る受忍限度の機能に関する考察..... 169

第1節 具体的な一部差止めの裁判例に見る受忍限度の機能.....	170
I 区別型の裁判例に見る差止めの範囲・手段の決定方法.....	171
II 被害回復のターゲット——区別型の裁判例に見る受忍限度の機能	172
III シミュレート型の裁判例の分析——受忍限度回復の内容.....	179
第2節 抽象的な一部差止めの裁判例に見る受忍限度の機能.....	182
I 具体的な一部差止めと結合した裁判例の検討.....	183
II 日照障害事件と騒音事件の傾向の違い——具体的な一部差止めと抽象的な一部差止め	186
第3節 差止め全部否定の裁判例に見る受忍限度の機能	188
I 全体傾向	189
II 全体傾向と一致しない裁判例について	189
III 小括.....	191
第4節 全部差止め裁判例に見る受忍限度の機能	192
第5節 小括——裁判例全体の傾向.....	192

終章 先行学説の検討、本論文の結論、今後の課題..... 194

第1節 受忍限度の2つの機能	194
第2節 一元的アプローチ (先行学説) の検討	195
I 決定方法としての妥当性——裁判例における区別の有無と訴訟法的観点.....	195
II 比較衡量の要素——決定基準としての妥当性	204
III 小括.....	215
第3節 裁判例分析に基づく差止めの効果・内容に関する考察	215
I 差止めの範囲・手段の決定方法——成立要件と効果の二元的アプローチ	216
II 差止めの範囲・手段の決定基準——第2の機能から導かれる準則	221
III 一元的アプローチと二元的アプローチの異同	233
IV 小括.....	234

第4節 今後の課題	235
-----------------	-----

序章 問題の所在

問題関心

本論文の課題は、生活妨害を理由に被害者が差止めを請求した裁判例において、受忍限度がどのように機能しているかを分析することにより、差止めの効果を決定する準則について考察することである。ここで、差止めの効果とは、差止請求権が成立した場合に、加害者が命じられる加害者の作為・不作為の内容をいう（用語については追って定義する。）。このような差止めの効果に関する議論は、不法行為に基づく損害賠償請求になぞらえると、故意・過失などの損害賠償請求の責任論（損害賠償請求権の成立要件に関する議論）に対して、損害賠償請求の損害論（損害賠償請求権の内容たる金額が問われる不法行為の効果に関する議論）に相当する。

このような差止めの効果として、①加害者の活動の全部の不作為を命じるものに加えて、②加害者の活動の全部ではないが、一定の不作為を内容とするもの（加害者の一定の行為を禁止するもの）、③加害者に対して除害設備の設置などの作為を内容とするものがあるところ、そのような作為・不作為には多種多様なものがありうる¹。すなわち、第1に、差止めの内容が不作為の場合、差止めの範囲の大小関係を見ても、裁判所が加害者の活動の全部停止ではなく、一部の停止を命じる場合、そのような「一部」は、加害者の活動の全部停止に限りなく近いものから加害者の負担が軽微なものまで、幅広い（例えば、10階建てのビルの建築差止請求について、屋上の設備のみの建築禁止と、2階以上の建築禁止では、大きな差がある。）。また、第2に、差止めの内容が作為である場合も、多種

¹ 加藤一郎「序論——公害法の現状と展望」加藤一郎編『公害法の生成と展開』（有斐閣、1968年）（初出：「公害法の現状と展望」法セ132号（1967年）59頁、「同（2・完）」法セ133号（1967年）54頁）、竹内保雄「差止請求」加藤一郎編『公害法の生成と展開』（有斐閣、1968年）（初出：「差止命令」ジュリ371号（1967年）83頁）445頁、大塚直「生活妨害の差止に関する基礎的考察（8・完）——物権的妨害排除請求と不法行為に基づく請求との交錯」法学協会雑誌107巻4号（1990年）615頁。真鍋正一＝久保井一匡「環境権と差止請求〔3〕——差止的違法と賠償的違法——」大阪弁護士会環境権研究会編著『環境権』（1973年）191頁、194頁、澤井裕『事務管理・不当利得・不法行為〔第3版〕』（2001年）121頁参照。

多様な内容の差止めがあり得る。例えば、騒音防止事件では、差止めの内容となり得る騒音の防止対策として、①発生源、②伝搬経路、③受音点の3つの場での対策があり、①発生源では、発生源と床との間に防振材を入れること、重量のある基礎の上に発生源となる物を設置すること、②発生源を密閉すること、消音器を設定すること、発生源のある部屋に吸音材を設置すること、遮音扉を設置すること、③受音点において二重サッシとすることなどがあり得る²。このような差止めの内容が作為の場合の作為の種類の種類は、金額の大小のみが問題となる損害賠償と対比すると明らかであろう³。また、差止めの内容たる作為の種類を特定したとしても、例えば、騒音事例で、防音壁を設置することを内容とする差止めについては、さらに、防音壁の材質、厚さ、設置場所などによって、さらに多彩となり得る。

実際に、差止請求の裁判例が認容した差止請求権の内容を見ると、本論文が検討素材とする後述の事案に限っても、(ア)日照阻害を理由とした建物建築工事の続行禁止請求について、建築工事の全部停止を命じた事例⁴のほか、(イ)景観利益の侵害を理由として、高さ 20 メートルを超える部分の除却を命じた事例⁵、(ウ)騒音等を理由とした工場の出入り口の開放禁止の請求に対して、出入り口の「緊急時以外の常時開放」を禁止した事例⁶、(エ)日照阻害を理由とした大規模な建物の建築の全部禁止の請求に対して、建物の一部であるパーキングタワーの建築のみ禁止した事例⁷、(オ)臭害を原因とした、一定以上の臭気の侵入禁止

² 日本騒音制御工学会編『騒音規制の手引き』（技報堂書店、2019年）286頁。

³ もっとも、不法行為に基づく損害賠償についても、名誉毀損（民法723条）など、非金銭的救済が問題となる場合がある。

⁴ 名古屋地決平成6年12月7日判時1559号97頁（後掲・裁判例<1-46>）、大分地決平成9年12月8日判タ984号274頁（後掲・裁判例<1-50>）。

⁵ 東京地判平成14年12月18日判時1829号36頁（後掲・裁判例<3-2>。いわゆる国立景観訴訟の第一審判決）。ただし、請求の趣旨は、建物の20メートルを超える部分の除却である。

⁶ 甲府地判昭和30年11月11日下民集6巻11号2379頁（後掲・裁判例<2-1>）。

⁷ 広島地裁福山支決昭和49年3月14日判時744号87頁（後掲・裁判例<1-15>）。

の請求に対して、一定以上の濃度の臭気の侵入を禁止した事例⁸、(カ)騒音事例で、一定の消音器の設置を命じた事例⁹など、多種多様な効果・内容の差止めが認められている。このように、差止めの効果・内容は、損害賠償と異なって、金額的な大小関係にとどまらない、多種多様なものとなり得る。

裁判例で認められた差止めの内容の多種多様さは、以下の表のとおり、本論文が分析対象とした裁判例において、差止請求を全部又は一部認容した裁判例 79 件のうち、74 件が、被告の活動の全部の不作为ではなく、多種多様な内容を含みうる、被告の活動の一部の不作为又は何らかの作為を内容とする差止めであったことから示される。

<表：差止請求を認容した裁判例>

	活動の全部 の不作为	活動の一部の不作为 又は何らかの作為	合計
日照	2	48	50
騒音・振動	2	21	23
眺望・景観	0	4	4
悪臭	1	1	2
合計	5	74	79

このように、①不作为を内容とする差止めについては差止めの範囲の大小が、②作為を内容とする差止めについては、差止めの種類の点でも、差止めの範囲の大小の点でも、差止めの効果・内容は多種多様であるから、実際にどのような差止めが認められるのかという議論には、重要な意義があるといえそうだ。

⁸ 神戸地判平成 13 年 10 月 19 日判タ 1098 号 196 頁（後掲・裁判例<4-2>）。

⁹ 東京地判昭和 63 年 4 月 25 日判時 1274 号 49 頁（後掲・裁判例<2-10-1>）。

議論の状況

1 差止めに関する議論の到達点と効果に関する議論

ここで、生活妨害を理由とする民事差止めに関する学説の到達点の概略を述べると、(ア)差止めの法的構成・法的根拠について、豊富な議論があり、人格権説や複合説などが有力に唱えられており（ただし、結論に一致を見ない。）¹⁰、(イ)差止めの成否については、被害が発生したとしても、それが一定限度にとどまる場合は保護されず、①実質的被害を前提としつつ、②加害者の利用方法の地域性への適合の有無、③加害者の被害防止対策と実施の有無、④加害行為の公共性の有無・程度、⑤環境影響評価や住民への説明などの手続履践の有無、法規違反の有無などを考慮して¹¹、一般社会通念上、受忍すべき限度（受忍限度）を超えた場合に違法となると解されてきた。すなわち、受忍限度を超えたか否かで違法性の存否を判断するのが通説であり¹²、裁判例においても広く受忍限度を判断基準として、違法性を判断している¹³。言い換えると、これまでの差止めの議論は、民法等に明確な明文の規定がなくても差止めが認められることを前提に、どのような法的構成・法的根拠で認められるのか、また、認められるとして、受忍限度という基準で差止めの成否・違法性を決するという点で、差止めの成否に着目した、いわば「入口」の議論を中心としていたように思われる。

これに対して、違法性があり、差止請求権の成立要件を充足したとして、どのような効果・内容の差止めが認められるのかという「出口」の議論は、以下のとおり、それほど進んでいなかった。

¹⁰ 大塚直「生活妨害の差止に関する基礎的考察（1）——物権的妨害排除請求と不法行為に基づく請求との交錯」法協 103 巻 4 号（1986 年）595 頁、同「生活妨害の差止に関する基礎的考察（2）——物権的妨害排除請求と不法行為に基づく請求との交錯」法協 103 巻 6 号（1986 年）1112 頁。学説の整理については、根本尚徳『差止請求権の理論』（有斐閣、2011 年）第 1 章参照。

¹¹ 大塚直「生活妨害の差止に関する基礎的考察（7）——物権的妨害排除請求と不法行為に基づく請求との交錯」法学協会雑誌 107 巻 3 号（1990 年）441 頁参照。

¹² 潮見佳男『不法行為法』（信山社、1999 年）489 頁。

¹³ 井上繁規編『受忍限度の理論と実務』（新日本法規、2004 年）14 頁など。

すなわち、まず、教科書類を見ると、差止請求の法的根拠・法律構成、受忍限度を成立要件とすることを除くと、差止めの効果・内容に言及するものが少ない。また、多くの教科書は差止めの効果の項目すら設けていない¹⁴。

次に、学術論文に目を向けると、いわゆる抽象的差止命令の適法性の議論（例えば「50 デシベル以上の騒音を侵入させるな」という請求の趣旨や主文は認められるかという議論をする点で、差止めの「出口」の議論とすることができる。）¹⁵や、差止めに代わる補償（差止めを認める代わりに、賠償・補償を支払わせる点で、差止めの「出口」に関する議論とすることができる。）¹⁶を除けば、「差止

¹⁴ 我妻榮『事務管理・不当利得・不法行為』（日本評論社、1937年）、加藤一郎『法律学全集 22—II 不法行為〔増補版〕』（有斐閣、1974年）、前田達明『民法VI₂（不法行為法）』（青林書院新社、1980年）、四宮和夫『不法行為（事務管理・不当利得・不法行為 中巻・下巻）《現代法律学全集 10》』（青林書院、1985年）、森島昭夫『不法行為法講義』（有斐閣、1987年）、平井宜雄『債権各論II 不法行為』（弘文堂、1992年）、幾代通＝徳本伸一『不法行為法』（有斐閣、1993年）、広中俊雄『債権各論講義〔第6版〕』（有斐閣、1994年）、潮見佳男『不法行為法』（信山社、1999年）、前掲・澤井『テキストブック 事務管理・不当利得・不法行為〔第3版〕』、前田陽一『債権各論II 不法行為法〔第2版〕』（弘文堂、2010年）、吉村良一『不法行為法〔第5版〕』（有斐閣、2017年）、潮見『基本講義 債権各論II 不法行為法 第3版』（新世社、2017年）、窪田充見『不法行為法（第2版）』（有斐閣、2018年）。

¹⁵ 竹下守夫「生活妨害の差止と強制執行——強制執行法案要綱案第二次試案における関連規定の検討」立教法学 13号（1994年）1頁、同「生活妨害の差止と強制執行・再論」判タ 428号（1981年）27頁、松本博之「抽象的不作為命令を求める差止請求の適法性」自由と正義 34巻4号（1983年）29頁など。

¹⁶ 差止めに代わる補償（賠償）について、徳本鎮「公害の差止と差止に代わる補償——継続的権利侵害の救済方法——」同『企業の不法行為責任の研究』（一粒社、1974年）140頁以下参照。なお、差止めに代わる補償に関連して被害者の転居費用を加害者に負担させる解決方法を提示するものとして、前掲・大塚「生活妨害の差止に関する基礎的考察（8・完）」616頁参照。また、知的財産権分野で、島並良「知的財産侵害の差止めに代わる金銭的救済」片山英二先生還暦記念

め」という語感が、全面的な行為の禁止を意味するためであろうか¹⁷、①侵害のおそれの段階には将来生ずべき侵害の予防、侵害行為が進行継続している段階には侵害行為の停止であるといった説明や¹⁸、②差止めの方法には禁止的差止めと作為的差止めの区別があるという説明など¹⁹があるにとどまり、差止めの効果・内容の決定に関する基本的な考え方、例えば不法行為に基づく損害賠償における個別損害項目の積み上げ方式による損害額の算定²⁰や、損害賠償の範囲（積極的損害については支出の必要性、消極的損害については利益獲得の確実性が基準であるとする²¹。）に相当する、差止めの効果・内容の準則について詳しく検

論文集発起人編『片山英二先生還暦記念論文集 知的財産法の新しい流れ』（青林書林、2010年）669頁。

¹⁷ 差止めの効果・内容の検討があまり進まなかった理由として、川嶋四郎「差止的救済の有用性に関する一展望——新たな民事救済の世紀に寄せて——」判タ1062号（2001年）37頁、39頁は、日本の差止めに関する問題について、「用語選択の不幸」を挙げ、「この国における差止的救済は、その企図するものに、『差止め』というネーミングがなされた時点から、すでに不幸の影を背負っていた。……通例、『差止め』とは、例えば、『出入りの差止め』や『国守が旅人に宿を貸すことを差し止めた』など、行為の中止や禁止を表す表現として用いられる。……実は、差止請求の中に、公害抑止のための様々な一定の作為・不作為の要求が含まれており、実質的には、原状回復をも包含し、事後にわたる金銭給付以外の一定の行為による規範的な関係調整の要求であることを考慮しなければならない」と指摘する。

¹⁸ 前掲・橋本ほか『事務管理・不法利得・不法行為 第2版』331頁〔橋本佳幸執筆〕。

¹⁹ 前掲・大塚「生活妨害の差止に関する基礎的考察（8・完）」685頁。

²⁰ 損害を積極的損害、財産的損害（積極的損害及び消極的損害）並びに精神的損害に分けて積み上げて損害額を算定する方式をいう（前掲・潮見『不法行為法』214頁）。

²¹ 前掲・前田達明『民法VI₂（不法行為法）』302頁、長野史寛『不法行為責任内容論序説』（有斐閣、2017年）。

討するものは多くない²²。例えば、有名な国立景観訴訟第一審判決は大規模マンションの一部除却（20メートルを超える部分）を命じたものであるところ²³、景観の保護法益性、景観の権利・利益に基づく差止めの成否や、成立要件に関する「入口」の議論は多くても、なぜ20メートルを超える部分の除却が命じられるのか、他の手段はなぜ認められないのかという「出口」、多種多様な差止めの効果・内容に関する議論は少なかったように思われる。

2 受忍限度の「機能」に着目する理由

以上の学説の状況を前提として、多種多様な差止めの効果・内容をどのように決定するかを検討するにあたり、本論文は、直截に裁判例における差止めの効果・内容の決定に関する準則を検討対象とすることは行わない。その代わりに、受忍限度の「機能」に着目して裁判例を類型化することにより、裁判例における差止めの効果・内容の決定に関する準則を検討する。本論文が、このような一見すると回り道をたどる理由は、以下のとおり、先行学説に照らすと、差止めの効果・内容の決定について、どのような判断過程によるか、すなわち、差止めの効果・内容を決定する「方法」と、どのような判断の準則に従うか、すなわち、差止めの効果・内容を決定する「基準」を分けて検討する必要がある、そのためには、差止裁判例における受忍限度の機能を検証することが重要だと考えるからである。

²² 訴訟法分野で、手続上、差止めに関する権利侵害の有無を中間判決的にまず判断して（論者は「権利侵害判決」と称する。）、その後、差止めの具体的な内容を定める手続きをして終局判決（論者は「救済形成判決」と称する。）に至るべきであるという「二段階的裁判手続」の提言も、これに類する（川島四郎「差止請求——抽象的差止請求の適法の検討を中心として」ジュリ 981号（1991年）68頁、74頁、同「大規模公害・環境訴訟における差止的救済の審理構造に関する予備的考察」判タ 889号（1995年）35頁）。もっとも、論者の提案する手続法の議論の前に、実体法上、差止請求権の成立要件と効果の議論が先行するように思われる。

²³ 前掲・東京地判平成14年12月18日（後掲・裁判例<3-2>）。

(1) 先行学説の指摘

多種多様な差止めの効果・内容の決定に関して、先行学説は、以下のとおり指摘する。すなわち、澤井裕は、公共性のある事業による公害被害に害する差止めを論じるに当たり、被害者の請求する差止めによる加害者の負担の程度に応じて、受忍限度判断における加害者側の事情の1つである公共性の重みづけが低下し、差止めの成否の結論が変わると述べている²⁴。これは、被害者の請求する差止めの内容が異なり得ること、言い換えれば多種多様であること、また、異なる内容の差止によって加害者の負担も異なり得ること、それにより、差止請求の帰趨が異なり得ることを示唆するものである。この示唆をさらに明確に指摘するものとして、大塚直は、差止めの成否の判断について、被害の内容・程度、加害行為の有益性などの要素による比較考量（衡量）は、種々の差止めの方法（建物の収去・操業停止から営業の転換、操業時間の短縮を経て高価な防止装置の設置に至るまで）の1つ1つに応じて異なり、その結果、差止めの成否が異なるとする²⁵。さらに、大塚は、差止めの具体的手段を考慮せず公共性を重視して差止請求を棄却した最(二)判平成7年7月7日民集49巻7号2599頁を批判的に評し、差止めの内容として公共性への影響がより軽微な方法（例えば防音シェルターの設置）を念頭に置けば、利益衡量上、差止請求が認容される可能性もあったと指摘する²⁶。

これらの指摘は、2つの点で重要であると考えられる。すなわち、第1に、例えば、国道の供用差止めにおいて、国道の使用が全面的に止められてしまうことを想起しがちであるように、これまでの差止めに関する議論が全部差止めを前提とする傾向があったのに対し、これらの学説が、差止めの「出口」は多種多様であり、防音シェルターの設置なども含まれることを改めて指摘した点である。第2に、差止めの効果・内容は多種多様であるから、加害者の負担には軽重があり、

²⁴ 澤井裕『公害差止の研究』（日本評論社、1976年）143頁。

²⁵ 前掲・大塚「生活妨害の差止に関する基礎的考察（8・完）」585頁。

²⁶ 大塚直「民法判例レビュー54 民事責任」判タ918号（1996年）62頁。なお、澤井が上記脚注24で引用している、前掲・竹内「差止請求」445頁は、アメリカ法を参考にして、差止めの方法として積極的差止めと消極的差止めを区別するのみであり、差止めの程度に照らした決定基準に関する見解を示したのではない。

加害者の負担が軽い差止めの効果・内容を採用した場合には、加害者の負担が最も重い全部停止の場合と比較して、結論が変わり得ること（請求認容の余地があること）を指摘した点である。敷衍すれば、これらの学説は、差止めの効果・内容を決定するには、ある差止めの効果・内容による被害者の被害の程度や加害者の負担の程度を考慮する必要があることを鋭く指摘している。

なお、ここで、先行学説が差止めの「出口」について、差止めの成立要件に関連する違法性に関するものとして議論していることから、混乱を避けるため、以下、成立要件・効果の概念とは中立的に、差止めの内容・「出口」について、差止めの範囲・手段と呼ぶことにする。

(2)先行学説の特徴——差止めの範囲・手段の「決定方法」と「決定基準」

このように差止めの範囲・手段の決定に関して卓越した指摘をする先行学説は、防音シェルターの設置のように具体的な差止めの範囲・手段を措定したうえで、その具体的な範囲・手段による影響（例えば、景観の回復の程度や除却費用の程度）を違法性判定としての比較衡量の要素に含めることで、差止めの範囲・手段を決定する。したがって、差止めの範囲・手段は、1段階の判断過程で決まることになる。なぜなら、差止めの範囲・手段は比較衡量の前に措定されており、受忍限度による比較衡量の結果、被害者側の利益が優越した場合、自動的に当該範囲・手段の差止請求権が成立し（例えば、防音シェルターを設置するとの差止請求権が成立する。）、被害者側の利益が劣後した場合、差止請求権は成立しないからである。

しかしながら、多種多様な差止めの範囲・手段を決定する考え方として、このような考え方は必然ではない。例えば、後掲・裁判例<1-7>²⁷において、日照阻害を理由とする建物建築禁止が問題となった事例で、裁判所は、申請人（被害者）の被害が受忍限度を超えたという判断をした後に、続けて、①建物の北側について3階と4階の建築をしなかった場合と、②7階以上を全部削った場合について、日照阻害の回復の程度と設計変更に伴う被申請人（加害者）の負担を考慮して、一部差止めの内容を決定した。したがって、この裁判例は、被害が受忍限度を超えたという判断を行った後、改めて差止めの範囲の決定を行っているから、

²⁷ 東京地決昭和47年11月11日判タ285頁114頁。

1段階の比較衡量ではなく、違法性の判断と差止めの範囲・手段の決定の2段階に分けて判断しているということができる。

この点、これら2つの考え方を理解するには、差止めの範囲・手段の「決定方法」と「決定基準」に分けて検討する必要があると考える。すなわち、差止めの範囲・手段を決定するには、差止めの範囲・手段を決定する判断過程が1回だけなのか、そうでないのか（2段階になるのか）という2つの決定のやり方・アプローチがあり得る。このような差止めの範囲・手段の決定の考え方・アプローチを、以下、「**差止めの範囲・手段の決定方法**」と呼びたい。そして、これとは別の次元で、比較衡量の判断要素としてどのようなものを取り込み、どのような重みづけで検討するかなど、差止めの範囲・手段の決定に直接関連する準則があり得る。これを、以下、「**差止めの範囲・手段の決定基準**」と呼ぶ²⁸。

先行学説は、差止めの範囲・手段を決定するに当たり、差止めの具体的な手段を措定して広く加害者側と被害者側の事情を1回だけ比較衡量することにより、差止めの範囲・手段を決定する考え方であるといえる（以下「**一元的アプローチ**」と呼ぶ。）²⁹。そして、このような一元的アプローチは、差止めの範囲・手段の「決定基準」としては、論理必然的に、差止めの具体的な手段を含めて加害者側と被害者側の事情を比較衡量し、受忍限度を超えたか否かにより判断することになる。つまり、一元的アプローチでは、差止めの範囲・手段の決定方法と決定基準が「連動」している。

これに対して、裁判例<1-7>のように違法性判定と差止めの範囲・手段の決定を2段階で行う考え方を、以下、「**二元的アプローチ**」と呼びたい。二元的ア

²⁸ 差止めの範囲・手段の決定方法が、論理的に、差止めの範囲・手段の決定基準に先行する。前者が定まらないと決定基準の要素が定まらないからである。

²⁹ この点は、差止請求権の個数をどのように把握するかという訴訟物の個数問題と密接に関連する。すなわち、上記の見解は差止めの方法ごとに差止請求権の成否を決定するから、差止請求事件について複数の請求権・訴訟物が成立することによる。例えば、道路騒音事例で、防音壁の設置と減音装置の設置では、各々について公共性等の受忍限度を検討することにより、各々の請求権の成否を検討する。これに対して、訴訟物を細分化せず、訴訟物の個数を1個とする見解もある。明確に差止請求事件の訴訟物の個数を1個とするものとして、田中豊「判解」最高裁判所判例解説民事篇（平成7年度）751頁がある。

アプローチによれば、差止めの範囲・手段の決定方法と決定基準は連動せず、差止めの範囲・手段の決定方法とは別に差止めの範囲・手段の決定基準が必要となる。

(3)受忍限度の「機能」分析による一元的アプローチと二元的アプローチの検討

そして、この対立の鍵となる比較衡量について、裁判所が被害者の利益が優越するとの判断を「受忍限度を超えたか否か」という表現で行ってきたことから、本論文は、裁判例において、裁判所がどのような受忍限度判断を行っているかに着目して検討する。すなわち、一元的アプローチが妥当であるとすれば、裁判例において、受忍限度判断が1回だけ行われ、違法性の判定と同時に差止めの範囲・手段が決定されていることになる。そこでは、受忍限度は、違法性判定として機能し、その違法性判定の中に差止めの範囲・手段の決定を含むことになる。これに対して、二元的アプローチが妥当であれば、受忍限度による違法性判定の段階と、差止めの範囲・手段を決定する段階が別途行われることになる。

以上から、本論文は、受忍限度の機能の検討を通して、差止めの効果の決定方法と、決定基準の両方を検討することとする。

<表：差止めの範囲・手段の決定に関する2つの考え方>

	一元的アプローチ	二元的アプローチ
差止めの範囲・手段の決定方法	違法性の判定と差止めの範囲・手段の決定を1段階で行う。	違法性の判定と、差止めの範囲・手段の決定の2段階で検討する。
差止めの範囲・手段の決定基準	被害の内容・程度、加害行為の有益性などの要素に加えて、種々の差止めの方法による加害者の負担など、被害者と加害者の事情を広く比較衡量する。	(追って裁判例の類型化を通して検討する。)
受忍限度の機能	違法性の判定(差止めの範囲・手段の決定を含む。)	違法性の判定。 差止めの範囲・手段の決定は別途行われる。

分析の視角

1 裁判例の類型化に基づく考察

差止請求権の検討において、差止めの内容が多種多様であることは、個別の事案に即した判断である裁判例によく表れているから、本論文では、裁判例を素材として検討を進める。

この点、これまで、差止請求について、裁判例を素材とした論稿は多数あるものの、その多くは、どのような法的根拠・法的構成で、どの程度の割合の請求が認容されたか、典型的には認容率に注目したものや³⁰、受忍限度の要素の内容・重みづけを論じるものなどであり³¹、差止めの範囲・手段の決定方法・決定基準と関連して、受忍限度の機能を考察するものは見当たらない。

そこで、以下、差止請求が問題となった裁判例を類型化し、その結果に基づいて分析を加えることにより、差止請求の裁判例において、差止めの効果を決定するに当たり、受忍限度がどのように機能しているかについて検討する。

検討の対象とする裁判例は、公共性（被害の原因となっている活動に関する公益上の必要性・有益性³²）のないものに限定する。その理由は、①契約関係にならない者の間で発生した被害に対する差止めを考えると、公共性は必ずしも要素ではないことから、公共性のない場合の差止めが、民事差止めのいわば「原型」であるといえること、②公共性がある場合、實際上、差止めを肯定した事例が少ないため、差止めが肯定された場合の差止めの範囲・手段を検討するのが困難であること、③反対に、公共性がない場合、差止めを肯定した裁判例が比較的多いこと（本論文が対象とするだけでも79件ある。）にある。

³⁰ 川嶋四郎「差止め訴訟における強制執行の意義と役割——問題の所在と解決の方向性」ジュリ 971号（1991年）260頁など参照。

³¹ 例えば、前掲・井上編『受忍限度の理論と実務』など。

³² 前掲・橋本ほか『事務管理・不法利得・不法行為 第2版』126頁〔橋本佳幸執筆〕。

2 アメリカ法の議論

差止めの範囲・手段の決定方法及び決定基準について、日本の裁判例の類型化の視角を得るべく、アメリカ法を参照する。その理由は3つある³³。

第1に、アメリカ法でも、受忍限度類似の概念が用いられている点である。確かに、アメリカ法には、例えば、直訳して”socially tolerable level”といったような、「受忍限度」をそのまま意味する用語・言葉は存在しない。しかしながら、受忍限度を意味する用語・言葉がないとしても、機能的には日本法の受忍限度と同様の概念がある。すなわち、アメリカ法上、nuisance が成立するためには、substantial harm（実質的な侵害）という要件、及び unreasonable harm（不合理な侵害）という要件を充足する必要がある、すなわち、被告の活動に起因する侵害の程度が実質的であること、及び、当該共同体において合理的な侵害とは言えないことが要求される場所、これらの要件は、共同体の構成員として、一定の限度の被害は受忍しなければならず、一定の限度を超えた場合にのみ injunction が認められ、かつ、その一定の限度は、共同体にとって合理的か否かにより定めるとされている。したがって、これらの概念は、実質的に日本法の受忍限度と同様の機能を果たしていると言えそうだ。

第2に、アメリカ法には、伝統的に、不法行為 (tort) に対する救済は、common law 上の救済である損害賠償 (damages) に加えて、common law とは別の法体系である衡平法 (equity) における救済 (remedy) が発達しており、差止め (injunction) は、この衡平法の一分野とされているところ、差止めが認められる場合、その内容は、被告による侵害なければ原告が保持していただろう原告の正当な地位 (plaintiff's rightful position) を回復するものでなければならないとされている。この plaintiff's rightful position という概念がどのようなものかに関する豊富な議論は、衡平法という特殊性を加味した上で、日本法の差止めの内容決定の検討の参考になると考える。

第3に、日本の差止め法は、法律の明確な明文の規定がないため、理論面に加えて、判例・裁判例によって発展してきた面があるところ、アメリカ法も、同様に、差止め (injunction) について法律の明文の規定があるわけではなく、判例

³³ 後記第1章参照。日本法について、前掲・加藤「序論——公害法の現状と展望」27頁参照。

法 (case law) によって生成されてきた。この点でも、アメリカ法の議論を比較、参照することに意義がある。

3 裁判例の類型化

本論文は、本論文の問題意識に照らして、アメリカ法を参照しつつ、以下の2つの視角から日本の裁判例を類型化する。すなわち、第1の視角は、差止めの範囲・手段の決定方法について、裁判所が、違法性判定段階と、差止めの範囲・手段の決定段階を区別していたかという観点である。すなわち、一元的アプローチのように、受忍限度により、違法性の有無と差止めの範囲・手段が1段階で決まるとすれば、このような区別はないことになる。これに対して、二元的アプローチによれば、違法性の有無を判断する段階と差止めの範囲・手段を決定する段階を区別して検討することになる。また、第2の視角は、差止めの範囲・手段の決定基準について、裁判所が、どのような要素を衡量していたか、防音シェルター等の設置費用など、具体的に念頭に置く差止めの範囲・手段による被害者・加害者への影響を仮定的に判断、シミュレートしていたかという観点である。すなわち、このような類型化により、一元的アプローチ、二元的アプローチのいずれについても、このような当事者への影響を考慮する必要があることを確認し、また、二元的アプローチにおいては、どのような要素で差止めの範囲・手段を判断するかを別途検証する必要があるため、このような観点から裁判例を類型化する（これに対して、一元的アプローチは、ある差止めの範囲・手段を採用した際の当事者への影響を除く違法性に関する受忍限度の要素を一時的に比較衡量する。）。

なお、差止めの根拠・法的構成については、外国法に加えて、日本の多数の裁判例をも検討対象とし、論拠としている点で、最も説得的であると考え、複合説（「権利」の侵害と、「利益」の侵害を区別し、前者については権利構成を、後者については不法行為構成を採用し、「利益」の侵害については、消極的侵害と積極的侵害を区別する見解）に従う³⁴。

³⁴ 前掲・大塚「生活妨害の差止に関する基礎的考察 (7)」441頁。なお、差止めの法的構成・法的根拠から、演繹的に差止めの効果・内容（範囲・手段）の決定方法が決まるとの考え方もあり得る。この点、成立要件については、権利的構成の立場から成立要件を演繹的に導くことで、成立要件として受忍限度を採用す

用語の統一

本論文は、以下のとおりの用語法を採用する。

ある被害が発生した場合（発生することが確実である場合を含む。以下同じ。）に、被害者が加害者に対して求める、被害を除去し、又は被害発生を予防する何らかの作為又は不作為を「差止め」と呼ぶ³⁵。差止めを規律する法を「差止め法」といい、被害者が加害者に対して差止めを請求する権利を「差止請求権」という。また、差止請求権が成立するための要件を「差止請求権の成立要件」といい、差止請求権の成立要件を充足した結果認められる、作為・不作為の内容を「差止めの効果・内容」又は「差止請求権の効果・内容」という³⁶。さらに、繰り返しになるが、差止めの効果とは別の次元で（ある差止めが成立要件や効果であるとの法的な評価を離れて）、個別の裁判例において、どのような差止めが認められるかについて、「差止めの範囲・手段」と呼ぶことにする。

る立場に対して厳しい批判が加えられた（原島重義「権利論とその限界」九州大学法政研究 42 巻 2・3 号（1978 年）411 頁など）。効果についても同様の演繹的な発想がありうる。もっとも、本論文は、法的構成・法的根拠から演繹的に効果の決定基準を否定する意図はないものの、裁判例を分析することにより、帰納的に効果の決定基準について考察する。

³⁵ 前掲・橋本ほか『事務管理・不法利得・不法行為 第 2 版』331 頁〔橋本佳幸執筆〕参照。

³⁶ 「差止めの効果」、「差止めの内容」、「差止請求権の効果」、「差止請求権の内容」のそれぞれの概念の相違が不明瞭である印象は否めない。その原因の一つには、不法行為に基づく損害賠償のように、法律上の明文の規定が明確には定まっていない点にあると考えられる。もっとも、言葉遣いはともかく、実際に加害者に対して命じられる作為・不作為の内容が重要であると考えて、本文とおり定義することとした。

本論文の構成

本論文の課題は、多種多様な差止めの範囲・手段をどのように決定するかについて、裁判例上、受忍限度がどのような機能を果たしているかを分析することにより、差止めの範囲・手段の決定方法・決定基準を考察する点にある。この課題を論じるため、以下の構成で検討を進める。**第1章**では、アメリカ法における差止めの範囲・手段を検討して、日本の裁判例の類型化の視角に関する示唆を得る。次に、**第2章**では、本論文の問題意識や、アメリカ法の分析から得た示唆に基づき、215件の差止請求の裁判例を対象として、受忍限度がどのように機能しているのかについて類型化を行う。そして、**第3章**では、第2章の裁判例の類型化の結果に基づき、差止めの範囲・手段の決定方法、決定基準について、受忍限度が果たしている機能について分析する。次に、**終章**において、受忍限度の機能について結論付けるとともに、受忍限度の機能の分析に基づき、先行学説たる一元的アプローチについて検討した上で、差止めの範囲・手段の決定方法として二元的アプローチに立ちつつ、差止めの範囲・手段の決定基準について考察する。さらに、最後に、今後の課題について言及する。

第1章 アメリカ法における差止め内容の決定方法と決定基準

本章では、アメリカ法における差止めに関連する議論を検討する。差止めの裁判例における受忍限度の機能を考察するという本論文の課題において、アメリカ法を参照する理由は以下のとおりである。

アメリカ法上、nuisanceの成立要件として、substantial harm（実質的な侵害）及びunreasonable harm（不合理な侵害）が求められるところ、これらの概念の内容を見ると、社会共同生活において、一定の質・量の侵害は受忍しなければならないという点で、軽度の侵害について不法行為の成立を否定するものであり、実質的に日本法の受忍限度と同様の機能を果たしている。したがって、受忍限度の機能について検討する本論文において、アメリカ法を参照する意義がある。

また、アメリカ法の差止めの議論は、日本と同様、裁判例を中心に形成されてきたものであり、アメリカ法でinjunction（差止め）が認められる場合、差止めの内容を事案に即して”tailor”するとされており、また、差止めの内容は、被告による侵害なければ原告が保持していただろう plaintiff’s rightful position（原告の正当な地位）を回復するものでなければならないとされている。これは、差止請求権の効果に関する準則であると解される。

そこで、これらのアメリカ法の議論を参考にして、裁判例の分析の視角の参考となる議論を検討し、また、それに伴って、差止めの範囲・手段について示唆を得るべく、アメリカ法を参照する。

以下、**第1節**では、nuisanceとinjunctioの概要について検討する。**第2節**では、アメリカ法が、どのような基準で差止めの範囲・手段を決定しているのか、また、nuisanceにおけるbalancing（衡量）と、injunction（差止め）におけるbalancingはどのような関係にあるのかを検討する。

第1節 NuisanceとInjunctionの概要

生活妨害による被害がある場合、アメリカでは、nuisance（生活妨害）として、injunction（差止め）により救済されることが問題となる。そこで、まず、差止めの範囲・手段の決定方法、基準の議論の前提として、これらの概念の概要についてまず述べる。

I Nuisance の概要

1 Nuisance の意義

(1) 定義

ある者が他人に対して生活妨害を発生させた場合の加害者の責任について、アメリカ法では、不法行為法 (tort law) の中で、nuisance として規律される。nuisance とは、判例において nuisance に含まれるものが多様であるため、必要十分な定義は困難であるものの³⁷³⁸、それらに共通する要素を集約すると、被告による原告の利益の妨害をいう³⁹。

(2) Trespass との相違

Nuisance に類似する不法行為の類型として trespass がある。すなわち、trespass とは、被告の行為による直接の結果としての、土地の排他的占有に対する不法侵入をいう⁴⁰。

この trespass と nuisance は、いずれも土地に関連した権利や利益の侵害が問題となる点で類似している。そこで、これら 2 つの相違が問題となる。

この点、かつては、土地に対する直接の侵入が trespass、そうでないものが nuisance と理解されていた⁴¹。しかし、現在では、土地の排他的な占有の利益を

³⁷ Prosser et al., *Prosser and Keeton on the Law of Torts*, 5th ed, (1984), West, at 616.

³⁸ 池田寅二郎「『ニューサンス』に就て」法協 9 卷 4 号 (1891 年) 535 頁、矢頭敏也「英米法におけるニューサンス研究への序説 (一)」早稲田法学 31 卷 3・4 号 (1956 年) 355 頁、同「英米法におけるニューサンス研究への序説 (二)」早稲田法学 32 卷 1・2 号 (1956 年) 135 頁、生田典久「米国における環境権 Environmental right に基づく公害訴訟の新動向 (上)」ジュリ 467 号 (1970 年) 141 頁、同「米国における環境権 Environmental right に基づく公害訴訟の新動向 (下)」ジュリ 468 号 (1970 年) 146 頁など参照。

³⁹ Prosser et al, *supra*, at 617p.

⁴⁰ *Id.* at 67.

⁴¹ *Id.* at 622.

侵害するものが trespass、土地の利用と享受の利益を妨害するのが nuisance であるとされている⁴²。

(3) Nuisance の種類

Nuisance は、被告の活動により妨害される対象によって、大きく 2 つの種類がある⁴³。

1 つは、private nuisance であり、私人の利益が侵害される場合である。単に nuisance といった場合、private nuisance を指すことが多い。もう 1 つは、public nuisance である⁴⁴。これは、州政府⁴⁵が、公衆 (public) に代わって公衆の安全、検討などの不利益を回避するためのものである。私人は、原則として public nuisance を原因 (cause of action) として提訴することはできない⁴⁶。そこで、以下、private nuisance を前提に検討する。

Private nuisance を定義するにあたり、必ず入れなければならない主要な要素は、土地の利用及び享受の妨害 (an interference with the use and enjoyment of land) である⁴⁷。Nuisance には、ある者がある財産を占有している場合、当該財産そのものに対する侵害に加えて、当該財産から発生する快適さや便利さに対する侵害を含む⁴⁸。private nuisance に含まれるものは多種多様である。すなわ

⁴² *Ibid.*

⁴³ 加藤一郎「序論」同編『公害法の生成と展開』(有斐閣、1968 年) 3 頁、27 頁。

⁴⁴ 飯泉明子「アメリカ環境法におけるパブリック・ニューサンス法の一側面——ALI『不法行為法リステイトメント(第 2 次)』 § 821B の編纂過程を中心に」早稲田大学大学院法研論集 163 号 (2017 年) 1 頁参照。

⁴⁵ アメリカ合衆国では、公共の福祉 public welfare に関する事項は、連邦政府ではなく、州政府が管轄を有する (アメリカ合衆国憲法 8 条) ため、わが国においては、実質的に政府による提訴に近い。

⁴⁶ Dobbs, *The Law of Torts*, West, 2000, at 1334.

⁴⁷ *Id.* at 619.

⁴⁸ *Ibid.*

ち、振動 (vibration)⁴⁹、突風 (blasting)⁵⁰、穀物の破壊 (destruction of crops)⁵¹、水を侵入させること (flooding)⁵²、排水溝をせりあがらせること (raising the water table)⁵³、水流を汚染すること (pollution of stream)⁵⁴、地下水の供給を汚染すること (pollution of an underground water supply)⁵⁵、不快な悪臭 (odor)、

⁴⁹ 例えば、Sam Warren & Son Stone Co. v. Gruesser, 307 Ky. 98209 S.W.2d 817 (1948)において、被告が石を切りだし、その石に砥石をかける振動が nuisance を構成するとされた。

⁵⁰ 例えば、Beecher v. Dull, 294 Pa. 17 (1928)において、石灰岩の採石場において、碎石のために石を爆発させることに伴う爆風、振動が nuisance に該当するとされた。

⁵¹ 例えば、United Verde Extension Min. Co. v. Ralston, 37 Ariz. 554 (1931) 296 P. 262 において、被告が金属の精錬工場から硫黄を含む有毒ガスを排出したことにより、原告が栽培していたビートなどの穀物を破壊して被害を与えた事例において、nuisance に該当するとされた。

⁵² 例えば、Mueller v. Fruen 30 N.W. 886 において、被告がダムを形成して、原告の土地に水をあふれさせることは nuisance に該当するとされた。

⁵³ 例えば、Cason v. Florida Power Co. 76 So. 535 (1917)では、川の流れを遮ってダムを形成し、維持することにより、水流をあふれさせる行為は、nuisance に該当するとされた。

⁵⁴ 例えば、Beach v. Sterling Iron & Zinc Co., 54 N.J. Eq. 65 (1895) 54 N.J. Eq. 65 では、被告が鉱業により水流を汚染して、下流のティッシュペーパーの製作工場 (原告) の土地に被害を与える行為は、nuisance に該当するとされた。

⁵⁵ 具体例は後述する。

煙・粉塵・ガス⁵⁶、大きな騒音 (loud noises)^{57 58}、繰り返し電話をかけること⁵⁹などを含む。

2 Nuisance の成立要件

Nuisance が成立する要件として、以下の4つが求められる。

①被告は、原告が権原をもつ土地の利用及び享受を妨害する意図をもって行動したことが必要である⁶⁰。Nuisance が成立するためには、原告が権原をもつ土地の利用及び享受を妨害する意図をもって行動したことが必要であるとされている⁶¹。したがって、Nuisance は、故意の不法行為の一種だとされている⁶²。

②被告による妨害があることが成立要件とされる。すなわち、実際に妨害された利益の量や程度を予測し、又は、実際に妨害された利益を意図したものではなかったとしても、意図された種類の土地の利用と享受に対する妨害があれば足りる⁶³。

⁵⁶ 例えば、Alster v. Allen, 141 Kan. 661 42 P.2d 969 (1935)では、乳製品の製造工場が、蒸気や悪臭、ガスを発生させることは、周辺の住民の状況などに照らして、nuisance に該当する場合があるとされた。

⁵⁷ 具体例は後述する。

⁵⁸ 公共性のある事案が多いものの、航空機騒音について、野村好弘「航空騒音をめぐる紛争の訴訟的解決(一)——アメリカ判例への機能的アプローチの試み」ジュリ 324号 (1965年) 21頁、同「航空騒音をめぐる紛争の訴訟的解決(二)——アメリカ判例への機能的アプローチの試み」ジュリ 326号 (1965年) 46頁、同「航空騒音をめぐる紛争の訴訟的解決(三・完) ——アメリカ判例への機能的アプローチの試み」ジュリ 328号 (1965年) 62頁参照。

⁵⁹ 例えば、Brillhardt v. Ben Tipp, Inc., 48 Wash.2d 722 (1956) 297 P.2d 232.

⁶⁰ Prosser et al, *supra* note1, at 622.

⁶¹ *Ibid.*

⁶² *Id.* at 625.

⁶³ *Id.* at 622.

③被告の行為の結果として発生した妨害が、physical harm（物理的な侵害）（もしあれば）があるか、又は、substantial（重要である）ことが必要である⁶⁴。したがって、例えば、井戸をわずかに濁らせた場合⁶⁵のように、軽微な侵害は除外される。Substantialであるためには、原告が、被告の行為によりその土地の価値が減少したことを証明しなければならない⁶⁶。

④当該状況の下での妨害が、その性質、期間や量において、土地の利用及び享受に対する不合理な妨害であることが成立要件である⁶⁷。この unreasonable の要件は、被告の行為が不合理でなければならないことではなく、妨害が不合理であることを要求する⁶⁸。そのため、人が社会に生きる上において、特に、人口の多いコミュニティで生きる場合、他人の利益との衝突（clash）は避けられない⁶⁹。實際上、原野に居住するのではない限り、人間の活動は、他人に対して、大なり小なり妨害のリスクを含んでいる⁷⁰。各人は、それぞれのコミュニティにおいて、一定の量・程度の迷惑や不利益、妨害は我慢しなければならない⁷¹。しかし、この一定の量・程度を超えたものについては、少なくとも損害賠償により填補されるべく、加害者に対して不法行為責任が課せられる^{72 73}。

⁶⁴ *Ibid.*

⁶⁵ Taylor v. Bennett, 1836, 7 C. & P. 329, 173 Eng. Rep. 146.

⁶⁶ Prosser et al, *supra* footnote 37, at 623.

⁶⁷ *Id.* at 622.

⁶⁸ Second Restatement of Torts, § 822、Comment g.

⁶⁹ *Ibid.*

⁷⁰ *Ibid.*

⁷¹ *Ibid.*

⁷² *Ibid.*

⁷³ 田中和夫「英米法におけるニューサンス」法時 32 卷 3 号（1960 年）151 頁、156 頁は、substantial の要件の説明として、社会生活は、お互いに助け合うと同時に、お互いに迷惑をかけあう生活であって、些細な迷惑はお互いに我慢しあわなければならないとする。Substantial と reasonable の要件は、まとめて substantial and reasonable と表現されることもあり（Prosser, at 626）、実際上の区別は微妙である。もっとも、実質的に侵害の質、量の程度が問題となることには変わらない。

また、unreasonable に当たるか否かの判断要素として、(1)被告の妨害行為に起因する侵害の量の大小、(2)消費者全体への転嫁や保険による填補などの観点から、原告と被告においていずれが損失を負担できるか、(3)原告が原告の財産を利用する内容、(4)被告が被告の財産を利用する内容、(5)地域性の内容、(6)原告と被告のいずれが、それぞれの土地において活動を先に開始したかという点⁷⁴、また、(7)被告の活動の有用性⁷⁵などがある。被告の活動の有用性に関して、被告の活動が社会に与える便益が有害性を上回る場合にも、nuisance はなお成立するとされている。この点、土地の利用及び比較衡量における他人の権利を故意に侵害し、かつ、その侵害が深刻であった場合、unreasonable に該当する（不合理性の要件を満たす。）⁷⁶。

3 具体的事例——日照障害、騒音・振動、悪臭など

アメリカの不法行為法の大家である Prosser が、nuisance について「すべての法の中で最も突破することのできないジャングル (impenetrable jungle)」と呼んだように^{77 78}、nuisance に関する事件群を統合的に理解するのは困難であると述べるほど、nuisance の認められる事件類型は、多種多様である。そのうち、第3章で取り上げる日本の事件類型に類似するものを素材にして、nuisance の成立要件について検討する。

⁷⁴ Prosser et al, *supra* footnote 37, at 630.

⁷⁵ Dobbs, *supra* footnote 46, at 1329.

⁷⁶ Second Restatement of Torts 829A.

⁷⁷ Prosser et al, *supra* footnote 37, at 616.

⁷⁸ このフレーズは、しばしば援用される（例えば、Dobbs, Torts, at 1320 ）。

(1) 騒音・振動

上記のとおり、騒音 (noise) や振動 (vibration) は、争いなく、nuisance に該当しうる⁷⁹。例えば、Gault et al. v. Transcontinental Gas Pipe Line Corp.では、連邦地区裁判所は、原告がその居住地の近傍の天然ガスラインの booster station からの騒音と振動によって悩まされていたため、同ラインの増強工事の差止めを求めたという事案について、天然ガスラインの booster station からの騒音と振動が、原告の土地に居住することを実質的にかつ重大に侵害し、土地の市場価値を下落させる場合には、nuisance が成立すると判示して、原告の請求を認容した⁸⁰。

また、Guarina v. Bogart では、原告らが郊外に居住していたところ、近隣で、ドライブインの映画上映を操業している被告に対して、客の自動車が発する騒音や映画上映による騒音を理由にその操業の差止めを請求したという事案において、ペンシルバニア州最高裁判所は、被告のドライブインの映画上映の操業は unreasonable であり、nuisance を構成するとして、客の個々の車にカースピーカーを設置させることによる操業の方法に変更するよう請求を認容した⁸¹。

このように、アメリカ法では、騒音や振動が nuisance になりうることに ついて争いはない。

(2) 悪臭

上記のとおり、悪臭 (odor) を原因として、nuisance に該当することについて、アメリカ法では、争いが無い。

例えば、Hedrick v. Tubbs⁸²において、被告が、腐ったリンゴや生ごみを被告の敷地に捨て、また、焼却炉でごみを焼却したため、有害な蒸気や悪臭を発生させたとして、道路を挟んだ箇所に住んでいた原告がゴミ捨てと焼却炉の使用の禁止を求めた事案において、裁判所は、nuisance に該当するとして、原告の請求を認容した。

⁷⁹ Dobbs, *supra* footnote 46, at 1322.

⁸⁰ 102 F. Supp. 187 (1952).

⁸¹ 407Pa. 307, 180 A.2d. 557 (1962).

⁸² 120. Ind. App. 326, 92 N.E.2d 561 (1950).

また、別の事件として、Soap Corporation of America v. Reynolds⁸³において、連邦第 5 巡回控訴裁判所は、原告が、原告が所有し居住する土地に隣接する土地で、石鹼工場を操業する被告に対して、石鹼工場からの悪臭により、同工場の操業の停止を請求したという事案において、被告の石鹼工場による悪臭の発生は private nuisance に該当するとした上で、救済方法として、被告が主張する損害賠償 (damages) ではなく、差止めを選択した原審に誤りはないと判示して、原告の請求を認容した原審判決を維持した。

(3)日照阻害

日本における日照阻害に対する保護については、アメリカでは独特の展開を見せている⁸⁴。

すなわち、アメリカ法において今も重要な役割を果たすイギリス法は、古くから、“ancient light”という概念で一定の日照を保護してきた。すなわち、イギリスのコモン・ローでは、ancient light とは、取得時効による採光地役権をいい、隣地に面する建物の窓からの採光が、“time immemorial” (法的記憶の及ばぬ時代) から継続していること (20 年⁸⁵) を証明すれば、建物の所有者は、prescription (取得時効) により隣地の所有者からその採光を妨害されないという消極的地役権 (negative easement) を認められ、採光を享受することができた。この ancient light の概念によれば、20 年以上、日照を享受していた場合には、日本の日照阻害の場合と同様に、採光を妨害する建物の建築などを差し止めることができる帰結となる。

しかしながら、アメリカでは、イギリス由来のこの ancient light の法理を採用することを否定した。すなわち、例えば、Fontainebleau Hotel Corp. v. Forty-Five Twenty-Five, Inc.⁸⁶は、原告が所有、運営するホテルの隣に、被告が所有、運営するホテルがあったところ、被告が、さらに 14 階分の建て増しを計画したため、同計画通りの建築が完成した場合、原告のホテルのスイミングプールや日光浴

⁸³ 178 F 2d. 503 (1950).

⁸⁴ Franklin Gevurtz, *Obstruction of Sunlight as a Private Nuisance*, California Law Review, Jan., 1977, Vol. 65, No. 1 (Jan., 1977), pp. 94-119.

⁸⁵ Prescription Act 1832, Section 2.

⁸⁶ 114 So. 2d 357 (Fla. Dist. Ct. App. 1959).

のためのスペース (sunbathing area) が日影に隠されてしまうとして、原告が被告に対して、同計画の差止めを求めたという事案である。裁判所は、ancient light の法理を否定し、ラテン語で”sic utere tuo ut alienum non laedas”、すなわち、英語で”use your own property in such a way that you do not injure other people's” (「他人の所有物を害さないように、汝自身の物を使用すべし」⁸⁷⁾) という法格言を引用しつつ、隣接する土地からの自由な光や空気の流れを享受する法律上の権利はなく、したがって、損害賠償についても差止めについても、cause of action を構成しないとの原則が、本件についても適用されると判示して、原告の差止請求を否定した。

もっとも、その後、Glenn Prah v. Richard D. Maretti⁸⁸ では、太陽光による熱供給を熱源としていた建物に居住していた原告が、隣地に建物を建築して原告の集熱器に太陽が当たるのを妨害しようとしているとして、被告に対して建物建築の差止めを請求したという事案において、ウィスコンシン州最高裁判所は、太陽光を享受することを不合理に妨げる (unreasonable obstruction) 場合、private nuisance に該当する場合があるとして、原告の主張に根拠を認めず、被告の summary judgment を認めて請求を棄却した原審の判決を破棄し、差し戻した。

いずれにせよ、アメリカ法は、わが国のように、騒音・振動、悪臭と同列に日照を享受する利益が存在することは前提とした上で、日照人感の減少が受忍限度を超えたか否かなどの基準で差止めの成否を決定するという立場をとっていない⁸⁹。

4 救済方法

このように、生活妨害について、nuisance が成立したとして、被害者にどのような救済方法が認められるのだろうか。

⁸⁷ 戒能通厚「『採光権』についての一考察」比較法学 51 卷 1 号 (2017 年) 1 頁、12 頁。

⁸⁸ 108 Wis.2d 223, 321 N.W.2d 182 (1982).

⁸⁹ 前掲・戒能通厚「『採光権』についての一考察」23 頁参照。

(1) Remedy の一般論

この点、アメリカ法には、remedy（救済法）という独特の概念がある。すなわち、日本では、不法行為に基づく損害賠償では、不法行為があった場合、損害が発生する限り、当然に損害賠償が認められるのに対して、アメリカ法においては、不法行為があった場合には、損害賠償のみならず、差止めなど他の救済方法が認められるときもある⁹⁰。そして、イギリス以来の伝統により、救済方法は、コモン・ロー上の救済（legal remedy）と、衡平法上の救済（equitable remedy）が存在する⁹¹。衡平法上の救済は、コモン・ロー上の救済では不合理な結論となる場合に、王制イングランドの chancellor が、特別に救済を図ったことに由来するため⁹²、例外的にしか認められない⁹³。不法行為がある場合、金銭による填補（損害賠償）がコモン・ロー上の救済に該当し、injunction（差止め）は、エクイティ上の救済に該当する⁹⁴。

そして、この remedy という概念は、日本法の不法行為法に当たる tort（law of torts）とは別の法分野を形成している。すなわち、例えば、契約に基づく債務の不履行があった場合、アメリカ法では、契約法のほかに、動産の現物の引き渡し（specific performance）や損害賠償（damages）が問題となるところ、これについて、remedy という別の法分野が問題となる。この例と同様に、生活妨害がある場合、不法行為の成立については nuisance が規律するのと同時に、nuisance を含む tort（不法行為又は不法行為法⁹⁵）という法分野に属する一方で、injunction については、remedy（救済法）という別の法分野が規律することになる⁹⁶。

⁹⁰ Dobbs, *supra* footnote 46, at 1338.

⁹¹ Dobbs, *Law of Remedies* 3d ed., at 1, 9. 平野晋『アメリカ不法行為法 主要概念と学際法理』（中央大学出版部、2006年）133頁。樋口範夫『アメリカ不法行為法（第2版）』（弘文堂、2014年）348頁参照。

⁹² Dobbs, *supra* footnote 91, at 45.

⁹³ *Id.* at 9, 45.

⁹⁴ *Id.* at 5, Hassen, *Remedies* 3rd ed., Aspen (2012). at 5.

⁹⁵ “The law of torts”と呼ばれることもある。

⁹⁶ 救済法について、新堂幸司『新民事訴訟法[第6版]』（弘文堂、2019年）、252頁。

(2) Nuisance の remedy

ある生活妨害が nuisance に該当した場合、被害者（原告）には、以下のとおりの救済方法がある。すなわち、private nuisance の場合、救済方法 (remedies) として、次の3つがある⁹⁷。すなわち、①損害賠償、②injunction（差止め、裁判所による差止命令）、③abatement（自力救済）である^{98 99}。

さらに、private nuisance の主たる救済方法である、差止め及び損害賠償に着目すると、次の4つの救済上の選択肢が認められる¹⁰⁰。すなわち、①救済（差止め）を否定すること、②差止めを肯定すること、③差止めを否定するが損害賠償を認めること、④補償を伴う差止め（compensated injunction）を認めるものである¹⁰¹。④補償を伴う差止めは、1972年、Spur Industries 事件でアリゾナ州最高裁が認めたもので¹⁰²、被害者は、加害者の活動を停止させることができるもの、加害者の移転費用などの補償をする必要があるというものである¹⁰³。もっと

⁹⁷ 徳本鎮「アメリカにおけるプライベート・ニューサンス概説（一）」ジュリ 326号（1965年）56頁、同「アメリカにおけるプライベート・ニューサンス概説（二）」ジュリ 328号（1965年）71頁参照。特に、「アメリカにおけるプライベート・ニューサンス概説（二）」において、nuisance の救済方法について紹介する（ただし、差止めの内容決定については言及がない。）。

⁹⁸ Prosser, *supra* footnote 37, at 637.

⁹⁹ これに対して、public nuisance については、刑事手続きにより、州や検察官による強制的な行為の停止（典型的には刑事罰による。）が救済手段とされている。Prosser, at 643.

¹⁰⁰ Dobbs, *supra* footnote 91, at 537.

¹⁰¹ *Ibid.*

¹⁰² Spur Industries, Inc. v. Del E. Webb Development Co., 108 Ariz. 178 (1972).

¹⁰³ 同事件の概要は以下のとおりである。原告は郊外の土地を開発して多数の者に売却していた者（いわゆるデベロッパー。ただし、購入者に販売したのちも、住宅街の公共の利益の維持などを行っていた。）であり、被告は、同じ地域で家畜を飼育する業者であった。被告（及びその前主）が家畜の飼育や農業を開始したころ（1911年）、この地域には住宅など何もない原野であったが、その後、人口の増加に伴い、原告による宅地開発地域と接するようになり、被告の家畜の飼

も、この補償を伴う差止めによる救済は、法と経済学の学者を中心に受け入れられているものの、営業秘密侵害の類型以外では、あまり使われていないとされている¹⁰⁴。したがって、生活妨害の救済方法としては、實際上、injunction（差止め）と damages（損害賠償）のいずれかが問題となる。

II Injunctionの概要

日本法で差止めにあたるものは、アメリカ法で injunction と呼ばれる¹⁰⁵。すなわち、injunction とは、人に対する (*in personam*) 命令で、被告に対して、作為又は不作為を命じるもので、法定侮辱の制裁 (contempt power) により強制されるものをいう¹⁰⁶。

育に伴う悪臭により、多くの住民が悩まされるようになった。そのため、原告が被告に対して、public nuisance であるとして、家畜の飼育等を停止するよう求めた。アリゾナ州の最高裁判所は、原告が被告に対して、移転費用等の補償をすることを条件に、差止めを認めた。なお、この事例は、private nuisance ではなく、公衆の安全、健康等を守るために認められる public nuisance の事例であるから、私企業が土地を開発して、邪魔になった先住の者を移転させたというものではない。

¹⁰⁴ Dobbs, *supra* footnote 91, at 538.

¹⁰⁵ 谷口知平「英米法における権利濫用」比較法研究 3 号 (1951 年) 8 頁は、英米法における injunction (特に public injunction) について紹介する。

¹⁰⁶ Dobbs, *supra* footnote 91, at 164.

1 Injunction の種類

Injunction の種類として、恒久的なものか、暫定的なものかという観点から、①恒久的差止め（permanent injunction）、②暫定的差止め（preliminary injunction）、③一方的緊急差止命令（temporary restraining orders）¹⁰⁷に分けられる。すなわち、①permanent injunction は、実体審理を伴う適式な手続き（trial）を経て発出されるもので、恒久的なものである¹⁰⁸。これに対して、②preliminary injunction と③temporary restraining orders は、暫定的なものであり、陪審審理（trial by jury）なく発出されるもので、②preliminary injunction は、被告に対する告知（notice）のみで差止命令が発出され、③temporary restraining orders は、告知（notice）すらなく差止命令が発出される¹⁰⁹。

2 差止めが認められる要件

アメリカ法では、injunction が認められる要件として、判例上、adequacy（救済方法として、損害賠償ではなく、差止めが適切であること）などの要件が必要とされてきた¹¹⁰。ところが、最近の連邦最高裁判所の判決（いわゆる eBay 判決）は、従来の考え方を変えたと評されている。そこで、以下、eBay 判決の概要と、それに対する批判を見る。

¹⁰⁷ しばしば TRO と略される。 *Id.* at 187.

¹⁰⁸ Dobbs, *supra* footnote 91, at 164.

¹⁰⁹ *Ibid.*

¹¹⁰ Dobbs, *supra* footnote 91, at 532.

(1)eBay 判決¹¹¹

被告 (eBay) は、著名な商取引の会社であり、原告 (特許権保有者) が保有する特許を、原告との間で締結した契約に基づいて利用していたところ、ある時、利用継続に関する交渉が決裂した。それにもかかわらず、eBay は当該特許を利用し続けた。そこで、原告が被告の利用について damages (損害賠償) と permanent injunction (恒久的差止め) を求めて提訴した。陪審 (jury) は、trial において、被告が意図的に原告の特許権を侵害した (willfully infringed) として、3000 万ドルの賠償を評決した。そこで、原告が連邦地区裁判所に対して permanent injunction を要請したところ、地区裁判所はそれを否定した¹¹²。そこで、原告が控訴したところ、連邦巡回裁判所 (the United States Court of Appeals for the Federal Circuit) は、特許権侵害の場合、例外的な状況がない限り、permanent injunction が認められるのが一般的なルールであるとして、一審を取り消して、permanent injunction を認容した。そこで、被告が上告を申し立てた。

この事件における主たる争点は、特許権侵害訴訟 (patent infringement case) における permanent injunction の要件である。連邦最高裁判所は、全員一致で、原判決を破棄し、差し戻した (被告勝訴)。連邦最高裁判所は、“4 factor test (eBay test)”を採用し、原告は以下の 4 つの要素を立証する必要があるとした。すなわち、①that it has suffered an irreparable injury (原告が回復困難な侵害を受けていること)、② that remedies available at law, such as monetary damages, are inadequate to compensate for that injury (損害賠償など、適用可能なコモン・ロー上の救済では適切な補償が受けられないこと)、③that considering the balance of hardships between the plaintiff and defendant, a remedy in equity is warranted (差止めが認められた場合の原告と被告の hardship の衡量を考慮すること)、及び④that the public interest would not be disserved by a permanent injunction (公共の利益が恒久的差止めにより損なわれないこと) である。その上で、地区裁判

¹¹¹ eBay Inc. v. MercExchange, L.L.C., 547 U.S. 388 (2006). 邦文文献として、知的財産権分野で、島並良「知的財産侵害の差止めに代わる金銭的救済」片山英二先生還暦記念論文集発起人編『片山英二先生還暦記念論文集 知的財産法の新しい流れ』(青林書林、2010年) 669頁など参照。

¹¹² Injunction は equity に属する救済方法であるため、陪審による審理の対象ではなく、equity の裁判所が判断する。

所が上記 4 要件を判断するにあたり、権限を濫用しているかについて判断するため、控訴裁判所に差し戻すとした。

(2)eBay 判決に対する学説の評価

学説には、eBay 判決に否定的な反応が強い。例えば、ある学者によれば、伝統的な判例は、injunction の要件として、(a)irreparable harm があることを前提として、(b)安全弁としての undue hardship の観点を加えて判断してきたところ¹¹³、ところが、eBay 判決はこのような判断構造をとっておらず、伝統的な理解のきめ細やかな調整を捨てたという批判がある¹¹⁴。また、eBay 判決の②の要件は、従来の irreparable harm と同じものであり、irreparable harm の要件が 2 回出てくることになり、その結果として、第 1 要件と第 2 要件の違いが不明であるという批判がある¹¹⁵。さらに、この事案の解決としてもふさわしくなく、同種事案の解決としてもふさわしくないという批判がある。すなわち、すべての特許権者が、その保有する特許権を実際に利用しているとは限らず、費用などの点から特許を休眠させていることはあるところ、原告は patent troll¹¹⁶ではない可能性があり、この事案の解決としても、同種事案の解決としても適切とは言えないという批判である¹¹⁷。

¹¹³ Mark. P. Gergen, John M. Golden and Henry E. Smith, *The Supreme Court's Accidental Revolution? The Test for Permanent Injunctions*, Columbia Law Review Vol. 112, No.2 P. 203 (2012), at 219.

¹¹⁴ *Id.* at 233, 237.

¹¹⁵ Hassen, *supra* footnote 94, at 163.

¹¹⁶ 特許権を保有していることを奇貨として、巨額の特許料を得ることのみを目的とする不正な者をいう。

¹¹⁷ Gergen et al, *supra* footnote 113, at 242.

(3)eBay 判決の影響

eBay 判決は、連邦最高裁判所自身は、大きな変更を意図していないとも言われていたものの、しかし実際には、非常に大きな「偶発的な革命」(“accidental revolution”) となった¹¹⁸。すなわち、まず、連邦最高裁は、Monsanto Co. v. Geertson Seed Farms¹¹⁹で eBay 判決の準則を再確認した。また、下級審裁判所は、patent law (特許法) の分野だけではなく、contract law (契約法)¹²⁰や tort law (不法行為法)¹²¹の分野でも eBay 判決に従う傾向にある¹²²。

第 2 節 差止判決の内容決定—plaintiff’ s rightful position と tailoring doctrine

前節では、生活妨害がある場合の救済が問題となる場合に、nuisance と injunction の概要をみた。では、nuisance と injunction の成立要件を満たした場合、具体的にはどのような内容の差止めが命じられるのだろうか。例えば、被告の活動による騒音・振動を理由として、nuisance が成立し、その救済方法として injunction の要件を満たしたとして、実際に、どのような基準で、具体的な内容を伴う injunction が認められるのだろうか。

I 多種多様な差止め

1 概要

アメリカ法においても、裁判所は、①chancellor が、国王の代理人として、国王の臣民の衡平 (equity) を図るため発展してきたという歴史的経緯、②injunction が柔軟な性質を持つことから、多種多様な内容の injunction (差止め) を認めてきた。

¹¹⁸ *Id.* at 214

¹¹⁹ 561 U.S. 139 (2010).

¹²⁰ GADV, Inc. v. Beaumont Indep. Sch. Dist., No. 1:11-CV-187, 2011 WL 2220242, at *1–*2, *4–*6 (E.D.Tex. June 7, 2011).

¹²¹ Darney c. Dragon Prods Co., 771 F.Supp. 2d 91, 120 (D. Me. 2011). 被告によるセメント工場の操業により、大気に粉塵が舞い、振動による被害を受けたという事案である。

¹²² Gergen et al, *supra* footnote 113, at 205, 215.

(1)歴史的経緯

近代以前のイギリスにおいて、chancellor が、国王の代理人として、臣民の衡平 (equity) を図るために、common law では解決できない紛争について、equity という法体系を創設して、解決したという歴史的経緯に照らすと、差止めは、chancellor が、国王という絶対的権威の代理人として衡平をはかるためのものであるから、equity としての救済は、chancellor の裁量の広さに応じて、柔軟で多岐にわたることになる。

(2)injunction の柔軟さ

また、injunction という救済手段が、損害賠償と異なって、金額的な大小にとどまらない広がりを持っていることにより、性質上、injunction の内容は極めて多岐にわたる¹²³。すなわち、裁判所が命じる injunction として、被告が被害の原因となっている活動を完全に停止することを強制する場合もあれば、この被告の活動の全部停止を内容とする injunction と同等の効力を持つものとして、操業条件において何らかの調整のみを強制する場合もある。后者の injunction は、被告が、差止めを命じられた目的を達成することができるだろう多数の手段から選択することができるという意味において柔軟な性質を持つものである。

2 多種多様な injunction の内容

Injunction の内容には、被告の活動の一切を停止させてしまう (enjoin) ことを内容とする以外に、被告の操業を継続することは許容するものの、一定の制約を課すものとして、例えば、以下のものがある。

- ①被告に対し、一日のうち特定の時間帯に限り活動することを認めるが、残りの時間の活動は停止させるという場合¹²⁴
- ②被告に対し、週に何日かだけ活動することを認めるが、残りの日は活動を停止させるという場合¹²⁵

¹²³ Dobbs, *supra* footnote 91, at 540.

¹²⁴ 例えば、Smith v. Wallowa County, 929 P.2d 1100 (Or. Ct. App. 1996).

¹²⁵ 例えば、Virginia College, LLC v. SSF Savannah Properties, LLC, 93 F.Supp.3d 1370 (2015).

- ③被告の活動のうち一部のみ認めるが残りは認めないという場合¹²⁶
- ④被告に対し、被告が発生させて被害を被告が改善したことを条件として、その場合にのみ活動を再開してよいという場合¹²⁷
- ⑤被告に対し、裁判所の監督 (supervision) の下で、被害を回復するための実験 (experiment) を継続することを求める場合¹²⁸
- ⑥被告に対して、裁判所が課した命令をできるだけ効率的に順守する時間を与えるために、又は、現在利用可能な手段よりもより良い方法を見つけるインセンティブを与えるために、強制執行において、遅延した場合の条件を付する場合¹²⁹ (さらに、これらの差止めが組み合わされる場合もある。)

3 具体的事例

このような多種多様な内容を伴うアメリカ法の差止めについて、いくつかの事例を見てみよう。

¹²⁶ 例えば、Perkins v. Madison County Livestock & Fair Ass'n, 613 N.W.2d 264 (2000).

¹²⁷ Restatement941 cmt. e (1979)参照。

¹²⁸ See *Ibid.*

¹²⁹ 例えば、Reserve Mining Co. v. Environmental Protection Agency, 514 F.2d 492 (1975).

(1)Wyatt 判決¹³⁰

典型的なコモン・ローの nuisance のケースではなく、civil rights (公民権) が問題となる structure injunction と呼ばれる類型の 1 つであるものの¹³¹、アメリカ法の injunction における裁判所の自由裁量の広さを物語るものとして、また、かつての chancellor が有していた裁量を想起させるものとして、以下のものがある。すなわち、アラバマ州の精神疾患の患者を収容する病院において、患者が、不当に扱われているとしてクラス・アクションを提起した事案において、裁判所は、病院の取り扱いが、患者の憲法上の人権を侵害しているとして、原告の請求を認容したところ、病院に対して、injunction の内容として、Appendix (別紙) として、以下のとおり、10 ページに及ぶ詳細な内容の施設の運営の指示を出した。

まず、「I 定義」(Definition)として、「病院」とは Bryce and Searcy Hospitals をいう、「患者」とは、現在、Bryce and Searcy Hospitals に収容されているすべての人、および将来、非自発的拘束手続きに従って監禁される可能性のあるすべての人をいう、「適格メンタルヘルス専門家」とは、①3 年間の精神医学の研修を受けた精神科医、②認証プログラムで博士号を取得した心理学者、③認証プログラムで修士号を取得し、認定メンタルヘルス専門家の監督下で 2 年間の臨床経験を持つソーシャルワーカー、又は④精神科看護学の大学院を卒業し、認証メンタルヘルス専門家の監督下で 2 年間の臨床経験を持つ正看護師をいうとする。

次に、「II 人間らしい心理的・物理的環境」(Humane Psychological and Physical Environment)として、病院内での環境について 18 か条にわたり詳細に定める。例えば、「第 1 条 患者は、プライバシーと尊厳の権利を保持する」、

¹³⁰ Ricky Wyatt, by and through his aunt and legal guardian, Mrs. W. C. Rawlins, Jr., et al., for themselves jointly and severally and for all others similarly situated, Plaintiffs, v. Dr. Stonewall B. Stickney, as Commissioner of Mental Health and the State of Alabama Mental Health Officer, et al., Defendants, United States of America et al., Amici Curiae., Civ. A. No. 3195-N. (1972).

¹³¹ 藤倉皓一郎「アメリカにおける公共訴訟の一原型」法学協会編『法学協会百年周年記念論文集第 2 巻』(有斐閣、1983 年) 259 頁、川嶋四郎「『公共的差止訴訟』における救済過程の構造とその展開(1)——アメリカにおける『公共的インジャンクション訴訟』について」商学討究 41 巻 1 号 (1990 年) 1 頁など参照。

「第 2 条 患者は、収容の目的を達成するために必要な最小限の制限的条件を受ける権利を保持する」、「第 3 条 何人も、病院への入所または入院を理由としてのみ、事務処理能力、契約能力、専門職や職業、自動車運転免許の保持、結婚や離婚、登録や投票、遺言の作成などができないとみなされない」などと定める。

また、このケースで主として問題となっていた、病院内での労働についても、詳細に定める。すなわち、「第 18 条 患者の労働については、以下の規則に従うものとする」として、「A 病院の維持管理 患者は、病院の運営および維持管理に関わる労働、または病院が外部組織と契約している労働を行うことを要求されない。病院における権利や退院に関する事項は、この規定に該当する労働の遂行を条件としてはならない。患者は、労働基準法 (29 U.S.C. § 206 as amendment, 1966) の最低賃金法に従って労働に対する適正な対価が支払われる場合、自発的にそのような労働に従事することができる」「B 治療上の課題と治療上の労働として、患者は、病院の運営・維持に関わらない治療上の作業を行うことを要求されることがあるが、その場合、具体的な作業や配置の変更は、a. 患者の治療計画の一部として組み込まれており、患者の治療を監督する責任のある適格な精神保健福祉士によって治療活動として承認されていること、かつ、b. 治療の側面を監督するスタッフが監督すること」「C 個人的な家事」として、「患者は、自分のベッドを整えるなど、個人的な家事を行うことを求められることがある」「本項に基づく患者への支払は、入院費用に充当してはならない」などと詳細に規定する。

本件は、精神病院における患者の取り扱いが問題となった特殊な事例ではあるものの、裁判所は、あたかも、この病院でのみ適用される法律を制定するかのように、かなり詳細な差止めの内容を決定している。

(2) *Mark v. State ex rel. Department of Fish and Wildlife*¹³²

次に、コモン・ロー上の nuisance が問題となる事例においても、以下の例のように、詳細な内容の差止めを命じる場合がある。

原告は Sauvie 島に土地を所有する者である。原告の土地の近くに、ヌードビーチとして利用されているビーチ (Collin Beach) があるため、原告がオレゴン

¹³² 191 Or.App. 563.

州の魚類及び野生動物部（State Department of Fish and Wildlife）と州土局（Division of State Lands）に対して、法規による規制その他適切なコントロールを求めて、提訴した事件である。

裁判所は、nuisance の成立を認めた上で、以下のような詳細な内容の恒久的差止め（permanent injunction）を命じた。

①原告の不動産から、Collin Beach において日光浴をしている者との間に十分な距離を保つ緩衝スペースを構築すること。

②原告の財産の境界線上で、公衆の面前における不適切な行為が発生するのを防止するため、原告の財産上、及び財産周辺において、適切に人員を配置して監視すること。

③Collin Beach の利用者に対して、北側の境界線上において、適切に警告を発すること。

④緩衝エリアにおいて草木を適切に植えて見えないようにし、かつ、適切なパンフレットを配布して啓蒙することにより、ビーチの利用者に対して、ビーチの使用要領を遵守させること。

II 差止め内容の決定基準——“tailor” an injunction

このように、多種多様な選択肢がある injunction の内容の詳細を、事案に即して形成することを、アメリカ法では、“tailor”と呼ぶことがある¹³³。Tailor とは、服を制作する際に依頼主の身体にフィットするように調製することをいうから、tailor という言葉を使う場合、被告の行為に直接介入する救済方法である injunction について、事案ごと、文脈ごとにきめ細かく内容を定めるというニュアンスが込められている。

このような多種多様な内容を伴う差止めについて、裁判所は、どのような基準で内容を決定しているのだろうか。すなわち、多種多様な injunction を tailor するには、最終的には、個別具体の事案に即した裁判所の裁量が必要であるとしても、どのような基準で行うのだろうか。

この点、一方では、伝統的な裁判所の中には、差止めの内容を自由裁量で決定するという発想が根強いという評価もある。すなわち、chancellor が、国王の代理人として、（度量衡の単位として万人が利用している foot/feet ではなく）

¹³³ Dobbs, *supra* footnote 91, at 84.

chancellor その人の足 (foot) のサイズによって定められると比喩的に称せられることもある¹³⁴。ところが、アメリカ法の支配的な考え方によれば、以下のとおり、plaintiff's rightful position (原告の正当な地位) を回復する差止めを採用するとの基準を採用している。

1 原則的基準——Plaintiff's rightful position (原告の正当な地位) の回復¹³⁵

裁判所が採用する差止めの内容決定の原則は、すでに被害が発生している場合には、「原告の正当な地位」(plaintiff's rightful position)、すなわち、もし不法行為がなければ保持していただろう地位を修復・回復する (restore) 差止めの手段をとることができるというものである¹³⁶。

この点、伝統的な equity (衡平法) の考え方によれば、裁判所には、差止め内容を決定するに当たり、chancellor 以来の衡平法上の裁量があると伝統的に考えられてきた¹³⁷。衡平の実現のために、どのような手段をとってもよく、それはまさに chancellor にしか分からないということであろう。

しかしながら、このような考え方については、現在のアメリカ合衆国では、chancellor という職の高官が存在しないこと、何より、王制ではなく、民主制を採用していることから、国王の権威に依存することはできない。そのため、衡平法上の裁量を行使するにあたり、裁判所が完全に自由裁量を行使できるとする

¹³⁴ Laycock and Hasen, *Modern American Remedies*, 5th ed., 12, Hasen, *supra* footnote 58, at 254.

¹³⁵ このほかに、差止めの範囲・手段について、別の観点から、以下のような決定方法もある (Dobbs, *supra* footnote 91, at 164)。すなわち、差止めを、作為的差止命令と不作為的差止命令に分類して、裁判所は、作為的差止命令は裁判所が監督 (supervise) し、強制執行するのが特に被告に対して侵害の程度が大きく (intrusive)、実際上困難な場合があるから、採用をためらうと言われる。もつとも、そのような困難さや侵害の程度の大きさは、その作為・不作為という差止めの形式ではなく、差止めの内容の帰結であるとも指摘されている。この考え方は、差止めの範囲・手段を決定する基準というよりも、大まかな指針、裁判所の傾向を示したものと考えられる。

¹³⁶ Laycock et al, *supra* footnote 134, at 143.

¹³⁷ *Id.* at 254.

ことはできないとされている。また、特に、上記で紹介した civil rights (公民権) が問題となるような、社会の構造に関わる訴訟の場合、裁判所に自由裁量があるとなれば、裁判官は、当該社会の構造に関する政策決定者として行動することになってしまう。それは、裁判所に、憲法上、政策決定が大統領や議会にゆだねられているため、違憲の疑いを発生されることになるとの指摘がある¹³⁸。

2 差止めの内容決定における衡量の要素

(1) 衡量の対象——何と何を比較するのか

アメリカ法では、差止めの内容を決定する場合、ある潜在的な差止めの費用と利益を衡量し、ある差止めを採用した場合の利益の合計が、ある差止めを採用した場合に発生する費用又は不利益の合計を下回る場合、差止めは否定される¹³⁹。ここで注目すべきなのは、一般論として、被害者側の事情と加害者側の事情をすべて総合的に衡量するのではなく、「ある差止め」から発生する原告の hardship (苦難) と被告の hardship (その裏返しとしての equity) を比較するという点である。以下、この点を具体的事例で見る。

(2) 具体的事例

ア 犬の鳴き声 (Dobbs v. Wiggins)¹⁴⁰

原告らは、近隣で、被告が多数の犬を飼育等しており、その多数の犬の鳴き声によって、private nuisance を構成するとして、犬舎の使用の禁止を求めて提訴した。

すなわち、原告と被告は、イリノイ州ジェファーソン郡の郊外の行き止まり (袋路) に居住していた。そして、原告らの一家は被告の所有地の北に接した土地に、約 30 年居住していた。被告は 1995 年に土地を購入し、住居と犬舎を建設し、多数の犬を育て、しつけをし、預かるサービスを提供し始めた。2007 年 11 月 19 日、原告らは、犬の鳴き声が private nuisance を構成するとして、巡回

¹³⁸ David S. Schoenbrod, *The Measure of an Injunction: A Principle to Replace Balancing the Equities and Tailoring the Remedy*, 72 MINN. L. REV. 627 (1988), at 630, 654, 664.

¹³⁹ Dobbs, *supra* footnote 91, at 168.

¹⁴⁰ 401 Ill App. 3d 367 (2010).

裁判所に対して、被告が犬の預かりをやめるか、又は、犬の数を合理的な数まで減らし、かつ、犬の鳴き声により生じる騒音を適切に抑制するのに必要な措置をとることを命じるよう求めた。巡回裁判所は、原告らを審問するなどした結果、以下のとおり認定した。すなわち、被告は多くの数の犬を飼育しているわけではないが、預かった犬の鳴き声がますます悪化している。被告の犬舎で、犬は昼も夜も鳴きつづけ、いったん鳴き始めると 2 時間程度鳴き続け、少し中断してからまた鳴き始め（1 時間以上鳴き止む時間があることは極めてまれであった。）、餌の時間や犬舎から出られるときに、犬は特に大きな声で鳴き、鹿が通りがかったり、コヨーテが近づいたりしたときも大きな声で鳴いた。2007 年は犬の鳴き声が特にひどく、原告は外で過ごすことができなかった。原告らは被告に苦情を申し立てたが、被告は特に何もしなかった。また、原告らは、動物制御の事務所（office of animal control）に苦情を申し立てたが、同事務所は、犬を預かる許可の条件を守るように被告に告げたものの、犬の鳴き声については何も告げなかった。両当事者立会いの下、被告の犬舎を訪問したところ、69 匹の犬がいた。その間、誰かが近づくと犬は 30 分ほど鳴き続け、その間、人間は会話をすることはできなかった。

これに対して、被告は、審問で以下のように述べた。被告は、原告らと特に問題なく会話していたが、2007 年 8 月 11 日、初めて原告の 1 人から犬の鳴き声について苦情を言われたため、犬の鳴き声の音量を減らす努力を開始し、20 匹の犬を新しい犬舎に移動させ、「問題児」の犬を 4、5 匹別の場所に移し、犬が鳴いたら作動するスプリンクラーを設置し、よく鳴く犬に鳴かないように躑（しつけ）をし、また、被告の土地の境界線上に俵（bale）を置いて、音を吸収するようにしたことにより、音量は小さくなっていると思うと述べた。

原審は、被告の犬は常に鳴いており、原告の土地の利用の利益を侵害しており、その程度（gravity）は、被告が犬舎として土地を利用する効用を上回ると判断した。巡回裁判所は、被告に対して、犬舎で預かる数として 6 匹を超えないようにするとともに、犬の鳴き声により生じる騒音を抑制するあらゆる措置を講じるように命じた。

控訴裁判所は、以下のように述べて、原審の判決を破棄し、差し戻した。すなわち、(i)先例が示すように、犬の鳴き声が private nuisance を構成すると主張する原告は、侵害が重大で、かつ、不合理であることを証明する必要がある。ある侵害が重大か否かについては、通常人の習慣と感覚を基準にする。原告は、そ

のような証明に成功した。この点、private nuisance の reasonable の要件については、土地柄に即した適切なものである必要がある。被告は、犬の飼育、預かりにより収益を上げているが、主たる収益はトラック業から得ている。被告は、2007年8月以降、騒音の量を減らす努力をしたが、nuisance をやめるのに十分な程度には達していなかった。

(ii)被告は、仮に原告が、被告の犬の鳴き声が private nuisance を構成するとしても、原審から命じられた差止命令は、その不法行為を停止し、又は不法行為の結果を減少させるための資金を得るための被告の事業を停止させてしまうから、不適切であると主張する。しかしながら、差止命令を許可することは、trial court の裁量に属するから、控訴審においては、原審が裁量を明白に濫用したと認められない限り原審の決定を覆すことはできない。nuisance が存在するとしても、直ちに差止めが認められるものではなく、equity の観点から検討される必要がある。

(iii)この点、本件では、原判決が、犬舎で預かる犬の数について6匹を超えないようにするとともに、犬の鳴き声により生じる騒音を抑制するあらゆる措置を講じるように命じたことについて、十分な証拠がない。本件の証拠は、被告が飼育し、預かることができる、犬の最大の数を決めるには十分ではない。ある差止めにより課せられる制約は、差止めが認められる当事者の利益を合理的に保護するのに必要な程度を超えるべきではない。また、被告がその権利を行使するという先例¹⁴¹を引用して、当裁判所は、証拠に基づいて、被告が、預かる犬の数を6匹未満に減らすことによって nuisance をやめることができるか否かについて判断できない。仮に犬が6匹以上であっても、被告は騒音減少対策を講じることにより、nuisance を停止することができるかもしれない。証拠によれば、被告が69匹の犬を預かることは nuisance を構成することのみに意味があって、被告が預かることができる犬の最大の数を決めるには十分ではない。原審は、被告の犬に関する事業は郊外の地域に適したもので有用であるとしていたのであるから、差止命令の適切な範囲 (proper scope) を決定するにはより多くの証拠が必要である。したがって、原告は、差止命令の範囲を決定するに当たり、裁量を濫用したものである。当裁判所には、原審の定める犬の最大数が広範にす

¹⁴¹ People ex rel. Traiteur v. Abbott, 27 Ill.App.3d 277, 282–83, 327 N.E.2d 130 (1975).

ぎ、被告に対して苛酷であるか否かを判断することはできない。当裁判所は、被告が飼育することを認められる犬の最大数を判断することはしない。したがって、被告に認められる犬の最大数を審理するため追加の手続が必要であるため、騒音妨害をやめさせるための必要な差止めの範囲に関連する追加の手続きをとるため、本件を巡回裁判所に差し戻す。

この事件では、裁判所は、犬の鳴き声による被害について、被告の活動の全部の停止ではなく、原告の正当な地位までの回復が認められるための手段として適切かを検証するために、差し戻した。

イ モーター・パークの騒音事件 (Hot Rod Hill Motor Park v. Triolo) ¹⁴²

被告は、モーター・パーク（自動車等の自動走行車が競争する場所）を運営していたところ、原告は、このモーター・パークから約 0.5 マイル（約 800 メートル）離れた場所に居住していた。このモーター・パークでレースが行われた際、原告宅での騒音の程度は、少なくとも 80 デシベルに達していた¹⁴³。原告は、被告に対して、このモーター・パークのレーストラックが、nuisance を構成するとして、大会又は練習のために自動車のレースを実施することを停止するよう求めて提訴した。

地区裁判所において、trial court は、被告に対する notice なく、temporary restriction order¹⁴⁴を発出して、被告にレースを行うことは認めるものの、ただし、午後 11 時までには終了すること、一定の音量の制限を守ることを命じた。その後、原審の trial court は、final judgement を示し、大会又は練習のためにレースを行うことを禁じる命令を出した。

そこで、被告が控訴した。控訴の理由は、(1)原審は、差止命令を発出する前に、適切に原告と被告の equity を衡量しなかったという点、及び(2)当該差止めは、証拠により正当化されるよりも制約的であるという点である。

裁判所は、(1)の点について、ある差止めが認められるには、当該差止めが認められた場合の被告や公衆に対する侵害と、当該差止めが認められなかった場

¹⁴² 276 S.W. 3d 565 (2008)

¹⁴³ 計測方法にもよるが、走行中の電車やパチンコ店内の音量に相当する。

¹⁴⁴ 前記第 1 節 I 参照。

合の原告に対する侵害を比較して決定すべきであるとして原審を支持した（(2)の争点については、時機に遅れているとして実質的に審理しなかった。）。

裁判所によれば、一定時間の操業を禁止した場合、本件における被告の負担は、将来の収益を失うという損失のみならず、既に行った投資や事業ができなくなることであるうえ、被告の事業に介入することは、公衆に対しても、影響があることを否定できない。原審は、例えば、トラックに経済的価値があることを示す証拠を審査した形跡がない。しかし、差止めを認めるか否かは原審の trial court の裁量であるところ、原告が騒音から受ける被害は甚大である一方で、原審は、両者を衡量して、差止めを認めたものであるから、第一審の判断を支持するとした。

この事件では、モーターバイクの走行による騒音被害について、被告の活動の全部の停止ではなく、一定の時刻に限って被告の活動を停止させた場合にどのような影響があるかについて衡量して、そのような回復の手段として適切かについて判断している。

(3)小括

このように、アメリカの裁判所は、漫然とすべての事情を総合的に考慮しているわけではなく、ある具体的な差止めとの関係において、原告の被害の程度と、被告の負担を衡量している。犬の鳴き声の場合は、6匹未満にするという具体的な差止めとの関係で、犬の鳴き声による騒音被害と、被告の経営状態への影響を衡量することが求められている。また、モーターバイクの騒音事件の場合は、一定の時刻に限ってトラックの操業を認める場合に、それによる原告の被害の程度と、被告の経営への影響を衡量していた。

3 例外——過大差止め

上記のとおり、アメリカ法において、原則として、裁判所は、原告を plaintiff's rightful position よりもより良い地位に置くことはできない。しかし、しばしば、裁判所は、plaintiff's rightful position よりも良い地位に置く内容の差止めを命じてきた（以下「過大差止め」という。）¹⁴⁵。

¹⁴⁵ Schoenbrod, supra footnote 138, at 630.

このような過大差止めは、plaintiff's rightful position 以上の地位を原告に与えるものであり、本来は認められない。しかし、plaintiff's rightful position 以上の地位を原告に与えることが、法の目的にかなう場合には、結果として過大差止めであっても認められる場合がある。

そして、過大差止めが認められる例外が、少なくとも 2 つある¹⁴⁶。

第 1 は、差止めにより救済される状態が、被告の裁量に委ねられていて、原告の正当な地位を修復できない場合や、被告が差止めによる救済の実現に抵抗することが明らかな場合である。土地に関する不法行為という点で、nuisance としばしば比較される trespass であれば、土地の排他的占有を伴って権利を侵害したことが明確であるので（第 1 節 I 参照）、裁判所は簡単に明確な差止めを命じることができるのに対して、nuisance の場合は、被告が実効的な予防的行動を避ける不確実さにより、被告が利せられる場合がある¹⁴⁷。そのような場合、plaintiff's rightful position よりも大きな差止めを認めることが、責任法（この場合は nuisance）の目的に適う¹⁴⁸。

第 2 は、正確にその地位を達成する差止めの手段の選択が困難である場合である¹⁴⁹。すなわち、McCarthy v. Briscoe¹⁵⁰において、テキサス州が、実質的に二大政党制を維持する目的で、民主党の大統領指名投票で敗北した選挙候補者の立候補を違憲的に禁止したため、原告 McCarthy は、テキサス州から、大統領候補として扱われなかった（大統領選挙の投票用紙に氏名を記載されなかった）。そのため、原告が、裁判所に対し、自らを大統領候補として扱うように求めたという事件で、plaintiff's rightful position（原告の正当な地位）は、他の二大政党以外の候補者と同様に投票用紙に名前を記載されるための手続に参加する機会を得るといふことにとどまり、原告が実際に大統領候補の名簿に登載されるには、二大政党のいずれかの候補者として立候補し、かつ、事前に一定の署名を提出する必要があった。しかし、テキサス州が正当な候補者として扱わなかったため、原告は署名を提出することができなかった。したがって、この事件において、

¹⁴⁶ *Id.* at 679.

¹⁴⁷ *Ibid.*

¹⁴⁸ *Ibid.*

¹⁴⁹ *Ibid.*

¹⁵⁰ 429 U.S. 1317 (1976).

差止めの内容として認められるのは、大統領候補となることを拒否され、投票用紙に彼の名前を登載しないという plaintiff's rightful position より小さな結果か、一定数の署名の提出がないにもかかわらず、彼を候補者の名簿に登載するという plaintiff's rightful position より大きな結果の二択になった。結果として、連邦最高裁判所は、彼を候補者の名簿に登載することを命じた。これを正当化するには、この事件において、差止めの内容として、plaintiff's rightful position に正確に一致するものがなく、plaintiff's rightful position を達成することが困難である場合に該当するとことになり、それが法の目的に適うということであるとされていた¹⁵¹。

このように、これら2つの例外を正当化するには、plaintiff's rightful position を達成するのに、差止めの手段が十分ではないということのみでは足りず、責任法の目的に適う必要があるとする¹⁵²。

Ⅲ Nuisance の balancing と injunction の balancing の関係

1 4つの balancing

第1節Iのとおり、被告の生活妨害により、原告がその利益を妨害された場合、nuisance の成立の検討に当たり、原告の被害などの事情と、被告の負担等の事情について衡量 (balancing) がなされる。また、上記IIのとおり、差止めの内容の決定に当たり、plaintiff's rightful position を修復するに足りる手段を選択するために、衡量 (balancing) が行われる。これら複数の衡量 (balancing)¹⁵³はどのような関係に立つのであろうか。Nuisance と injunction の関係は本論文の課題である差止めの内容の決定方法に関連するため、本論文で検討する必要がある。

¹⁵¹ 第1章第3節I。Schoenbrod, *supra* footnote138, at 679.

¹⁵² Schoenbrod, *supra* footnote 138, at 680.

¹⁵³ ニューサンスにおける balancing、特に Restatement of Tort (second) における balancing テストについて、須加憲子「生活妨害法理に関する基礎的考察(1)——アメリカニューサンス法を契機として生活妨害法理の再構成へ——」早稲田法学 76 巻 2 号 (2000 年) 309 頁、同「生活妨害法理に関する基礎的考察(2)——

差止めの内容の決定に至るまでに、以下の4つのbalancingが行われるとされる¹⁵⁴。

- ①Standing
- ②Nuisance
- ③Damages or injunctive remedy
- ④Scope and commands of the injunction issued

第1段階として、①は、standing（訴訟や主張を提起・主張するための適格）の決定にあたり、balancingがなされるものである。アンクリーン・ハンズや禁反言（estoppel）、エクイティ法上の消滅時効（laches）などの観点から、エクイティ法上、原告がstandingを有するかを決定する、いわゆる“threshold balancing”（閾値のある衡量）である¹⁵⁵。

次に、第2段階として、②の責任成立（substantive）のレベルでのbalancingは、nuisanceの成立の検討に当たり、unreasonableの要件で検討したとおり、被告の活動が社会的にみて有用である場合、被告の活動からもたらされる社会に与える利益と、不利益を衡量するものである¹⁵⁶。

さらに、第3段階として、③remedyのレベルでは、eBay判決が明示したとおり、remedy（救済方法）の選択が問題となる。すなわち、この3番目のレベルの衡量は、裁判所がnuisanceの成立を認定した場合に、損害賠償という救済方法をとるのか、又は、injunctionという救済方法をとるのかを決めなければならない際に行われる¹⁵⁷。

—アメリカニューサンス法を契機として生活妨害法理の再構成へ——」早稲田法学 76 卷 4 号 159 頁、同「生活妨害法理に関する基礎的考察(3)——アメリカニューサンス法を契機として生活妨害法理の再構成へ——」早稲田法学 77 卷 1 号（2001 年）207 頁、同「生活妨害法理に関する基礎的考察(4・完)——アメリカニューサンス法を契機として生活妨害法理の再構成へ——」早稲田法学 77 卷 2 号（2002 年）142 頁参照。

¹⁵⁴ Dobbs, *supra* footnote 91, 532.

¹⁵⁵ *Ibid.*

¹⁵⁶ 前記 I 参照。

¹⁵⁷ Dobbs, *supra* footnote 91, at 532.

最後に、第4段階として、④裁判所から言い渡される injunction の正確な範囲と内容を確定する段階において、実際にどのような内容の差止めを認めるのかを検討する（前述の“tailor an injunction”）¹⁵⁸。

2 Nuisance の balancing との関係

日本法に参照するに当たり、①の estoppel（禁反言）は、本論文の課題には関係がない。また、③の injunction と damages の選択についても、日本では、コモン・ロー上の救済である damages が成立する場合、injunction は認められないなどの原則はないので、本論文の課題には関係がなさそうである。そこで、②の nuisance の成立に関する衡量と、④injunction の内容決定における衡量に着目して、以下検討する。

(1) Nuisance における衡量——権利衡量（rights-balancing）

前記のとおり、裁判所は、被告の活動は nuisance なのかを決めるにあたり、nuisance の成立要件である unreasonable の要件において、伝統的に、被告の活動からもたらさせる利益と、被告の活動により発生する害悪を衡量してきた。したがって、被害に関する害悪の大きさ、費用の程度、有用さ、困難さの程度を衡量して、例えば、周辺の住民に困惑（annoyance）を与えているとしても、社会にとって価値のある産業は、完全に nuisance であることを否定される場合があることを示唆する。そして、そのような事件では、救済されるべき「権利」（rights）が存在しないとされるのであるから、救済上（remedy）の争点は全く存在しない。ここでは、アメリカ法の学説は、裁判所は nuisance が成立したからといって、かならず injunction が認めるわけではないことが強調する¹⁵⁹。実際に、後記第2節の裁判例を見ても、nuisance が成立するか否かという議論と、そのための救済方法は何かという議論を明確に区別している¹⁶⁰。

¹⁵⁸ *Ibid.*

¹⁵⁹ Dobbs, *supra* footnote 91, at 538.

¹⁶⁰ *Ibid.*

(2)回復のレベル (plaintiff's rightful position) の設定と、回復手段の関係

後述のとおり、アメリカ法は、具体的な差止めを事案に即して決定することを tailor an injunction と呼ぶところ、plaintiff's rightful position を修復するに足りる差止めの手段を選択するには、論理的に考えて、①裁判所は、衡量 (balancing) の前に、少なくともおおよそ、原告の正当な地位を決定している。なぜなら、原告の正当な地位を知らない裁判官は、何を衡量するかを知らないからである¹⁶¹。その上で、裁判所は、②原告の正当な地位またはそれより小さい地位を達成するかを目的とすべきか否かを決定するために衡量する¹⁶²。

つまり、remedy (救済方法) の検討に当たって、目標となる回復のレベルを設定する場合、当該レベルの設定の検討は、当該レベルの回復を実現するための手段の検討とは同時には行えないという指摘である。

なお、裁判所が、balancing 又は tailoring というラベルを、上記①②の段階を同じ対象に貼ることはある。そのため、上記のアメリカ法の考察は、裁判所の判断を考察した記述的なものであるとされている¹⁶³。

第3節 小括

アメリカ法の議論から得た示唆は以下の4点である。

第1に、injunction の内容を決定するに当たり、ある差止めの手段をとった場合に、当該差止めの手段について、原告に与える利益・不利益と、被告に与える利益・不利益を比較 (balancing) していた。このことは、利益衡量・比較衡量にあたり、何と何を衡量するのかという衡量の要素や、差止めの決定における衡量が将来の仮定的な判断であるという示唆を与える。

第2に、アメリカ法は、nuisance の成立という責任の成立の段階と、injunction の内容を事案に合わせて決定する (tailor) 段階を別々の段階として検討していた。すなわち、責任 (liability) の成否の判断と救済 (remedy) の内容判断を区別し、nuisance の成立の判断と、injunction の内容決定の判断を別の過程で検討していた。

¹⁶¹ Schoenbrod, *supra* footnote 138, footnote 38., at 636.

¹⁶² さらに、③裁判所は、請求されている地位を達成するために必要な条件、強制執行可能な特定の差止めを tailor する段階もあるという。 *Ibid.*

¹⁶³ *Ibid.*

第 3 に、injunction の内容を決定するに当たり、基本的な決定基準は、injunction の内容が、原告の正当な地位 (plaintiff's rightful position) に repair (修復する・回復する) するに足りるものであることを要請していた。また、アメリカ法のこのような発想は、裁判例が、①被害の救済・保護のレベルを示して、②そのレベルを回復の目標とするということが出来る。この plaintiff's rightful position という概念は、裁判所が自ら設定したのであるから、2つの判断の段階があるはずであるという指摘は、重要である。つまり、plaintiff's rightful position の設定と、plaintiff's rightful position を回復したかの2つの段階があり、ある被害が保護のレベルに照らして保護されるか否かを判断するには、保護のレベルの設定と、当該レベルと被害とを比較する過程が必須であるということになる。

第 4 に、アメリカ法では、原告の正当な地位を超える差止め (過大差止め) は原則として認められないものの、一定の例外の下で、過大差止めであっても許容される場合があった。これは、日本の裁判例で、全部差止めを認めたものを正当化できるかという検討において参考になる。

第2章 裁判例の類型化（受忍限度の機能分析の素材）

多種多様な差止めの範囲・手段をどのようにして決定するかという本論文の問題関心に加えて、アメリカ法の議論を参照して設定した視角から、本章では、日本の裁判例における受忍限度の機能を分析する素材を得るため、日本の215件の裁判例を対象として類型化する。本章（第2章）の裁判例の類型化は、判決・決定文からわかる客観的な事項のみを記載し、裁判例における受忍限度の機能、差止めの範囲・手段の決定方法、決定基準に関する評価・分析は第3章以降において行う。

第1節では、裁判例の選択基準と、裁判例を類型化する分類の視角について述べる。ここでは、判決・決定の主文に基づく類型化と、アメリカ法の議論から示唆を得て、判決・決定にいたる判断過程に着目した類型化（①主として差止めの範囲・手段の決定方法に関わる類型化と、②主として差止めの範囲・手段の決定基準に関わる類型化を行う。

第2節では、判決・決定主文に基づく類型化の結果を述べる。

第3節では、判決・決定にいたる判断過程に着目した類型化の結果を記載する。

なお、**本章末尾**に、①対象とした裁判例の一覧、②関連する裁判例で除外したもの及びその理由の一覧、③類型化の結果を示す表を掲載した。

<表：差止め裁判例の概要>

	差止め肯定 (認容・一部認容)	差止め否定 (全部棄却・全部却下)	合計
日照	50	79	129
騒音・振動	23	44	67
眺望・景観	4	9	13
悪臭	2	3	5
風害	0	1	1
合計	79	136	215

第1節 類型化の対象と視角

215件の裁判例の選択基準、及び、その基準に従って選択した裁判例の類型化の視角は以下のとおりである。

I 裁判例の選択基準

1 事件類型の選択——日照、騒音・振動、眺望・景観、臭害、風害

事件類型としては、先行研究¹⁶⁴を参考にして、事件類型の性質として公共性のない事案が一定数あるものとして、①日照阻害事件、②騒音事件、③眺望・景観事件、④悪臭事件、⑤風害事件とした¹⁶⁵。

2 除外した裁判例

(1)除外した裁判例

以下の類型の裁判例は、対象から除外した。

①公共性又は社会的有用性のある事件

②生命・身体被害が問題となる事件

③合意や信義則に基づく事件

④加害者の害意に基づく事件

⑤物権法が適用される相隣関係に関連する事件（プライバシーが問題となる事件（目隠しの設置請求など）を含む。）

(2)除外した理由

¹⁶⁴ 大塚直「生活妨害の差止に関する基礎的考察——物権的妨害排除請求と不法行為に基づく請求との交錯(7)」法協107巻3号(1990年)408頁、同「生活妨害の差止に関する裁判例の分析(四)」判タ650号(1988年)29頁。

¹⁶⁵ 上記5事件類型は、大塚の分類(9分類)から、非公共型のみを抽出したもの(大気汚染、水質汚濁、一般の環境悪化、ガス爆発の危険を除外した。)。これ以外にも、携帯電話の基地からの電磁波、低周波音などの事件類型があり得る。しかし、認容された事例が見当たらないこと、ある程度の限定が必要であることから、上記5事件類型にとどめた。

①公共性又は社会的有用性のある事件を除外した理由は、序章に記載したとおり、契約関係にない者との差止目が問題となる紛争において、公共性がない事案が出発点となると考えられること、公共性・社会的有用性がある事件は、差止めを認める裁判例が少なく、差止めの範囲・手段の決定にまで至っていない事例が多い点にある。

また、②生命・身体被害が問題となる事件を除外した理由は、この類型は、絶対権の侵害であると考えられており、受忍限度による判断になじまないからである。

③合意や信義則に基づく事件を除外した理由は、これらの事件の帰結は、当該合意の内容や、信義則に係る文脈に依存しており、受忍限度による判断とは言えないからである。

さらに、④加害者の害意に基づく事件を除外した理由は、加害者の害意に基づく場合、加害者側の事情にも配慮することを内容とする受忍限度を判断基準とする差止めとはいいがたいためである。なお、害意がある場合については、権利濫用構成であっても、判旨に照らして、実質的に現在の受忍限度構成である場合には本論文の検討対象とし、害意を重視し、実質的に受忍限度によらない場合については、対象外とした。

⑤物権法が適用される相隣関係に関連する事件を除外した理由は、この類型の事件は、物権法の適用に解決されるものであり、受忍限度を判断基準とする解決とはいいがたいからである。

なお、除外した裁判例のうち、個別に除外理由を付す必要があると考えたものについては、除外理由とともに、本章末の一覧表その2に記載した。

3 集計方法

同一の事件が、上訴等により複数の審級にわたる場合も、上級審で取り消された場合や破棄、変更されたものを含めて、それぞれ、1件とカウントした¹⁶⁶。また、同一事件であっても、判決・決定主文が複数の項目にわたっており、それぞれ異なる判断内容である場合（例えば、騒音事件の判決主文で、「50 デシベル以上の騒音を侵入させるな」という項と、「消音器を設置せよ」という項がある場合）については、別々のものとして扱った¹⁶⁷。すなわち、数は少ないものの、騒音事例で、抽象的一部差止めと具体的一部差止めの両方を内容とする判決・決定があるところ、これらは枝番をつけて、抽象的一部差止めの部分と具体的一部差止めの部分をそれぞれ1件と扱った。

結果として、これまでに公表され、令和3年6月30日までに接することのできた裁判例は、215件あった¹⁶⁸。

¹⁶⁶ 先行研究の中には、審級が複数ある場合、上告審まで経た場合、1/3、控訴審で終結した場合1/2とカウントするものがある（前掲・大塚「生活妨害の差止に関する裁判例の分析（四）」29頁、33頁）。これに対して、本論文では、簡明さの観点から上記のとおりとした。

¹⁶⁷ 事例を記載するにあたり、簡略化のため、当事者が複数名いる場合でも、単独で1件とカウントした。また、当事者によって被害の程度に差異がある場合は、被害の最も大きい者について記載した。

¹⁶⁸ 日照と眺望・景観など重複することがあるものについては、個別具体的な紛争の内容に照らして、主たる争点に従って分類した。建築工場の騒音・振動と、建物建築による日照被害など、主たる争点が複数存在する場合には、別の事件として数える方針とした（ただし、今のところ、そのような事件は見当たらなかった。）。

II 類型化の視角

215 件の裁判例を分類するために、大きく 2 つの視角を用いた。1 つは判決・決定の主文に着目した分類である。すなわち、判決・決定主文の記載に応じて、そこでは、全部差止め、具体的一部差止め、抽象的一部差止め、差止め全部否定の 4 つに分類する。もう 1 つは、判決・決定に至る裁判例の判断過程に着目した分類である。2 つ目の分類はさらに 2 つに分けられ、①差止めの範囲・手段の決定方法に関して、一元的アプローチの当否を検証するために、裁判例が、受忍限度を超えるか否かという判断と、差止めの範囲・手段の決定を区別しているかという点と、②裁判例が差止めの範囲・手段を決定するに当たり、どのような決定基準を採用しているか、具体的な差止めの範囲・手段について被害者と加害者の利益をシミュレートして衡量しているかという観点から分類する。

1 判決・決定主文に着目した類型化

多種多様な差止めの類型化として最もわかりやすいのは、券面上明らかな判決・決定の主文に着目した分類である。

この点、従来の差止めの裁判例に関する分析において、判決・決定の主文に着目する場合、差止請求訴訟や仮処分申立てが認容されたのかという点（認容率）に着目する傾向にあった¹⁶⁹。

しかしながら、裁判所が請求全部を認容したものの中にも、加害者が訴訟上の請求（仮処分申請を含む。）の時点で、Y の活動の全部の停止を請求する（例えば、眺望・景観阻害事件で問題となる建物の建築の全部禁止を請求する場合）のではなく、Y 一定の活動を許容しつつ、一定以上の活動を禁止する請求もある（例えば、眺望・景観阻害事件で、問題となる 3 階建ての建物の建築計画のうち、3 階部分のみの建築続行の禁止を請求し、2 階建てまでの建物建築は許容する場合）。このような場合を同一に扱くと、多種多様な差止めの範囲・手段を決定する方法や基準について、分析を加えることができない。

そこで、本論文は、差止めの範囲・手段について分析を加えるべく、差止請求が結論において認められたのかという点に加えて、裁判所が認めた差止めの「程度」に注目する。加害者の活動の「全部」が停止されたのか、「一部のみ」が停止されたのかに着目して、差止めをたとえわずかであっても肯定した場合には、

¹⁶⁹ 前掲・大塚「生活妨害の差止に関する裁判例の分析（四）」33 頁など。

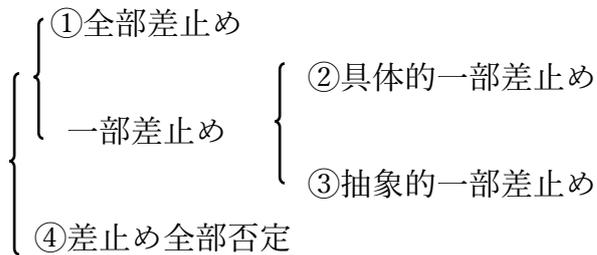
①全部差止め／一部差止め（一部差止めを、さらに、差止めの内容が具体的なのか、「騒音を 55 デシベル以下にせよ」という主文のように抽象的なのかにより、②具体的一部差止め・③抽象的一部差止め）に分類する。）に区別し、また、④差止めを全部否定した場合に類型化する。ここで、これらを改めて定義すると、**全部差止め**とは、加害者の活動の全部の停止を内容とする差止めをいう。**一部差止め**とは、加害者の活動の全部の停止以外を内容とする差止めをいう¹⁷⁰。一部差止めは、主文において、例えば「55 デシベル以上の音を侵入させてはならない」など、差止命令の内容が抽象的であるもの（**抽象的一部差止め**）と、反対に、差止命令の内容が具体的である**具体的一部差止め**に区別される。**差止め全部否定**とは、差止請求が棄却又は却下されたことをいう。

ただし、このような判決・決定主文に着目した類型化では、一部差止めの内部に踏み込んだ分析ではないため、一部差止めの決定方法や決定基準について、結論に直結するような示唆を得ることはできないかもしれない。もっとも、裁判例をいくつかの群に分けて検討をすることは、多種多様な差止めの範囲・内容の決定方法・決定基準について検討するうえで、いわば補助線として有益であると考え、類型として採用した（第3章では、判決・決定主文の類型ごとに、差止めの範囲・手段の決定の方法および基準について、裁判例の全体傾向を検討する。）。

なお、具体的一部差止めの中に、全部差止めを含むことも考えられる。なぜなら、加害者にとって、全部差止めは、加害者の活動を全部停止することであり、何もしないという意味で具体的に定まっているからである。しかしながら、本論文では、一部差止めの範囲をどのように決定するかを検討しているため、全部差止めは具体的一部差止めには含めず、一部差止めの内容が具体的に定まっているもののみを以下、「具体的一部差止め」ということとする。

¹⁷⁰一定の時間帯のみ不作為を命じるものを相対的差止め呼ぶことがある（加藤一郎＝大野正男＝米津進「〈鼎談〉最近の不法行為の動向——厚木訴訟判決利益衡量をめぐって——」判タ 622 号（1987 年）2 頁、7 頁）参照。

<図：差止裁判例の判決・決定主文に基づく分類>



2 判断内容に着目した類型化①——受忍限度と差止めの範囲・手段判断の区別
判断内容に着目した類型化の一つ目として、受忍限度と差止めの範囲・手段判断の区別。このような類型化を行う理由は以下の2点である。すなわち、第1に、先行学説(一元的アプローチ)は、受忍限度を超えたかにより差止めの範囲・手段を判断する。また、第2に、アメリカ法においては、nuisanceの成立と、remedyとしてのinjunctionの成立で、判断過程を区別していた(第1章第2節)。

そこで、差止めの範囲・手段の決定方法は一元的か否かという点を検証するため、判決主文に至る判断に着目して、受忍限度を超えたか否かの判断と、差止めの範囲の決定の判断を区別しているか否かにより、区別型と非区別型に分類する。すなわち、受忍限度を超えたか否かの判断と、差止めの範囲の決定の判断を区別しているものを「**区別型**」と呼び、区別していないものを「**非区別型**」と呼ぶ。仮に、一元的アプローチのように、差止めの範囲・手段を受忍限度により一元的に決定するのであれば、「受忍限度を超えた」という判断が、差止請求の裁判例の結論の直前に出てくるはずである。これに対して、差止めの範囲・手段を決定する方法をそのように考えないのであれば、「受忍限度を超えた」という判断の部分と、差止めの範囲・手段を決定する部分が別々に登場するはずであり、その点を基準として類型化した。

(1)非区別型の裁判例

図式的に説明すると、以下のような裁判例は、非区別型に該当する。

<図：非区別型の裁判例>

主文

Y は別紙目録記載の建物について、3 階以上の建築工事を続行してはならない。

理由

……

当裁判所の判断

1 認定事実

本件土地周辺は商業区域に属する……。X は冬至において午前 8 時から午後 4 時まで日照を享受していた……。本件建物が完成した場合、冬至において、X は完全に日照を失う……。

2 判断

以上の諸事情を総合勘案すると、X の日照被害は、3 階以上の建物を建築する限りで受忍限度を超えているから、3 階以上の部分の建築の続行を差し止めるのが相当である。

裁判官の署名

(2) 区別型の裁判例

これに対して、区別型の裁判例を図式的に示すと以下の図のとおりである。

<図：区別型の裁判例>

主文

Y は別紙目録記載の建物について、3 階以上の建築工事を続行してはならない。

理由

……

当裁判所の判断

1 認定事実

本件土地周辺は商業区域に属する……。X は冬至において午前 8 時から午後 4 時まで日照を享受していた……。本件建物が完成した場合、冬至において、X は完全に日照を失う……。

2 判断

(1)以上の諸事情を総合勘案すると、X の日照被害は、受忍限度を超えている。

(2)そこで、次に差止めの範囲を検討すると、3 階以上の建築を禁止した場合、X の日照被害は冬至において午前 8 時から午後 4 時までの内、午前 9 時から午後 1 時までの 4 時間を回復することができる。したがって、3 階以上を建設することを差し止めるのが相当である。

裁判官の署名

3 判断内容に着目した類型化②——差止めによる当事者への影響

また、第2に、上記の区別型・非区別型とは別の軸として、ある差止めの手段をとった場合の被害者と加害者に与える影響について、裁判所が仮定的に考慮しているか、すなわち、シミュレートしているかにより分類する。この分類を採用する理由は以下のとおりである。第1に、本論文の課題は、差止めの範囲・手段を決定するにあたり、加害者・被害者への影響を考慮していたかという点にあるからである。また、第2に、アメリカ法は、差止めの範囲・手段を決定するにあたり、加害者と被害者の事情全部を衡量 (balancing) するのではなく、ある具体的な差止めの手段について、その手段を採用することにより被害者の被害が回復する程度や、その手段を採用するための加害者の費用など加害者側に与える影響を衡量していた。そこで、裁判所が、差止めの範囲・手段を決定するにあたり、ある差止めの範囲・手段をとった場合に、裁判例が、被害者と加害者に与える影響を考慮しているか、すなわち、シミュレートしているかを基準として類型化する。そのようなシミュレートをしているものを以下「シミュレート型」と呼び、シミュレートをしていないものを以下「非シミュレート型」と呼ぶ。

第2節 判決主文に着目した類型化

I 全部差止めの裁判例

1 全部差止めの裁判例の概要

序章で定義したとおり、実体法上、全部差止めは、加害者の活動の全部を停止させることを意味する。例えば、騒音を発生している工場の操業そのもの（全部）の中止や、加害者による建物の建築そのもの（全部）の中止をいう。

全部差止めの例として、日照事件加害者による建物建築一切を禁止した裁判例<1-50>や、悪臭事件で、悪臭を伴う物を被害者の居住する土地近傍の土地に持ち込むことを禁止した裁判例<4-1>がある。

また、一部差止めの例として、①騒音事件で、午前8時から午後7時までの間、50デシベル以上の侵入禁止を命じた裁判例<2-15>や、眺望阻害事件で、20メートルを超える建物の除却を命じた裁判例<3-2>（有名な国立景観訴訟の第一審判決）がある。

2 集計結果

全部差止めは5件あった。日照事件2件、騒音・振動事件2件、悪臭事件1件であった。

集計結果は以下の表のとおりである。

<表：全部差止め>

	全部差止め
日照	2
騒音・振動	2
眺望・景観	0
悪臭	1
風害	0
合計	5

II 具体的一部差止めの裁判例

1 具体的一部差止めの裁判例の概要

一部差止めは、全部差止め以外の差止め、すなわち、加害者の活動の一部停止（不作為）及び加害者による結果発生を阻止する対策・措置（作為）をいう。一部差止めをさらに分類すると、抽象的差止命令と具体的一部差止めに分かれる。すなわち、差止めの内容が具体的に特定されているものを具体的一部差止めといい、差止めの内容が具体的に特定されていないものを抽象的一部差止めという。具体的一部差止めは、例えば、工場の一定の時間帯のみの操業停止や防音装置の設置のような場合である。

2 集計結果

具体的一部差止めは56件あった。日照事件48件、騒音・振動事件4件、眺望・景観事件4件であった。

集計結果は以下の表のとおりである。

<表：具体的一部差止め>

	具体的一部差止め
日照	48
騒音・振動	4
眺望・景観	4
悪臭	0
風害	0
合計	56

Ⅲ 抽象的一部差止めの裁判例

1 抽象的一部差止めの裁判例の概要

抽象的差止命令とは、一部差止めのうち、差止めの内容が具体的に特定されていないものをいう¹⁷¹。例えば、裁判例<4-2>は、悪臭事件で、Xが、その隣地で焼き鳥店を経営するYに対して、悪臭被害を原因として、同店からの臭気濃度600を超える臭気の発生の停止を求めたのに対して、本件臭気の原因となる発生源における臭気濃度は1700であって、神戸市指針の発生源における規制基準（600）の3倍弱にも及んでいることなどを理由として、「Yは、Xらに対し、発生源において臭気濃度600を超える焼き鳥の臭気を発生させてはならない」という主文の決定を言い渡した。

¹⁷¹ 同じ概念を「抽象的不作為命令」「抽象的差止命令」と呼ぶこともある。以下、統一して、「抽象的一部差止め」という（大塚直『環境法（第3版）』（有斐閣、2010年）689頁）。大塚直『環境法（第4版）』（有斐閣、2020年）16頁参照。竹下守夫「生活妨害の差止と強制執行」立教法学13号（1974年）1頁、同「生活妨害の差止と強制執行・再論」判タ428号（1981年）27頁以下、安永祐司「抽象的不作為請求・判決と強制執行に関する考察（一）」法学論叢183巻5号（2018年）35頁参照。安永祐司「抽象的不作為請求・判決と強制執行に関する考察（五・完）」法学論叢185巻6号（2020年）53、68頁は、抽象的「作為」

2 集計結果

抽象的一部差止めは 18 件あり、騒音・振動事件 17 件、悪臭事件 1 件であった。

集計結果は以下の表のとおりである。

<表：抽象的一部差止め>

	抽象的一部差止め
日照	0
騒音・振動	17
眺望・景観	0
悪臭	1
風害	0
合計	18

IV 差止め全部否定

I 差止め全部否定の裁判例の概要

差止め全部否定の裁判例は、差止めの請求を全部棄却又は却下したもので、差止めを一切認めなかったものである。

2 集計結果

差止めを否定したものは 136 件あった。日照事件 79 件、騒音・振動事件 44 件、眺望・景観事件 9 件、悪臭事件 3 件、風害事件 1 件であった。

集計結果は以下の表のとおりである。

命令と抽象的「不作為」命令の違いを強調する。もっとも、本論文は、訴訟法・執行法上の議論とは別に、実体法上の抽象的一部差止めを論じるどころ、まず差止めの範囲・手段の決定方法と決定基準に注目することとして、作為と不作為を区別せずに論じることにした。

<表：差止め全部否定>

	差止め全部否定
日照	79
騒音・振動	44
眺望・景観	9
悪臭	3
風害	1
合計	136

第3節 判断内容に着目した類型化——差止めの範囲・手段の決定方法と基準

次に、215件の裁判例を、差止めに関する結論に至る判断内容に着目して類型化する。なお、本論文の課題は、差止めの範囲・手段の決定方法、決定基準であるため、差止めを全部否定した裁判例については、判断が差止めの範囲・手段の決定に至っていないため、必要な限りの引用、分析にとどめる。以下、日照、騒音・振動、眺望・景観、悪臭、風害の順に検討する。

I 日照

1 全部差止め

全部差止めを認める裁判例を分類すると以下のとおりである。

<1-46>名古屋地決平成6年12月7日判時1559号97頁

Xの居住する土地と隣接する土地（第二種住居専用地域に指定されていた。）上にYがいわゆる建売住宅を建築して販売しようとしたため、XがYに対し、日照障害を理由として、建物全部の建築の差止めを請求したところ、裁判所は、諸事情を認定の上、Yは建物を、Xの日照権を侵害しないような位置に建設することが可能であること、交渉態度がXの人格権を十分尊重したものとは言えないことなどを理由に建物建築の全部を差し止めた。

裁判所は、日照被害が受忍限度を超えたか否かの判断と、全部差止めする判断を区別していないので、非区別型に該当する。

また、この裁判例は、建築禁止を命じた場合について、Xの日照の変化やYの不利益に言及していないから、非シミュレート型に該当する。

<1-50>大分地決平成9年12月8日判タ984号274頁¹⁷²

Xの居住する土地に隣接する土地(付近一帯は、商業地域に指定されている。)上に、Yが14階建ての建物の建築を計画したため、XがYに対して、日照阻害を理由として建物全部の建築禁止を請求した。裁判所は、諸事情を認定の上、Xの日照被害を解消するには、階数の削減や位置の変更では対応できないこと、Yが代替措置などを十分に配慮していないことなどを理由に、建物の全部の建築を禁止した。

この裁判例は、日照妨害が「受忍限度を著しく超える」との判断の後に、建物の一部に限る理由は示されていないから、非区別型に該当する。

また、この裁判例は、差止めを命じた場合について、日照被害の回復の程度やYの不利益に言及していないから、非シミュレート型に該当する。

2 抽象的一部差止め

抽象的一部差止めに該当するものはなかった。

3 具体的一部差止め

具体的一部差止めを認める裁判例を分類すると、以下のとおりである。

<1-1>神戸地裁伊丹支判昭和45年2月5日下民集21巻1・2号236頁、判タ243号172頁

Xの居住する土地と隣接する土地(住宅専用地区に指定されている。)上に、Yが、3階建ての建物を建築しようとして計画したため、XがYに対して、日照阻害を理由として、アパート(マンション・文化住宅を含む。)又は3階以上の建物を建築してはならないとの請求をした事案において¹⁷³、裁判所は、日照妨害の程

¹⁷² 青木英憲「差止め・民事〔8〕日照権 商業地域に指定されている地域で、日照被害を理由とする14階建マンション全体について建築禁止の仮処分の申立が認容された事例」判タ1062号(2001年)133頁。

¹⁷³ なお、YからXに対して工事の妨害禁止の仮処分も申し立てられている。

度などの事実を認定の上、受忍限度を著しく超えるとして高さ 3 階以上の建物の建築の禁止を命じた。

この裁判例は、いったん「Xにおいて忍容すべき限界を超える権利行使として違法である」とした上で、その後で、「本件マンションないしこれと類似の建築物すなわち 3 階建て以上の……共同住宅を建築する工事の差止を求めることができる」としており、区別型に分類される。

また、この裁判例は、「本件建築の差止により、Y 側において回復しがたい損害が発生するとの疎明がない」と仮定的な判断をしているから、シミュレート型に該当する。もっとも、本件の主文掲記の一部差止めについてと明示していないため、非シミュレート型にもみられる。しかしながら、この判決は、最初から一部差止めを問題にしているから、一部差止めの影響を仮定的に判断しているものと理解し、シミュレート型に分類した。

<1-2>大阪地裁堺支判昭和 45 年 4 月 10 日下民集 21 卷 3=4 号 561 頁

X の居住する土地に隣接する土地（周辺は 1、2 階の建物が多い郊外の住宅地域）上に、Y が 5 階建ての建物の建築を計画したため、日照障害を理由として、X が Y に対して、高さ 9 メートル（3 階）を超える部分の建築工事の続行の禁止を請求した事案において、裁判所は、日照妨害の程度などの事実を認定の上、受忍限度を著しく超えるとして高さ 9 メートル（3 階）を超える部分の建築工事の続行の禁止を命じた。

この裁判例は、日照妨害が「受忍限度を著しく超える」との判断の後に、3 階以上に限る理由は示されていないから、非区別型に該当する。

また、この裁判例は、設計変更を命じた場合について、Y の不利益に言及していないから、非シミュレート型に該当する。

<1-3>東京地決昭和 47 年 2 月 28 日判タ 276 号 202 頁¹⁷⁴

X の居住する土地（都市計画法上の住居区域）に隣接する土地の上に、Y が 6 階建ての建物の建築を計画したため、日照障害を理由として、X が Y に対し、建

¹⁷⁴ 落合威「荻窪ローヤルコーポ事件——日照妨害と建築の差止」別冊ジュリ 43 号（1974 年）152 頁、山口和男「日照障害を理由とするビル建築工事中止の仮処分の一部が認容された事例（新判例評釈 281）」判タ 286 号（1974 年）91 頁。

築の差止めを請求したところ（請求の趣旨は不明である¹⁷⁵。）、裁判所は周辺の状態など諸事情を列記する中で、主文程度の設計変更がなされても単に日照被害の期間が短縮されるだけであること、Xにとって最低限、主文程度の設計変更が必要であること、建築が完成してしまえば後日の収去等は著しく困難であることを指摘した上で、「よって主文のとおり決定する」として、建物の一部の建築を禁止した。なお、裁判所は、「受忍限度」という言葉を用いていないが、考慮する諸事情に照らして、実質的に受忍限度を基準として採用しているとみられる。

この裁判例は、日照妨害が「受忍限度を著しく超える」との判断の他に、建物の一部に限る理由は示されていないから（もっとも、申請の趣旨が一部に限られていて、全部認容の事案である。）、非区別型に該当する。

また、設計変更を命じた場合について、Yの不利益に言及していないから、非シミュレート型に該当する。

<1-4>横浜地決昭和 47 年 3 月 17 日判時 674 号 94 頁¹⁷⁶

Xの居住する土地（住居区域で、周辺には高くても4階建ての建物にとどまる。）に隣接する土地に、Yが5階建ての建物の建築を計画し、4階まで完成したため、XがYに対し、日照阻害を理由として、建築の差止めを請求したところ（申請の趣旨は不明である。）、裁判所は、諸事情を事実認定した上で、「このような事情からすると、Yにおいて5階以上の建物を構築することは一応Xの受忍限度を超えるものと考えられる」として、5階（高さ11.6メートル）以上の建築続行を禁止した。

この裁判例は、日照妨害が「受忍限度を超える」との判断の後に、建物の一部に限る理由は示されていないから、非区別型に該当する。

また、この裁判例は、設計変更を命じた場合について、Yの不利益に言及していないから、非シミュレート型に該当する。もっとも、建物が4階まで完成して

¹⁷⁵ なお、主文は6階及び5階の一部の建築続行禁止（申請の趣旨と同旨である。全部認容）であり、諸事情の列記は事実認定であると推測される。

¹⁷⁶ 久保井一匡「日照妨害を理由とする建築工事中止の仮処分申請」判例公書法727事件。

いるため、Yの負担をシミュレートして5階以上の建築の続行禁止にとどまったと見る余地もある。

<1-5>東京地決昭和47年9月27日下民集23巻9~12号526頁¹⁷⁷

Xの居住する土地に隣接する土地（住居地域だが、近くに商業地域もある。）上に、Yが5階建ての建物の建築を計画したため、XがYに対して、日照障害を理由として全面的な建築禁止を請求した。裁判所は、諸事情を事実認定のうえ、「受忍の限度を超えていると認めるのが相当である」とした上で、Xのために「最低限必要と認められる」として、4階以上の建築工事を禁止した。

この裁判例は、受忍限度を超えるか否かの判断と、差止めの内容の判断を区別しているから、区別型に該当する。

また、この裁判例は、明確にある差止めによる影響をシミュレートをしているものではない。しかしながら、この裁判例の差止めの範囲Xのために「最低限必要である」か否かは、Yの負担を最小限度に抑えることをも意味するから、シミュレート型に分類した。

<1-6>大阪地決昭和47年10月16日判時698号95頁¹⁷⁸

Xの居住する土地と隣接する土地（第一種住居専用地域に指定される予定である。）上に、Yが6階建ての建物の建築を計画したため、XがYに対して、日照障害を理由として建物の一部の建築禁止（他にゴミ集積の建物の建築禁止などを含む。）を請求した。裁判所は、受忍限度を基準とすることを明示しないものの、諸事情を認定、考慮の上、「違法又は不相当な方法による土地の利用が他人の権利を侵害している場合に、被害者に受忍を強いることは相当でないこと、建物が完成してしまえば後日これを収去することは著しく困難であること等を考慮」して、境界線から5メートルの距離内の建築を禁止した。

この裁判例は、実質的に、受忍限度を超えるか否かの判断を区別していないから、非区別型に該当する。

¹⁷⁷ 久保井一匡「日照妨害を理由とする5階建建物の建築禁止仮処分の申請」判例公害法731事件。

¹⁷⁸ 潮海一雄「土地境界線から一定の距離内にマンションを建造してはならないとした事例／宝塚ビューハイツ事件」判例公害法732事件。

また、この裁判例は、設計変更を命じた場合について、Yの不利益に言及していないから、非シミュレート型に該当する。

<1-7>東京地決昭和 47 年 11 月 11 日判タ 285 頁 114 頁¹⁷⁹

Xの居住する土地と隣接する土地（周辺はほとんどが2階建ての比較的閑静な住宅地である。）上に、Yが7階建ての建物の建築を計画したため、XがYに対して、日照障害を理由として建物の一部の建築禁止を請求した。裁判所は、Yの負担について、的確な資料がないとしつつ、工事費、設計変更費用などを認定し、諸事情を事実認定し、主文掲記の限度で建築工事差止請求権を有すると判断した。

この裁判例は、確かに、受忍限度を超えたという判断の後に、「どの程度軽減されるか」という判断をしているものではない。しかしながら、結論を述べる部分で、Xの不利益は「Xらが受忍すべき限度を超えているのであって」と述べて、それに続いて、①北側について3階と4階の建築をしなかった場合と、②7階以上を全部削った場合について、日照障害の回復の程度と設計変更に伴うYの負担を考慮して、一部差止めを命じた。したがって、この裁判例は、被害が受忍限度を超えたという判断を行った後、改めて差止めの範囲の決定を行っているから、区別型に分類した。

次に、この裁判例は、①北側について3階と4階の建築をしなかった場合と、②7階以上を全部削った場合について、日照障害の回復の程度と設計変更に伴うYの負担の金額について考慮しており、2つのパターンのシミュレートをしているから、シミュレート型に該当する。

<1-8>大阪地決昭和 48 年 3 月 30 日判時 725 号 84 頁¹⁸⁰

¹⁷⁹ 潮海一雄「日照障害を理由とする、一部7階建一部4階建のマンション建築工事禁止の仮処分申請の一部（北側4階部分のうち3階および4階の一部）が認容された事例」判タ 289 号（1973 年）103 頁。

¹⁸⁰ 潮海一雄「日照障害を理由とする9階建てビルのうち6階を超える部分の工事禁止の仮処分が認容された事例／豊中・ヤングアート桜塚事件」判例公害法 740 事件。

Xの居住する土地と隣接する土地に、Yが9階建ての建物の建築を計画したため、XがYに対して、日照障害を理由として3階建てに設計変更することなどを請求した。裁判所は、諸事情を事実認定（9階建てを6階建てにした場合に、どの程度日照が回復するかというシミュレートを含む。）して、「以上の諸事情を総合的に比較衡量するならば、受忍限度を超えるものであって、Xは6階を超える部分について本件建築工事差止請求権を有する」として、6階を超える部分の建築を禁止した。

この裁判例は、被害が受忍限度を超えたという判断を決定の最後に行っているから、非区別型に該当する。

また、この裁判例は、事実認定の中で9階建ての計画を6階に変更した場合にどのような影響があるかというシミュレートをしているから、シミュレート型に該当する。

<1-9>東京地判昭和48年6月20日判タ299号331頁¹⁸¹

Xの居住する土地に隣接する土地（商業地域）上に、Yが6階建ての建物の建築を計画したため、XがYに対して、日照障害を理由として建物全部の建築禁止を請求した。裁判所は、諸事情を認定して、Xの日照障害は受忍限度を超えるといった判断した上で、被害を回復するには2階以下に建築制限する必要があるが、Yの受ける損害と対比すると妥当ではないとして、せめて圧迫感をやわらげるため、諸般の事情を加味して、3階部分以上をX所有家屋の外壁及び塀から1.5メートル離して建築するのが妥当であるとした。

この裁判例は、受忍限度を超えるという判断と、差止めの範囲・手段を決定する判断を区別しているから、区別型である。

また、この裁判例は、Yの損害の大きさを理由に差止めの範囲の判断をしており、シミュレート型に該当する。

¹⁸¹ 沢井裕「商業地域における高層建物の建築による日照障害を理由とする建築工事妨害禁止等の仮処分申請／恵比寿西・ウェストパレスマンション事件」判例公害法743事件。

<1-10>岐阜地決昭和 48 年 8 月 30 日判時 719 号 79 頁¹⁸²

X の居住する土地と隣接する土地（商業地域の指定を受けている。）上に、Y が高さ 9 メートルの建物の建築を計画したため、X が Y に対して、日照阻害を理由として建物の一部分の建築禁止を請求した¹⁸³。裁判所は、諸事情を事実認定して、「受忍限度を著しく超える」と判断する。その上で、裁判所は、「そのため、X のために最低限度必要と認められる日照等の確保は少なくとも主文に掲記した程度の設計の変更が必要である」として、主位的申請及び 3 つ予備的申請のうち、第 3 の予備的申請を命じたが、その理由は不明である。

この裁判例は、日照妨害が「受忍限度を著しく超える」との判断の後に、建物の一部に限る理由を検討しているから区別型に該当する。

また、この裁判例は、設計変更を命じた場合について、Y の不利益（貸店舗、菓子アパートとしての採算が難しい旨）に言及しているから、シミュレート型に該当する。

<1-11>東京地決昭和 48 年 9 月 22 日判タ 301 号 146 頁¹⁸⁴

X の居住する土地（工業地域）に接する土地（工業地域の指定を受けている。）上に、Y が建物（高さ不明）の建築を計画したため、X が Y に対して、日照阻害を理由として建物の建築禁止を請求した。裁判所は、諸事情を事実認定した上で、「右の受忍限度を超えるものと解してさしつかえない」とし、主文のとおり設計変更すれば、X の日照時間が大幅に回復すると判断した。

¹⁸² 石田喜久夫「日照阻害を理由とする貸ビルの 3 階部分の建設工事禁止の仮処分／岐阜・日邦建設事件」判例公害法 747 事件。

¹⁸³ どの部分であるかは不明である。また、建物の部分により 4 つの請求を順位づけて請求している。

¹⁸⁴ 沢井裕「工業地域における高層建物の建築による日照阻害を理由とする建築工事禁止仮処分の申請／江戸川・日本鉄工マンション事件」判例公害法 749 事件、潮海一雄「江戸川・日本鉄工マンション事件——工業地域における日照阻害と差止請求」別冊ジュリ 43 号（1974 年）159 頁、同「江戸川・日本鉄工マンション事件——工業地域における日照阻害と差止請求」別冊ジュリ 65 号（1980 年）131 頁。

この裁判例は、受忍限度を超えたという判断と、設計変更による日照時間の变化等の判断を別途行っており、区別型に該当する。

また、この裁判例は、主文のとおり設計変更すればと仮定して、冬至における日照時間や、日照エネルギーについて仮定的に検討しているから、シミュレート型に該当する。

<1-12>神戸地決昭和 48 年 10 月 8 日判タ 30 号 249 頁¹⁸⁵

X の居住する土地と隣接する土地（第二種高度地区の指定を受けている。）上に、Y が 6 階建ての建物の建築を計画したため、X が Y に対して、日照阻害を理由として建物全部の建築禁止を請求した。裁判所は、諸事情を事実認定して、受忍限度を超えると判断した。その上で、「そこで仮に、Y 案よりもさらに 5 階の 1 戸をカットすれば午前 10 時ころから日照が受けられる」などとし、結論の部分で、「X の不利益は受忍限度を超え、主文掲記の限度で建築工事禁止請求権を有する」とする。

この裁判例は、典型的な区別型ではないが、まとめの部分で、X の不利益は受忍限度を超えるという判断と、建築禁止の範囲の判断を別に行っているから、区別型に分類した。

また、この裁判例は、「Y 案よりもさらに 5 階の 1 戸をカットすれば」という仮定的判断をしており、シミュレートしているから、シミュレート型に該当する。

<1-13>千葉地決昭和 48 年 11 月 10 日判タ 307 号 259 頁¹⁸⁶

X の居住する土地（第二種住居専用地域及び第二種高度地区。周辺には 2 階建ての建物が並んでいる。）に隣接する土地の上に、Y が 7 階建ての建物の建築を計画したため、X が Y に対して、日照阻害を理由として建物全部の建築禁止を請求した。裁判所は、諸事情を事実認定して、本件建物の建築によって受ける不利益は、いわゆる受忍限度を超えるものであって人格権に対する著しい侵害であると判断し、その上で、「本件建物の設計を一部変更して、本件建物を 2 階建に

¹⁸⁵ 石田喜久夫「日照阻害を理由に 6 階建マンションの設計変更を認容した例／神戸・敷島興産事件」判例公害法 750 事件。

¹⁸⁶ 滝井繁男「日照阻害を理由とする 3 階建医院の建築続行禁止を求める仮処分申請／千葉・病院兼看護婦宿舎事件」判例公害法 754 事件。

して建築する場合に X の受ける日照阻害その他の被害がどの程度軽減されるかについて考えてみる」として、「3 階部分の建築工事の差止めを求める限度で同建物の建築工事差止請求権を有するというべきである」とする。

この裁判例は、日照妨害が「受忍限度を著しく超える」との判断の後に、建物の一部に限る理由を改めて検討しているから、区別型に該当する。

また、この裁判例は、設計変更を命じた場合について、どの程度の日照を享受することになるかを仮定的に検証しているから、シミュレート型に該当する。

<1-14>東京地決昭和 49 年 1 月 21 日判タ 307 号 254 頁¹⁸⁷

Y の居住する土地（商業地域。周辺に 8 階以上の建物は存在しない。）に隣接する土地に、X が 15 階建ての建物の建築を計画し、2 階部分までの工事を完成したため、Y が X に対して建築を妨害するなどしたため、X が Y に対して、工事の妨害の禁止を求めた事案である（工事妨害を禁止する請求であるものの、紛争の実質に照らして、建物の一部建築禁止の請求を内容とするため、分析の対象とした。）。裁判所は、諸事情を事実認定（Y の逸失利益の程度等を含む。）のうえ、「各事実関係に基づき考察するに、……Y の受ける被害の程度は、社会生活上、いわゆる受忍限度を著しく超えているものと認めるのが相当」とし、その次に、「右の事情の下においては、Y の日照、通風等の生活利益の侵害を回復するには、X が建築する（建物）を地上 10 階程度に削減するのが相当と判断される」とした。

この裁判例は、日照妨害が「受忍限度を著しく超える」との判断の後に、建物の一部の建築を禁止する検討をしているから、区別型に該当する。

また、この裁判例は、設計変更を命じた場合について、Y の不利益に言及しているから、シミュレート型に該当する。

¹⁸⁷ 石田喜久夫「日照阻害等を理由にマンションの建築に反対する住民の建築妨害禁止仮処分申請の一部認容／東京・三軒茶屋マンション事件」判例公害法 759 事件、楠本安雄「商業・住居地域での高層マンション建築に関し、建築主から住民に対する妨害禁止処分申請が一部認容・一部却下された事例」判タ 314 号（1975 年）頁、吉川大二郎「日照紛争による高層マンション建築妨害禁止仮処分の許否」法時 46 卷 9 号（1974 年）121 頁。

<1-15>広島地裁福山支決昭和 49 年 3 月 14 日判時 744 号 87 頁

X の居住する土地と隣接する土地（商業地域（ただし、高度利用地区ではない。）の指定を受けている。）上に、Y が 7 階建ての建物（パーキングタワーを含む。）の建築を計画し、着工したため、X が Y に対して、日照障害を理由として、主位的に 3 階を超える部分の建築禁止、予備的にパーキングタワー等建物の一部の建築禁止を請求した。裁判所は、諸事情を事実認定のうえで、「以上の事実を総合すれば、受忍限度を超える」と判断し、続いて、「3 階部分の建築禁止は Y の損害が大きく、その割に X の日照時間に大きな変化がない。そこで、Y の受ける影響をできるだけ小さくして、X の日照時間を確保するための方法として」パーキングタワーの建設を中止し、一部の設計変更を内容とする決定を言い渡した。

この裁判例は、日照妨害が「受忍限度を著しく超える」との判断の後に、建物の一部に限る理由を示しているから、区別型に該当する。

また、この裁判例は、設計変更を命じた場合について、主文掲記の差止めをした場合の影響（日照の回復の程度）を仮定的に判断しているから、シミュレート型に該当する。

<1-16>仙台地決昭和 49 年 3 月 28 日判時 778 号 90 頁

X の居住する土地と隣接する土地（間もなく、新用途地区の指定を受けて高度制限を受ける予定となっていた。）上に、Y が地上 6 階建ての建物の建築を計画し着工したため、X が Y に対して、日照障害を理由として建物全部の建築禁止を請求した。裁判所は、諸事情を事実認定する中で、設計変更によりどの程度の日照が回復するかを評価し、また、Y についても、「Y が蒙る企業採算上の影響は軽微」と判断し、結論として、「本件建物が X の生活環境に及ぼす影響は右説示の範囲で受忍限度を超えると認めるのが相当である」とした。

この裁判例は、結論部分で受忍限度を超えたとの判断を差止めの範囲・手段の決定と一体として行っているから、非区別型に該当する。

また、この裁判例は、設計変更を命じた場合について、設計変更によりどの程度の日照が回復するかを仮定的に評価しているから、シミュレート型に該当する。

<1-17>神戸地判昭和 49 年 4 月 22 日判時 745 号 81 頁¹⁸⁸

X の居住する土地と隣接する土地（商業地域の指定を受けている。）上に、Y が 6 階建ての建物の建築を計画し着工したため、X が Y に対して、日照阻害を理由として建物全部の建築禁止の仮処分を申請した。裁判所がこれを認可したため、Y が異議を申し立てた。裁判所は、諸事情を事実認定して、受忍限度を超えると判断したのに続いて、日照その他利益がどの程度確保されるのか、シミュレートして一部差止めの内容を決定「仮りに、本件建物の 4 階を超える部分及び 4 階の南東角一室を取りこわした場合」として、日照等の変化の具合を検討して、建物の一部の建築禁止を命じた。

この裁判例は、日照妨害が「受忍限度を著しく超える」との判断の後に、建物の一部に限る理由を示しているから、区別型に該当する。

また、この裁判例は、設計変更を命じた場合について、日照等の変化の程度について検討しているから、シミュレート型に該当する。

<1-18>千葉地決昭和 49 年 4 月 30 日判時 744 号 90 頁¹⁸⁹

X の居住する土地（住居地域、第一種高度地区）に隣接する土地の上に、Y が 3 階建ての建物の建築を計画し、着工したため、X が Y に対して、日照阻害を理由として建物全部の建築禁止を請求した。裁判所は、諸事情を事実認定し、「以上認定した事実によれば、被害者は最小限度の日照を確保する必要から、本件建物のうち 1 階部分から受ける被害は受忍すべきを相当とし、それ以上の 2 階以上の部分の建築については工事差止めを求めることができると認めるのが相当である」とした。

この裁判例は、日照妨害が「受忍限度を著しく超える」との判断の後に、建物の一部に限る理由は示されていないから、非区別型に該当する。

また、この裁判例は、設計変更を命じた場合について、日照の変化の程度や Y の不利益に言及していないから、非シミュレート型に該当する。

¹⁸⁸ 潮海一雄「日照阻害を理由とする 6 階建ビルの 3 階を超える部分の工事禁止の仮処分申請と仮処分異議判決／神戸・看護婦寮事件」判例公害法 753 号事件。

¹⁸⁹ 潮海一雄「日照阻害を理由とする 3 階建倉庫兼住宅の 2 階以上の部分の工事禁止の仮処分申請／市川・鉄骨造 3 階建倉庫住宅事件」判例公害法 764 号事件。

<1-19>名古屋地決昭和 49 年 5 月 25 日判時 756 号 92 頁¹⁹⁰

X の居住する土地と隣接する土地（住居地域の指定を受けている。）上に、Y が 3 階建ての建物の建築を計画し、着工したため、X が Y に対して、日照阻害を理由として建物全部の建築禁止を請求した。裁判所は、諸事情を事実認定し、日照妨害は「もはや社会生活上一般に受忍すべき限度を超えている」との判断の後に、「申請人らは、全面的な建築差止めを請求しているが、これを主文掲記の限度に限定したとしても、午前中の日照阻害がかなり改善されることが明らかであり、本件の場合、この程度の差止めの措置を講ずるのが必要にして十分なものと考えられる」として、3 階の一部の建築禁止を命じた。

この裁判例は、受忍限度を超えるとの判断を主文の判断（3 階の一部の建築禁止）とは別に行っているから、区別型に該当する。

また、この裁判例は、簡単ではあるが、設計変更を命じた場合について検討しているから、シミュレート型に該当する。

<1-20>東京高決昭和 49 年 6 月 13 日判タ 311 号 65 頁

X の居住する土地と隣接する土地（住居地域の指定を受けている。）上に、Y が 5 階建ての建物の建築を計画したため、X が Y に対して、日照阻害を理由として 4 階以上の建築禁止を請求した。原審が申請を却下したため、X が抗告したところ、裁判所は、諸事情を事実認定し、「以上認定の事実に基づいて検討するに本件建築は……少なくとも本件建物については 3 階を超える建築は X にとっては受忍限度を超えるものであり」として、原決定を変更して、4 階以上の部分の建築工事の中止を命じた。

この裁判例は、「3 階を超える建築は受忍限度を超える」としており、微妙ではあるものの、受忍限度を超えるとの判断の後に、わざわざ項を改めて 3 階を超える部分の建築禁止の影響について論じているから、区別型に分類した。

また、この裁判例は、事実認定において、日照の改善状況をシミュレートし、「3 階建てにすればある程度緩和する」としているから、シミュレート型に該当する。

¹⁹⁰ 石田喜久夫「日照阻害を理由とする 3 階建独身寮の工事禁止の仮処分申請／西春町・ヤンマーディーゼル名古屋支店独身寮事件」判例公害法 765 事件。

<1-21>東京地決昭和 49 年 12 月 13 日判時 789 号 54 頁

X の居住する土地と隣接する土地（商業地域と住居地域にまたがっていた。）上に、Y が 8 階建ての建物の建築を計画したため、X が Y に対して、日照阻害を理由として建物の建築禁止を請求した。裁判所は、諸事情を事実認定して、受忍限度を超えると判断したのに続いて、「X に対しては、大寒時において、午前 9 時から午後 3 時までの有効日照時間のうち、少なくとも 3 時間程度の日照が確保されるべきであると考え、右限度の日照時間を確保するためには、主文のとおり設計変更をするほかなく、右設計変更することによって、大寒時でも 3 時間近くの日照を保障し、大寒以降はほぼ完全に 3 時間の日照を確保することになる」として、建物の 4 階以上のうち、一部の建築の続行禁止を命じた。

この裁判例は、被害が受忍限度を超えたとの判断の後に、差止めの範囲を検討しているから、区別型に該当する。

この裁判例は、「右設計変更することによって、大寒時でも 3 時間近くの日照を保障し、大寒以降はほぼ完全に 3 時間の日照を確保することになる」という仮定的な判断を行い、主文掲記の差止めを採用した場合の X への影響を検討しているから、シミュレート型に該当する。

<1-22>大阪地裁堺支決昭和 50 年 9 月 29 日判時 807 号 88 頁

X の居住する土地と隣接する土地（住居専用地域であった。）上に、Y が 3 階建ての建物の建築を計画したため、X が Y に対して、日照阻害を理由として 2 階を超える部分の建築禁止を請求した。裁判所は、諸事情を事実認定して、「日照妨害の程度はその受忍限度を著しく越えるものと認められるから、X の 2 階を超える部分の建築の差止めを求める X の請求は理由がある」として、2 階を超える部分の建築禁止を命じた。

この裁判例は、2 階を超える部分の建築禁止について、受忍限度を超えるという判断を 1 回するのみで結論に至っているから、非区別型に該当する。

また、この裁判例は、2 階を超える部分の建築禁止により、日照被害がどの程度回復するかなどを仮定的に検討していないから、非シミュレート型に該当する。

<1-23>東京地裁八王子支決昭和 51 年 11 月 24 日判タ 352 号 250 頁

Xの居住する土地と隣接する土地（近隣商業地域、第二種高度地区、準防火地域の指定を受けている。）上に、Yが3階建ての建物（集合住宅）の建築を計画したため、XがYに対して、日照阻害を理由として3階北側2戸分以上の建築禁止を請求した。裁判所は、諸事情を事実認定し、受忍限度を超えていると判断したのについて、「そうであるとする、Xに最低限必要である日照その他の確保には、申請の趣旨1項の程度の変更が必要である」とした。

この裁判例は、日照被害が受忍限度を超えたという判断の後に、差止めの範囲について検討しているから、区別型に該当する。

この裁判例は、「右のように設計変更すると、本件建物の北側部分は3階部分が削られて、2階建となるため、Xは当初予想された日照阻害が減少する」としており、シミュレート型に該当する。

<1-24>東京地決昭和52年2月28日判タ347号144頁¹⁹¹

Xの居住する土地と隣接する土地（住居専用地域、第二種高度利用地区の指定を受けていた。）上に、Yが4階建ての建物（集合住宅）の建築を計画したため、XがYに対して、日照阻害を理由として3階北側2戸分以上の建築禁止を請求した。裁判所は、「被害の程度は社会生活上一般に受忍すべき程度を超えているといつてよく」として、受忍限度を超えていると判断した上で、「設計変更」という項目を立てて、Xの案では日照時間が約1時間40分長くなるころ、これは必要最小限度のものであること、Yの利潤が減少することは想像できるが、部屋数は原案どおり同数確保できるなど採算を失しないことなどを理由として、4階の一部の建築の禁止を命じた。

この裁判例は、日照被害が受忍限度を超えたという判断の後に、差止めの範囲について検討しているから、区別型に該当する。

この裁判例は、裁判所が想定する差止めを採用した場合の日照時間の変化と、Yの利潤の減少について仮定的に検討しているから、シミュレート型に該当する。

¹⁹¹ 楠本安雄「西麻布・入野事件——土地所有者の受忍限度と庭の日照保護」別冊ジュリ65号（1980年）137頁。

<1-25>福岡地裁久留米支決昭和 52 年 7 月 14 日判時 880 号 74 頁¹⁹²

X の居住する土地（第二種住居専用地域で、平屋建て又は 2 階建てがほとんどを占める。）に隣接する土地に、Y が 3 階建ての建物の建築を計画したため、X が Y に対して、日照阻害を理由として 3 階部分の建築禁止を請求したところ、仮処分申請が認容されたため、Y が異議を申し立てた。裁判所は、諸事情を事実認定のうえ、「今仮に」として、2 階建てとした場合の日照回復の状況や、Y の採算上の計算を含む。）「3 階部分の建築続行禁止を求める限度で、その被保全権利の疎明は充分である」として、3 階部分の建築の続行を禁止した。

この裁判例は、結論の直前で、受忍限度を超えたとの判断をしているから、非区別型に該当する。

また、この裁判例は、「今仮に」として、建物を 2 階建てとした場合の日照回復の状況や、Y の採算上の計算を仮定的に検討しているから、シミュレート型に該当する。

<1-26>東京地決昭和 54 年 3 月 30 日判タ 381 号 60 頁¹⁹³

X の居住する土地（住居地域だが、周辺は多くが 2 階建ての建物だった。）に隣接する土地に、Y が 3 階建ての建物の建築を計画したため、X が Y に対して、日照阻害を理由として建物の建築禁止を請求した。裁判所は、諸事情を認定の上、「日照被害は X において社会生活上受忍すべき限度をこえるものと判断せざるを得ない。……従って Y が計画どおりに本件建物を建築、完成することは許されず、設計変更を免れないといわなければならない」とした後に、Y が提案した設計変更案と主文掲記の設計変更案についてそれぞれ日照等の変化を仮定的に判断して、建物の一部の工事の禁止を命じた。

この裁判例は、日照被害が受忍限度を超えたという判断の後に、差止めの範囲について検討しているから、区別型に該当する。

¹⁹² 石田喜久夫「日照阻害を理由として三階建共同住宅の三階部分の築造工事禁止を命じた仮処分決定を認可した事例／福岡・三階建共同住宅事件」判例公害法 789 号。

¹⁹³ 五十嵐敬喜「渋谷区神宮前貸スタジオ事件——日影条例適合建築物による日照被害事件」別冊ジュリ 65 号（1980 年）140 頁。

また、この裁判例は、Yが提案した設計変更案と主文掲記の設計変更案についてそれぞれ日照等の変化を仮定的に判断しているから、シミュレート型に該当する。

<1-27>大阪地決昭和 54 年 3 月 31 日判タ 392 号 138 頁

ある小学校の生徒(X)が、同小学校が建っている土地と隣接する土地(商業地域かつ防火地域の指定を受けていた。周辺の建物は高くても4、5階建てであった。)上に、Yが9階建ての建物の建築を計画したため、XがYに対して、日照阻害を理由として4階をこえる部分の建築禁止を請求した。裁判所は、諸事情を事実認定のうえ、受忍限度を超えると判断した後に、日照阻害がどの程度回復されれば、Xにとって受忍限度内のものといえるのかについて、①4階建て、②6階建て、③7階建ての3つのパターンを検討して、7階以上の部分について一部差止めを認めた。

この裁判例は、日照被害が受忍限度を超えたという判断の後に、差止めの範囲について検討しているから、区別型に該当する。

この裁判例は、建物の高さについて3つのパターンに分けて日照の回復の程度等を検討しているから、シミュレート型に該当する。

<1-28>東京地決昭和 54 年 5 月 29 日判タ 386 号 63 頁

Xの居住する土地と隣接する土地上に、Yが5階建ての建物の建築を計画したため、XがYに対して、日照阻害を理由として建物の建築禁止を請求した。裁判所は、諸事情を事実認定(ただし、通常よりも事実認定に係る事情は少ない。)する中で、「Yの損失」として、設計変更が著しいものではないこと、部屋の価値は変わるが間取りを手直しすれば面積の減少以外に損失をもたらさないことを判断の上、「以上の次第で、複合日影による被害の回復のため、Yに対し一部建築制限を求めるXの本件申請は、被保全権利について一応の疎明があり」として、4階とバルコニーの一部の建築の禁止を命じた。

裁判所は、明確に判断過程に受忍限度を用いていないものの、実質的に受忍限度を採用しており、かつ、特に差止めの範囲・手段の決定の過程を区別していないから、非区別型に該当する。

また、この裁判例は、Yの負担について明示的に争点として記載し、また、比較的詳細に認定しており、シミュレート型に該当する。

<1-29>静岡地決昭和 55 年 3 月 28 日判時 966 号 97 頁

X の居住する土地と隣接する土地（商業地域の指定を受けている。）上に、Y が 4 階建ての建物の建築を計画したため、X が Y に対して、日照阻害を理由として、主位的に建物全部、予備的に高さ 5.68 メートル以上の建築禁止を請求した。裁判所は、諸事情を事実認定して、受忍限度を超えるとの判断をまずする。その後、裁判所は、本件建物の設計変更による日照阻害の緩和の可能性として、4 階部分を建築しない場合と、3 階以上を建築しない場合について日照の回復を考察して、高さ 7.08 メートルを超える部分の建築を禁止するとの結論を導いた。

この裁判例は、日照被害が受忍限度を超えたという判断の後に、差止めの範囲について検討しているから、区別型に該当する。

また、この裁判例は、4 階部分を建築しない場合と、3 階以上を建築しない場合について日照の回復の程度を仮定的に検討しているから、シミュレート型に該当する。

<1-30>千葉地判昭和 56 年 7 月 17 日判時 1020 号 99 頁

X の居住する土地と隣接する土地（第一種高度地域の指定を受けている。）上に、Y が 3 階建ての建物（病院兼看護師宿舎）の建築を計画したため、X が Y に対して、日照阻害を理由として 3 階以上の建築禁止を請求した。裁判所は、諸事情を事実認定して、受忍限度を著しく超えるものであり、X は 3 階以上の建築禁止を求めるものであるから、その請求に理由があったとした。

この裁判例は、実質的に受忍限度を超えるか否かの判断しかしていないため、非区別型に分類した。

また、この裁判例は、差止めの範囲の決定について、非シミュレート型に該当する。

<1-31>大阪地決昭和 56 年 8 月 10 日判時 1046 号 83 頁

X の居住する土地と隣接する土地（住居地域の指定を受けている。）上に、Y が 11 階建ての建物の建築を計画したため、X が Y に対して、日照阻害を理由として当該建物の建築禁止を請求した。裁判所は、諸事情を事実認定した後、「五差止の範囲（申請人らの受忍限度）」として、建物の位置を移動した場合に 1 時間以上の日照を享受できるなどとして、結論として、「日照権の侵害につきその

受忍限度を考慮するとき、……以上記述した諸々の事情を併せ考慮すると、……前記東西棟の地上より高さ 20.7 メートルを超える部分（ほぼ 8 階以上の部分に該当）は右申請人らの受忍限度を超えているものと判断する」として、一部差止めを命じた。

裁判所は、被害が受忍限度を超えたとの判断を最後に 1 回のみしているから、非区別型に該当する。

この裁判例は、「差止めの範囲」として、建物の位置を移動した場合の日照の回復の程度を仮定的に検討しているから、シミュレート型に該当する。

<1-32>名古屋地決昭和 56 年 12 月 24 日判時 1042 号 126 頁

X の居住する土地（準工業地域の指定を受けている。）と隣接する土地に、Y が 3 階建ての建物の建築を計画したため、X が Y に対して、日照阻害を理由として 3 階以上の建築禁止を請求した。裁判所は、諸事情を事実認定して、「以上の事実によれば、……（X の受ける）日照被害は受忍限度をこえているものと考えるのが相当である」とする。それに続いて、裁判所は、設計による負担増が総工事費の 2 パーセントにすぎないとし、「本件建物の 3 階部分西側半分を削除すれば、日昼の 2 時間程度の日照は回復され、A 建物に対する圧迫感も相当程度除去されると考えられ、これを越えて本件建物 3 階全部を 2 階建にすることまで求めることはできないというべきである」として、3 階西半分について建築を禁止することを命じた。

この裁判例は、日照妨害が「受忍限度を著しく超える」との判断の後に、建物の一部に限る理由を示していないから、非区別型に該当する。

また、この裁判例は、3 階建てを 2 階建てにした場合に、どの程度の日照が回復されるか、Y の負担増を厳密ではないが検証しているから、シミュレート型に該当する。

<1-33>東京高判昭和 58 年 7 月 19 日判タ 509 号 129 頁

X の居住する土地と隣接する土地（第一種高度地区の指定を受けている。）上に、Y が 3 階建ての建物（病院兼看護師宿舎）の建築を計画したため、X が Y に対して、日照阻害を理由として 3 階以上の建築禁止を請求したところ、第一審（千葉地判昭和 56 年 7 月 17 日。前掲・裁判例<1-30>）が一部認容したため、Y が控訴した。裁判所は、諸事情を事実認定して、そのような諸事情を総合して

考慮すると、本件の被害は著しく受忍限度を超えらるゝとして、X の求める 3 階部分の建築禁止をを求める本訴請求には理由があるとして、控訴を棄却した。

裁判所は、被害が受忍限度を超えらるゝとの判断を結論の直前に行うのみであるから、非区別型に該当する（もっとも、原審の結論を維持するのみであるから、区別型に分類する余地がある。しかしながら、原審と同様、特に差止めの範囲・手段に関する決定を行っていないから、非区別型に分類した。）。

また、裁判所は、特に仮定的な判断を行っていないから、非シミュレート型に該当する。

<1-34>大阪地決昭和 59 年 8 月 28 日判時 1144 号 113 頁

X の居住する土地（第一種住居専用地域）に隣接する土地に、Y が 3 階建ての建物の建築を計画したため、X が Y に対して、日照阻害を理由として建物の一部の建築禁止を請求した。裁判所は、諸事情を事実認定して、「一 受忍限度」として、諸事情を考慮して、受忍限度を超えらるゝと判断し、その後、「二 差し止めの程度」として、本件特有の事情（地形など）を仮定的に判断して、3 階西側 2 戸の削減を求める X の設計変更案について検討し、冬至には適正な日照時間が得られない可能性を指摘する一方で、冬至に近接する時期に日照に恵まれることは確実であるとして、建物の一部の建築を禁止した。

この裁判例は、日照被害が受忍限度を超えらるゝという判断の後に、差し止めの範囲について検討しているから、区別型に該当する。

また、この裁判例は、「二 差し止めの程度」として、本件特有の事情（地形など）を仮定的に判断して、3 階西側 2 戸の削減を求める X の設計変更案について検討するから、シミュレート型に該当する。

<1-35>奈良地決昭和 59 年 11 月 22 日判タ 548 号 186 頁

X の居住する土地と隣接する土地（住居地域の指定を受けている。）上に、Y が 4 階建ての建物の建築を計画したため、X が Y に対して、日照阻害を理由として 3 階以上の建築禁止を請求した。裁判所は、諸事情を事実認定して、受忍限度をはるかに超えらるゝと判断した上で、「差し止めの範囲」について、「仮に」として、仮定的に日照回復の程度などを判断した（X は設計図面を入手できなかったことを注記して過剰差し止めでないことを説明する。）。

この裁判例は、日照被害が受忍限度を超えたという判断の後に、差止めの範囲について検討しているから、区別型に該当する。

また、この裁判例は、「差止めの範囲」について、「仮に」として仮定的に日照回復の程度などを判断するから、シミュレート型に該当する。

<1-36>浦和地裁川越支決昭和 60 年 3 月 11 日判時 1171 号 110 頁

X の居住する土地と隣接する土地（住居地域の指定を受けている。）上に、Y が 4 階建ての建物（集合住宅。近隣商業地域の指定を受けている土地上に計画されている。）の建築を計画し 3 階まで完成したため、X が Y に対して、日照阻害を理由として 4 階（4 階部分には、1 戸のみが計画されていた。）の建築禁止を請求した。裁判所は、諸事情を事実認定して、「受忍限度を超えるものと判断せざるを得ない」とした後に、「本件申請のとおり、計画建物を 2 階建にすると、X は、日照が充分確保されるのであるが、他面、Y に与える損害は大きく、3 階の右中央部分 1 戸を撤去するだけでもよいとする X の意向を斟酌すると、X は、右中央部分 1 戸のみを撤去することによって、日照を確保することをもつて相当と考える」として、3 階以上の部分の工事を続行してはならないと命令した。

この裁判例は、日照妨害が「受忍限度を著しく超える」との判断の後に、建物の一部に限る理由を一応示しているから（もっとも、申請の趣旨が一部に限られていて、全部認容の事案である。）、区別型に該当する。

また、この裁判例は、設計変更を命じた場合について、X の日照回復の程度について検討しているから、シミュレート型に該当する。

<1-37>徳島地決昭和 61 年 3 月 18 日判時 1200 号 137 頁

X の居住する土地（商業地域。周辺には 3 階建て、4 階建ての建物が多い。）に隣接する土地に、Y が 11 階建ての建物の建築を計画したため、X が Y に対して、日照阻害を理由として建物全部の建築禁止を請求した。裁判所は、諸事情を事実認定して、「日照の阻害は X の受忍限度を超えるものと認めるのが相当である」とした上で、「3 そこで、本件建物のいずれかの部分の設計を変更することにより X の住居地に右の限度での日照を確保することが可能かどうかについて考えてみる」として、「本件建物のうち東端部分……並びにその北側に隣接する外部階段及びエレベーター塔屋部分の階高を 3 階まで下げると、X 宅で午前 10 時から正午の間……1 時間程度の日照が確保でき、……この限度での設計変

更が Y による本件土地上での、いわゆる分譲マンション建築計画の実現を著しく困難にするとも思われない」としつつ、しかし、3 階以下にすると、Y は建築計画そのものを断念せざるを得ないのは明らかであるとして、4 階以上の建築を禁止した。

この裁判例は、日照被害が受忍限度を超えたという判断の後に、差止めの範囲について検討しているから、区別型に該当する。

この裁判例は、建物の一部の設計変更をした場合に、どの程度の日照を回復するか、また、Y にとって建築計画そのものを断念するか否かなどの Y への影響を仮定的に検討しており、シミュレート型に該当する。

<1-38>千葉地裁一宮支決昭和 62 年 2 月 7 日判時 1243 号 90 頁

X の居住する土地と隣接する土地(建築基準法上の日影規制の対象外である。)上に、Y が高さ 31.55 メートルの建物の建築を計画したため、X が Y に対して、日照阻害を理由として建物の建築禁止を請求した。裁判所は、X には「右受忍限度を超える日照遮蔽の除去を求める妨害排除請求権が生ずるものと解される」と判断した後で、「差止めの範囲であるが」として、主文掲記の差止めの範囲を採用した場合に、日照阻害が解消されることを仮定的に議論して、結論として、建物の一部の工事の禁止を命じた。

この裁判例は、日照被害が受忍限度を超えたという判断の後に、差止めの範囲について検討しているから、区別型に該当する。

また、この裁判例は、主文掲記の差止めの範囲を採用した場合に、日照阻害が解消されることを仮定的に検討しているから、シミュレート型に該当する。

<1-39>静岡地決平成元年 5 月 9 日判時 1392 号 173 頁

X の居住する土地(住居地域で、周辺には 2 階建までの建物が多い。)に隣接する土地に、Y が 3 階建ての建物の建築を計画したため、X が Y に対して、日照阻害を理由として建物全部の建築禁止を請求した。裁判所は、諸事情を事実認定して、いったん受忍限度を超えたと判断する。そして、裁判所は、「そこでさらに進んで、X の日照被害を緩和するために、本件建物の設計をどの程度変更すべきかについて検討する」として、(理由は特に示さないが)建物の全部の建築禁止は許されないとし、また、南に建物を移動させることは一方的に保護(過剰に保護)することになるから許されず、主文掲記の建築制限をした場合、日照

については大幅に改善し、Yにも重大な損害は発生しないとして、高さ6.04メートルを超える建物建築の禁止などを命じた。

この裁判例は、日照被害が受忍限度を超えたという判断の後に、差止めの範囲について検討しているから、区別型に該当する。

裁判所は、「日照被害を緩和するためには」として、建物の位置の変更を仮定的に検討しているから、シミュレート型に該当する。

<1-40>東京地決平成2年6月20日判時1360号135号

Xの居住する土地と隣接する土地(第一種住居専用地域の指定を受けている。)上に、Yが2階建ての建物の建築を計画し、着工したため、XがYに対して、日照阻害を理由として建物の一部の建築禁止を請求した。裁判所は、諸事情を事実認定して(建築工事の一部禁止を行った場合の日照被害の回復の程度を含む。),'本件日照被害は……Xに対する関係で受忍限度を超えるものになるといわざるをえない」とした上で、改めて建物の建築工事の禁止を命じた場合の実際の効果について検討して、建物の一部の建築の禁止を命じた。

この裁判例は、日照被害が受忍限度を超えたという判断の後に、差止めの範囲について検討しているから、区別型に該当する。

裁判所は、「Xが求める建築工事を実際に行った場合の効果は、……日照回復の効果が顕著であって」などとして、建物の設計の変更を仮定的に検討しているから、シミュレート型に該当する。

<1-41>浦和地決平成2年7月2日判タ754号200頁

Xの居住する土地と隣接する土地(準工業地域の指定を受けている。)上に、Yが2階建て(ただし、高さは9.2メートルである。)の建物の建築を計画し、着工したため、XがYに対して、日照阻害を理由として建物の一部の建築禁止を請求した。裁判所は、諸事情を事実認定して、「以上のような諸般の事情を総合して、検討すると、本件建物建築によるXの被害は、日照被害一般の意味で重大というだけでなく、そのことに、X側の特殊事情が加味されて、甚大な被害が生ずることになると言わねばならず、他方、Yは、本件建物の設計段階で、かかる事情を知りうる立場にありながら、かつ、被害の軽減に配慮をした様子がないとも見られるのであって、このような特別の事情のもとでは、本件建物の立地場所周辺が準工業地域にあり、行政法上の日影規制を受けないものであるとし

ても、なお、その被害の程度は受忍限度を超えた、違法なものであり、その違法の程度も工事続行の差止めを命ずる程度のものであるように、一応は解される」として、受忍限度を超えるとの判断をした後に、大幅な設計変更が可能な状態ではないなどとして、枠組工事に必要な部分の工事についてのみ続行を許して、その余の建築の続行の禁止を命じた。

この裁判例は、日照被害が受忍限度を超えたという判断の後に、差止めの範囲について検討しているから、区別型に該当する。

また、裁判所は、主文掲記の設計変更をした場合の日照被害の回復の程度について仮定的に検討しているから、シミュレート型に該当する。

<1-42>東京地決平成3年8月22日判時1411号93頁

Xの居住する土地（第一種住居専用地域かつ第一種高度地区）に隣接する土地上に、Yが3階建ての建物の建築を計画したため、XがYに対して、日照阻害を理由として主位的に建物全部の建築禁止を、予備的に建物の一部の建築禁止を請求した。裁判所は、諸事情を事実認定して（建物の一部の建築を禁止した場合であっても、Yに重大な損害が発生しない旨を含む。）、「本件建物の建築により、X建物に受忍限度を超える日照阻害をもたらすものということができるが」として、受忍限度を超えたと判定した後に、「全面的に本件建物の建築を禁止する必要はなく、予備的申立ての限度で本件建物の建築を禁止するのが相当であるというべきである」としている。

裁判所は、被害が受忍限度を超えるとの判断を1回だけして、差止めの範囲・手段の決定を区別していないから、非区別型に該当する。

また、この裁判例については、シミュレートの有無については、事実認定において、建物の一部の建築を禁止した場合であっても、Yに重大な損害が発生しない「本件建物の建築により、X建物に受忍限度を超える日照阻害をもたらすものということができるが、全面的に本件建物の建築を禁止する必要はなく、予備的申立ての限度で本件建物の建築を禁止するのが相当であるというべきである」という部分の評価が問題となるところ、「全面的に本件建物の建築を禁止する必要はない」という理由として、主位的申立てと予備的申立てを採用した場合の影響について仮定的に（黙示的に）検討していると考えて、シミュレート型に分類した。

<1-43>大阪地判平成4年2月21日判時1457号122頁

Xの居住する土地(第二種住居専用地域)に隣接する土地に、Yが2階建ての建物(いわゆるコートハウスの形式であった。)の建築を計画したため、XがYに対して、建物の一部の撤去を請求した。裁判所は、諸事情を事実認定して、「結局、Y建物により惹起されたX建物の日照等の阻害は、……Xらの受忍すべき限度を著しく越えるものであって、その救済のためには、Y建物の一部撤去を行うほかない」とする。その上で、「三　そこで、撤去を命じる範囲であるが、既に建物完成後における一部撤去の建築技術上の困難であることや、右に述べた第二種住居専用地域における日影規制等を考慮すると、……Y建物の3階の北端の1室及びそのベランダ並びに同室前の廊下部分……の撤去を命ずることができるにとどまる……。すなわち、……この3階の北端の1室を撤去すれば、前記の第二種住居専用地域における日影規制……をほぼクリアーするものと思われ、この部分を撤去すれば、相当の日照……が取り戻せるといえる」として、さらに、「もとより、Xの申立どおり、3階の北側2室、2階の1室を撤去すれば、X建物の日照享受が著しく改善されることは明らかであり、Xらがこれを望むのは無理もない。しかし、この場合の日照回復の程度は、第一種住居専用地域についての日影規制……をもクリアーするほどと思われ、かつ、第一種住居専用地域についての日照保護のための北側斜線制限……をもはるかにクリアーする程であって、この第一種住居専用地域並みの日照享受を求めるのは、本件地域においては、行き過ぎであると言わざるを得ない」として、建物の一部の建築の禁止を命じた。

この裁判例は、日照被害が受忍限度を超えたという判断の後に、差止めの範囲について検討しているから、区別型に該当する。

また、この裁判例は、差止めの範囲について、Xの申し出と裁判所案について仮定的に検討しており、シミュレート型に該当する。

<1-44>仙台地決平成4年6月26日判タ794号62頁

Xが通う保育園に隣接する土地(商業地域、準防火地域の指定を受けている。)上に、Yが7階建ての建物(ワンルームマンション)の建築を計画したため、XがYに対して、日照阻害を理由として5階以上の建物の建築禁止を請求した。裁判所は、諸事情を事実認定して、「Xに受忍限度を超える日照被害をもたらすものといわざるを得ない」として、受忍限度を超えると判断した後、主文掲記の

7階の一部の設計変更により、午前中の日照が十分であること、Yが設計変更に伴う収支計算の疎明資料を提出しないことを理由として、7階の一部の建築工事を禁止した。

この裁判例は、「Xに受忍限度を超える日照被害をもたらすものといわざるを得ない」として、日照被害が受忍限度を超えたという判断の後に、差止めの範囲について検討しているから、区別型に該当する。

また、裁判所は、主文掲記の差止めの範囲・手段を採用した場合に「午前中の日照としてはほぼ十分な日照が確保される」とし、また、Yの収支計算について言及して、建物建築の設計変更による日照の変化を仮定的に検討しているから、シミュレート型に該当する。

<1-45>名古屋地決平成5年3月11日判タ874号283頁¹⁹⁴

Xの居住する土地（商業地域）に隣接する土地に、Yが3階建ての建物の建築を計画したため、XがYに対して、日照障害を理由として建物の一部の建築禁止を請求した。裁判所は、諸事情を事実認定して、「Xの受忍限度内にとどまると言うことはできない」として、受忍限度を超えるとまず判断した。その上で、「ところで、本件疎明資料によれば、本件建物中、（一部分）の3階以上の部分（以下「本件差止部分」という。）の建築工事を禁止すると、X建物の南側2階開口部における日照は、3時間程度に回復し、受忍限度内にとどめることができることが、一応認められ、また、本件差止部分は、本件建物の設計を前提としており、また、Xの受忍限度内にとどめるための差止としては、Xにもっとも影響の少ない部分であると一応認められることからすれば、本件差止部分の建築工事の禁止は、Yにおいて、甘受すべき範囲であるというべきである」として、構造物の一部の除去及び建築工事の一部続行禁止を命じた。

裁判所は、いったん、被害が受忍限度を超えるとの判断をして、その後、差止めの範囲について検討しているから、区別型に該当する。

¹⁹⁴ 坂本慶一「近隣商業地域における建築基準法上の、日影規制には触れないが、隣家に受忍限度を越える日照障害があるとして、建築物の3階の一部に工事続行禁止及び構造物の除去を求めた仮処分申立てが、認容された事例」判タ913号（1996年）（平成7年度主要民事判例解説）262頁。

また、裁判所は、主文掲記の差止めの範囲を採用した場合に、どの程度の日照を回復するかを仮定的に検討しているから、シミュレート型に該当する。

<1-47>熊本地決平成6年12月15日判時1537号153頁

Xの居住する土地と隣接する土地（準工業地域の指定を受けている。）上に、Yが13階建て（一部4階建て）の建物の建築を計画したため、XがYに対して、日照障害を理由として主位的に建物全部、予備的に①7階以上、②8階以上の建築禁止を請求した。裁判所は、諸事情を事実認定して、いったん、「受忍限度を超えるというべきである」と判断した。その上で、裁判所は、「ところで、……本件建物の西側一区画を7階建とした場合、冬至時の4・00メートルの測定面において、午後0時15分ころには日照が確保されることが一応認められる。したがって、建物の西側1区画の8階以上……の建築工事の禁止は、Xの日照障害を受忍限度内にとどめるための差止めとして、Yに最も影響の少ない部分であると認められ、この部分の工事差止はYにおいて甘受すべき範囲内というべきである」として、一部差止めを命じた。

裁判所は、日照被害が受忍限度を超えたという判断の後に、差止めの範囲について検討しているから、区別型に該当する。

また、裁判所は、差止めの範囲について日照の回復の程度を仮定的に検討しており（なお、この裁判例は、Yにとって最も影響の少ない部分に限るとしている。）、シミュレート型に該当する。

<1-48>名古屋地裁半田支決平成7年8月10日判時1559号99頁

Xの居住する土地と隣接する土地（第一種住居専用地域の指定を受けている。）上に、Yが高さ10メートルを超えない建物の建築を計画したため、XがYに対して、日照障害を理由として主位的に全部の、予備的に一部の建築禁止を請求した。裁判所は、諸事情を事実認定して、受忍限度を超えると判断した上で、「2差止めの程度」として、主文掲記の削減による日照障害の緩和の程度を検討し、「Xの、主位的申請の趣旨の全面禁止は、もちろんのこと、予備的申請の趣旨の一部禁止も、これによって得られる日照回復の程度は、主文掲記の削減による効果より大きい、当初の計画に対する設計変更の度合いが大きく、Yに強いる犠牲が大きいため、採用できない」として否定した。

この裁判例は、日照被害が受忍限度を超えたという判断の後に、差止めの範囲について検討しているから、区別型に該当する。

また、この裁判例は、差止めの範囲について、主位的申請と予備的申請について、Yの負担を仮定的に検討しており、シミュレート型に該当する。

<1-49>名古屋地決平成7年11月8日判タ910号238頁

Xの居住する土地と隣接する土地（住居地域の指定を受けている。）上に、Yが3階建ての建物の建築を計画したため、XがYに対して、日照阻害を理由として建物の一部の建築禁止を請求した。裁判所は、諸事情を認定の上、建築基準法及び名古屋市中高層建築物日影規制条例を本件建物に当てはめると、本件建物はその規制に適合しないものであり、その適合しない範囲も東西に約2メートル、南北に約3.8メートルとなり適合しない範囲が軽微なものにとどまるとはいえないこと、日影被害も大きいものといえることができること、また、本件建物の高さは9.5メートルであって、規制対象とならない上限である10メートルからわずかに0.5メートル低いだけであることから、「したがって、本件建物による日影被害は受忍限度を超えるものであるといえることができる」とした上で、「3 Xは、本件建物の2階部分及び1階部分についても建築禁止と既に建築された部分の取壊しを求めているが、2階建ての建物を建築するというのは土地の利用方法として通常のものであるから、2階建ての建物の高さが通常の高さとどまる限り、日影被害を理由として2階部分及び1階部分の建築禁止と取壊しを認めるのは相当ではない。また、本件建物の構造を考慮すると、3階部分について、東側から6.1メートルの範囲での建築禁止と既に建築された部分の取壊しを認めるのは相当ではなく、東側から5.1メートルの範囲で建築禁止と既に建築された部分の取壊しを認めるのが相当である」「4 Yは、本件建物の建築禁止や取壊しが認められる場合には多額の費用が必要となり、本件建物の日影によってXに生ずる損害をはるかに上回る損害がYに発生することになるから本件申立ての保全の必要性は認められないと主張し、本件建物の3階の北から5.1メートルの部分を取り壊す場合には1900万円の費用が必要となることが疎明される……」として、建物の一部の鉄骨等の除却及び西側一区画の8階以上の建築工事を禁止した。

この裁判例は、日照被害が受忍限度を超えたという判断の後に、差止めの範囲について検討しているから、区別型に該当する。

また、この裁判例は、差止めの範囲について、Xの申し出とXが提示する（請求する）案について、Yの負担を仮定的に検討しており、シミュレート型に該当する。

4 差止め全部否定

(1)非区別・非シミュレート型

以下のものは、いずれも、違法性と区別をしておらず、かつ、シミュレートしていない。

[1-1]東京地決昭和 35 年 4 月 30 日ジュリ 227 号 45 頁

[1-2]東京高決昭和 35 年 5 月 27 日ジュリ 227 号 48 頁

[1-6]横浜地決昭和 46 年 2 月 8 日判時 620 号 28 頁

[1-7]岡山地決昭和 46 年 12 月 8 日判タ 274 号 177 頁¹⁹⁵

[1-10]神戸地決昭和 47 年 11 月 20 日訟月 19 卷 1 号 1 頁¹⁹⁶

[1-12]名古屋高決昭和 48 年 2 月 5 日判時 705 号 60 頁¹⁹⁷

[1-13]広島地決昭和 48 年 6 月 8 日判タ 298 号 276 頁¹⁹⁸

[1-14]名古屋地決昭和 48 年 6 月 27 日判タ 299 号 341 頁¹⁹⁹

¹⁹⁵ 「日照権紛争で建築主側勝訴の 2 つの場合（トピックス）：社会通念上受忍すべき限度を越える場合（岡山地裁） 社会生活上受忍すべき限度内の場合（名古屋地裁）」NBL14 号（1972 年）4 頁。

¹⁹⁶ 潮海一雄「宅地域内の 5 階建て独身寮の建設による日照阻害と工事中止の仮処分申請／神戸税関独身寮事件」判例公害 735 事件。

¹⁹⁷ 久保井一匡「日照・通風阻害を理由とする 6 階建物の 4 階をこえる部分の建築工事禁止の仮処分申請」判例公害法 733 事件。

¹⁹⁸ 潮海一雄「高層マンション居住者による隣接マンション建築禁止の仮処分申請／広島・日焼けビル事件」判例公害法 741 事件、石田喜久夫「日照権にもとづく差止請求を却下した例」法時 46 卷 2 号（1974 年）146 頁。

¹⁹⁹ 石田喜久夫「市立保育園児による日照阻害を理由とする仮処分申請／名古屋市立保育園事件」判例公害法 745 事件。

- [1-15]仙台地決昭和 48 年 8 月 21 日判タ 300 号 291 頁²⁰⁰
[1-16]大阪地決昭和 48 年 10 月 9 日判時 734 号 79 頁²⁰¹
[1-17]東京地決昭和 48 年 11 月 30 日判タ 303 号 183 頁²⁰²
[1-18]札幌地決昭和 48 年 11 月 30 日判タ 307 号 263 頁²⁰³
[1-19]福岡地決昭和 48 年 12 月 20 日判時 746 号 79 頁
[1-22]高松高判昭和 49 年 7 月 31 日判時 758 号 62 頁
[1-23]広島地決昭和 49 年 10 月 7 日判タ 320 号 241 頁
[1-25]東京地判昭和 50 年 7 月 17 日判時 813 号 64 頁
[1-26]横浜地決昭和 51 年 4 月 20 日判タ 342 号 247 頁
[1-29]横浜地判昭和 53 年 7 月 14 日判時 912 号 89 頁
[1-30]東京高決昭和 53 年 9 月 11 日判タ 373 号 72 頁
[1-31]東京地裁八王子支決昭和 53 年 9 月 25 日判時 929 号 94 頁
[1-32]東京地決昭和 54 年 1 月 19 日判時 938 号 86 頁
[1-33]東京地決昭和 54 年 2 月 27 日判時 939 号 72 頁
[1-34]東京高決昭和 54 年 11 月 12 日判タ 406 号 117 頁
[1-35]広島地決昭和 54 年 12 月 6 日判タ 403 号 159 頁
[1-36]仙台地決昭和 55 年 1 月 25 日判時 973 号 115 頁
[1-40]東京地決昭和 56 年 5 月 25 日判時 1024 号 83 頁
[1-44]京都地決昭和 58 年 10 月 11 日判時 1110 号 106 頁
[1-46]神戸地裁尼崎支決昭和 59 年 2 月 13 日判時 1120 号 96 頁
[1-48]高知地判昭和 59 年 7 月 11 日判タ 542 号 253 頁
[1-49]高知地決昭和 59 年 9 月 10 日判タ 559 号 207 頁
[1-50]金沢地決昭和 59 年 9 月 21 日判時 1151 号 115 頁

²⁰⁰ 石田喜久夫「日照阻害を理由とする 11 階建マンション建築工事禁止の仮処分／仙台・大慶企業事件」判例公害法 746 事件。

²⁰¹ 石田喜久夫「日照阻害を理由とする 6 階建マンションの建設禁止の仮処分申請／大阪・東淀川マンション事件」判例公害法 751 事件。

²⁰² 沢井裕「都心部における 3 棟の高層建築物による複合日照阻害の被害と受認度／千代田区三番町事件」判例公害法 756 事件。

²⁰³ 沢井裕「商業地域における日照阻害を理由とする 6 階建ビルの築造工事禁止の仮処分申請／札幌・角磯ハブタイ店事件」判例公害法 757 事件。

- [1-51]名古屋地判昭和 60 年 3 月 18 日判時 1161 号 157 頁
[1-52]東京高判昭和 60 年 3 月 26 日東京高等裁判所（民事）判時 36 卷 3 号
48 頁、判タ 556 号 98 頁²⁰⁴
[1-53]京都地決昭和 61 年 11 月 13 日判時 1239 号 89 頁
[1-54]福島地決昭和 62 年 4 月 22 日判時 1244 号 109 頁
[1-55]東京地決昭和 63 年 3 月 17 日判時 1288 号 101 頁
[1-56]東京地判平成 3 年 1 月 22 日判時 1399 号 61 頁
[1-57]千葉地決平成 3 年 3 月 12 日判時 1393 号 125 頁
[1-58]東京地決平成 3 年 3 月 30 日判タ 769 号 248 頁
[1-60]名古屋地決平成 3 年 12 月 25 日判タ 791 号 214 頁
[1-61]東京地判平成 4 年 1 月 28 日判タ 808 号 205 頁
[1-63]仙台地決平成 7 年 8 月 24 日判タ 893 号 78 頁
[1-64]東京地判平成 8 年 8 月 26 日判タ 947 号 243 頁
[1-65]大阪地判平成 8 年 12 月 18 日判時 1612 号 103 頁
[1-67]東京地決平成 12 年 6 月 6 日 TKC 文献番号 28071410
[1-68]東京高決平成 12 年 12 月 22 日判タ 1084 号 169 頁
[1-69]横浜地決平成 17 年 6 月 3 日 TKC 文献番号 28131243
[1-70]東京地判平成 17 年 11 月 21 日判タ 1255 号 190 頁
[1-71]東京地判平成 17 年 11 月 28 日判時 1926 号 73 頁
[1-72]東京地判平成 24 年 3 月 28 日 TKC 文献番号 25492870
[1-73]東京地判平成 24 年 12 月 21 日 TKC 文献番号 25498968
[1-74]東京地判平成 26 年 12 月 25 日 TKC 文献番号 25523513
[1-75]東京地判平成 27 年 6 月 11 日 TKC 文献番号 25530699
[1-76]東京地判平成 29 年 6 月 5 日 TKC 文献番号 25555027
[1-77]東京地判平成 30 年 11 月 9 日 TKC 文献番号 25558139
[1-79]名古屋地判令和 3 年 3 月 30 日 TKC 文献番号 25569471

²⁰⁴ 中井美雄「マンション建設に伴う日照等の阻害を理由とする建物の一部の建築禁止などの請求が棄却された事例」判時 1163 号（1985 年）211 頁、好美清光「武蔵野市マンション日照妨害事件——規制基準・指導要綱と受忍限度」別冊ジュリ 126 号（1994 年）152 頁、長谷川貞之「武蔵野市マンション日照妨害事件：日影規制規準・指導要綱と受忍限度」別冊ジュリ 171 号（2004 年）146 頁。

(2) 非区別、かつ、シミュレート型

以下のものは、受忍限度判断と差止めの範囲・手段の議論とを区別していないが、シミュレートしている。

[1-3]東京地決昭和 43 年 9 月 10 日判タ 227 号 89 頁²⁰⁵

X の居住する土地と隣接する土地（住居地域に指定されているが、周辺には、住居地域、準工場地域、住居専用地域が混在している。）上に、Y が 4 階建ての建物の建築を計画したため、X が Y に対して、日照障害を理由として「Y は、別紙目録第六記載の建物の四階床の北端を通る冬至正午の日光線より上の部分の建築工事をしてはならない、または取り壊さなければならない」との仮処分を求めた。裁判所は、諸事情を認定の上、「仮に X の求める本件仮処分申請が容れられ、本件アパートの一部が建築されない場合に、X の日照はどうなるかを検討してみると、……本件アパートが 2 階建であると仮定した場合の 12 月 21 日における X 住居南面の日照状況は、……本件アパート完成後の 12 月 21 日における予想日陰状態と比較してみると、……殆んど差異がなく、……²⁰⁶。2 階建の場合でさえこの程度の変化しかないとするならば、本件アパートの 4 階北側部分の差止めのみを求める本件申請が容れられても、X の日照が、本件アパートが計画どおり完成された時に比べて、いささかなりとも改善されることは、少なくとも冬季に関する限り認めることはできず、……。これに対し、本件仮処分命令が発せられれば、Y の蒙る損害は経験則上相当な額にのぼるものと推定されるから、結局本件においては、差止がなされた場合 X の受ける利益と比較して Y の損害は異常なものといつて差支えない」「以上の諸事実を総合して考えれば、……認定したような不利益を X が蒙ることを考慮しても、本件アパートによる日照妨害

²⁰⁵ 山口和男「住宅における日照・通風の確保とその阻害行為に対する損害賠償または差止請求の可否」判タ 229 号（1969 年）74 頁、鈴木勝利「長者丸アパート事件——（1）日照妨害を理由とする建築工事差止請求の可否とその判定基準、（2）日照通風の享受を内容とする地役権の時効取得の可否（消極）」別冊ジュリ 43 号（1974 年）143 頁。

²⁰⁶ この裁判例によれば、1 名の X については、大幅に日照が改善されるとする。

は、いまだ、本件差止請求を許容すべきほど著しく X の受忍限度を越えるものと認めることができない」として、申請を全部却下した。

この裁判例は、日照妨害は「受忍限度を著しく超える」との判断の後に、建物の一部に限る理由は示されていないから（もっとも、申請の趣旨が一部に限られていて、全部認容の事案である。）、非区別型に該当する。

また、この裁判例は、仮処分を命じた場合について、Y の蒙る損害は経験則上相当な額にのぼるとし、また、X の日照の回復について仮定的に判断しているから、シミュレート型に該当する。

[1-4] 東京地判昭和 44 年 7 月 10 日下民裁集 20 卷 7・8 号 464 頁、判タ 238 号 151 頁

X の居住する土地と隣接する土地（第一種住居専用地域に指定されている。）上に Y が高さ 9 階建て（29.6 メートル）の建物を建築して販売しようとしたため、X が Y に対し、日照阻害を理由として、建物の建築の禁止を請求したところ、裁判所は、住居専用地域ではないが、住居地域に指定され、品川駅から徒歩 8-10 分程度であり、周辺には、7 階建て、8 階建て、11 階建て（建築中）の建物があること、周辺は高層化の傾向が顕著になっていること、X の被害は冬至において 2 時間程度の日照となること、認容した場合の Y の損害は莫大であることなどを理由に請求を否定した。

裁判所は、日照被害が受忍限度を超えたか否かの判断と、差止めの範囲の判断を区別していないので、非区別型に該当する。

また、この裁判例は、差止めを命じた場合について、認容した場合の Y の損害は莫大であることに言及しているから、シミュレート型に該当する。

[1-5]新潟地裁高田支判昭和 45 年 2 月 18 日判時 607 号 69 頁

X の居住する土地と隣接する土地の上に Y が 4 階建ての病院を建築しようとしたため、X が Y に対し、日照阻害を理由として、建物の建築場所を一定距離以上話すことを求めたところ、裁判所は、本件土地は豪雪地帯で日照に対する期待は強くなく、Y がすでに進められている請負人候補者との交渉を中止せざるを得ないなどの経済的損失など、有形無形の損害を受けるとして請求を否定した。

裁判所は、日照被害が受忍限度を超えたか否かの判断と、差止めの範囲の判断を区別していないので、非区別型に該当する。

また、この裁判例は、差止めを命じた場合について、Yが受ける有形無形の損害に言及しているから、シミュレート型に該当する。

[1-9] 名古屋地決昭和 47 年 10 月 17 日判タ 288 号 235 頁

Xの居住する土地と隣接する土地の上にYが高さ17メートルのマンションを建築しようとしたため、XがYに対し、日照阻害を理由として、建物の建築の差止めを請求したところ、裁判所は、Xは冬至において2時間30分程度の日照しか享受できないものの、周辺が住居地域、かつ、準文教地域であること、付近には多数の高層建築物があること、本件建物を建築できなくなると、Yは投下資本など多大の損害を受けることなどを理由に、諸事情として、Yは建物を、Xの日照権を侵害しないような位置に建設することが可能であること、交渉態度がXの人格権を十分尊重したものとは言えないことなどを理由に請求を否定した。

裁判所は、日照被害が受忍限度を超えたか否かの判断と、差止めの範囲の判断を区別していないので、非区別型に該当する。

また、この裁判例は、差止めを命じた場合について、本件建物を建築できなくなると、Yは投下資本など多大の損害を受けることに言及しているから、シミュレート型に該当する。

[1-11] 奈良地裁葛城支判昭和 47 年 12 月 4 日判タ 288 号 237 頁²⁰⁷

Xの居住する土地と隣接する土地の上にYが建物を所有していたところ、YがYの建物の2階を増築しようとしたため、XがYに対し、日照阻害を理由として、建物の増築の差止めを請求したところ、裁判所は、諸事情を認容して、Xの居宅の2階部分はほとんど日照被害を受けないこと、設計を変更する場合、Yはかなりの出費を強いられることなどを理由に請求を否定した。

裁判所は、日照被害が受忍限度を超えたか否かの判断と、差止めの範囲の判断を区別していないので、非区別型に該当する。

²⁰⁷ 楠本安雄「日照阻害を理由として2階の増築禁止を命じた仮処分がその異議訴訟によって取消された事例」判タ295号（1973年）104頁、石田喜久夫「日照阻害を理由とする2階増築禁止を命ずる仮処分と異議訴訟による取消」判例公害法736事件。

また、この裁判例は、差止めを命じた場合について、Yはかなりの出費を強いられることに言及しているから、シミュレート型に該当する。

[1-19] 福岡地決昭和 48 年 12 月 20 日判時 746 号 79 頁

Xの居住する土地と隣接する土地上にYが7階建てのマンションを建築して販売しようとしたため、XがYに対し、日照阻害を理由として、建物の建築の差止めを請求したところ、裁判所は、Xは冬至において11時30分以降、日照を阻害されるものの、近隣の7階建てマンションが完成した場合の日照妨害は、冬至の午前9時以降で、建築禁止を求める近隣会社の寄宿舍の場合約2時間、建築禁止を求める近隣居住者の場合約1時間余り、冬至の午後3時までで、前者の場合、約4時間、後者の場合、約5時間の日照利益を享受でき、冬至の午後3時以降は、他に日照を妨げる障害物がなく、より大きい日照利益を享受できること、そのうえで、建築予定の建物を5階建てにしてもXの日照にはほとんど影響がなく、Yに莫大な損害を与えることなどを理由に受忍限度を著しく超えないとし、請求を否定した。

裁判所は、日照被害が受忍限度を超えたか否かの判断と、差止めの範囲の判断を区別していないので、非区別型に該当する。

また、この裁判例は、建物を5階建てにせよと命じた場合について、建築予定の建物を5階建てにしてもXの日照にはほとんど影響がなく、Yに莫大な損害を与えることに言及しているから、シミュレート型に該当する。

[1-20] 高松地裁丸亀支判昭和 49 年 4 月 17 日判時 758 号 58 頁

Xの居住する土地と隣接する土地上にYが3階建ての病院を建築しようとしたため、XがYに対し、日照阻害を理由として、建物の建築の差止めを請求したところ、裁判所は、本件の土地は、国鉄（当時）丸亀駅に近く、用途上は住居地域であるが、閑静な住宅街ではなく、密集して2階建ての建物が建っており、東面からの日照確保は考慮されていないこと、Yは基礎工事を完了していること、設計事務所に設計料89万円余りを支払ったこと、Xの申請どおりに設計を変更しても日照の回復は30分程度であることなどを理由に請求を否定した。

裁判所は、日照被害が受忍限度を超えたか否かの判断と、差止めの範囲の判断を区別していないので、非区別型に該当する。

また、この裁判例は、差止めを命じた場合について Y は基礎工事を完了していること、設計事務所に設計料を支払ったこと、X の申請どおりに設計を変更しても日照の回復は 30 分程度であることに言及しているから、シミュレート型に該当する。

[1-21]大阪地判昭和 49 年 6 月 26 日判タ 318 号 316 頁

X の居住する土地と隣接する土地上に Y がブロック塀を築造したため、X が Y に対し、日照障害を理由として、建物の建築の差止めを請求したところ、裁判所は、ブロック塀を撤去した場合、X の日照は確かに回復するものの、Y の建物が直ちに倒壊しないとしても、その使用に支障をきたすなどとして、請求を棄却した。

裁判所は、日照被害が受忍限度を超えたか否かの判断と、差止めの範囲の判断を区別していないので、非区別型に該当する。

また、この裁判例は、差止めを命じた場合について、X の日照の回復の程度及び Y の事務所の倒壊の可能性(使用に支障をきたすこと)に言及しているから、シミュレート型に該当する。

[1-24]福岡高決昭和 49 年 11 月 25 日判タ 318 号 251 頁

X の居住する土地と隣接する土地上に Y が 5 階建てのマンションの建築をほぼ完成したため、X が Y に対し、日照障害を理由として、建物を X の建物から一定の距離に移築するよう請求したところ、裁判所は、冬至において、X が午前 10 時ころから午後 2 時ころまで部分的であるが日照を受けることができること、周辺が近隣商業地域で高層化が予測されること、X が主張するように建物を移築する場合、Y は 6427 万円に及ぶ損害を受けることなどを理由に請求を否定した。

裁判所は、日照被害が受忍限度を超えたか否かの判断と、差止めの範囲の判断を区別していないので、非区別型に該当する。

また、この裁判例は、差止めを命じた場合について X が主張するように建物を移築する場合、Y は 6427 万円に及ぶ損害を受けることについて仮定的に判断しているから、シミュレート型に該当する。

[1-28] 仙台地決昭和 53 年 5 月 13 日判時 922 号 82 頁

Xの居住する土地と隣接する土地（商業地域に指定されている。）上にYが4階建ての建物を建てようとしたため、XがYに対し、日照阻害を理由として、建物の建築の差止めを請求したところ、裁判所は、Xは冬至において、4時間以上の日照を受けることができること、Yの建物を5階建てに設計変更した場合、Yは莫大な額の損害を受けることなどを理由に請求を否定した。

裁判所は、日照被害が受忍限度を超えたか否かの判断と、差止めの範囲の判断を区別していないので、非区別型に該当する。

また、この裁判例は、差止めを命じた場合について、Yの建物を5階建てに設計変更した場合、Yは莫大な額の損害を受けることを仮定的に検討しているから、シミュレート型に該当する。

[1-37]福岡高決昭和55年7月23日判時984号75頁

Xの居住する土地と隣接する土地の上にYが高さ31メートル建物を建築して販売しようとしたため、XがYに対し、日照阻害を理由として、建物の建築の差止めを請求したところ、裁判所は、複合日照により、Xは終日日照を阻害されるものの、周辺土地は、商業地域に指定されており、長崎市の商業地域の中心部で、県庁、市役所などが徒歩圏内であり、周辺には中高層の建物が多数立ち並ぶこと、Yが損害を受けること（原審の判断を追認した。）などを理由に請求を否定した。

裁判所は、日照被害が受忍限度を超えたか否かの判断と、差止めの範囲の判断を区別していないので、非区別型に該当する。

また、この裁判例は、差止めを命じた場合についてYが損害を受けることに言及しているから、シミュレート型に該当する。

[1-38]京都地決昭和55年10月13日判タ449号186頁

Xの居住する土地と隣接する土地の上にYが5階建ての建物を建築しようとしたため、XがYに対し、日照阻害を理由として、建物の建築の差止めを請求したところ、裁判所は、冬至において、Xが終日日照を阻害されるものの、周辺土地は工業地域の指定をうけており、4階建て、3階建ての建物が多く、京福電鉄の駅の近くで、交通の便が良く、将来の発展の可能性もあること、建築基準法上の日影規制はないこと、Yは住宅金融公庫（当時）から建築資金を借り入れているところ、Xの主張のとおり設計変更すると、新たな金利負担が生じることなどを理由に請求を否定した。

裁判所は、日照被害が受忍限度を超えたか否かの判断と、差止めの範囲の判断を区別していないので、非区別型に該当する。

また、この裁判例は、差止めを命じた場合について、Yは住宅金融公庫から借り入れているところ、Xの主張とおりに設計変更すると、新たな金利負担が生じることに言及しているから、シミュレート型に該当する。

[1-39] 東京地決昭和 56 年 4 月 9 日判時 1012 号 90 頁

Xの居住する土地と隣接する土地上にYが13階建ての建物を建築しようとしたため、XがYに対し、日照阻害を理由として、建物の建築の差止めを請求したところ、裁判所は、日照阻害の程度は大きいものの、本件の周辺は商業地域に指定されており、高度制限はなく、青山通りの近くであること、周辺には4階建て以上の建物も多く、高度化が予想されていること、建築予定の建物を大幅に設計変更した場合、Yが蒙る損害は16億円程度であることなどを理由に請求を否定した。

裁判所は、日照被害が受忍限度を超えたか否かの判断と、差止めの範囲の判断を区別していないので、非区別型に該当する。

また、この裁判例は、差止めを命じた場合について、建築予定の建物を大幅に設計変更した場合、Yが受ける損害は16億円程度であることに言及しているから、シミュレート型に該当する。

[1-42] 東京地判昭和 56 年 12 月 25 日判時 1044 号 388 頁

Xの居住する土地と隣接する土地上にYが3階建ての建物を建築したため、XがYに対し、日照阻害を理由として、建物の3階部分の除却を請求したところ、裁判所は、Xが冬至においてはほぼ終日日照が阻害されるものの、本件の土地が代々木駅、新宿駅から徒歩10分、4階以上の建物も多数建築されていること、もともとXの土地が低くなっているため、日照阻害の程度が大きいこと、周辺は、住居区域の他に、第三種高度地区と定められ、高層マンションが建築されていること、Yの建物の3階を除却した場合の費用は最低でも1985万円余りであることなどを理由に請求を否定した。

裁判所は、日照被害が受忍限度を超えたか否かの判断と、差止めの範囲の判断を区別していないので、非区別型に該当する。

また、この裁判例は、差止めを命じた場合について、Yの建物の3階を除却した場合の費用に言及しているから、シミュレート型に該当する。

[1-43]大阪地決昭和58年7月14日判時1093号109頁

Xの居住する土地と隣接する土地にYが6階建ての建物を建築しようとしたため、XがYに対し、日照阻害を理由として、建物の建築の差止めを請求したところ、裁判所は、冬至においてXは終日日照を得られないものの、商業地域の指定を受けている（日影規制はない。）、大阪市の副都心部（阿倍野地区）から近く、周辺に5階、4階以上の建物が存在すること、Yの申請どおりに設計変更すると、Yは1億円以上の損失を受けることなどを理由に請求を否定した。

裁判所は、日照被害が受忍限度を超えたか否かの判断と、差止めの範囲の判断を区別していないので、非区別型に該当する。

また、この裁判例は、差止めを命じた場合について、Yの申請どおりに設計変更すると、Yが1億円以上の損失を受けることに言及しているから、シミュレート型に該当する。

[1-45]大阪地決昭和59年1月18日判時1110号106頁

Xの居住する土地と隣接する土地にYが7階建ての建物を建築しようとしたため、XがYに対し、日照阻害を理由として、建物の建築の差止めを請求したところ、裁判所は、Xの日照被害の程度等を認定するとともに、Yが本件土地を取得するのに要した費用、建築費用（合計約1億5000万円）の大きさ等に照らして、請求を否定した。

裁判所は、日照被害が受忍限度を超えたか否かの判断と、差止めの範囲の判断を区別していないので、非区別型に該当する。

また、この裁判例は、差止めを命じた場合について、Yが多額の損失を受けることに言及しているから、シミュレート型に該当する。

[1-59] 大阪地裁堺支決平成3年7月8日判時1404号99頁

Xの居住する土地と隣接する土地にYが5階建ての建築しようとしたため、XがYに対し、日照阻害を理由として、建物の建築の差止めを請求したところ、裁判所は、日照阻害の程度は冬至において2時間程度であること、土地の周辺は商業地区の指定を受けていること、現況として高層建築物は少ないが、中高層

のマンションやビルが順次建設されつつあること、Yの申請どおりに設計変更すると、建物の形状が極めて不整形となり、利用価値が減少し、ひいてはYが期待通りの収益を上げられないことなどを理由に請求を否定した。

裁判所は、日照被害が受忍限度を超えたか否かの判断と、差止めの範囲の判断を区別していないので、非区別型に該当する。

また、この裁判例は、差止めを命じた場合について、Yが期待通りの収益を上げられないことに言及しているから、シミュレート型に該当する。

[1-62]松山地決平成5年9月30日判時1485号80頁

Xの居住する土地と隣接する土地上にYが13階建ての建物を建てようとしたため、XがYに対し、日照阻害を理由として、建物の建築の差止めを請求したところ、裁判所は、日照阻害の程度は冬至において最大でも3時間40分であるものの、周辺に既に13階建て以上のマンションが5棟建築されていること、商業地域または近隣商業地域に指定されており、土地利用の高度化が見込まれていること、6階建てに設計変更した場合には、住宅金融公庫（当時）からの融資を受けられなくなり、5億円を超える損失を受けることなどを理由に請求を否定した。

裁判所は、日照被害が受忍限度を超えたか否かの判断と、差止めの範囲の判断を区別していないので、非区別型に該当する。

また、この裁判例は、差止めを命じた場合について、6階建てに設計変更した場合には、住宅金融公庫からの融資を受けられなくなり、5億円を超える損失を受けることに言及しているから、シミュレート型に該当する。

[1-78]東京地判令和元年5月17日TKC文献番号25559667

Xの居住する土地と隣接する土地上にYが4階建ての共同住宅を建築しようとしたため、XがYに対し、日照阻害を理由として、建物の建築の差止めを請求したところ、裁判所は、日照阻害の程度は冬至において午前8時から正午までなど、重大ではないこと、第二種中高層住居専用地域であり、周辺の建物の多くが3階であること、建物が設計変更された場合、Yは全く採算がとれないことなどを理由に請求を否定した（損害賠償請求も否定されている。）。

裁判所は、日照被害が受忍限度を超えたか否かの判断と、差止めの範囲の判断を区別していないので、非区別型に該当する。

また、この裁判例は、建物が設計変更された場合、Yは全く採算がとれないことに言及しているから、シミュレート型に該当する。

(3) 区別型、かつ、非シミュレート型

区別型、かつ、非シミュレート型という裁判例は見当たらなかった。

(4) 区別型、かつ、シミュレート型

以下のものは、違法性判定と区別しており、かつ、シミュレートしている。

[1-8]大阪地判昭和47年4月26日判時687号78頁²⁰⁸

Xの居住する土地と隣接する土地（住居地域に指定されている。）上に、Yがコンクリート造りの5階建ての建物の建築を計画したため、XがYに対して、日照障害を理由として3階以上の建築禁止を請求した。裁判所は、「まず受忍限度を超えるか否か、もし超えるとすれば建物収去請求の許否について順次検討を加える」として、周辺地域の状況やXが受ける日照障害の程度を詳細に認定するとともに、Y側の事情等も認定した上で、「(Xの受ける)生活妨害は……受忍限度を超えるものといわなければならない」とした上で、「本件建物が……2階建てにとどまっていたと仮定した場合はどうであろうか」として、2階建ての場合の日照被害の程度を判定しつつ、Yの建物には従業員25名が生活していることや3階以上の収去の費用を理由として、結論として請求を棄却した。

この判決は、第4項で受忍限度を超えるか否かの判断し、第5項で3階以上を収去した場合のXとYに与える影響を判断して項を区切るなど、判旨上、明確に、受忍限度を超えたか否かの判断と、差止めの範囲・手段の判断を区別している（区別型に該当する。）。

また、この裁判例は、本件建物が2階建てだったと仮定した場合のXとYに与える影響を検討しており、シミュレート型に該当する。

²⁰⁸ 久保井一匡「日照障害等を理由とする建物一部収去および損害賠償請求」判例公害法729事件。

[1-27]名古屋地判昭和 51 年 9 月 3 日判タ 341 号 134 頁²⁰⁹

X が通う保育園に土地と隣接する土地（住居地域に指定されているが、高層化は進んでいない。）上に、Y が 4 階建ての建物を建築したため（完工済みである。）、X が Y に対して、日照阻害を理由として 2 階、3 階、4 階の一部の取り壊し（除却）を請求した。裁判所は、地域性、日照被害の程度等を詳細に検討し、日照被害は受忍限度を超えるものというべきとしつつ、「春分以降秋分までの間は、夏至を最高として、相当量の日照が確保できること……と、……本件建物は建築基準法上適法なものであること……、その他、Y の加害行為に格段の反社会性があるとも認められないこと、X も昭和 52 年 3 月には卒園する予定であることを考え合わせ、前記建物部分の撤去を許した場合の X の利益と、右撤去のもたらす Y の不利益を比較衡量すると、X の蒙る日照の阻害を理由として Y に対し、右建物部分の撤去を命じることは、明らかに不当といわねばならないのである」として、結論として、請求を棄却した。

この判決は、いったん受忍限度を超えると判断しているため、区別型に該当する。

また、この裁判例は、X の日照阻害を改善するために必要な設計変更をした場合、Y が建築を断念するという当事者に与える影響、及び X の被害の回復の程度が限定的であることを仮定的に検討しており、シミュレート型に該当する。

[1-41]東京地判昭和 56 年 6 月 17 日判タ 449 号 174 頁

X の居住する土地と隣接する土地（第一種住居専用地域に指定されている。）上に、Y が土盛りの上、2 階建ての建物の建築を計画したため、X が Y に対して、日照阻害を理由として建物の撤去を請求した。裁判所は、地域性や日照阻害の程度に照らして、受忍限度を超えて侵害を与えるもので権利の濫用であると

²⁰⁹ 松本昌悦「公立保育園における保育園児の日照被害と環境権としての日照権」中京法学 13 卷 1 号（1978 年）38 頁、石田喜久夫「保育園児日照被害事件——保育園の園児によるマンションの一部撤去及び損害賠償請求」別冊ジュリ 126 号（1994 年）148 頁、木澤克之「保育園児日照被害事件——保育園の園児によるマンション一部撤去及び損害賠償請求——」別冊ジュリ 65 号（1976 年）134 頁、浜島裕美「保育園児日照被害事件：保育園の園児によるマンションの一部撤去及び損害賠償請求」別冊ジュリ 171 号（2004 年）144 頁。

いべきであるとした上で、「右撤去を求める部分はいずれも本件家屋の北側屋根のほぼ全面および 2 階北側の軒並びに北側壁面の一部におよび、その撤去により本件家屋に与える影響は極めて大きいものと考えられること、右撤去により回復される日照の程度……を勘案すると、Xら土地の所有権の行使として、本件家屋の一部撤去を請求することはできないといべきであり、右請求は理由がない」として、請求を棄却した。

この判決は、いったん受忍限度を超えると判断しているため、区別型に該当する。

また、この裁判例は、Xの日照阻害を改善するために必要な設計変更をした場合、Yが建築を断念するという当事者に与える影響を仮定的に検討しており、シミュレート型に該当する。

[1-47]東京高判昭和 59 年 3 月 28 日判タ 532 号 146 頁

Xの居住する土地と隣接する土地に、Yが3階建ての建物を建築したため、XがYに対して、日照阻害を理由として建物の一部撤去を請求した。裁判所は、Xの土地がもともと低い場所にあること、地域性や、Yの建物はマンションなどではなく、Yの家族が居住するのにさほどの余裕がないことを理由として、請求を棄却した原審を支持して、控訴を棄却した。

この判決は、いったん受忍限度を超えると判断しているため、区別型に該当する。

また、この裁判例は、Yの建物はYの家族が居住するのにさほどの余裕がないことに言及しているところ、この部分の判示は、仮にYの建物の一部が撤去された場合に、Yの家族に悪い影響があることを仮定的に論じていると見ることができると考えて、シミュレート型に分類した。

[1-66]神戸地裁姫路支決平成 11 年 10 月 26 日判タ 1038 号 291 頁

Xする居住する土地（Xは、同土地の6階建てのマンションに居住する。準工業地域に指定されている。）に隣接する土地に、Yが10階建ての建物の建築を計画したため、XがYに対して、日照阻害を理由として主位的に建築の全部禁止を、予備的に4階以上の建築禁止を請求した。裁判所は、Xが終日日照を享受できないことを理由として、被害の程度があまりに著しく、受忍限度を超えると判示する一方で、Xの日照阻害を改善するために必要な7階以上の建築

禁止の設計変更をした場合、事実上、Yのマンションの建築を否定するに等しい結果になるとして、申立てを却下した²¹⁰。

この判決は、いったん受忍限度を超えると判断しているため、区別型に該当する。

また、この裁判例は、Xの日照阻害を改善するために必要な設計変更をした場合、Yが建築を断念するという当事者に与える影響を仮定的に検討しており、シミュレート型に該当する。

II 騒音・振動

1 全部差止め

騒音事件で全部差止めを認めたのは以下のとおりである。

<2-11>東京高判平成元年8月30日判時1325号61頁

交通量の多い都市部において、Yが生コンクリートを製造する工場を運営していたところ（この操業は、虚偽の事実を申告して建築許可を得たものであり、行政庁からの度重なる違法是正措置を無視するなど、違法性の強い操業であった。）、近隣に居住するXが同工場からの騒音被害を理由として、Yの工場の操業の全部停止を請求した。

第一審（裁判例[2-18]・東京地判昭和60年10月31日）が請求を棄却したため、Xが控訴したところ、控訴審は、原判決を取り消し、Yは、Yの工場を稼働し、操業してはならないとの判決を言い渡した（ただし、その後上告審が破棄差戻した。）。

²¹⁰ もっとも、この決定は、受忍限度を超えている「とも」考えられるとし、また、地域性との関係の認定が混在するなど、非区別型に分類される余地もある。しかしながら、(ア)Xの被害が、冬至において終日の日照を阻害されるという、日照阻害案件で最も深刻な被害であり、かつ、「被害の程度があまりに著しく」と判示していること、(イ)別の個所の判示で、Xは損害賠償により救済を受けることができる旨指摘しているから、(損害賠償と差止めを受忍限度の程度が異なるという前提をとらない限り)日照被害そのものは受忍限度を超えていると判断したものと理解した。

この裁判例は、受忍限度を超えたとの判断と、差止めの範囲・手段の決定を区別しておらず、かつ、想定する差止めによる X や Y に対する影響について仮定的に判断していない（非区別型・非シミュレート型）。

<2-14>名古屋地決平成 9 年 2 月 21 日判タ 954 号 267 頁

Y が、第一種低層住居専用地域に位置する土地に、いわゆるスーパー銭湯として建物（以下この項において「本件建物」という。）の建築を予定したのに対し、同土地周辺に居住する X が、本件建物は第一種低層住居専用地域内において建築することが認められている公衆浴場には当たらず、また、本件建物の建築により、①ボイラー等による騒音、②来訪者が駐車場等で起こす騒音等から受忍限度を超える被害を受けるとして、本件建物建築工事禁止の仮処分を求めたところ、裁判所は、本件建物（スーパー銭湯）のボイラーからの騒音等については、条例所定の騒音値を参考とした受忍限度を超えないとした一方で、多数の自動車来場することが予想されていることを詳細に認定した上で、X の住居が、本件建物入口からの距離も近く、かつ、駐車場とも近接していることから、来訪者が駐車場に駐車し、発車することに伴うエンジン音やドアの開閉音、本件建物の入口付近に進入してくる自動車のエンジン音やドアの開閉音、さらには、本件建物の駐車場との間の道路上における客の声や、本件建物入口付近で自動車を待つ客の声等の騒音によって、多大の被害を被るものというべきであり、とりわけ、本件建物の浴場としての性格から、本件建物への来客は平日は夜間が中心となり、土曜日、日曜日及び祝祭日は午後から夜間が中心となるものと解されるから、X は、特に夜間において大きな騒音被害を被るものといえ、騒音被害は、本件地域が低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とされる第一種低層住居専用地域に属しており、かつ、本件建物が、家庭に内風呂を有しない近隣住民の衛生を確保するために不可欠の施設であることから建築基準法上、第一種低層住居専用地域において建築することができる建築物として「公衆浴場」を規定している趣旨に沿う施設ではないから、X が受忍すべき限度を超えるものといわざるを得ないとして、本件建物の建築の全部を差し止めた。

この判決は、受忍限度を超えたとの判断と、差止めの範囲・手段の決定を区別しておらず、かつ、想定する差止めによる X や Y に対する影響について仮定的に判断していない（非区別型・非シミュレート型）。

2 具体的一部差止め

騒音事件で、具体的一部差止めを認めた判決は以下のとおりである。

<2-1>甲府地判昭和 30 年 11 月 11 日下民集 6 卷 11 号 2379 頁

Y が自動車の車体の製造工場を操業し、電動機、送風機などから騒音を発生させたため、近隣に不動産を賃借し、居住し、並びに弁護士業および税理士業を営んでいた X が、Y に対して、Y の工場の窓のうち、X の就業場所に近い出入口及び窓を開放してはならないとの請求をしたところ、裁判所は、音響震動が他人に害悪を及ぼしそれが社会観念上、被害者において受忍できないと一般に求められる程度に達した場合には、権利の範囲を逸脱し、差止めが認められるとし、事実関係に照らして、X が受ける被害は、一般的にみて忍受の限界を超える程度に達しているとした上で、しかし、上記出入口は工場災害の窓口であり、窓は換気上必要があり、約 50 名に及ぶ従業員の生命身体の安全を脅かすとして「常時開放してはならない」とした。

この裁判例は、特定の窓を「常時開放してはならない」との差止めの内容とするから、具体的一部差止めに該当する。

また、この裁判例は、いったん「忍受の限界」を超える程度に達していると判断した上で、差止めの範囲を常時開放に限っているため、区別型に該当する。

さらに、出入口及び窓を閉鎖してしまう場合には、従業員の生命侵害の危険があると仮定的に検討しているため、シミュレート型に該当する。

<2-3-1>岐阜地判昭和 43 年 5 月 9 日下民集 19 卷 5=6 号 232 頁

Y がコンクリートブロック製造工場を操業していたところ、近隣に居住する X が同工場からの騒音による被害について、①Y のブロック製造工場において、X が特定する機械以外の機械を使用してはならない、②Y は X が特定する機械の使用を停止せよ、③Y は前記工場内においては昼間 50 ホン、夜間 45 ホンの音量を超えるブロック製造機械を新たに設置してはならないとの判決を請求したところ、裁判所は、県の公害防止条例により知事が改善命令を発し得る騒音基準が 55 ホン（午前 8 時より午後 8 時まで）であること、X の被害は 55 ホンを超えることなどを理由として、①Y は X に対し別紙第二目録記載の機械を運転してはならない、②Y は X に対し、その音響が別紙第一目録記載の機械より生ずるものを超え、かつ X の家屋の南縁側において聴取される音量が 55 ホンを超え

る音響を発生すべきブロックマシンを運転してはならないとの判決を言い渡した。

この判決の①の項は、特定の機械の使用を禁止する（ただし、工場の操業を停止させるものではない。）ものであるから、一部差止めのうち、具体的差止めに該当する。

この裁判例は、受忍限度を超えたとの判断と、差止めの範囲・手段の決定を区別しておらず、かつ、想定する差止めによる X や Y に対する影響について仮定的に判断していない（非区別型・非シミュレート型）。

<2-10-1>東京地判昭和 63 年 4 月 25 日判時 1274 号 49 頁

Y が家庭用冷暖房室外機を設置していたところ、近隣に居住する X が同室外機等からの騒音被害について、Y に対して、①Y は、X に対し、毎日午後 7 時から翌朝午前 8 時までの間、境界線上において 40 ホン以上の音量の騒音を X 所有地内に侵入させてはならない、②Y は、Y が設置した冷暖房室外機 4 基について、それぞれ所定の消音箱を設置せよ、③Y は、Y が設置した強制換気装置に所定の排気消音器を、Y が設置した強制換気装置（乾燥機）に所定の排気消音器をそれぞれ設置せよとの判決を請求した。

裁判所は、東京都の公害防止条例所定の基準を受忍限度として採用し、Y は、毎日午後 7 時から翌朝午前 8 時までの間、騒音を 40 ホン以下に抑制する義務を負うこと、Y の室外機等による騒音が同基準を超えていること、X が高齢で病氣療養中であること、主文掲記の消音機は騒音抑制機器として適正であり、費用も過大ではないことなどを理由として、①Y は、X に対し、毎日午後 7 時から翌朝午前 8 時までの間、境界線上において 40 ホン以上の音量の騒音を X 所有地内に侵入させてはならない、②Y は、Y が設置した冷暖房室外機 4 基について、それぞれ所定の消音箱を設置せよ、③Y は、Y が設置した強制換気装置に所定の排気消音器を、Y が設置した強制換気装置（乾燥機）に所定の排気消音器をそれぞれ設置せよとの判決を言い渡した（請求の趣旨同旨）。

この裁判例は、明示していないが、受忍限度が 40 ホンであるとし、かつ、Y の騒音が 40 ホンを超えているので、区別型に分類した。

また、消音装置の設置費用が Y にとって過大ではないとしており、シミュレート型に該当する。

<2-13-1>名古屋地決平成 6 年 8 月 5 日判時 1532 号 96 頁

Y がカラオケボックスを営業していたところ、近隣に居住する X が同カラオケボックスからの騒音及び空調機からの騒音被害について、①Y は、午後 11 時から翌日の午前 6 時までの間、Y の建物において、カラオケ装置を自ら使用し、若しくは第三者をして使用させてはならない、②Y は、X 宅敷地内に、Y の建物のカラオケボックス営業によって生じる騒音を、40 デシベルを超えて侵入させてはならないとの仮処分を求めた。裁判所は、条例所定の騒音基準を受忍限度として採用し、②については、受忍限度を超えていると判断し、①については、午後 11 時から翌日の午前 6 時までの間は、受忍限度たる騒音を発生させているのは明らかであるとして、①Y は午後 11 時から翌日の午前 6 時までの間、Y の建物において、カラオケ装置を自ら使用し、若しくは第三者をして使用させてはならない。②Y は、午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間、X の土地内に、本件建物のカラオケボックス営業によって生じる騒音を、40 デシベルを超えて侵入させてはならないとの決定をなした。

この判決は、①午後 11 時以降について、特に判断過程を区別することなく受忍限度を超えていると判断しているため、非区別型に該当する。

また、この裁判例は、特にシミュレートを行っていないので、非シミュレート型に該当する。

3 抽象的一部差止め

騒音事件の抽象的一部差止めは以下のとおりである。

<2-2>名古屋地判昭和 42 年 9 月 30 日判タ 213 号 237 頁

Y が板金工場を操業していたところ、近隣に居住、就業する X が、Y に対して、騒音を理由として、X 居宅内の中央部において 55 ホン以上にならないよう防音施設を設置することを請求したところ、裁判所は、X が受忍すべき限度を 55 ホンとした上で、X の受ける被害について、55 ホンを超えるとして、X 居宅内の中央部に、55 ホン以上流入しないよう防音設備を施すことを命じた。

この裁判例は、抽象的一部差止めを決定するにあたり、受忍限度を超えたとの判断と、差止めの範囲・手段の決定を区別しておらず、かつ、想定する差止めによる X や Y に対する影響について仮定的に判断していない（非区別型・非シミュレート型）。

<2-3-2>岐阜地判昭和 43 年 5 月 9 日下民集 19 卷 5=6 号 232 頁

Y がコンクリートブロック製造工場を操業していたところ、近隣に居住する X が同工場からの騒音による被害について、①Y のブロック製造工場において別紙第一目録記載以外の機械を使用してはならない、②Y は別紙第二目録記載の機械の使用を停止せよ、③Y は前記工場内においては昼間 50 ホン、夜間 45 ホンの音量を超えるブロック製造機械を新たに設置してはならないとの判決を求めたところ、裁判所は、県公害防止条例により知事が改善命令を発し得る騒音基準が 55 ホン（午前 8 時より午後 8 時まで）であること、X の被害は 55 ホンを超えることなどを理由として、①Y は X に対し別紙第二目録記載の機械を運転してはならない、②Y は X に対し、その音響が別紙第一目録記載の機械より生ずるものを超え、かつ X の家屋の南縁側において聴取される音量が 55 ホンを超える音響を発生すべきブロックマシンを運転してはならないとの判決を言い渡した。

この判決は、55 ホンを超える音響を発生すべきブロックマシンを運転してはならないという抽象的な内容の差止めを内容とするものであるから、抽象的一部差止めに該当する。

この裁判例は、抽象的一部差止めを決定するにあたり、受忍限度を超えたとの判断と、差止めの範囲・手段の決定を区別しておらず、かつ、想定する差止めによる X や Y に対する影響について仮定的に判断していない（非区別型・非シミュレート型）。

<2-4>千葉地判昭和 48 年 10 月 15 日判タ 302 号 174 頁

Y が家具工場を操業していたところ、近隣に居住する X が同工場からの騒音被害について、X の土地内に 50 ホン以上の音量を侵入させてはならないとの判決を求めたところ、裁判所は受忍限度について市の条例に従って 50 ホンであるとした上で、騒音被害の程度が大きい場合は、X の利益と Y の損害の比較衡量により、「生活妨害を受忍限度までに差し止めることができる」、「Y による工場

の操業は権利の濫用である」などとして²¹¹、Xの土地内に50ホン以上の音量を侵入させてはならないとの判決を言い渡した。

この裁判例は、抽象的一部差止めを決定するにあたり、受忍限度を超えたとの判断と、差止めの範囲・手段の決定を区別しておらず、かつ、想定する差止めによるXやYに対する影響について仮定的に判断していない（非区別型・非シミュレート型）。

<2-5>千葉地裁一宮支判昭和54年11月30日判時963号79頁

Yがコンクリート製造工場を操業していたところ、近隣に居住するXが同工場からの騒音被害について、YはXに対し、Yが操業するコンクリート製造工場及びその敷地における操業によって、X居宅内の中央部において、50ホン以上の音量を侵入させてはならないとの判決を請求した。裁判所は、Yの工場からの騒音が村の公害防止条例に従った基準を超えているとして、受忍限度を超えていることは明らかであるとして、Xに対し、Yが操業するコンクリート製造工場及びその敷地における操業によって、X居宅内の中央部において、午前8時から午後6時までは60ホン以上、午前6時から午前8時まで及び午後7時から午後10時までは55ホン以上、午後10時から翌日午前6時までは50ホン以上の音量を侵入させてはならないと命じた。

この裁判例は、抽象的一部差止めを決定するにあたり、受忍限度を超えたとの判断と、差止めの範囲・手段の決定を区別しておらず、かつ、想定する差止めによるXやYに対する影響について仮定的に判断していない（非区別型・非シミュレート型）。

<2-6>横浜地決昭和56年2月18日下民集32巻1~4号40頁、判タ1005号158頁

Yがスナックを経営し、客にカラオケ装置を使用させていたところ、近隣に居住するXが同スナックからの騒音被害について、Yは、Yの店舗内において、午後10時から翌朝8時までの間、同店舗内に設置しているカラオケ装置を、自から使用し若しくは第三者をして使用させてはならないとの仮処分を求めたのに

²¹¹ 文言上、権利濫用構成ともみられるが、XとYの利益衡量をしていることなどから、実質的に受忍限度を問題にするものと考えた。

対して、裁判所は、受忍限度を超えているといわざるをえないとして、Yは、午後10時から翌朝午前8時までの間、Yの店舗内において、カラオケ装置を自ら使用し若しくは第三者をして使用させてはならないと命じた。

この裁判例は、抽象的一部差止めを決定するにあたり、受忍限度を超えたとの判断と、差止めの範囲・手段の決定を区別しておらず、かつ、想定する差止めによるXやYに対する影響について仮定的に判断していない（非区別型・非シミュレート型）。

<2-7>大阪地判昭和62年3月26日判タ656号203頁

Yがプラスチック成型工場を操業していたところ、近隣に居住するXが同工場からの騒音被害について、「Yは、その肩書住所地において、プラスチック成型加工業を一切してはならない」との判決を求めたところ、裁判所は、Xの受忍すべき騒音、振動の限度は行政基準であり、Yの発している騒音は当該行政基準を上回っており、深夜については全面的に、その余の時間帯は行政基準に従ってし止めることができるとして、Yは、プラスチック成型加工業の操業を、毎日午後9時から翌日午前6時までは、一切してはならず、かつその余の時間においては、右操業により、条例所定の規制基準の限度を超える騒音、振動を発生させてはならないとの判決をなした²¹²。

この裁判例は、抽象的一部差止めを決定するにあたり、受忍限度を超えたとの判断と、差止めの範囲・手段の決定を区別しておらず、かつ、想定する差止めによるXやYに対する影響について仮定的に判断していない（非区別型・非シミュレート型）。

<2-8>大阪地判昭和62年4月17日判タ664号112頁

Yが菓子工場を操業していたところ、近隣に居住するXが同工場からの騒音被害について、YはX菓子工場における操業により、境界上において、午前6時から午前8時まで50ホン以上、午前8時から午後6時まで55ホン以上、午後6時から翌日の午前6時まで45ホン以上の音量をXの土地に侵入させてはな

²¹² 判決によれば、行政基準は、騒音及び振動について、それぞれ、午前6時から8時まで50ホン、60デシベル、午前8時から午後6時まで55ホン、60デシベル、午後6時から午後9時まで50ホン、60デシベルである。

らないとの請求をなした。裁判所は、受忍限度を条例施行規則に従うとして、Xの被害がこれを超えていると判断した上で、YはXに対し、菓子工場における操業により、境界上で午前6時から午前8時まで50ホン以上、午前8時から午後6時まで55ホン以上をそれぞれ超える音量をXの土地に侵入させてはならないとした（工場が操業していない時間帯は除かれている。）。

この裁判例は、抽象的一部差止めを決定するにあたり、受忍限度を超えたとの判断と、差止めの範囲・手段の決定を区別しておらず、かつ、想定する差止めによるXやYに対する影響について仮定的に判断していない（非区別型・非シミュレート型）。

<2-9>大阪地決昭和62年10月2日判タ670号242頁

Yが生コンクリート製造工場を操業していたところ、近隣に居住するXが同工場からの騒音被害について、Yは、同工場の操業により境界線上における90パーセントレンジ値上端測定値として、午前6時から午前8時まで50ホン、午前8時から午後6時まで55ホン、午後6時から午後9時まで50ホン、午後9時から翌日の午前6時まで45ホンを超える騒音を侵入させてはならないとの判決を求めた。裁判所は、府の条例に従って受忍限度を設定し、本件の被害が条例の基準を超えているとして（国道からの騒音を考慮して、時間帯にかかわらず一律に55ホンとした。）、Yは、Yの生コンクリート製造作業場及びその敷地における操業によって、Xの各居宅の敷地内に午前6時から午後9時まで55ホンを超える音を流入させてはならないとの判決をなした。

この裁判例は、抽象的一部差止めを決定するにあたり、受忍限度を超えたとの判断と、差止めの範囲・手段の決定を区別しておらず、かつ、想定する差止めによるXやYに対する影響について仮定的に判断していない（非区別型・非シミュレート型）。

<2-10-2>東京地判昭和63年4月25日判時1274号49頁

Yが家庭用冷暖房室外機を設置していたところ、近隣に居住するXが同室外機等からの騒音被害について、Yに対して、①Yは、Xに対し、毎日午後7時から翌朝午前8時までの間、境界線上において40ホン以上の音量の騒音をX所有地内に侵入させてはならない、②Yは、Yが設置した冷暖房室外機4基について、それぞれ所定の消音箱を設置せよ、③Yは、Yが設置した強制換気装置に所

定の排気消音器を、Y が設置した強制換気装置（乾燥機）に所定の排気消音器をそれぞれ設置せよとの判決を請求した。裁判所は、東京都の公害防止条例所定の基準を受忍限度として採用し、Y は、毎日午後 7 時から翌朝午前 8 時までの間、騒音を 40 ホン以下に抑制する義務を負うこと、Y の室外機等による騒音が同基準を超えていること、X が高齢で病氣療養中であること、主文掲記の消音機は騒音抑制機器として適正であり、費用も過大ではないことなどを理由として、①Y は、X に対し、毎日午後 7 時から翌朝午前 8 時までの間、境界線上において 40 ホン以上の音量の騒音を右 X 所有地内に侵入させてはならない、②Y は、Y が設置した冷暖房室外機 4 基について、それぞれ所定の消音箱を設置せよ、③Y は、Y が設置した強制換気装置に所定の排気消音器を、Y が設置した強制換気装置（乾燥機）に所定の排気消音器をそれぞれ設置せよとの判決を言い渡した（請求の趣旨同旨）。

この判決は、40 ホン以上の騒音を侵入させてはならないという抽象的な内容の差止めを内容とするものであるから、抽象的一部差止めに該当する。

また、この判決は、受忍限度を超えるとの判断と差止めの範囲・手段の判断を区別していないから、非区別型に分類した。

また、この裁判例は、Y の負担を仮定的に考慮することなどをしていないから、非シミュレート型に該当する。

<2-12>札幌地判平成 3 年 5 月 10 日判時 1403 号 94 頁

Y がカラオケ店を操業していたところ、近隣に居住する X がカラオケの騒音被害について、Y は、午後 10 時から翌朝午前 4 時までの間、別紙物件目録一記載建物内においてカラオケ装置を使用し、もしくは第三者をして使用させてはならないとの判決を請求したところ、裁判所は、市の条例に従って受忍限度の音量を設定し、本件の Y による音量は同条例所定の音量を超え（ただし、午前零時までは暗騒音の方が大きい時間帯もあるなどとして棄却した。）、したがって、X の騒音被害は受忍限度を超えるとした上で、「本件カラオケボックス営業に伴う騒音には、カラオケ騒音そのもののほかに利用客による自動車騒音やその話声等による騒音等本件カラオケボックスの外で生ずる騒音もかなりあって、これら騒音は本件カラオケボックス営業に必然的に伴うものであり、Y が例えば防音装置を設置したりすることで防止しうる性格のものではなく、また、前記注意を促す看板等もさしたる効果がないというほかなく、カラオケ騒音について

も、前記防音対策にもかかわらず右認定にかかる騒音の生じていることを考慮すれば、……本件カラオケボックス営業を規制する手段としては、午前零時以降 Y においてカラオケ装置を使用したり第三者をして使用させることを禁じることに以外には有り得ないというべきである」として、午前零時から午前 4 時までの間、Y の建物内においてカラオケ装置を使用し、もしくは第三者をして使用させてはならないとの判決を言い渡した。

この判決は、差止めを認容した午前零時以降については、いったん受忍限度を超える旨の判断をし、その後、差止めの範囲・手段の検討をしているから区別型に該当する。

また、この裁判例は、仮に午前零時から午前 4 時までのカラオケ店の営業を認めた場合に、Y が例えば防音装置を設置したりすることで防止しうる性格のものではなく、また、注意を促す看板等もさしたる効果がないと仮定的に検討しており、シミュレート型に該当する。

<2-13-2>名古屋地決平成 6 年 8 月 5 日判時 1532 号 96 頁

Y がカラオケボックスを営業していたところ、近隣に居住する X が同カラオケボックスからの騒音及び空調機からの騒音被害について、①Y は、午後 11 時から翌日の午前 6 時までの間、Y の建物において、カラオケ装置を自ら使用し、若しくは第三者をして使用させてはならない、②Y は、X 宅敷地内に、Y の建物のカラオケボックス営業によって生じる騒音を、40 デシベルを超えて侵入させてはならないとの仮処分を求めた。裁判所は、条例所定の騒音基準を受忍限度として採用し、②については、受忍限度を超えていると判断し、①については、午後 11 時から翌日の午前 6 時までの間は、受忍限度たる騒音を発生させているのは明らかであるとして、①Y は午後 11 時から翌日の午前 6 時までの間、Y の建物において、カラオケ装置を自ら使用し、若しくは第三者をして使用させてはならない、②Y は、午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間、X の土地内に、本件建物のカラオケボックス営業によって生じる騒音を、40 デシベルを超えて侵入させてはならないとの決定をなした。

この裁判例の②については²¹³、午後 10 時以降について、特に判断過程を区別することなく受忍限度を超えていると判断しているので、非区別型に該当する。

²¹³ ①については、具体的一部差止めに分類した。

また、この裁判例は、特にシミュレートを行っていないので、非シミュレート型に該当する。

<2-15>東京地判平成 14 年 4 月 24 日判時 1832 号 128 頁²¹⁴

運送業を営む Y が X に対して、X が Y の営業を妨害したとして損害賠償請求訴訟を提起したところ、X が Y に対して、Y が操業する配送センターの車両からの騒音被害について、①Y は、午前 6 時から午前 8 時までの間、55 デシベルを超える、午前 8 時から午後 8 時までの間、60 デシベルを超える、午後 8 時から午後 11 時までの間、55 デシベルを超える、午後 11 時から翌午前 6 時までの間、50 デシベルを超える音量の騒音を侵入させてはならない、②Y は、業務用冷蔵ケース室外機 4 台及び業務用冷暖房室外機 3 台を移設し、これらの設置につき最良の防震ゴムをパッキングすると共に、X が求める一定の防音効果を持つ防音壁を設置せよとの反訴を提起した。裁判所は、①については認容し、②については棄却した。

この裁判例は、受忍限度を超えたか否かの判断のみで抽象的一部差止めに至る結論を出しているので、非区別型に該当する。

この裁判例は、想定する差止めによる X や Y に対する影響について仮定的に判断していない（シミュレート型）。

<2-16>名古屋地判平成 17 年 11 月 18 日判時 1932 号 120 頁

Y が配送センター及び冷凍基地施設を操業していたところ、Y が近隣に居住する X に対して営業を妨害されたなどとして損害賠償請求訴訟を提起したところ、X が同センター及び施設からの騒音被害について、Y に対して、午後 10 時から翌朝午前 6 時までの間、X の居宅の敷地内に、40 デシベルを超える音量の騒音を流入させてはならないとの判決を求める反訴を提起した。裁判所は、X の被害を認定するなどして、Y の配送センター及び冷凍基地施設の操業によって、午後 10 時から翌朝午前 6 時までの間、Y は X の居宅の敷地内に、50 デシベルを超える音量の騒音を流入させてはならないとの判決を言い渡した。

²¹⁴ この裁判例では、併合請求した具体的一部差止めの請求を棄却している。もっとも、抽象的一部差止めについては認容しているため、純粹の棄却事例ではないと考えて、差止め否定の裁判例とは扱わなかった。

この裁判例は、抽象的一部差止めを決定するにあたり、受忍限度を超えたとの判断と、差止めの範囲・手段の決定を区別しておらず、かつ、想定する差止めによる X や Y に対する影響について仮定的に判断していない（非区別型・非シミュレート型）。

<2-17>京都地判平成 20 年 9 月 18 日 TKC 文献番号 28142140

Y が A 高等学校を運営し、空調のためエアコン室外機を屋外に設置していたところ、近隣に居住する X が同室外機からの騒音被害について、Y は、A 高等学校の第 1 校舎南側に設置したエアコン室外機のうち、一部の室外機を撤去せよとの判決を請求した。裁判所は、X が受忍すべき限度を超えているというべきであるとした上で、「本件騒音が規制基準を超えているとはいえ、その程度は僅かであり、これを規制基準以下に抑えるためには、室外機の撤去だけではなく、防音壁の強化、騒音の小さな機種への更新、設定温度の変更等、様々な方法が考えられるところ、Y には、本件騒音を規制基準以下に抑える義務があるが、そのためにどのような方法を採用するかは、個々の方法に要する費用、個々の方法によって想定される効果、個々の方法が与える影響等を勘案して、Y において自由に選択することを容認するべきである。そうすると、X らの Y に対する差止め請求については、上記各室外機の撤去請求は許されず、X 方敷地に 50 デシベルを超える騒音の到達を差し止める、いわゆる抽象的不作為請求の限度で認容すべきものと解せられる」として、室外機の Y は、X に対し、A 高等学校の第 1 校舎南側に設置したエアコン室外機から発する騒音を X の居宅敷地内に、50 デシベル（特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示 1 号）に定める測定方法による）を超えて到達させてはならないとの判決を言い渡した。

この裁判例は、受忍限度を超えるか否かの判定をして、それを肯定したのちに、室外機の撤去という具体的な差止めの範囲・手段にかかわる事項を検討しているから、区別型に該当する。

また、この裁判例は、「個々の方法に要する費用、個々の方法によって想定される効果、個々の方法が与える影響」について言及しており、シミュレート型に該当する。

<2-18>東京地判平成 24 年 3 月 15 日判時 2155 号 71 頁

XとYは同じマンションにおいて、Xの居室の直上にYが居住していたところ、Yの子が床で飛び跳ねるなどしたため、Xが、それによる騒音被害について、Yの建物から発生する騒音を、Xの建物内に、40デシベルを超えて到達させてはならないとの判決を請求したところ、裁判所は、音の発生の頻度、音量などに照らして、受忍限度を超えるとして、Xの建物内に、午後9時から翌日午前7時までの時間帯は40デシベルを超えて、午前7時から同日午後9時までの時間帯は53デシベルを超えて到達させてはならないとの判決を言い渡した²¹⁵。

この裁判例は、特に違法性判定と差止めの範囲・手段との区別や、シミュレートはしていない（非区別型・非シミュレート型）。

<2-19>さいたま地裁熊谷支判平成30年5月14日TKC文献番号25564856

Yがサーキット場を運営していたところ、近隣の寺院に居住、就業するXが同サーキット場を走行する車両からの騒音被害について、XがYに対し、午前8時から午後7時までの間、Yの土地を使用し、又は第三者をして使用させて、Xの就業する寺院の土地に50デシベル（測定値の90パーセントレンジの上端値の数値による。）を超える騒音を侵入させてはならないとの判決を求めた。裁判所は、条例所定の騒音基準（55デシベル）を斟酌して受忍限度を決するべきであり、本件では、Xの就業場所が寺院であることから5デシベルを減じた50デシベルとすべきところ、本件の騒音は59デシベル程度であり、受忍限度を超えるとして、Yは、Xらに対し、午前8時から午後7時までの間、Yの土地を使用し、または第三者をして使用させて、Xが就業する寺院の土地の敷地内に、50デシベル（測定値の90パーセントレンジの上端値の数値による。）を超える騒音を侵入させてはならないと判決した。

この裁判例は、受忍限度判断と差止めの範囲・手段の決定を区別していないから、非区別型に分類した。

また、この裁判例は、Yが受ける経済的損失について、簡略ではあるが言及しており、差止めによるシミュレートしているようにも見える。しかしながら、公共性の有無の判断の一環とみられることから、非シミュレート型に分類した。

²¹⁵ この事案は、工場等による騒音が問題となっているわけではないため、騒音規制法の適用対象外である（同法2条1項参照）。

<2-20>東京高判平成 30 年 10 月 31 日 TKC 文献番号 25564857

この裁判例は、裁判例<2-19>に対して Y が控訴した控訴審であり、条例所定の騒音基準 (55 デシベル) を斟酌して受忍限度を決するべきであり、本件では、X の就業場所が寺院であることから 5 デシベルを減じた 50 デシベルなどとして、音量が著しく大きく、Y が受ける経済的損失、受忍限度を超えるなどとして、控訴を棄却した²¹⁶。

この裁判例は、受忍限度を超えたとの判断と、差止めの範囲・手段の決定を区別していない (非区別型)。

この裁判例は、Y が受ける経済的損失について、簡略ではあるが言及しており、差止めによるシミュレートしているようにも見える。しかしながら、具体的な差止めの関係での Y に対する影響・負担を仮定的に考慮したものではないから、非シミュレート型に分類した (Y への影響の一般論にとどまると考えた)。

4 差止め全部否定

(1) 非区別・非シミュレート型

以下のものは、シミュレートもせず、違法性判定と差止めの範囲・手段を区別もしていない。

[2-1]福井地判昭和 25 年 10 月 18 日下民集 1 卷 10 号 1663 頁

[2-2]津地判昭和 31 年 11 月 2 日下民集 7 卷 11 号 3101 頁

[2-3]佐賀地判昭和 32 年 7 月 29 日下民集 8 卷 7 号 1355 頁

[2-5]横浜地裁川崎支判昭和 38 年 4 月 26 日下民集 14 卷 4 号 819 頁、判タ 145 号 84 頁

[2-6]名古屋地判昭和 39 年 11 月 30 日判時 398 号 48 頁

[2-7]名古屋高判昭和 41 年 12 月 12 日判時 499 号 40 頁

[2-9]最判昭和 42 年 10 月 31 日判時 499 号 39 頁

[2-10]大阪地判昭和 43 年 5 月 22 日判タ 225 号 120 頁

[2-11]名古屋高判昭和 43 年 5 月 23 日下民集 19 卷 5=6 号 317 頁

²¹⁶ これを不服として、Y が上告、上告受理申立てをしたところ、最高裁は上告を棄却し、上告受理申立てを不受理とした (最判令和元年 6 月 13 日 TKC 文献番号 25564858)。

- [2-12]高岡簡決昭和 45 年 10 月 1 日判タ 255 号 203 頁
- [2-13]福岡高判昭和 47 年 3 月 15 日判タ 277 号 167 頁
- [2-14]東京地決昭和 47 年 4 月 13 日判タ 278 号 185 頁
- [2-15]大阪地判昭和 58 年 1 月 27 日判タ 486 号 188 頁
- [2-16]大阪地判昭和 58 年 9 月 26 日判タ 506 号 222 頁
- [2-17]大阪地判昭和 58 年 10 月 28 日判タ 517 号 166 頁
- [2-18]東京地判昭和 60 年 10 月 31 日判時 1325 号 64 頁
- [2-19]大阪地判昭和 63 年 5 月 30 日判タ 695 号 229 頁
- [2-20]東京地判平成 3 年 6 月 21 日判タ 773 号 223 頁
- [2-21]東京地判平成 3 年 11 月 12 日判タ 788 号 231 頁
- [2-22]東京地判平成 4 年 1 月 28 日判タ 808 号 205 頁判時 1466 号 126 頁
- [2-23]京都地判平成 4 年 11 月 27 日判例時報 1466 号 126 頁
- [2-25]名古屋地判平成 16 年 3 月 26 日判時 1862 号 164 頁
- [2-26]東京地判平成 22 年 7 月 21 日判タ 1340 号 221 頁
- [2-27]さいたま地裁熊谷支判平成 24 年 2 月 20 日判タ 1383 号 301 頁
- [2-28]東京地判平成 24 年 6 月 21 日 TKC 文献番号 25494968
- [2-29]東京地判平成 25 年 1 月 31 日 TKC 文献番号 25510264
- [2-30]東京地判平成 26 年 8 月 7 日 TKC 文献番号 25520913
- [2-31]名古屋地裁豊橋支判平成 27 年 4 月 22 日 TKC 文献番号 25506227
- [2-32]東京地判平成 27 年 4 月 24 日 TKC 文献番号 25525567
- [2-33]東京地判平成 27 年 11 月 18 日 TKC 文献番号 25532425
- [2-34]東京地判平成 27 年 12 月 15 日 TKC 文献番号 25532465
- [2-35]神戸地判平成 29 年 2 月 9 日 TKC 文献番号 25448466
- [2-36]大阪高判平成 29 年 7 月 18 日 TKC 文献番号 25546848
- [2-37]東京地判平成 29 年 11 月 9 日 TKC 文献番号 25550559
- [2-38]長野地裁松本支判平成 30 年 6 月 6 日 TKC 文献番号 25560710
- [2-39]大阪地判平成 30 年 9 月 19 日 TKC 文献番号 25449760
- [2-40]東京地判令和元年 9 月 17 日 TKC 文献番号 25582082
- [2-41]東京地判令和元年 11 月 25 日 TKC 文献番号 25583003
- [2-42]東京地判令和元年 11 月 26 日 TKC 文献番号 25581959
- [2-43]神戸地判尼崎支判令和元年 12 月 17 日判時 2456 号 98 頁
- [2-44]東京地判令和 2 年 6 月 18 日 TKC 文献番号 25585265

(2)区別型、かつ、シミュレート型

以下のものは、区別型、かつ、シミュレート型に該当する。

[2-4]広島地決昭和 36 年 4 月 10 日下民集 12 卷 4 号 758 頁、判タ 119 号 86 頁
217

Y1、Y2 がホテルの建築工事を行ったところ、近隣に居住する X が同工事からの騒音被害について、「騒音及び震動の防止設備をするか、無騒音・無震動の掘削機を使用するまでYをして右工事をさせてはならない」との仮処分を求めた。裁判所は、諸事情を認定の上、「本件工事によって申請人のうける被害は社会生活上受忍すべき程度を超え本件工事の施行が不法行為を構成すべきことは前認定のとおりである」とした上で、「国際観光ホテル整備法にもとづき日本開発銀行より 2 億円の融資あつ旋をえて行われるものであること、Y が昭和 36 年 3 月 6 日現在すでに本件工事のため金 2147 万 5000 円の経費を支出していることが一応認められ、また Y1 が本件建築用地購入のため 7500 万円を支出したほか本件工事のため 5 億円の巨資を投入せんとしていること、Y2 において本件工事より生ずべき騒音、震動を完全に防止するには工事そのものを廃絶するのほか事実上他に方策が存しないこと、右騒音、震動発生は一時的のものであり遅くも 4 ケ月位の内に終熄する」として、請求を棄却した。

この裁判例は、受忍限度を超えるか否かの判断と、差止めの内容の検討を区別しているから、区別型に該当する。

また、この裁判例は、裁判所が想定する本件のホテルの工事を止めた場合に、Y の生じる不利益を仮定的に考慮しており、シミュレート型に該当する。

[2-8]佐賀地判昭和 42 年 10 月 12 日判タ 213 号 130 頁

Y が板壁等の鍛冶工場を操業していたところ、近隣に居住する X が同工場からの騒音及び空調機からの騒音被害について、①Y は Y の工場の作業場につき、別紙仕様書記載のとおり防音設備をなせ、②Y は右作業場で作業をするとき

²¹⁷ 松本暉男「四〇 騒音・振動の発生による生活妨害と工事差止請求の能否（民事判例研究）」法時 33 卷 10 号（1961 年）95 頁。

は、その出入口、窓等開口部分を閉鎖しなければならないとの判決を請求した。裁判所は、ベルトハンマー等による騒音について、「受忍限度を超えており、違法となる」とし、そのうえで、項を改めて、「侵害が社会生活上受忍すべき限度を超え、違法であっても、なお妨害排除ないし予防請求権を有するか否かは、これを有するとすることによって生ずるであろう加害者の犠牲の程度とこれを有しないとすることによって生ずべき被害者の不利益の程度とを比較考量した上で決すべきものである。この点違法な侵害があれば（もちろん故意過失を要するが）必ず成立する不法行為による損害賠償請求権とその趣を異にするのである。／そこで、まず、X主張の防音設備をYに、もしくはYの負担において設置させることによって生ずるであろうところのYの犠牲の程度を考えてみる。……新工場につきX主張のような防音設備をし、かつ、その出入口、窓等開口部分を閉鎖することにより現在より騒音を10デシベル低下させることができ、そうすればX家屋3階ハ点における音量が40ホンとなることが認められる。しかし、問題は、右のような防音設備することがYの企業の規模ならびに経済力から可能であるかどうか、および右防音設備をすることによりYの鍛冶作業に支障をきたさないかどうかにあることは、前記のところからして、おのずから明白であるところ、Y本人尋問（第2回）の結果によると、Yが現在の新工場の建物を建築するのに50万円の費用を要したこと、およびYが本件工場の経営により得ている収入は月平均して3万円ないし3万5000円であることが認められ、この事実からすると、X主張のような防音設備をすることは、右新工場建築費よりも遥かに多額の費用を要し、Y工場の規模からは経済的にも相当困難であることが明らかである。のみならず、……X主張の防音設備は、もっぱら防音効果の面からのみから考えられたものであって、換気のための換気扇を設けることとされてはいるけれども、工場内の温度については配慮がなされていないので、かりに右のとおり設備して窓を閉じた場合には、鍛冶作業に必要な重油バーナーのために工場内の温度が上り、特に夏においては到底作業ができない高温とならざるをえないこと、したがって右防音設備をほどこしたとすれば、Yの鍛冶作業上相当の支障の生ずるであろうことが認められる。これに対し、右防音設備がなされなかった場合にXに生ずべき不利益は、現状では裏の家3階居間の利用価値の低下による損害にすぎないことは、前記のとおりである。このYの犠牲の程度とXの不利益の程度とを比較すれば、Yの犠牲の方が相当かつ重大であ

ることが明らかであるから、XのYに対する右防音設備設置の請求は、これを容れることができない」として、請求を①②ともに棄却した。

この裁判例は、受忍限度を超えるか否かの判断と、差止めの内容の検討を区別しているから、区別型に該当する。

また、この裁判例は、裁判所が想定する防音設備等を設置した場合に、Yの生じる不利益を仮定的に考慮しており、シミュレート型に該当する。

[2-24]東京地裁八王子支判平成8年7月30日判時1600号118頁

XとYがマンションに居住していたところ、YがY宅の床を絨毯張りからフローリング張りに変更したため、生活音を原因として、XがYに対して、絨毯張りに戻す内容の復旧工事の請求を行ったところ、裁判所は、諸事情を認定の上、本件のYによる生活音が受忍限度を超えると判断した上で、絨毯張りに復旧することは、Yに対して騒音の費用と損害をもたらすなどとして、請求を否定した。

この裁判例は、受忍限度を超えるか否かの判断と、差止めの内容の検討を区別しているから、区別型に該当する。

また、この裁判例は、Xが請求する絨毯張りへの変更工事を行った場合に、Yの生じる不利益を仮定的に考慮しており、シミュレート型に該当する。

(3)区別型、かつ、非シミュレート型

区別型、かつ、非シミュレート型の裁判例は見当たらなかった。

(4)非区別型、かつ、シミュレート型

非区別型、かつ、シミュレート型の裁判例は見当たらなかった。

Ⅲ 眺望・景観事件

1 差止めを肯定した裁判例

眺望・景観事件において、差止めを肯定した裁判例を分類すると、以下のとおりである。

<3-1>仙台地決昭和59年5月29日判タ527号158頁

Xの経営する飲食店と隣接する土地に、Yが建物を建築する計画を立てたため、XがYに対して、眺望侵害を理由として、同建物の建築の2階部分の建築禁止を求めた事案において、裁判所は、諸事情を認定の上、2階以上の建築禁止の差止めの請求を認容した。

この裁判例は、違法か否かの判断と、差止めの内容の検討を区別していないから、非区別型に該当する。

また、この裁判例は、裁判所が想定する本件の建築計画について、XやYに対する影響を仮定的に検討していないから、非シミュレート型に該当する。

<3-2>東京地判平成14年12月18日判時1829号36頁²¹⁸

Xの居住する土地の近隣の土地に、Yがマンション（14階建て、高さ43.65メートル）を建築する計画を立てたため、XがYに対して、景観を害するとして、20メートルを超える部分の建物の撤去を求めた事案において、裁判所は、諸事情を認定の上、Yが公法上の規制を潜脱し、Xなど周辺住民が築いてきた景観利益を売り物にするものであるなどとして、Xの景観利益を「受忍限度を超えて侵害するものであり、不法行為に当たる」と判断した上で、「4 Xらの救済」という項目を立てて、建物の20メートルを超える部分を撤去しなければ、Xの景観利益の違法な侵害が継続するなどとして、建物の20メートルを超える部分の撤去を命じる判決を言い渡した。

この裁判例は、違法か否かの判断と、差止めの内容の検討を区別しているから、区別型に該当する。

また、この裁判例は、裁判所が想定する本件の建築計画について、Xの景観利益がどの程度変化するか（違法な侵害が継続するか）を仮定的に検討しており、シミュレート型に該当する。

<3-3>名古屋地決平成15年3月31日判タ1119号278頁

Xの居住する土地の近隣の土地に、Yがマンション（高さ約30メートル）を建築する計画を立てたため、XがYに対して、景観を害するとして、20メートルを超える建物の建築の停止を求めた事案において、裁判所は、諸事情を認定

²¹⁸ その後、裁判例[3-4]・東京高判平成16年10月27日民集60巻3号1177頁、判タ1175号205頁により、取り消され、棄却された。

の上、Yの高さ20メートルを超える本件マンションの建設がその高さを超える限度においては、受忍限度にはないなどとして、高さ20メートルを超える部分の建築の禁止を命じた。

この裁判例は、違法か否かの判断と、差止めの内容の検討を区別していないから、非区別型に該当する。

また、この裁判例は、裁判所が想定する本件の建築計画について、XやYに対する影響を仮定的に検討していないから、非シミュレート型に該当する。

<3-4>横浜地裁小田原支決平成21年4月6日判時2044号111頁²¹⁹

Xの居住する土地(Xは、この土地上に別荘を所有していた。)と隣接する土地上に、Yが建物を建築する計画を立てたため、XがYに対して、眺望を害するとして、同建物の建築の全部停止を求めた事案において、裁判所は、争点を①眺望利益の法的保護性、②眺望利益の侵害の違法性、③建築差止めを命じることの必要性、相当性に分けた上で、①眺望利益の法的保護性を肯定し、②について、Xが享受していた眺望利益の内容や、交渉経緯などに基づき、「これらの事情を総合勘案すると、Yが行おうとする建築予定建物の建築は、社会的に容認された行為としての相当性を著しく欠くと認めるのが相当であり、Xの眺望利益に対する違法な侵害であると評価すべきである」とし²²⁰、さらに、「一般に、人格的利益又は生活利益に対する違法な侵害がある場合に、違法行為の差止めを命ずるべきであるか否かは、侵害行為によって受ける被害者側の不利益と、侵害行為を差止めることによって受ける侵害者側の不利益とを比較衡量して決すべきである」、「現時点では、Yに生じる不利益の程度を具体的に認定することは困難であるものの、双方の主張内容と疎明資料を比較検討する限り、経済的・時間的負

²¹⁹ 田中謙「別荘地における隣接土地上の建物の建設が、眺望利益に対する違法な侵害に当たると判断され、建築の差止めを求める仮処分命令申立てが認容された事例：眺望権による建物建築禁止仮処分申立事件 神奈川県(判例解説)」判例地方自治326号(2010年)82頁、宮澤俊昭「眺望利益に基づいて隣地上の建築工事の禁止を認めた仮処分決定」速報判例解説(法セ増刊)6号(2010年)357頁。

²²⁰ なお、判旨は、受忍限度に言及しないものの、衡量内容に照らして、実質的に受忍限度論によるものと考えた。

担の面で、Y に過大な損害を生じさせることが必至であるとまでは認められない」として、Y が計画している設計図面に基づく建物を建築してはならないとの決定を言い渡した。

この裁判例は、違法か否かの判断と、差止めの内容の検討を区別しているから、区別型に該当する。

また、この裁判例は、裁判所が想定する本件の建築計画について、Y の経済的、時間的負担と検討しており、シミュレート型に該当する。

2 差止め全部否定の裁判例

(1)区別型、かつ、シミュレート型

以下のものは、眺望・景観事件において、区別型、かつ、シミュレート型に分類される。

[3-3]横浜地裁横須賀支判昭和 54 年 2 月 26 日下民集 30 卷 1-4 号 57 頁、判タ 377 号 61 頁²²¹

Y が、X が居住する土地・建物と隣接する土地の上に、2 階建て（ただし、高さは 4 階建て程度に相当する。）を建築したため、X は Y に対して、眺望権侵害を理由として、2 階部分の収去を請求した。裁判所は、Y の建物の建築の経緯、X の眺望に対する期待等の事情を認定の上、「Y は、X らの受忍すべき限度を超えて Y 建物を建築したものである」とした。その上で、裁判所は、Y の建物の収去について、「眺望利益の侵害は日照、通風の侵害、騒音、空気汚染等のように住民の心身の健康を直接に脅かすものではなく、心理的充足感、愉悦感

²²¹ 吉川日出男「眺望利益の侵害について損害賠償請求が認容された事例」論集 26 号（1980 年）99 頁、富井利安「眺望利益の侵害と権利の濫用」判時 935 号（1979 年）165 頁、新美育文「横須賀野比海岸事件——眺望利益の保護要件」別冊ジュリ 126 号（1994 年）164 頁、新美育文「横須賀野比海岸事件——眺望利益の保護要件」別冊ジュリ 65 号（1980 年）149 頁、尾島茂樹「横須賀野比海岸事件：眺望利益の保護要件」別冊ジュリ 171 号（2004 年）160 頁、尾島茂樹「横須賀野比海岸事件——眺望利益の保護要件」別冊ジュリ 206 号（2011 年）170 頁、尾島茂樹「横須賀野比海岸事件：眺望利益の保護要件」別冊ジュリ 240 号（2018 年）132 頁。

を阻害するにすぎないものであるから、建物取去によって Y の蒙る損失と金銭賠償による X の損害回復との利益較量によってその可否が決められるべきである」、「Y 建物が鉄筋を繋ぎ合わせたラーメン構造を基本としてそれらをコンクリートで固めたものであることが認められるから、その 2 階部分の取去は、被積建物全体の取壊し再築に匹敵する大規模な工事となり、Y に多大の損失を被らせるものと推認され、一方、X らは損害賠償を得れば他に眺望可能の土地を取得して移転するか、もしくは精神的損害の回復を得ることも可能である」として、Y の建物の 2 階部分の取去請求を否定した。

この裁判例は、いったん受忍限度を超えているとの判断をしているから、区別型に分類される。

また、この裁判例は、建物取去によって Y の蒙る損失と金銭賠償による X の損害回復を仮定的に判断しているから、シミュレート型に分類される。

(2) 区別型、かつ、非シミュレート型

眺望・景観事件において、区別型、かつ、非シミュレート型の裁判例は見当たらなかった。

(3) 非区別型、かつ、シミュレート型

眺望・景観事件において、非区別型、かつ、シミュレート型の裁判例は以下のとおりである。

[3-1]和歌山地裁田辺支判昭和 43 年 7 月 20 日判時 559 号 72 頁

Y が、X が旅館（3 階建て）を営業する土地・建物と隣接する土地上（和歌山県西牟婁郡白浜町）に、6 階建ての建物の建築に着工したため、X は Y に対して、眺望権侵害を理由として、建物の一部の建築禁止を請求した。裁判所は、諸事情を認定の上、建物の設計を変更することは、建物の体裁や従業員の能率が著しく劣化し、工費その他の費用がかさむことなどを理由として、請求を否定した。

この裁判例は、違法か否かの判断と、差止めの内容の検討を区別していないから、非区別型に該当する。

また、裁判所は、X が請求する建物の設計変更に従った場合に、建物の体裁や従業員の能率が著しく劣化し、工費その他の費用がかさむなどと仮定的に検討しており、シミュレート型に該当する。

[3-8]大分地判平成 25 年 7 月 10 日 TKC 文献番号 25446141

Y が、X が温泉旅館を営業する土地・建物と隣接する土地上（大分県別府市）に、9 階建ての建物を建築したため、X は Y に対して、眺望権侵害を理由として、7 階以上の撤去を請求した。裁判所は、諸事情を認定の上、Y の建物の一部撤去を認めることは、その社会的損失は大きいことなどを理由として、請求を否定した。

この裁判例は、違法か否かの判断と、差止めの内容の検討を区別していないから、非区別型に該当する。

また、X が請求する建物の一部撤去を行った場合に、Y の建物の一部撤去を認めることは、その社会的損失は大きいと仮定的に検討しており、シミュレート型に該当する。

(4) 非区別型、かつ、非シミュレート型

以下の裁判例は、差止めを全部否定したものであり、判断過程において、受忍限度を超えていないとの判断と、差止めの範囲・手段の決定を区別せず、かつ、X や Y への影響をシミュレートしていない（非区別・非シミュレート型）。

[3-2]東京高決昭和 51 年 11 月 11 日下民集 27 卷 9-12 号 774 頁、判タ 348 号 213 頁

[3-4]東京高判平成 16 年 10 月 27 日民集 60 卷 3 号 1177 頁、判タ 1175 号 205 頁

[3-5]東京地判平成 19 年 10 月 23 日判タ 1285 号 176 頁

[3-6]東京地判平成 21 年 1 月 28 日判タ 1290 号 184 頁

[3-7]京都地判平成 22 年 10 月 5 日判時 2103 号 98

[3-9]大分地判平成 28 年 11 月 11 日 TKC 文献番号 25544858

IV 悪臭事件

1 全部差止め

全部差止めを肯定した悪臭事件を類型化すると以下のとおりである。

<4-1>神戸地裁姫路支決昭和 46 年 8 月 16 日判時 653 号 104 頁

Xの居住する土地の隣地で、Yが皮革の廃棄物であるニベを集積していたところ、ニベから生じる悪臭を理由として、XがYに対して、ニベその他廃棄物を同土地への持ち込みの禁止及びニベその他皮革廃棄物の撤去を請求した。裁判所は、Yが自ら申し出た改善方法（土地の周囲にブロック塀を設置するとともに、ニベの集積地としては限定的にのみ使用する方法）を実施すればXらの被害も大幅に減少させることができるなどとして、ニベその他廃棄物を同土地への持ち込みの禁止及びニベその他皮革廃棄物の撤去を命じた。

この決定は、受忍限度を超えたとの判定と、全部差止めという差止めの範囲・手段の決定について区別していないから、非区別型に該当する。

また、裁判所は、全部差止めによるXやYに対する影響を仮定的に判断していないから、非シミュレート型に該当する。

2 抽象的一部差止め

以下の裁判例は、抽象的一部差止めを認めるものである。

<4-2>神戸地判平成13年10月19日判タ1098号196頁

Xが居住する土地の隣地で焼き鳥店を経営するYに対して、悪臭被害を原因として、同店からの臭気濃度²²²600を超える臭気の発生の停止を求めたのに対して、本件臭気の出発源における臭気濃度は1700であって、神戸市指針の出発源における規制基準（600）の3倍弱にも及んでいること、「Yは、Xらに対し、発

²²² 臭気濃度とは、人間の嗅覚で臭気を感じることができなくなるまで希釈した場合におけるその希釈の倍数を臭気濃度といい、1000倍に無臭空気で希釈したときににおいが消えた場合、臭気濃度1000の臭気という（環境省水・大気環境局『臭気指数規制ガイドライン』（平成13年3月）46頁、47頁）。人の臭気に関する感覚量は刺激量の対数に比例することから（Weber-Fechnerの法則）、臭気濃度を対数で表示したものを臭気指数といい（悪臭防止法2条2項）、臭気指数は臭気濃度の対数の10倍で示される（前掲・『臭気指数規制ガイドライン』46頁、47頁）。

生源において臭気濃度 600 を超える焼き鳥の臭気を発生させてはならない」とした²²³。

この裁判例は、受忍限度を超えたとの判定と、全部差止めという差止めの範囲・手段の決定について区別していないから、非区別型に該当する。

また、裁判所は、全部差止めによる X や Y に対する影響を仮定的に判断していないから、非シミュレート型に該当する。

3 具体的一部差止め

悪臭事件で、具体的一部差止めを認める裁判例は見当たらなかった。

4 差止め全部否定

以下の裁判例は、差止めを全部否定したものであり、判断過程において、受忍限度を超えていないとの判断と、差止めの範囲・手段の決定を区別せず、かつ、X や Y への影響をシミュレートしていない（非区別・非シミュレート型）。

[4-1]福岡地裁久留米支決昭和 52 年 9 月 22 日判タ 363 号 259 頁

[4-2]横浜地裁小田原支決昭和 55 年 6 月 9 日判時 997 号 147 頁

[4-3]大阪高判平成 14 年 11 月 15 日判時 1843 号 81 頁

V 風害事例

1 差止め肯定事例

風害事件においては、差止めを肯定したもの（全部差止め、抽象的一部差止め、具体的一部差止め）は見当たらなかった。

2 差止め全部否定事例

[5-1]大阪地決昭和 49 年 12 月 20 日判時 773 号 113 頁

Y が、X の居住する土地と隣接する土地にマンションの建築を計画したため、同マンションによる風速・風力が増すことを理由として、X が Y に対して

²²³ ただし、上級審で取り消された（裁判例[4-3]・大阪高判平成 14 年 11 月 15 日[4-3]）。

10メートルを超える部分 of 建築禁止を求めた。裁判所は、受忍限度に言及せず、風害の危険性を窺うことはできないとして、請求を却下した。

この裁判例は、受忍限度に言及していないものの、風は一定程度の風力、風圧で吹くことから、程度の問題として、一定の程度（受忍限度）を超えないものと判断したものと理解した。

裁判所は、一定の程度を超えたかの判断と、差止めの範囲の決定を区別しておらず、ある差止めがXやYに与える影響もシミュレートしていない（非区別・非シミュレート型）。

第4節 小括

以上の分類の結果をまとめると以下のとおりである。

I 全部差止め

全部差止めの裁判例の類型化の結果は以下の表のとおりである。

<表：全部差止めの裁判例の類型化>

	違法性判定と区別するか。		被害者・加害者への影響を仮定的に検討するか。	
	区別型	非区別型	シミュレート型	非シミュレート型
日照	0	2	0	2
騒音・振動	0	2	0	2
眺望・景観	0	0	0	0
悪臭	0	1	0	1
風害	0	0	0	0
合計	0	5	0	5

Ⅱ 具体的な一部差止め

具体的な一部差止めの裁判例の類型化の結果は以下の表のとおりである。

<表：具体的な一部差止めの裁判例の類型化>

	違法性判定と区別するか。		被害者・加害者への影響を仮定的に検討するか。	
	区別型	非区別型	シミュレート型	非シミュレート型
日照	34	14	39	9
騒音・振動	2	2	2	2
眺望・景観	2	2	2	2
悪臭	0	0	0	0
風害	0	0	0	0
合計	38	18	43	13

Ⅲ 抽象的な一部差止め

抽象的な一部差止めの裁判例の類型化の結果は以下の表のとおりである。

<表：抽象的な一部差止めの裁判例の類型化>

	違法性判定と区別するか。		被害者・加害者への影響を仮定的に検討するか。	
	区別型	非区別型	シミュレート型	非シミュレート型
日照	0	0	0	0
騒音・振動	2	15	2	15
眺望・景観	0	0	0	0
悪臭	0	1	0	1
風害	0	0	0	0
合計	2	16	2	16

IV 差止め全部否定

差止め全部否定の裁判例の類型化の結果は以下の表のとおりである。

<表：差止め全部否定の裁判例の類型化>

	違法性判定と区別するか。		被害者・加害者への影響を仮定的に検討するか。	
	区別型	非区別型	シミュレート型	非シミュレート型
日照	5	74	23	56
騒音・振動	1	43	3	41
眺望・景観	1	8	3	6
悪臭	0	3	0	3
風害	0	1	0	1
合計	7	129	29	107

類型化の結果、第1に、差止めを肯定する場合、受忍限度を超えたか否かの判断と、差止めの範囲・手段を決定する判断を区別し、差止めの範囲・手段を決定するにあたり、差止めによる被害者・加害者への影響をシミュレートしており、第2に、差止めを否定する場合、多くの裁判例は、差止めの範囲・手段による被害者・加害者への影響を考慮せず、かつ、受忍限度を超えたか否かの判断と、差止めの範囲・手段を決定する判断を区別していなかった。

章末表その1 (対象裁判例)

1 日照

<1-1>神戸地裁伊丹支判昭和45年2月5日下民集21巻1・2号236頁、判タ243号172頁

<1-2>大阪地裁堺支判昭和45年4月10日下民集21巻3=4号561頁

<1-3>東京地決昭和47年2月28日判タ276号202頁

<1-4>横浜地決昭和47年3月17日判時674号94頁

<1-5>東京地決昭和47年9月27日下民集23巻9~12号526頁

<1-6>大阪地決昭和47年10月16日判時698号95頁

<1-7>東京地決昭和47年11月11日判タ285頁114頁

<1-8>大阪地決昭和48年3月30日判時725号84頁

<1-9>東京地判昭和48年6月20日判タ299号331頁

<1-10>岐阜地決昭和48年8月30日判時719号79頁

<1-11>東京地決昭和48年9月22日判タ301号146頁

<1-12>神戸地決昭和48年10月8日判タ30号249頁

<1-13>千葉地決昭和48年11月10日判タ307号259頁

<1-14>東京地決昭和49年1月21日判タ307号254頁

<1-15>広島地裁福山支決昭和49年3月14日判時744号87頁

<1-16>仙台地決昭和49年3月28日判時778号90頁

<1-17>神戸地判昭和49年4月22日判時745号81頁

<1-18>千葉地決昭和49年4月30日判時744号90頁

<1-19>名古屋地決昭和49年5月25日判時756号92頁

<1-20>東京高決昭和49年6月13日判タ311号65頁

<1-21>東京地決昭和49年12月13日判時789号54頁

<1-22>大阪地裁堺支決昭和50年9月29日判時807号88頁

<1-23>東京地裁八王子支決昭和51年11月24日判タ352号250頁

<1-24>東京地決昭和52年2月28日判タ347号144頁

<1-25>福岡地裁久留米支決昭和52年7月14日判時880号74頁

<1-26>東京地決昭和54年3月30日判タ381号60頁

<1-27>大阪地決昭和54年3月31日判タ392号138頁

<1-28>東京地決昭和54年5月29日判タ386号63頁

<1-29>静岡地決昭和55年3月28日判時966号97頁

<1-30>千葉地判昭和 56 年 7 月 17 日判時 1020 号 99 頁
<1-31>大阪地決昭和 56 年 8 月 10 日判時 1046 号 83 頁
<1-32>名古屋地決昭和 56 年 12 月 24 日判時 1042 号 126 頁
<1-33>東京高判昭和 58 年 7 月 19 日判タ 509 号 129 頁
<1-34>大阪地決昭和 59 年 8 月 28 日判時 1144 号 113 頁
<1-35>奈良地決昭和 59 年 11 月 22 日判タ 548 号 186 頁
<1-36>浦和地裁川越支決昭和 60 年 3 月 11 日判時 1171 号 110 頁
<1-37>徳島地決昭和 61 年 3 月 18 日判時 1200 号 137 頁
<1-38>千葉地裁一宮支決昭和 62 年 2 月 7 日判時 1243 号 90 頁
<1-39>静岡地決平成元年 5 月 9 日判時 1392 号 173 頁
<1-40>東京地決平成 2 年 6 月 20 日判時 1360 号 135 号
<1-41>浦和地決平成 2 年 7 月 2 日判タ 754 号 200 頁
<1-42>東京地決平成 3 年 8 月 22 日判時 1411 号 93 頁
<1-43>大阪地判平成 4 年 2 月 21 日判時 1457 号 122 頁
<1-44>仙台地決平成 4 年 6 月 26 日判タ 794 号 62 頁
<1-45>名古屋地決平成 5 年 3 月 11 日判タ 874 号 283 頁
<1-46>名古屋地決平成 6 年 12 月 7 日判時 1559 号 97 頁
<1-47>熊本地決平成 6 年 12 月 15 日判時 1537 号 153 頁
<1-48>名古屋地裁半田支決平成 7 年 8 月 10 日判時 1559 号 99 頁
<1-49>名古屋地決平成 7 年 11 月 8 日判タ 910 号 238 頁
<1-50>大分地決平成 9 年 12 月 8 日判タ 984 号 274 頁

[1-1]東京地決昭和 35 年 4 月 30 日ジュリ 227 号 45 頁
[1-2]東京高決昭和 35 年 5 月 27 日ジュリ 227 号 48 頁
[1-3]東京地決昭和 43 年 9 月 10 日判タ 227 号 89 頁
[1-4]東京地判昭和 44 年 7 月 10 日下民裁集 20 卷 7・8 号 464 頁、判タ 238 号
151 頁
[1-5]新潟地裁高田支判昭和 45 年 2 月 18 日判時 607 号 69 頁
[1-6]横浜地決昭和 46 年 2 月 8 日判時 620 号 28 頁
[1-7]岡山地決昭和 46 年 12 月 8 日判タ 274 号 177 頁
[1-8]大阪地判昭和 47 年 4 月 26 日判時 687 号 78 頁
[1-9]名古屋地決昭和 47 年 10 月 17 日判タ 288 号 235 頁

- [1-10]神戸地決昭和 47 年 11 月 20 日訟月 19 卷 1 号 1 頁
- [1-11]奈良地裁葛城支判昭和 47 年 12 月 4 日判夕 288 号 237 頁
- [1-12]名古屋高決昭和 48 年 2 月 5 日判時 705 号 60 頁
- [1-13]広島地決昭和 48 年 6 月 8 日判夕 298 号 276 頁
- [1-14]名古屋地決昭和 48 年 6 月 27 日判夕 299 号 341 頁
- [1-15]仙台地決昭和 48 年 8 月 21 日判夕 300 号 291 頁
- [1-16]大阪地決昭和 48 年 10 月 9 日判時 734 号 79 頁
- [1-17]東京地決昭和 48 年 11 月 30 日判夕 303 号 183 頁
- [1-18]札幌地決昭和 48 年 11 月 30 日判夕 307 号 263 頁
- [1-19]福岡地決昭和 48 年 12 月 20 日判時 746 号 79 頁
- [1-20]高松地裁丸亀支判昭和 49 年 4 月 17 日判時 758 号 58 頁
- [1-21]大阪地判昭和 49 年 6 月 26 日判夕 318 号 316 頁
- [1-22]高松高判昭和 49 年 7 月 31 日判時 758 号 62 頁
- [1-23]広島地決昭和 49 年 10 月 7 日判夕 320 号 241 頁
- [1-24]福岡高決昭和 49 年 11 月 25 日判夕 318 号 251 頁
- [1-25]東京地判昭和 50 年 7 月 17 日判時 813 号 64 頁
- [1-26]横浜地決昭和 51 年 4 月 20 日判夕 342 号 247 頁
- [1-27]名古屋地判昭和 51 年 9 月 3 日判夕 341 号 134 頁
- [1-28]仙台地決昭和 53 年 5 月 13 日判時 922 号 82 頁
- [1-29]横浜地判昭和 53 年 7 月 14 日判時 912 号 89 頁
- [1-30]東京高決昭和 53 年 9 月 11 日判夕 373 号 72 頁
- [1-31]東京地裁八王子支決昭和 53 年 9 月 25 日判時 929 号 94 頁
- [1-32]東京地決昭和 54 年 1 月 19 日判時 938 号 86 頁
- [1-33]東京地決昭和 54 年 2 月 27 日判時 939 号 72 頁
- [1-34]東京高決昭和 54 年 11 月 12 日判夕 406 号 117 頁
- [1-35]広島地決昭和 54 年 12 月 6 日判夕 403 号 159 頁
- [1-36]仙台地決昭和 55 年 1 月 25 日判時 973 号 115 頁
- [1-37]福岡高決昭和 55 年 7 月 23 日判時 984 号 75 頁
- [1-38]京都地決昭和 55 年 10 月 13 日判夕 449 号 186 頁
- [1-39]東京地決昭和 56 年 4 月 9 日判時 1012 号 90 頁
- [1-40]東京地決昭和 56 年 5 月 25 日判時 1024 号 83 頁
- [1-41]東京地判昭和 56 年 6 月 17 日判夕 449 号 174 頁

- [1-42]東京地判昭和 56 年 12 月 25 日判時 1044 号 388 頁
- [1-43]大阪地決昭和 58 年 7 月 14 日判時 1093 号 109 頁
- [1-44]京都地決昭和 58 年 10 月 11 日判時 1110 号 106 頁
- [1-45]大阪地決昭和 59 年 1 月 18 日判時 1110 号 106 頁
- [1-46]神戸地裁尼崎支決昭和 59 年 2 月 13 日判時 1120 号 96 頁
- [1-47]東京高判昭和 59 年 3 月 28 日判夕 532 号 146 頁
- [1-48]高知地判昭和 59 年 7 月 11 日判夕 542 号 253 頁
- [1-49]高知地決昭和 59 年 9 月 10 日判夕 559 号 207 頁
- [1-50]金沢地決昭和 59 年 9 月 21 日判時 1151 号 115 頁
- [1-51]名古屋地判昭和 60 年 3 月 18 日判時 1161 号 157 頁
- [1-52]東京高判昭和 60 年 3 月 26 日東京高等裁判所（民事）判時 36 卷 3 号
48 頁、判夕 556 号 98 頁
- [1-53]京都地決昭和 61 年 11 月 13 日判時 1239 号 89 頁
- [1-54]福島地決昭和 62 年 4 月 22 日判時 1244 号 109 頁
- [1-55]東京地決昭和 63 年 3 月 17 日判時 1288 号 101 頁
- [1-56]東京地判平成 3 年 1 月 22 日判時 1399 号 61 頁
- [1-57]千葉地決平成 3 年 3 月 12 日判時 1393 号 125 頁
- [1-58]東京地決平成 3 年 3 月 30 日判夕 769 号 248 頁
- [1-59]大阪地裁堺支決平成 3 年 7 月 8 日判時 1404 号 99 頁
- [1-60]名古屋地決平成 3 年 12 月 25 日判夕 791 号 214 頁
- [1-61]東京地判平成 4 年 1 月 28 日判夕 808 号 205 頁
- [1-62]松山地決平成 5 年 9 月 30 日判時 1485 号 80 頁
- [1-63]仙台地決平成 7 年 8 月 24 日判夕 893 号 78 頁
- [1-64]東京地判平成 8 年 8 月 26 日判夕 947 号 243 頁
- [1-65]大阪地判平成 8 年 12 月 18 日判時 1612 号 103 頁
- [1-66]神戸地裁姫路支決平成 11 年 10 月 26 日判夕 1038 号 291 頁
- [1-67]東京地決平成 12 年 6 月 6 日 TKC 文献番号 28071410
- [1-68]東京高決平成 12 年 12 月 22 日判夕 1084 号 169 頁
- [1-69]横浜地決平成 17 年 6 月 3 日 TKC 文献番号 28131243
- [1-70]東京地判平成 17 年 11 月 21 日判夕 1255 号 190 頁
- [1-71]東京地判平成 17 年 11 月 28 日判時 1926 号 73 頁
- [1-72]東京地判平成 24 年 3 月 28 日 TKC 文献番号 25492870

- [1-73]東京地判平成 24 年 12 月 21 日 TKC 文献番号 25498968
- [1-74]東京地判平成 26 年 12 月 25 日 TKC 文献番号 25523513
- [1-75]東京地判平成 27 年 6 月 11 日 TKC 文献番号 25530699
- [1-76]東京地判平成 29 年 6 月 5 日 TKC 文献番号 25555027
- [1-77]東京地判平成 30 年 11 月 9 日 TKC 文献番号 25558139
- [1-78]東京地判令和元年 5 月 17 日 TKC 文献番号 25559667
- [1-79]名古屋地判令和 3 年 3 月 30 日 TKC 文献番号 25569471

2 騒音・振動

- <2-1>甲府地判昭和 30 年 11 月 11 日下民集 6 卷 11 号 2379 頁
- <2-2>名古屋地判昭和 42 年 9 月 30 日判タ 213 号 237 頁
- <2-3-1>岐阜地判昭和 43 年 5 月 9 日下民集 19 卷 5=6 号 232 頁
- <2-3-2>岐阜地判昭和 43 年 5 月 9 日下民集 19 卷 5=6 号 232 頁
- <2-4>千葉地判昭和 48 年 10 月 15 日判タ 302 号 174 頁
- <2-5>千葉地裁一宮支判昭和 54 年 11 月 30 日判時 963 号 79 頁
- <2-6>横浜地決昭和 56 年 2 月 18 日下民集 32 卷 1~4 号 40 頁、判タ 1005 号 158 頁
- <2-7>大阪地判昭和 62 年 3 月 26 日判タ 656 号 203 頁
- <2-8>大阪地判昭和 62 年 4 月 17 日判タ 664 号 112 頁
- <2-9>大阪地決昭和 62 年 10 月 2 日判タ 670 号 242 頁
- <2-10-1>東京地判昭和 63 年 4 月 25 日判時 1274 号 49 頁
- <2-10-2>東京地判昭和 63 年 4 月 25 日判時 1274 号 49 頁
- <2-11>東京高判平成元年 8 月 30 日判時 1325 号 61 頁
- <2-12>札幌地判平成 3 年 5 月 10 日判時 1403 号 94 頁
- <2-13-1>名古屋地決平成 6 年 8 月 5 日判時 1532 号 96 頁
- <2-13-2>名古屋地決平成 6 年 8 月 5 日判時 1532 号 96 頁
- <2-14>名古屋地決平成 9 年 2 月 21 日判タ 954 号 267 頁
- <2-15>東京地判平成 14 年 4 月 24 日判時 1832 号 128 頁
- <2-16>名古屋地判平成 17 年 11 月 18 日判時 1932 号 120 頁
- <2-17>京都地判平成 20 年 9 月 18 日 TKC 文献番号 28142140
- <2-18>東京地判平成 24 年 3 月 15 日判時 2155 号 71 頁
- <2-19>さいたま地裁熊谷支判平成 30 年 5 月 14 日 TKC 文献番号 25564856

<2-20>東京高判平成 30 年 10 月 31 日 TKC 文献番号 25564857

- [2-1]福井地判昭和 25 年 10 月 18 日下民集 1 卷 10 号 1663 頁
- [2-2]津地判昭和 31 年 11 月 2 日下民集 7 卷 11 号 3101 頁
- [2-3]佐賀地判昭和 32 年 7 月 29 日下民集 8 卷 7 号 1355 頁
- [2-4]広島地決昭和 36 年 4 月 10 日下民集 12 卷 4 号 758 頁、判夕 119 号 86 頁
- [2-5]横浜地裁川崎支判昭和 38 年 4 月 26 日下民集 14 卷 4 号 819 頁、判夕 145 号 84 頁
- [2-6]名古屋地判昭和 39 年 11 月 30 日判時 398 号 48 頁
- [2-7]名古屋高判昭和 41 年 12 月 12 日判時 499 号 40 頁
- [2-8]佐賀地判昭和 42 年 10 月 12 日判夕 213 号 130 頁
- [2-9]最判昭和 42 年 10 月 31 日判時 499 号 39 頁
- [2-10]大阪地判昭和 43 年 5 月 22 日判夕 225 号 120 頁
- [2-11]名古屋高判昭和 43 年 5 月 23 日下民集 19 卷 5=6 号 317 頁
- [2-12]高岡簡決昭和 45 年 10 月 1 日判夕 255 号 203 頁
- [2-13]福岡高判昭和 47 年 3 月 15 日判夕 277 号 167 頁
- [2-14]東京地決昭和 47 年 4 月 13 日判夕 278 号 185 頁
- [2-15]大阪地判昭和 58 年 1 月 27 日判夕 486 号 188 頁
- [2-16]大阪地判昭和 58 年 9 月 26 日判夕 506 号 222 頁
- [2-17]大阪地判昭和 58 年 10 月 28 日判夕 517 号 166 頁
- [2-18]東京地判昭和 60 年 10 月 31 日判時 1325 号 64 頁
- [2-19]大阪地判昭和 63 年 5 月 30 日判夕 695 号 229 頁
- [2-20]東京地判平成 3 年 6 月 21 日判夕 773 号 223 頁
- [2-21]東京地判平成 3 年 11 月 12 日判夕 788 号 231 頁
- [2-22]東京地判平成 4 年 1 月 28 日判夕 808 号 205 頁判時 1466 号 126 頁
- [2-23]京都地判平成 4 年 11 月 27 日判時 1466 号 126 頁
- [2-24]東京地裁八王子支判平成 8 年 7 月 30 日判時 1600 号 118 頁
- [2-25]名古屋地判平成 16 年 3 月 26 日判時 1862 号 164 頁
- [2-26]東京地判平成 22 年 7 月 21 日判夕 1340 号 221 頁
- [2-27]さいたま地裁熊谷支判平成 24 年 2 月 20 日判夕 1383 号 301 頁
- [2-28]東京地判平成 24 年 6 月 21 日 TKC 文献番号 25494968

- [2-29]東京地判平成 25 年 1 月 31 日 TKC 文献番号 25510264
- [2-30]東京地判平成 26 年 8 月 7 日 TKC 文献番号 25520913
- [2-31]名古屋地裁豊橋支判平成 27 年 4 月 22 日 TKC 文献番号 25506227
- [2-32]東京地判平成 27 年 4 月 24 日 TKC 文献番号 25525567
- [2-33]東京地判平成 27 年 11 月 18 日 TKC 文献番号 25532425
- [2-34]東京地判平成 27 年 12 月 15 日 TKC 文献番号 25532465
- [2-35]神戸地判平成 29 年 2 月 9 日 TKC 文献番号 25448466
- [2-36]大阪高判平成 29 年 7 月 18 日 TKC 文献番号 25546848
- [2-37]東京地判平成 29 年 11 月 9 日 TKC 文献番号 25550559
- [2-38]長野地裁松本支判平成 30 年 6 月 6 日 TKC 文献番号 25560710
- [2-39]大阪地判平成 30 年 9 月 19 日 TKC 文献番号 25449760
- [2-40]東京地判令和元年 9 月 17 日 TKC 文献番号 25582082
- [2-41]東京地判令和元年 11 月 25 日 TKC 文献番号 25583003
- [2-42]東京地判令和元年 11 月 26 日 TKC 文献番号 25581959
- [2-43]神戸地判尼崎支判令和元年 12 月 17 日判時 2456 号 98 頁
- [2-44]東京地判令和 2 年 6 月 18 日 TKC 文献番号 25585265

3 眺望・景観

- <3-1>仙台地決昭和 59 年 5 月 29 日判タ 527 号 158 頁
- <3-2>東京地判平成 14 年 12 月 18 日判時 1829 号 36 頁
- <3-3>名古屋地決平成 15 年 3 月 31 日判タ 1119 号 278 頁
- <3-4>横浜地裁小田原支決平成 21 年 4 月 6 日判時 2044 号 111 頁

[3-1]和歌山地裁田辺支判昭和 43 年 7 月 20 日判時 559 号 72 頁

[3-2]東京高決昭和 51 年 11 月 11 日下民集 27 卷 9-12 号 774 頁、判タ 348 号 213 頁

[3-3]横浜地裁横須賀支判昭和 54 年 2 月 26 日下民集 30 卷 1-4 号 57 頁、判タ 377 号 61 頁

[3-4]東京高判平成 16 年 10 月 27 日民集 60 卷 3 号 1177 頁、判タ 1175 号 205 頁

[3-5]東京地判平成 19 年 10 月 23 日判タ 1285 号 176 頁

[3-6]東京地判平成 21 年 1 月 28 日判タ 1290 号 184 頁

[3-7]京都地判平成 22 年 10 月 5 日判時 2103 号 98 頁

[3-8]大分地判平成 25 年 7 月 10 日 TKC 文献番号 25446141

[3-9]大分地判平成 28 年 11 月 11 日 TKC 文献番号 25544858

4 悪臭

<4-1>神戸地裁姫路支決昭和 46 年 8 月 16 日判時 653 号 104 頁

<4-2>神戸地判平成 13 年 10 月 19 日判夕 1098 号 196 頁

[4-1]福岡地裁久留米支決昭和 52 年 9 月 22 日判夕 363 号 259 頁

[4-2]横浜地裁小田原支決昭和 55 年 6 月 9 日判時 997 号 147 頁

[4-3]大阪高判平成 14 年 11 月 15 日判時 1843 号 81 頁

5 風害

[5-1]大阪地決昭和 49 年 12 月 20 日判時 773 号 113 頁

章末表その2（検討対象から除外した裁判例）

1 日照

東京地判昭和33年3月22日下民集9巻3号476頁：実質的に物権法の相隣関係に類似するものであるため、Yの害意を認定しているため。

大阪高判昭和42年9月18日判タ214号218頁：実質的に相隣関係であるため。

東京高判昭和43年1月31日高等裁判所民事判例集21巻1号27頁、判タ222号168頁：差止請求は控訴の対象ではないため。

神戸地裁伊丹支判昭和45年2月5日下民集21巻2号41頁：実質的に特約の有無が争点であるため。

大阪地決昭和47年6月19日判タ278号117頁：理由の詳細が不明であるため。

東京地判昭和45年7月14日判時616号78頁：実質的に相隣関係であるため。

熊本地裁玉名支判昭和46年4月15日下民集22巻3=4号392頁：実質的に相隣関係であるため。

東京地決昭和48年1月18日判タ288号186頁：裁判所に対する設計変更の言明に反して、工事に着工したという裁判所侮辱的な事案であるため。

大阪地裁堺支判昭和48年2月28日判時714号214頁：原審の理由づけが不明であること、当審の理由づけが簡明で詳細が不明であること。

広島地決昭和48年6月8日判タ289号276頁：受忍限度構成でなく、かつ、争点が日照に関する担当者の発言の有無であるため。

大分地決昭和48年9月5日判時728号79頁：合意に基づく請求であるため。

広島高決昭和48年9月6日判タ300号219頁：権利濫用構成であるため。

大阪地決昭和48年10月11日判時732号78頁：合意に基づくものであるため。

奈良地裁葛城支決昭和48年11月21日判時728号81頁：理由づけが不明であるため。

広島地決昭和49年6月24日判例時報759号72頁：理由付けの詳細が不明であるため。

東京高決昭和 51 年 2 月 19 日判タ 338 号 172 頁：判旨と判タの囲み解説によれば、本件は、日照阻害を理由として、工事を妨害することを停止するよう求める請求のようであるため。

神戸簡決昭和 52 年 1 月 14 日判時 860 号 147 頁：実質的に相隣関係、プライバシー侵害の事案であるため。

大阪高判昭和 52 年 12 月 20 日判時 896 号 48 頁：建物完成により、仮処分の必要性を否定したため。

東京地決昭和 53 年 5 月 31 日判時 888 号 71 頁（東京高決昭和 53 年 9 月 18 日判タ 370 号 50 頁も同様）：法的に保護された利益でないとされたため。

京都地判昭和 54 年 7 月 19 日判タ 413 号 152 頁：主文が不明であるため。

豊島簡裁昭和 55 年 6 月 2 日判時 1016 号 101 頁：実質的に相隣関係及びプライバシー侵害の事案であるため。

名古屋高決昭和 55 年 6 月 12 日判時 985 号 91 頁：特約を理由とするものであるため。

東京高決昭和 56 年 3 月 24 日判タ 446 号 109 頁：違法性判定に関する受忍限度については特に判断しておらず、原審の判断内容が不明であるため。

名古屋地判昭和 60 年 3 月 18 日判時 1161 号 157 頁：実質的に判断されていないため。

大阪地判昭和 61 年 3 月 20 日判タ 590 号 93 頁：ビルの反射光の被害に関するものであり、日照阻害ではないため。

名古屋地決平成 16 年 10 月 18 日判例地方自治 268 号 98 頁：公共性が問題となった事案であるため。

横浜地判平成 17 年 6 月 3 日 TKC 文献番号 28131243：実質的に主張自体失当によるものであるため。

神戸地判平成 25 年 6 月 6 日判時 2261 号 153 頁：建物完成により判断の必要がないとされたものであるため。

2 騒音・振動

大分地判年月日不詳新聞 944 号 28 頁（大正 3 年 6 月 15 日号）：受忍限度構成が確立される前であるため。

広島控判大正 7 年 10 月 19 日新聞 1479 号 24 頁：公共型であるため。

大阪地決昭和 30 年 4 月 5 日下民集 6 卷 4 号 631 頁：受忍限度構成であるか判然としないため。

最判昭和 43 年 12 月 17 日判時 544 号 38 頁：上告審であり、受忍限度に関する実質的判断がなされていないため。

大阪地決昭和 48 年 10 月 13 日判タ 300 号 197 頁：藤井寺球場の増改築が問題となった事例であり、騒音というよりも、むしろ、生活環境の悪化一般が争点であるため。

神戸地裁伊丹支決昭和 49 年 2 月 25 日判時 742 号 91 頁：実質的に争点となっていないため。

東京地判昭和 54 年 2 月 27 日判時 918 号 46 頁：Y が事業を継続していないことを理由として棄却されたものであるため。

名古屋地判昭和 54 年 6 月 28 日訟月 25 卷 11 号 2742 頁：実質的な争点は騒音ではなく、場外馬券場の設置による生活環境の悪化であるため。

神戸地決昭和 56 年 1 月 30 日判時 1024 号 104 頁：保全の必要性を理由に請求を却下しているため（騒音を理由とする被保全権利については判断していないため）。

大阪高判昭和 59 年 5 月 25 日判タ 531 号 162 頁：建物が完成したことを理由として、仮処分申請の利益が消滅したとしているため。

神戸地判平成元年 1 月 27 日判タ 722 号 258 頁：物権又は賃借権に基づくものであるため。

東京地決平成 3 年 3 月 30 日判タ 769 号 248 頁：主たる争点が日照阻害であり、騒音被害は実質的に判断されていないため。

東京地判平成 7 年 3 月 14 日判タ 907 号 214 頁：騒音については実質的判断していないため。

東京地決平成 10 年 1 月 23 日判タ 966 号 279 頁：新橋駅近くの場外馬券場の建設工事を差止請求する事件であり、実質的に騒音ではなく生活環境及び教育環境の悪化が争点であるため。

神戸地裁尼崎支判平成 13 年 6 月 19 日判時 1781 号 131 頁：区分所有法及びマンション管理規約に基づくものであるため。

東京地判平成 15 年 2 月 20 日 TKC 文献番号 28081417：マンションの管理規約に基づく請求であるため。

名古屋高判平成 17 年 4 月 27 日 TKC 文献番号 28112045：自白事件であり、実質的に分析の対象とできる程度の裁判所の判断が示されていないため。

横浜地裁川崎支決平成 22 年 5 月 21 日判タ 1338 号 136 頁：公共型であるため。

東京地判平成 23 年 12 月 16 日 TKC 文献番号 25490505：マンションの管理規約に基づく請求であるため。

東京地判平成 26 年 3 月 25 日判時 2250 号 36 頁：今後は騒音発生の可能性がないとして棄却されたものであるため。

東京地判平成 28 年 5 月 12 日 TKC 文献番号 25534245：騒音の発生源が被告ではないとされて棄却されたものであるため。

東京地判平成 29 年 6 月 30 日 TKC 文献番号 25555112：マンションの管理規約に基づくものであるため。

最決令和元年 6 月 13 日 TKC 文献番号 25564858：最高裁が上告不受理と決定したものであるため。

東京地判令和 2 年 6 月 19 日：問題となっている騒音が被告のものか不明という理由で棄却されたものであり、実質的判断を伴わないため。

名古屋地判令和 3 年 3 月 30 日：騒音は建築工事中のもので、建築完成後、損害賠償請求のみ認容されたものであるため。

3 眺望・景観

特記するものはない。

4 悪臭

廃物処理場、し尿処理場等（非公共型に分類し得るが、除外した。）、ごみ捨ての輪番に関連するもの（東京高決平成 8 年 2 月 28 日判時 1575 号 54 頁、大分地判平成 20 年 12 月 12 日判タ 1300 号 199 頁など）。

5 風害

特記するものはない。

章末表その3（分類表）

1 差止め肯定事例

(1)日照

	判決・決定主文の種類	受忍限度を超えたか否かの判断と差止めの範囲・手段の決定を区別するか。		裁判所の想定する差止めの範囲・手段による被害者・加害者への影響を考慮するか。	
		区別型	非区別型	シミュレート型	非シミュレート型
<1-1>神戸地裁伊丹支判 昭和45年2月5日	具体的 一部差 止め	○		○	
<1-2>大阪地裁堺支判昭 和45年4月10日	具体的 一部差 止め		○		○
<1-3>東京地決昭和47 年2月28日	具体的 一部差 止め		○		○
<1-4>横浜地決昭和47 年3月17日	具体的 一部差 止め		○		○
<1-5>東京地決昭和47 年9月27日	具体的 一部差 止め	○		○	
<1-6>大阪地決昭和47 年10月16日	具体的 一部差 止め		○		○
<1-7>東京地決昭和47 年11月11日	具体的 一部差 止め	○		○	

<1-8>大阪地決昭和 48 年 3 月 30 日	具 体 的 一 部 差 止 め		○	○	
<1-9>東京地判昭和 48 年 6 月 20 日	具 体 的 一 部 差 止 め	○		○	
<1-10>岐阜地決昭和 48 年 8 月 30 日	具 体 的 一 部 差 止 め	○		○	
<1-11>東京地決昭和 48 年 9 月 22 日	具 体 的 一 部 差 止 め	○		○	
<1-12>神戸地決昭和 48 年 10 月 8 日	具 体 的 一 部 差 止 め	○		○	
<1-13>千葉地決昭和 48 年 11 月 10 日	具 体 的 一 部 差 止 め	○		○	
<1-14>東京地決昭和 49 年 1 月 21 日	具 体 的 一 部 差 止 め	○		○	
<1-15>広島地裁福山支 決昭和 49 年 3 月 14 日	具 体 的 一 部 差 止 め	○		○	
<1-16>仙台地決昭和 49 年 3 月 28 日	具 体 的 一 部 差 止 め		○	○	
<1-17>神戸地決昭和 49 年 4 月 22 日	具 体 的 一 部 差 止 め	○		○	

<1-18>千葉地決昭和 49年 4月 30日	具体的一部差止め		○		○
<1-19>名古屋地決昭和 49年 5月 25日	具体的一部差止め	○		○	
<1-20>東京高決昭和 49年 6月 13日	具体的一部差止め		○	○	
<1-21>東京地決昭和 49年 12月 13日	具体的一部差止め	○		○	
<1-22>大阪地裁堺支決昭和 50年 9月 29日	具体的一部差止め		○		○
<1-23>東京地裁八王子支決昭和 51年 11月 24日	具体的一部差止め	○		○	
<1-24>東京地決昭和 52年 2月 28日	具体的一部差止め	○		○	
<1-25>福岡地裁久留米支決昭和 52年 7月 14日	具体的一部差止め		○	○	
<1-26>東京地決昭和 54年 3月 30日	具体的一部差止め	○		○	
<1-27>大阪地決昭和 54年 3月 31日	具体的一部差止め	○		○	

<1-28>東京地決昭和 54 年 5 月 29 日	具 体 的 一 部 差 止 め	○		○	
<1-29>静岡地決昭和 55 年 3 月 28 日	具 体 的 一 部 差 止 め	○		○	
<1-30>千葉地判昭和 56 年 7 月 17 日	具 体 的 一 部 差 止 め		○		○
<1-31>大阪地決昭和 56 年 8 月 10 日	具 体 的 一 部 差 止 め		○	○	
<1-32>名古屋地決昭和 56 年 12 月 24 日	具 体 的 一 部 差 止 め	○		○	
<1-33>東京高判昭和 58 年 7 月 19 日	具 体 的 一 部 差 止 め		○		○
<1-34>大阪地決昭和 59 年 8 月 28 日	具 体 的 一 部 差 止 め	○		○	
<1-35>奈良地決昭和 59 年 11 月 22 日	具 体 的 一 部 差 止 め	○		○	
<1-36>浦和地裁川越支 決昭和 60 年 3 月 11 日	具 体 的 一 部 差 止 め	○		○	
<1-37>徳島地決昭和 61 年 3 月 18 日	具 体 的 一 部 差 止 め	○		○	

<1-38>千葉地裁一宮支 決昭和62年2月7日	具体的 一部差 止め	○		○	
<1-39>静岡地決平成元 年5月9日	具体的 一部差 止め	○		○	
<1-40>東京地決平成2 年6月20日	具体的 一部差 止め	○		○	
<1-41>浦和地決平成2 年7月2日	具体的 一部差 止め	○		○	
<1-42>東京地決平成3 年8月22日	具体的 一部差 止め		○		○
<1-43>大阪地判平成4 年2月21日	具体的 一部差 止め	○		○	
<1-44>仙台地決平成4 年6月26日	具体的 一部差 止め	○		○	
<1-45>名古屋地決平成 5年3月11日	具体的 一部差 止め	○		○	
<1-46>名古屋地決平成 6年12月7日	全部差 止め		○		○
<1-47>熊本地決平成6 年12月15日	具体的 一部差 止め	○		○	
<1-48>名古屋地裁半田 支決平成7年8月10日	具体的 一部差 止め	○		○	

<1-49>名古屋地決平成 7年11月8日	具体的 一部差 止め	○		○	
<1-50>大分地決平成 9 年12月8日	全部差 止め		○		○

(2)騒音・振動

	判決・決定主文の種類	受忍限度を超えたか否かの判断と差止めの範囲・手段の決定を区別するか。		裁判所の想定する差止めの範囲・手段による被害者・加害者への影響を考慮するか。	
		区別型	非区別型	シミュレート型	非シミュレート型
<2-1>甲府地判昭和 30 年11月11日	具体的 一部差 止め	○		○	
<2-2>名古屋地判昭和 42年9月30日	抽象的 一部差 止め		○		○
<2-3-1>岐阜地判昭和 43 年5月9日	具体的 一部差 止め		○		○
<2-3-2>岐阜地判昭和 43 年5月9日	抽象的 一部差 止め		○		○
<2-4>千葉地判昭和 48 年10月15日	抽象的 一部差 止め		○		○
<2-5>千葉地裁一宮支判 昭和 54年11月30日	抽象的 一部差 止め		○		○

<2-6>横浜地決昭和 56 年 2 月 18 日	抽象的 一部差 止め		○		
<2-7>大阪地判昭和 62 年 3 月 26 日	抽象的 一部差 止め		○		○
<2-8>大阪地判昭和 62 年 4 月 17 日	抽象的 一部差 止め		○		○
<2-9>大阪地決昭和 62 年 10 月 2 日	抽象的 一部差 止め		○		○
<2-10-1>東京地判昭和 63 年 4 月 25 日	具体的 一部差 止め	○		○	
<2-10-2>東京地判昭和 63 年 4 月 25 日	抽象的 一部差 止め		○		○
<2-11>東京高判平成元 年 8 月 30 日	全部差 止め		○		○
<2-12>札幌地判平成 3 年 5 月 10 日	抽象的 一部差 止め	○		○	
<2-13-1>名古屋地決平 成 6 年 8 月 5 日	具体的 一部差 止め		○		○
<2-13-2>名古屋地決平 成 6 年 8 月 5 日	抽象的 一部差 止め		○		○
<2-14>名古屋地決平成 9 年 2 月 21 日	全部差 止め		○		○

<2-15>東京地判平成 14 年 4 月 24 日	抽象的 一部差 止め		○		○
<2-16>名古屋地判平成 17 年 11 月 18 日	抽象的 一部差 止め		○		○
<2-17>京都地判平成 20 年 9 月 18 日	抽象的 一部差 止め	○		○	
<2-18>東京地判平成 24 年 3 月 15 日	抽象的 一部差 止め		○		○
<2-19>さいたま地裁熊谷支判平成 30 年 5 月 14 日	抽象的 一部差 止め		○		○
<2-20>東京高判平成 30 年 10 月 31 日	抽象的 一部差 止め		○		○

(3)眺望・景観

	判決・決定主文の種類	受忍限度を超えたか否かの判断と差止めの範囲・手段の決定を区別するか。		裁判所の想定する差止めの範囲・手段による被害者・加害者への影響を考慮するか。	
		区別型	非区別型	シミュレート型	非シミュレート型
<3-1>仙台地決昭和 59 年 5 月 29 日	具体的 一部差 止め		○		○

<3-2>東京地判平成 14 年 12 月 18 日	具体的 一部差 止め	○		○ ²²⁴	
<3-3>名古屋地決平成 15 年 3 月 31 日	具体的 一部差 止め		○		○
<3-4>横浜地裁小田原支 決平成 21 年 4 月 6 日 ²²⁵	具体的 一部差 止め	○		○	

(4)悪臭

	判決・決 定主文 の種類	受忍限度を超えたか 否かの判断と差止め の範囲・手段の決定 を区別するか。		裁判所の想定する差止 めの範囲・手段による 被害者・加害者への影 響を考慮するか。	
		区別型	非区別 型	区別型	非区別型
<4-1>神戸地裁姫路支決 昭和 46 年 8 月 16 日	全部差 止め		○		○

²²⁴ いわゆる国立景観訴訟の第一審判決であるところ、「本件建物のうち、少なくとも、大学通りに面した本件棟について高さ 20 メートルを超える部分を撤去しない限り、同 X らを含む関係地権者らがこれまで形成し維持してきた景観利益に対して受忍限度を超える侵害が継続することになり」としている点で、X に対する影響を仮想的にシミュレートしているものとして分類した。

²²⁵ 判決主文のみからは、全部差止めとも読める。しかしながら、理由中の判断で、「一定の高さを超える建物の建築塔を一般的に禁止するまでの必要性はない」と判示しており、Y がこの土地で活動することを全部停止するものではないため、一部差止めに分類した。

<4-2>神戸地判平成 13 年 10 月 19 日	抽象的 一部差 止め		○		○
----------------------------	------------------	--	---	--	---

(5)風害

存在しなかった。

2 差止め否定事例

(1)日照

裁判例	受忍限度を超えたか否かの判断と差止めの範囲・手段の決定を区別するか。		裁判所の想定する差止めの範囲・手段による被害者・加害者への影響を考慮するか。	
	区別型	非区別型	シミュレート型	非シミュレート型
[1-1]東京地決昭和 35 年 4 月 30 日		○		○
[1-2]東京地決昭和 35 年 4 月 30 日		○		○
[1-3]東京地決昭和 43 年 9 月 10 日		○	○	
[1-4]東京地判昭和 44 年 7 月 10 日		○	○	
[1-5]新潟地裁高田支判昭和 45 年 2 月 18 日		○	○	
[1-6]横浜地決昭和 46 年 2 月 28 日		○		○
[1-7]岡山地決昭和 46 年 12 月 8 日		○		○
[1-8]大阪地判昭和 47 年 4 月 26 日	○		○	
[1-9]名古屋地決昭和 47 年 10 月 17 日		○	○	
[1-10]神戸地決昭和 47 年 11 月 20 日		○		○
[1-11]奈良地裁葛城支判昭和 47 年 12 月 4 日		○	○	
[1-12]名古屋高決昭和 48 年 2 月 5 日		○		○

[1-13]広島地決昭和 48 年 6 月 8 日		○		○
[1-14]名古屋地決昭和 48 年 6 月 27 日		○		○
[1-15]仙台地決昭和 48 年 8 月 21 日		○		○
[1-16]大阪地決昭和 48 年 10 月 9 日		○		○
[1-17]東京地決昭和 48 年 11 月 30 日		○		○
[1-18]札幌地決昭和 48 年 11 月 30 日		○		○
[1-19]福岡地決昭和 48 年 12 月 20 日		○		○
[1-20]高松地裁丸亀支判昭和 49 年 4 月 17 日		○	○	
[1-21]大阪地判昭和 49 年 6 月 26 日		○	○	
[1-22]高松高判昭和 49 年 7 月 31 日		○		○
[1-23]広島地決昭和 49 年 10 月 7 日		○		○
[1-24]福岡高決昭和 49 年 11 月 25 日		○	○	
[1-25]東京地判昭和 50 年 7 月 17 日		○		○
[1-26]横浜地決昭和 51 年 4 月 20 日		○		○
[1-27]名古屋地判昭和 51 年 9 月 3 日	○		○	
[1-28]仙台地決昭和 53 年 5 月 13 日		○	○	
[1-29]横浜地判昭和 53 年 7 月 14 日		○		○
[1-30]東京高決昭和 53 年 9 月 11 日		○		○
[1-31]東京地裁八王子支決昭和 53 年 9 月 25 日		○		○
[1-32]東京地決昭和 54 年 1 月 19 日		○		○
[1-33]東京地決昭和 54 年 2 月 27 日		○		○
[1-34]東京高決昭和 54 年 11 月 12 日		○		○
[1-35]広島地決昭和 54 年 12 月 6 日 226		○		○
[1-36]仙台地決昭和 55 年 1 月 25 日		○		○
[1-37]福岡高決昭和 55 年 7 月 23 日		○	○	

²²⁶ 主文の掲載がないものの、その他の記載から申請却下が明らかである。

[1-38]京都地決昭和 55 年 10 月 13 日		○	○	
[1-39]東京地決昭和 56 年 4 月 9 日		○	○	
[1-40]東京地決昭和 56 年 5 月 25 日		○		○
[1-41]東京地判昭和 56 年 6 月 17 日	○		○	
[1-42]東京地判昭和 56 年 12 月 25 日		○	○	
[1-43]大阪地決昭和 58 年 7 月 14 日		○	○	
[1-44]京都地決昭和 58 年 10 月 11 日		○		○
[1-45]大阪地決昭和 59 年 1 月 18 日		○	○	
[1-46]神戸地裁尼崎支決昭和 59 年 2 月 13 日		○		○
[1-47]東京高判昭和 59 年 3 月 28 日	○		○	
[1-48]高知地判昭和 59 年 7 月 11 日		○		○
[1-49]高知地決昭和 59 年 9 月 10 日		○		○
[1-50]金沢地決昭和 59 年 9 月 21 日		○		○
[1-51]名古屋地家判昭和 60 年 3 月 18 日		○		○
[1-52]東京高判昭和 60 年 3 月 26 日		○		○
[1-53]京都地決昭和 61 年 11 月 13 日		○		○
[1-54]福島地決昭和 62 年 4 月 22 日		○		○
[1-55]東京地決昭和 60 年 3 月 18 日		○		○
[1-56]東京地判平成 3 年 1 月 22 日		○		○
[1-57]千葉地決平成 3 年 3 月 12 日		○		○
[1-58]東京地決平成 3 年 3 月 30 日		○		○
[1-59]大阪地決平成 3 年 7 月 8 日		○	○	
[1-60]名古屋地決平成 3 年 12 月 25 日		○		○
[1-61]東京地判平成 4 年 1 月 28 日		○		○
[1-62]松山地決平成 5 年 9 月 30 日		○	○	
[1-63]仙台地決平成 7 年 8 月 24 日		○		○
[1-64]東京地判平成 8 年 8 月 26 日		○		○
[1-65]大阪地判平成 8 年 12 月 18 日		○		○

[1-66]神戸地裁姫路支決平成 11 年 10 月 26 日	○		○	
[1-67]東京地裁八王子支決平成 12 年 6 月 6 日		○		○
[1-68]東京高決平成 12 年 12 月 22 日		○		○
[1-69]横浜地決平成 17 年 6 月 3 日		○		○
[1-70]東京地判平成 17 年 11 月 21 日		○		○
[1-71]東京地判平成 17 年 11 月 28 日		○		○
[1-72]東京地判平成 24 年 3 月 28 日		○		○
[1-73]東京地判平成 24 年 12 月 21 日		○		○
[1-74]東京地判平成 26 年 12 月 25 日		○		○
[1-75]東京地判平成 27 年 6 月 11 日		○		○
[1-76]東京地判平成 29 年 6 月 5 日		○		○
[1-77]東京地判平成 30 年 11 月 9 日		○		○
[1-78]東京地判令和元年 5 月 17 日		○	○	
[1-79]名古屋地判令和 3 年 3 月 30 日		○		○

(2)騒音・振動

裁判例	受忍限度を超えたか否かの判断と差止めの範囲・手段の決定を区別するか。		裁判所の想定する差止めの範囲・手段による被害者・加害者への影響を考慮するか。	
	区別型	非区別が	シミュレート型	非シミュレート型
[2-1]福井地判昭和 25 年 10 月 18 日		○		○
[2-2]津地判昭和 31 年 11 月 2 日		○		○
[2-3]佐賀地判昭和 32 年 7 月 29 日		○		○

[2-4]広島地決昭和 36 年 4 月 10 日		○	○	
[2-5]横浜地裁川崎支判昭和 38 年 4 月 26 日		○		○
[2-6]名古屋地判昭和 39 年 11 月 30 日		○		○
[2-7]名古屋高判昭和 41 年 12 月 12 日		○		○
[2-8]佐賀地判昭和 42 年 10 月 12 日	○		○	
[2-9]最判昭和 42 年 10 月 31 日		○		○
[2-10]大阪地判昭和 43 年 5 月 22 日		○		○
[2-11]名古屋高判昭和 43 年 5 月 23 日		○		○
[2-12]高岡簡決昭和 45 年 10 月 1 日		○		○
[2-13]福岡高判昭和 47 年 3 月 15 日		○		○
[2-14]東京地決昭和 47 年 4 月 13 日		○		○
[2-15]大阪地判昭和 58 年 1 月 27 日		○		○
[2-16]大阪地判昭和 58 年 9 月 26 日		○		○
[2-17]大阪地判昭和 58 年 10 月 28 日		○		○
[2-18]東京地判昭和 60 年 10 月 31 日		○		○
[2-19]大阪地判昭和 63 年 5 月 30 日		○		○

[2-20]東京地判平成 3 年 6 月 21 日 227		○		○
[2-21]東京地判平成 3 年 11 月 12 日		○		○
[2-22]東京地判平成 4 年 1 月 28 日		○		○
[2-23]京都地判平成 4 年 11 月 27 日		○		○
[2-24]東京地裁八王子支判平成 8 年 7 月 30 日		○	○	
[2-25]名古屋地判平成 16 年 3 月 26 日		○		○
[2-26]東京地判平成 22 年 7 月 21 日		○		○
[2-27]さいたま地裁熊谷支判平成 24 年 2 月 20 日		○		○
[2-28]東京地判平成 24 年 6 月 21 日		○		○
[2-29]東京地判平成 25 年 1 月 31 日		○		○
[2-30]東京地判平成 26 年 8 月 7 日		○		○
[2-31]名古屋地裁豊橋支判平成 27 年 4 月 22 日		○		○
[2-32]東京地判平成 27 年 4 月 24 日		○		○
[2-33]東京地判平成 27 年 11 月 18 日		○		○
[2-34]東京地判平成 27 年 12 月 15 日		○		○

²²⁷ 本裁判例は、児童館の公共性に言及しているが、内容的に見て、公共性とは質的に異なると考えて、分析対象（非公共型）とした。

[2-35]神戸地判平成 29 年 2 月 9 日 228		○		○
[2-36]大阪高判平成 29 年 7 月 18 日		○		○
[2-37]東京地判平成 29 年 11 月 9 日		○		○
[2-38]長野地裁松本支判平成 30 年 6 月 6 日		○		○
[2-39]大阪地判平成 30 年 9 月 19 日		○		○
[2-40]東京地判令和元年 9 月 17 日		○		○
[2-41]東京地判令和元年 11 月 25 日		○		○
[2-42]東京地判令和元年 11 月 26 日		○		○
[2-43]神戸地判尼崎支判令和元年 12 月 17 日		○		○
[2-44]東京地判令和 2 年 6 月 18 日 229		○		○

(3)眺望・景観

裁判例	受忍限度を超えたか否かの判断と差止めの範囲・手段の決定を区別するか。	裁判所の想定する差止めの範囲・手段による被害者・加害者への影響を考慮するか。
-----	------------------------------------	--

²²⁸ 本裁判例は、保育園の公共性に言及しているが、内容的に見て、公共性とは質的に異なると考えて、分析対象（非公共型）とした。

²²⁹ 本裁判例は、保育園の公共性に言及しているが、内容的に見て、公共性とは質的に異なると考えて、分析対象（非公共型）とした。

	区別型	非区別型	シミュレート型	非シミュレート型
[3-1]和歌山地裁田辺支判昭和 43 年 7 月 20 日		○	○	
[3-2]東京高決昭和 51 年 11 月 11 日		○		○
[3-3]横浜地裁横須賀支判昭和 54 年 2 月 26 日	○		○	
[3-4]最判平成 18 年 3 月 30 日 ²³⁰		○		○
[3-5]東京地判平成 19 年 10 月 23 日		○		○
[3-6]東京地判平成 21 年 1 月 28 日		○		○
[3-7]京都地判平成 22 年 10 月 5 日		○		○
[3-8]大分地判平成 25 年 7 月 10 日		○	○	
[3-9]大分地判平成 28 年 11 月 11 日		○		○

(4)悪臭

裁判例	受忍限度を超えたか否かの判断と差止めの範囲・手段の決定を区別するか。	裁判所の想定する差止めの範囲・手段による被害者・加害者への影響を考慮するか。
-----	------------------------------------	--

²³⁰ 国立景観訴訟の上告審判決であり、法律審であるから、分類しないことも考えられる。しかしながら、景観利益について権利性なしとした原審とは対照的に、権利性を肯定していること、事案に即した判示を展開していることから、分類の対象とした。

	区別型	非区別型	シミュレート型	非シミュレート型
[4-1]福岡地裁久留米支決昭和 52 年 9 月 22 日		○		○
[4-2]横浜地裁小田原支決昭和 55 年 6 月 9 日		○		○
[4-3]大阪高判平成 14 年 11 月 15 日		○		○

(5)風害

裁判例	受忍限度を超えたか否かの判断と差止めの範囲・手段の決定を区別するか。		裁判所の想定する差止めの範囲・手段による被害者・加害者への影響を考慮するか。	
	区別型	非区別型	シミュレート型	非シミュレート型
[5-1]大阪地決昭和 49 年 12 月 20 日		○		○

第3章 裁判例に見る受忍限度の機能に関する考察

裁判例における受忍限度の機能分析を通して、多種多様な差止めの範囲・手段の決定方法・決定基準について考察するため、第2章では、215件の裁判例を対象として、(A)判決・決定の主文の4種類と、(B)差止めの範囲・手段に関する2つの判断過程の観点(①差止めの範囲・手段の決定方法として、受忍限度を超えたか否かの判断と差止めの範囲・手段の決定を区別するか(区別型と非区別型)、②差止めの範囲・手段の決定基準として、差止めの範囲・手段による被害者・加害者への影響を考慮していたか(シミュレート型と非シミュレート型))という観点から類型化した。その結果、裁判例の全体傾向として、第1に、差止めを肯定する場合、受忍限度を超えたか否かの判断と、差止めの範囲・手段を決定する判断を区別し、差止めの範囲・手段を決定するにあたり、差止めによる被害者・加害者への影響をシミュレートしており、第2に、差止めを否定する場合、差止めの範囲・手段による被害者・加害者への影響を考慮せず、かつ、受忍限度を超えたか否かの判断と、差止めの範囲・手段を決定する判断を区別していなかった。

そこで、本章では、以下のとおり、判決・決定主文の4つの種類の各々について、上記類型化の結果について分析することにより、差止め裁判例における受忍限度の機能について、裁判例全体の傾向を把握する。叙述の順序として、本論文の課題である受忍限度の機能が明確にあらわれる点で、検討の必要性が高い順に、まず、具体的一部差止めの裁判例に見る受忍限度の機能(第1節)について、次に、抽象的一部差止めの裁判例に見る受忍限度の機能(第2節)、続いて、差止め全部否定の裁判例に見る受忍限度の機能(第3節)、さらに、全部差止めの裁判例に見る受忍限度の機能(第4節)について検討する。

これらの検討に基づき、最後に、第5節では、裁判例全体の傾向をまとめる。

結論を先に示せば以下のとおりである。すなわち、①差止めの範囲・手段の決定方法として、受忍限度による違法性判定と、差止めの範囲・手段の決定の判断過程を2段階に区別していた。そして、②受忍限度は、違法性判定を行う段階では、被害が違法となるか否かの基準として機能しており(その際、裁判所が想定する差止めの範囲・手段をとった場合の被害者や加害者への影響を考慮していなかった。)、また、③差止めの範囲・手段の決定基準について、受忍限度は、被害が受忍限度を超えた場合、裁判所が想定する差止めの範囲・手段について、被害者の被害の回復の程度と加害者の負担を比較衡量して決定される「被害回復のターゲット」として機能していた。

この章では、裁判例を観察して見られる受忍限度の機能についてのみ述べ、そこから帰納的に把握される差止めの範囲・手段の決定方法及び決定基準については、章を改めて終章で検討する。

第1節 具体的一部差止めの裁判例に見る受忍限度の機能

具体的一部差止めについて、第2章の類型化の結果は、以下のとおりである。すなわち、第1に、裁判例は、差止めを肯定した具体的一部差止め56件のうち、受忍限度を超えたか否かの判断と、差止めの範囲・手段を決定する過程を区別していたもの（「区別型」）が38件あった（第2章第3節I）。また、第2に、被害者の被害と、被害の回復のための加害者の負担の比較衡量をしていたもの（シミュレート型）が56件中43件存在した。

<表：具体的一部差止めの類型化>

	違法性判定と区別するか		被害者・加害者への影響を仮定的に検討するか。	
	区別型	非区別型	シミュレート型	非シミュレート型
日照	34	14	39	9
騒音・振動	2	2	2	2
眺望・景観	2	2	2	2
悪臭	0	0	0	0
風害	0	0	0	0
合計	38	18	43	13

では、具体的一部差止めの裁判例において、受忍限度はどのような機能を果たしているだろうか。まず区別型の裁判例に着目して、受忍限度がどのような機能を果たしているかを検討する。

I 区別型の裁判例に見る差止めの範囲・手段の決定方法

差止めの範囲・手段の決定方法について、裁判例の全体傾向によれば、差止めを肯定した具体的一部差止め 56 件のうち、38 件の裁判例が、受忍限度を超えたかの判断と、差止めの範囲・手段を決定する過程を区別していた（区別型）。

例えば、裁判例<1-38>を見ると、X の居住する土地と隣接する土地（建築基準法上の日影規制の対象外である。）上に、Y が高さ 31.55 メートルの建物の建築を計画したため、X が Y に対して、日照障害を理由として建物の建築禁止を請求したという事案で、裁判所は、X には「右受忍限度を超える日照遮蔽の除去を求める妨害排除請求権が生ずるものと解される」と判断した後で、その判断とは別に、「差止めの範囲であるが」として、差止めの範囲・手段を改めて検討して、結論として、建物の一部の工事の禁止を命じた。

また、裁判例<3-4>を見ると、X の居住する土地（X はこの土地の上に別荘を所有していた。）と隣接する土地の上に、Y が建物を建築する計画を立てたため、X が Y に対して、眺望利益を害するとして、同建物の建築の全部停止を求めた事案において、裁判所は、眺望利益の侵害の違法性について、X が享受していた眺望利益の内容や、交渉経緯などに基づき、「これらの事情を総合勘案すると、Y が行おうとする Y 建築予定建物の建築は、社会的に容認された行為としての相当性を著しく欠くと認めるのが相当であり、X の眺望利益に対する違法な侵害であると評価すべきである」とした上で²³¹、その評価とは別に、さらに、「一般に、人格的利益又は生活利益に対する違法な侵害がある場合に、違法行為の差止めを命ずるべきであるか否かは、侵害行為によって受ける被害者側の不利益と、侵害行為を差止めることによって受ける侵害者側の不利益とを比較衡量して決すべきである」、「現時点では、Y に生じる不利益の程度を具体的に認定することは困難であるものの、双方の主張内容と疎明資料を比較検討する限り、経済的・時間的負担の面で、Y に過大な損害を生じさせることが必至であるとまでは認

²³¹ なお、判旨は、受忍限度に言及しないものの、衡量内容に照らして、実質的に受忍限度論に依拠するものと考えた。

められない」として、Yが計画している設計図面に基づく建物を建築してはならないとの決定を言い渡した²³²。

これらの区別型の裁判例の優勢は、端的に、裁判例は、差止めの範囲・手段の決定方法として、違法性の判定と、差止めの範囲・手段の決定を「区別」していることを意味すると考える²³³。

このように、裁判例が、違法性の判定と差止めの範囲・手段の決定とを区別しているとすれば、次いで、区別型の裁判例が、違法性判定を行った後、差止めの範囲・手段の決定基準として、どのような判断を行っていたのかを検討する必要がある。

II 被害回復のターゲット——区別型の裁判例に見る受忍限度の機能

1 差止めの範囲・手段を決定する目的——受忍限度までの回復

まず、上記Iのとおり、区別型の裁判例は、受忍限度を超えたか否かの判断過程（前段）と、差止めの範囲・手段の決定の判断過程（後段）を区別する。そして、区別型の裁判例が、後段において、差止めの範囲・手段を決定するにあたり、何を指して判断しているのか、何をしようとしているのかについて検討すると、裁判所の自由裁量などではなく、受忍限度までの回復を目的として、差止めの範囲・手段を決定していることが分かる。すなわち、以下の裁判例を見ると、裁判所は、被害者の被害を受忍限度まで「回復する」・「改善する」ことを目的として、差止めの範囲・手段を決定している。

・裁判例<1-11>において、問題となった区域は低層の住宅・店舗の密集していたところ、Yが本件建物（6階建て）を建築することを計画し、同建物を設計ど

²³² この主文からは、全部差止めとも見えるが、同裁判例は、明示的に、問題となった設計以外の設計に基づく設計であれば、建築が認められる余地を指摘しているから、Yがこの土地での活動を全部停止させられるものではないため、具体的一部差止めに分類した。

²³³ これは、一元的アプローチを採用していないことを意味する。もっとも、本章では裁判例の類型化から帰納的に観察することのできる、受忍限度の機能のみを分析し、一元的アプローチの妥当性については、次章の第1節で、他の類型の裁判例とあわせて記載する。

おり建築した場合、冬至において、Xの居室の南側開口部において、午前8時から30分以内の日照をうけ得るにとどまるため、Xが建築工事禁止の仮処分を申請した²³⁴という事案において、裁判所は、Yに対し、建物の一部²³⁵の建築工事の中止を命じるにあたり、(i)Xの日照被害は、地域性等に照らして受忍限度を超えると判断した上で、(ii)本件建物につき主文掲記の設計変更をすれば、冬至において、Xは午前8時から午後4時までの8時間のうち2時間の日照を受けることができ、(iii)Xの被害は受忍限度内に回復するものと解するとした²³⁶。

・裁判例<1-14>は、日照阻害事案において、Xの日照被害が受忍限度を超える旨判示した後、一部差止めの内容を定めるにあたって、「Yが日照、通風等の阻害によって生活上被る不利益は、右被害の軽減をもってその受忍限度内の被害に回復するものと判断すべく」と判示した。

・裁判例<1-48>は、同種の日照阻害事案において、(i)「以上の各事実及び本件建物全体の規模、構造、配置その他本件に現れた諸事情を総合考量すると、本件建物による被害建物に対する日照阻害の程度は、Xにとって受忍限度を超えている」とした上で、(ii)建築工事の一部中止という一部差止めの内容を定めるにあたって、Xの住居の複数の地点における日照状況について、主文掲記の一部差止めを採用した場合について、どの程度「日照が回復」し、どの程度日照の得られる時期が長くなり日照が「改善され」たか、「改善状況」について検討している。

そのほか、被害が「回復する」との表現をする裁判例として、裁判例<1-17>、裁判例<1-21>、裁判例<1-40>、裁判例<1-45>がある。また、被害が「改善する」と表現するものとして、裁判例<1-13>、裁判例<1-23>、裁判例<1-26>がある。

²³⁴ Xの請求の詳細は不明である。ただし、当事者の付した事件名や紛争の経緯などから、本件建物の建築工事の全部差止めを請求したと推測される。

²³⁵ なお、建物のどの部分の建築差し止めを命じたのかは不明であるものの、同裁判例を掲載する判例タイムズ誌の囲み記事によれば、全容積の3分の1程度であるという(判タ301号147頁)。

²³⁶ Xは夜間の騒音進入禁止も求めていたが、Yの工場が夜間は操業していなかったため、この部分は棄却された。

これらの裁判例からは、裁判所が被害を受忍限度まで「回復する」「改善する」差止めの範囲・手段を決定していることが分かる。すなわち、そこには、ある範囲・手段の差止めにより日照時間の変化を単純に表現するのではなく、本来あるべき状態に移行する意味を見出すことができる。

この点、38件の裁判例すべてにおいて、「回復する」「改善する」等の文言を見出すことができるわけではない。しかしながら、区別型の裁判例において、違法性判定の後、後段で、前段において設定した受忍限度を超えた範囲・手段の差止めを命じた裁判例は見当たらないことを考えあわせると、区別型の裁判例は、前段で設定した受忍限度を本来あるべき状態として、具体的一部差止めにより、本来あるべき状態になるように、すなわち、被害が回復・改善するように差止めの範囲・手段を選択しているといえる。

以上から、区別型の裁判例は、受忍限度までの回復を目指して、差止めの範囲・手段を決定している。

2 被害回復の「ターゲット」

このように、裁判例は、受忍限度までの回復を内容とする差止めの範囲・手段を採用していた。そうだとすれば、例えば、日照障害事件において、受忍限度が日照時間4時間と仮定すると、4時間という日照時間を回復する差止め（例えば、3階以上の建築禁止という差止め）が、差止めの範囲・手段となるはずである。ところが、以下の裁判例に見るように、加害者の負担が大きい場合には、受忍限度まで回復しない一部差止めにとどまる事例（例えば、結果として、4時間ではなく2時間の日照時間のみ回復する建物の一部の建築禁止を命じる事例）があり、さらには、差止めが否定される（棄却・却下される）事例すらある（これは、具体的一部差止めではなく、差止め全部否定の裁判例であるものの、以下に述べるとおり、その理由付けを見ると、具体的一部差止めのいわば延長として棄却・却下に至っていると理解することができるため、ここで検討する。）。

(1) 受忍限度までの一部回復にとどまる裁判例

以下の裁判例は、いずれも区別型の裁判例で、差止めの結果実現された状態が、受忍限度までの改善に至らず、一部回復にとどまるものである。

・裁判例<1-27>は、日照阻害事例において、Yによる9階建ての建物の建築計画について、Xが4階以上の建築工事の中止を請求していたのに対して、被害者が日照時間を受忍限度まで回復することのできない6階建ての建築を内容とする一部差止めを命じた。裁判所は、日照の回復について、建築予定の建物を4階建てにすれば、被害建物は従前どおりの良好な環境を維持しうるとしつつ、Yの負担が大きいことから4階建てとすることを否定し、建物を6階建てにした場合には、従前どおりとはいえないまでも小学校教育の目的から要求される最小限度の学校環境はなお維持さるとした。この事例では、被害者は受忍限度までの被害を回復していない。

・裁判例<1-36>は日照阻害事例であるところ、裁判所は、Xの日照被害は受忍限度を超えると判断した上で、4階建ての建築予定について、3階建てとするか2階建てとするかを検討し、結果として被害者が受忍限度まで回復することのできない3階建ての建築禁止を命じた。この事例において、裁判所は、被害者の申請のとおり、問題となった建物を2階建てにすると、Xは、日照が充分確保されるのであり、Yに与える損害が大きいことを理由に、3階の中央部分1戸だけが差止めの内容となっている。したがって、この事例では、被害者は受忍限度までの被害を回復していない。

・裁判例<1-43>は、日照阻害事例で、日照被害が受忍限度を超えると判断した上で、「そこで、撤去を命じる範囲であるが、……X建物とY建物との関係及び太陽の高度や方位等からして、この3階の北端の1室を撤去すれば、前記の第二種住居専用地域における日影規制をほぼクリアーするものと思われ、この部分を撤去すれば、相当の日照、通風、開放感が取り戻せるといえる」「もっとも、これだけでは、特に冬至においては、直射日光がX建物の室内に入る時間は殆ど増加しない……が、受忍すべきものというほかなく、右1室の撤去だけでも、年間を通して見れば、日差しが室内に入らない期間は著しく短くなり、春分秋分のころには、Y建物越しの日差しも室内に差し込むようになる」「もとより、Xの申立どおり、3階の北側2室、2階の1室を撤去すれば、X建物の日照享受が著しく改善されることは明らかであり、Xらがこれを望むのは無理もない。しかし、……この第一種住居専用地域並みの日照享受を求めるのは、本件地域においては、行き過ぎであると言わざるをえない」と判断して、一部差止めを命じた。

この事例では、差止めの結果、Xの日照時間はほとんど回復していないから、受忍限度まで回復していないことは明らかである。

このように、これらの事例では、結果として、被害を受忍限度まで回復していない具体的一部差止めを内容としている。

(2)受忍限度を超えるものの、請求棄却・却下された裁判例

さらに、以下に見るとおり、裁判例の中には、加害者の負担が大きいことに照らして、一部差止めからさらに進んで、一部差止めにも至らず、差止請求そのものが棄却・却下される場合がある（言い換えれば、回復する被害がゼロになる場合がある。）。

・裁判例[2-8]は、Y がトタン葺、板壁の鍛冶工場を操業していたところ、近隣に居住する X が、Y に対して、同工場の操業に伴う騒音・振動の差止めを求めた事案において、(i)騒音被害は、受忍限度を超えて違法であるとしつつ、(ii)Y の犠牲の程度として、10 デシベル音量を減らす防音設備の設置には多額の費用を要し、Y の工場の規模からは経済的にも相当困難であることが明らかであり、(iii)X 主張の防音設備は、もっぱら防音効果の面からのみから考えられたものであって、換気のための換気扇を設けることとされてはいるけれども、工場内の温度については配慮がなされていないので、仮に、X の請求どおり、窓を閉じた場合には、鍛冶作業に必要な重油バーナーのために工場内の温度が上り、特に夏には到底作業ができない高温となり、Y の操業に支障の生ずるとし、他方で、(iv)防音設備がなされなかった場合に X に生ずべき不利益は、Y 宅の 3 階居間の利用価値の低下による損害にすぎず、(v)Y の犠牲の程度と X の不利益の程度とを比較すれば、Y の犠牲の方が相当かつ重大であることが明らかであるとして、差止請求を棄却した。この事例では、裁判所は、X の被害が受忍限度を超えて違法であるとした上で、Y の負担を考慮して、差止めの手段がないことを理由として、請求を否定したものである。

・裁判例[1-8]は、X が甲土地及び同地上の乙建物を所有、居住していたところ、Y が甲土地の南側に隣接する丙土地上に丁建物（5 階建て、最高部分の高さ 14.7 メートル）を建築したため、X が「Y は X に対し丁建物のうち 3、4、5 階部分

を収去せよ」との判決を求めたという事案において、請求を棄却するに当たり²³⁷、(i)被害が受忍限度を超えると判断される場合であっても土地所有権に基づく妨害排除請求としての建物その他工作物の収去が認められるためには、その収去による利益損失を比較衡量して、建築後における地事情事変等²³⁷を考慮しなければならず、受忍限度を超えるとして不法行為が成立し金銭賠償が認められても妨害排除としての建物収去は認められない場合もあるとし、(ii)本件のXの被害は受忍限度を超えたとした上で、(iii)Xは丁建物の3階以上の収去を求めるところ、丁建物が2階建てと仮定した場合には、5階建ての場合に比して、冬至において日照時間が40分長くなるにとどまる一方、(iv)丁建物には、たとえY会社の事業のためとはいえ、その従業員及び家族約25名が丁建物を唯一の生活のより所として日常生活を営んでおり、その生活もまた、できる限り尊重されなければならず、また、(v)丁建物の3階以上を収去することは経済的には不相応な支出を必要とするため、(vi)X側の利益とY会社側の不利益を比較考慮すれば²³⁸、請求を棄却せざるを得ないとした。

・裁判例[1-66]において、Xらは、甲土地に建設された乙建物に居住していたところ、Yが、甲土地の南側に隣接する丙土地に、丁建物の建築を予定し、同建物が完成した場合、日照被害を受けるとして、Yに対して、主位的申立てとして、「Yは、丙土地に建築予定の丁建物の建築工事をしてはならない」、予備的申立て①として、「Yは、丙土地に建築予定の丁建物のうち4階を超える部分の建築工事をしてはならない」、予備的申立て②として、「Yは、Xに対し、丙土地に建築予定の丁建物について、9階以上の建築工事をしてはならない」という仮処分を申請したという事案において、裁判所は請求を棄却するにあたり²³⁹、(i)丁建物が計画どおり建築された場合、Xの居住する各居室にあっては、冬至において終日、日照を享受できないこととなるから、被害の程度があまりに著し

²³⁷ ただし、不法行為に基づく損害賠償請求については、精神的損害として、50万円の損害賠償を一部認容した。

²³⁸ 同裁判例は、このほかに、周辺の状況を理由として挙げている。

²³⁹ この裁判例では、Xらは、日照障害ではなく、通風妨害、丁建物による圧迫感を理由とする差止めを併せて請求している。それについては、裁判所は「9階以上(8階を超える部分。ただし、屋上に設置されるエレベーター機械室を除く。)の建築工事をしてはならない」との決定をした。

く、受忍限度を超えるとした上で、(ii)丁建物を6階以下に下げる等の重大な設計変更をした場合、Yとしては、本件建築計画そのものを断念せざるを得ないことがわかれ、隣地の所有者に対して、事実上マンションの建築を否定するに等しい結果となるような重大な設計変更を強いることもできないといわざるを得ないとして、申立てを却下した。

このように、これらの裁判例は、受忍限度を超えていることをいったん明確に認定、判断する(裁判例[2-8]の判旨(i)、裁判例[1-8]の判旨(ii)、裁判例[1-65]の判旨(i))。それにもかかわらず、これらの裁判例は、結論として差止請求を棄却又は却下した。これをどのように理解すればよいだろうか。

(3)「ターゲット」としての受忍限度

この点、裁判所が受忍限度までの被害回復を目指すにあたり、上記1で検討した裁判例においては、被害者は、日照等の被害について受忍限度までの回復を達成していた。例えば、日照障害事例で、裁判所が、午前8時から午後4時までのうちの3時間の日照が受忍限度であると判断した場合、被害者は3時間まで日照時間を回復していた。これに対して、ここでとりあげた裁判例においては、被害者は日照時間を受忍限度まで回復していない²⁴⁰。すなわち、上記裁判例では、被害者の求めた受忍限度まで回復する範囲・手段の差止めは否定され、結果として、被害者にとって不満足な一部差止め、ひいては差止め全部否定に至る裁判例もあった。これは、これらの裁判例において、被害は受忍限度までの回復を目指すものであると同時に、加害者の負担を考慮して受忍限度までの回復が達成できない場合があることを意味する。

これらの裁判例を、受忍限度までの回復を達成していた裁判例と整合的に理解するには、受忍限度は、必ず回復されるべき至上命題ではなく、適切な差止めの方法を模索する目標、被害回復のいわば「ターゲット」として機能していることになるを考える。この点、これまで、受忍限度は、違法性を判定するものであると理解されてきた。そのため、裁判例が差止めの範囲・手段を決定するに当たり、違法性判定の段階と、差止めの範囲・手段を決定する段階を区別しているこ

²⁴⁰ なお、裁判例においては、日照とあわせて通風の利益や圧迫感が問題となることもあるものの、主たる争点とは言えないことから、記述の簡明化のために捨象した。

とが明らかになると、受忍限度が違法性判定以外の機能を果たす余地が生まれるところ、差止めの範囲・手段の決定に当たり、被害回復のターゲットとなる機能がそれに該当する可能性が生じる。

Ⅲ シミュレート型の裁判例の分析——受忍限度回復の内容

日本の裁判例が、想定する差止めの範囲・手段を前提に、当該差止めの範囲・手段による被害者と加害者の利害得失をシミュレートしているか否かについて類型化した。その結果、具体的一部差止めを認める裁判例 56 件中、43 件がそのようなシミュレートを行っていた。

1 裁判例の紹介

具体的一部差止めを認めた裁判例で、シミュレート型のものとして以下のものがある。

・裁判例<1-27>において、A 小学校に在学する児童 140 名が甲土地上（同土地周辺は、建築基準法上の商業地域かつ防火地域に属し、建物の大部分は 2 階建ての木造であった。）に建築された乙建物（校舎）で教育を受けて来たところ、Y が、甲土地に隣接する丙土地上に本件建物（9 階建て）を建築してマンションとして分譲することを計画し、4 階部分の躯体工事まで完成させたため、同建物が完成した場合、A 小学校の校庭は X らが A 小学校で校庭を利用する時間帯の多くが日影となるとして、X らが、本件建物について、地上 4 階を超える部分の建築工事をしてはならないとの仮処分を求めた。裁判所は、(i) A 小学校の校庭に対するに及ぼす日照阻害は、教育の場としての同校の環境を著しく破壊するものであって、X らにとってはその受忍限度を超えるとした。その上で、(ii) 「A 小学校に対する日照阻害がどの程度回復されれば、X らにとって受忍限度内のものといえるのかという点につき検討する」として、(iii) 「いま仮に本件建物を 4 階建てに設計を変更すると、A 小学校に対する日照阻害は大幅に改善され」、(iv) 本件建物を 7 階建てに設計変更しても、A 小学校に対する日照阻害は 9 階建ての場合と殆んど変化はないが、(v) これを 6 階建てに設計変更すれば、日照時間が大幅に改善しこれは本件建物を 4 階建てとした場合と殆んど変わらないとして、結論として、「Y は、本件建物について、地上 6 階を超える部分の建築工事をしてはならない」との一部認容決定をした。

この裁判例では、まず、裁判所は、判旨(i)において、日照阻害の程度などに照らして、本件の日照阻害がXらの受忍限度を超えていると判断する。そして、判旨(ii)において、「A小学校に対する日照阻害がどの程度回復されれば、Xらにとって受忍限度内のものといえるのかという点につき検討する」と述べる。続いて、裁判所は、判旨(iii)、(iv)及び(v)において、本件でYが建てようとしている9階建ての建物の建築計画について、①被害者が主張する4階建てと設計変更する場合、②6階建てと設計変更する場合、③7階建てとする場合の3つのパターンに分けて、どの程度の日照が回復されるのかをシミュレートして、それぞれ仮定的に判断している。

・<1-7>は、日照阻害を理由とする建物の建築差止めが問題となった事例で、裁判所は、申請人(被害者)の不利益が受忍限度を超えたという判断とは別に、続けて、①北側について3階と4階の建築をしなかった場合と、②7階以上を全部削った場合について、日照阻害の回復の程度と設計変更に伴う被申請人(加害者)の負担を考慮して、一部差止めの内容を決定した。

この裁判例は、①北側について3階と4階の建築をしなかった場合と、②7階以上を全部削った場合の2つのパターンについて、日照阻害の回復の程度と設計変更に伴う被申請人(加害者)の負担を仮定的に検討していると言える。

・裁判例<1-11>は、日照被害による建築工事禁止の差止めが問題となった事案において、「主文のとおり設計変更をすれば冬至において、Xの居室の南側開口部で午前8時から同10時までの日照をうけ得ることになる」とした。

この裁判例は、裁判所が採用した差止めの範囲による日照の変化について、仮定的に判断しているといえる。

・裁判例<1-12>は、日照被害による建物の建築工事禁止の差止めが問題となった事案において、「そこで仮に……、Yの案より更に東西棟最も西側の5階部分1戸をカットすれば、ほぼ午前10時頃からXの2階南側の窓の一部に日照が受けられる(同10時半頃窓の全部日照が確保できる。)」などと判示した。

この裁判例は、「仮に」という言葉が示すとおり、想定する一部差止めの手段を採用した場合に、どのような被害回復を実現できるかについてシミュレートしているといえる。

・<1-15>は、日照阻害による建物の建築禁止が問題となった事案において、差止めの内容を決定するにあたり、パーキングタワー建設の中止という設計変更によれば本件建物は7階建のままでもX方にも窓等を工夫することにより午前8

時すぎから 9 時までの約 1 時間および午後 2 時から少しの時間日照が得られる上、本件建物から受ける X らの圧迫感もかなり弱くなるものと考えられるとして、仮定的な判断を行っている。

この裁判例は、裁判所が採用しようとしている差止めの内容が実現した場合どのように X の日照被害が回復するかということを模索し、シミュレートしているといえるといえる。

・<1-29>は、日照阻害による差止めが問題になった事案において、問題となった建物を設計変更した場合の日照阻害状況の変化について、4 階部分を建築しない場合、3 階以上を建築しない場合という場合分け（2 つのパターン）をして、それぞれの場合についてどれほどの日照の回復が見込めるかについて検討した上で、一部差止めの内容を決定している。すなわち、同裁判例は、「本件建物を設計変更した場合の日照阻害状況の変化について、特に、指導要綱の目標日照時間に基づいて検討する」として、4 階以上の部分を建築しない場合の X の日照時間の変化の具合、3 階以上の部分を建築しない場合の日照の変化の程度を検討している。

この裁判例は、2 つのパターンに分けていることが示すように、裁判所が採用しようとしている差止めの内容が実現した場合どのように X の日照被害が回復するかということを模索し、シミュレートしているといえる。

このように、裁判例は、全体傾向として、差止めの範囲・手段を決定するにあたり、想定する差止めの範囲・手段を前提に、当該差止めの範囲・手段による被害者の被害の回復の程度と加害者の負担の程度という利害得失を模索的に仮定し、つまり、シミュレートしていた。

IV 小括

以上から、具体的一部差止めの裁判例の全体の傾向として、違法性判定機能と差止めの範囲・手段の決定機能を区別し、かつ、後者の段階において、被害者の被害の回復の程度と、加害者の負担の程度を比較衡量して、受忍限度をターゲットして、被害を回復される差止めの範囲・手段を決定しているということが出来る。

次に抽象的一部差止めを見よう。具体的一部差止めと抽象的一部差止めは、判決・決定の主文の記載は全く異なっているところ、抽象的一部差止めにおいて受忍限度はどのように機能しているだろうか。

第2節 抽象的一部差止めの裁判例に見る受忍限度の機能

抽象的一部差止めは、例えば、騒音事例において、被害者宅に55デシベル以上を侵入させないことを命じるなど、差止請求権の範囲・手段が、具体的ではなく（例えば、特定の消音装置の設置を命じるものではなく）、抽象的なものをいう。このような抽象的一部差止めは、騒音事例で17件、悪臭事例で1件存在した（第2章第2節II）。

<表：抽象的一部差止めの類型化>

	違法性判定と区別するか。		被害者・加害者への影響を仮定的に検討するか。	
	区別型	非区別型	シミュレート型	非シミュレート型
日照	0	0	0	0
騒音・振動	2	15	2	15
眺望・景観	0	0	0	0
悪臭	0	1	0	1
風害	0	0	0	0
合計	2	16	2	16

このような抽象的一部差止めを内容とする差止めにおいては、差止めの範囲・手段の決定方法の観点から見ると、具体的な差止めの範囲・手段は定められないから、受忍限度が差止めの範囲・手段のターゲットとして機能することもなく、かつ、抽象的一部差止めという裁判例の類型は、受忍限度による違法性判定の過程と、差止めの内容決定の過程を区別しないようにも見える。

しかしながら、以下のとおり、個別の裁判例を見ると、抽象的一部差止めの裁判例は、50 デシベルの音量などの受忍限度を設定して、それを超えることを判定するとともに、受忍限度までの回復の手段の選択を加害者にゆだねるものであり、違法性判定と差止めの範囲・手段の決定を区別し、受忍限度をターゲットとした被害の回復を目指すものといえると考えられる。つまり、抽象的一部差止めにおいて、受忍限度は、第1節で論じた具体的一部差止めと同じ機能を果たしていると考えられる。その理由は以下のとおりである。

I 具体的一部差止めと結合した裁判例の検討

1 具体的一部差止めとともに抽象的一部差止めを命じた事例

まず、裁判例<2-10-1>・裁判例<2-10-2>²⁴¹は、抽象的一部差止めを判決主文の内容とするとともに、具体的一部差止めを内容とする判決を併せて言い渡した事例である。すなわち、同裁判例において、Yが家庭用冷暖房室外機を設置していたところ、近隣に居住するXが同室外機等からの騒音被害について、Yに対して、①Yは、Xに対し、毎日午後7時から翌朝午前8時までの間、境界線上において40ホン以上の音量の騒音をX所有地内に侵入させるな、②Yは、Yが設置した冷暖房室外機4基について、それぞれXが別紙で特定する消音箱を設置せよ、③Yは、Yが設置した強制換気装置にXが別紙で特定する排気消音器を設置せよ、④Yが設置した強制換気装置（乾燥機）に、Xが別紙で特定する排気消音器を設置せよとの判決を求めて提訴したという事案である。裁判所は、東京都の公害防止条例所定の騒音基準を受忍限度として採用し、請求の趣旨のとおり、Yは、毎日午後7時から翌朝午前8時までの間、騒音を40ホン以下に抑制する義務を負うこと、Yの室外機等による騒音が同基準を超えていること、Xが高齢で病氣療養中であること、主文掲記の消音機は騒音抑制機器として適正

²⁴¹ 差止めの範囲・手段が具体的一部差止めの場合と、抽象的一部差止めの場合で異なる事件として扱った。

であり、費用も過大ではないことなどを理由として、①Yは、Xに対し、毎日午後7時から翌朝午前8時までの間、境界線上において40ホン以上の音量の騒音をX所有地内に侵入させるな、②Yは、Yが設置した冷暖房室外機4基について、それぞれ裁判所が別紙で特定する消音箱を設置せよ、③Yは、Yが設置した強制換気装置に裁判所が別紙で特定する排気消音器を設置せよ、④Yが設置した強制換気装置(乾燥機)に裁判所が別紙で特定する排気消音器を設置せよとの判決を言い渡した。

このような判断をするにあたり、裁判所は、Xの被害が違法であると判定した後、①の部分(裁判例<2-10-2>として扱った部分)で、40ホン以上の騒音を侵入させてはならないという抽象的な内容の一部差止めを内容とするともに、②③④(裁判例<2-10-1>として扱った部分)の部分で、消音器等を設置せよという具体的一部差止めを命じた。この判決が実質的に命じた内容について、①の判決の部分、②③④と一体として解釈すると、40ホンを受忍限度とする違法性判定の過程において、40ホン=受忍限度を超えたと判定したのちに、①抽象的に、40ホンを超えるなという差止めと、②③④40ホンという受忍限度を超えない具体的な差止めの範囲・手段として消音箱等の設置を内容とする差止めを命じたといえることができる。つまり、被害者にとって重要なのは自らの被害が受忍限度以下になることであり、その手段は最重要ではないから²⁴²、仮に②③④の消音器等の設置が奏功せず、40ホン以下という受忍限度を達成できなかったとしても、加害者の選択した②③④以外の差止めの手段により、40ホン以下に騒音を抑制することができる。そうだとすれば、この裁判例は、①と②③④の2つの部分の主文をあわせて読むと、受忍限度までの回復の手段を、(1)②③④の消音器等の設置によるものと、(2)加害者の選択によるものと、いずれかを命じたものと理解することができる。

²⁴² 前掲・竹下「生活妨害の差止と強制執行」1頁、前掲・同「生活妨害の差止と強制執行・再論」27頁参照。

2 具体的一部差止めの請求を否定して、抽象的一部差止めを命じた裁判例

また、具体的一部差止めの請求を否定して、抽象的一部差止めを命じた裁判例を見ると、より明確に、裁判例が受忍限度を超えると判定しつつ、受忍限度以下にする差止めの範囲・手段を加害者の選択にゆだねることを示しているものがある。即ち、裁判例<2-17>において、YがA高等学校を運営し、空調のためエアコン室外機を屋外に設置していたところ、近隣に居住するXが、同室外機からの騒音被害を理由として、Yは、A高等学校の校舎南側に設置したエアコン室外機のうち、一部の室外機を撤去せよとの判決を求めて提訴した。裁判所は、「Xが受忍すべき限度を超えているというべきである」とした上で、「本件騒音が規制基準を超えているとはいえ、その程度は僅かであり、これを規制基準以下に抑えるためには、室外機の撤去だけではなく、防音壁の強化、騒音の小さな機種への更新、設定温度の変更等、様々な方法が考えられるところ、Yには、本件騒音を規制基準以下に抑える義務があるが、そのためにどのような方法を採用するかは、個々の方法に要する費用、個々の方法によって想定される効果、個々の方法が与える影響等を勘案して、Yにおいて自由に選択することを容認すべきである。そうすると、XらのYに対する差止請求については、上記各室外機の撤去請求は許されず、X方敷地に50デシベルを超える騒音の到達を差し止める、いわゆる抽象的不作為請求の限度で認容すべきものと解せられる」として²⁴³、Yは、Xに対し、A高等学校の校舎南側に設置したエアコン室外機から発する騒音をXの居宅敷地内に、50デシベル（特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準）を超えて到達させてはならないとの判決を言い渡した。

この判決は、受忍限度を50デシベルと設定した上で、Xの被害が50デシベルを超える、すなわち、受忍限度を超えていると判断した上で、Xの求める室外機の撤去という具体的な差止請求を否定するとともに、50デシベルを超えて到達させてはならないという抽象的一部差止めのみを認めるものである。その結果、判旨が明示するとおり、50デシベルの受忍限度まで被害を回復する手段は、被害者が求めた具体的一部差止めではなく、加害者自身が加害者の負担を考慮しつつ決定することになる。

²⁴³ その内容に照らすと、前掲・竹下「生活妨害の差止と強制執行」1頁、前掲・同「生活妨害の差止と強制執行・再論」27頁の影響を受けていると推測される。

3 抽象的一部差止めと具体的一部差止めの傾向との関係

これら2つの裁判例は、抽象的一部差止めについて、裁判所が、単に抽象的に一部差止めを命じたものではなく、実は、具体的一部差止めと同様、受忍限度までの回復を達成する差止めの範囲・手段を決定していることを意味すると考える。なぜなら、(ア)いずれの裁判例も、受忍限度を設定した上で、当該受忍限度に従って違法性の存否を判定することに加えて、具体的一部差止めの範囲・手段の決定を別途行っており(1の事例は肯定し、2の事例は否定した。)、(イ)抽象的一部差止めの裁判例が受忍限度として採用する基準は、条例等により客観的に定められたものに準拠するところ、そのような客観的に定まる基準を受忍限度として採用する限り、判決・決定の内容を抽象的一部差止め単独とするか、具体的一部差止めの判決・決定と併せて判断するか否かには影響しないからである。

そうだとすれば、これらの抽象的一部差止めの裁判例(特に、抽象的一部差止めのみで、具体的な差止めの範囲・手段を決定しない裁判例)は、この条例等の基準により採用された受忍限度により、被害が受忍限度を超えて違法か否かを判定すると同時に、当該基準=受忍限度までの回復を命じるものであり、ただ、具体的一部差止めだけを命じる場合と異なるのは、裁判所が差止めの具体的手段を選択せず、加害者にゆだねている点である²⁴⁴。

II 日照障害事件と騒音事件の傾向の違い——具体的一部差止めと抽象的一部差止め

このように考えることは、日照障害事件と騒音・振動事件において、一部差止めの内容に関する全体傾向が対照的であることから裏付けられる。

すなわち、以下の表のとおり、日照被害に基づく差止めと、騒音・振動被害に基づく差止めでは、対照的な関係にある。日照被害の一部差止めの裁判例において、抽象的一部差止めが存在せず、一部差止めはすべて具体的一部差止めであるのに対して、騒音・振動の被害の裁判例は、ほとんどが抽象的一部差止め、具

²⁴⁴ このように考えると、裁判所は、被害者が抽象的一部差止め又は全部差止めを求めて提訴した場合には、具体的一部差止めについては検討せず、加害者の選択に委ね、被害者(原告・申請人・申立人)が具体的一部差止めを請求する場合にはじめて、当該具体的一部差止めの適否を判断しているものといえる。

体的一部差止めは少ない。日照被害についても、例えば、「冬至において、Xの南側居間において、午前8時から午後4時までの間、4時間以上の日照を確保するように設計変更せよ」という抽象的一部差止めもあり得るにもかかわらず、そのような例が見当たらない。その理由は、以下のとおり、裁判所にとって差止の範囲・手段を決定することの難易の違いにあると考える。

<表：日照と騒音の傾向の違い>

	具体的一部差止め	抽象的一部差止め
日照	48	0
騒音・振動	4	18
合計	52	18

この点、上記で検討したとおり、抽象的一部差止めは、違法性判断と、差止めの範囲・手段の決定を区別し、被害回復のターゲットを定めて、被害を回復するものの選択については、加害者にゆだねる趣旨であるとすれば、特に騒音事件において、騒音回避の手段は多数あり、また、騒音が、立地条件や暗騒音などにより音量や不快さなどに大きな差が生じるという事案類型の性質上、裁判所は、加害者に差止めの範囲・手段の決定をゆだるという謙抑的な姿勢を示しているものとする。

これに対して、日照阻害事案においては、日照という性質上、裁判所にとって、建物のどこを削ればどの程度の日照を回復するか、建物の設計変更によるどの程度の費用が発生するかが明らかであるため、裁判所は、加害者に差止めの範囲・手段の決定をゆだねることなく、積極的に自ら差止めの範囲・手段を決定しているものと考えられる。

そうだとすれば、日照阻害事例と騒音事例は、違法性判断と差止めの範囲・手段の決定を区別して検討している点では共通しており、ただ、具体的な差止めの範囲・手段の決定を裁判所自身が行うか、加害者が行うかという点が異なっていることになると思う。

Ⅲ 小括

以上から、抽象的一部差止めの裁判例全体の傾向として、裁判例は、50 デシベルなどの受忍限度を設定して、それを超えることを判定するとともに、具体的な受忍限度までの回復の手段の選択を加害者にゆだねていた。したがって、抽象的一部差止めの裁判例は、一見すると、差止めの範囲・手段の決定方法として、違法性判断を1回のみ行うようであるが、具体的な差止めの裁判例と同様、違法性判断と差止めの範囲・手段の決定を区別し、受忍限度は、差止めの範囲・手段の決定に当たり、受忍限度までの被害の回復を目指すターゲットとしての機能を果たしているといえることができる。

第3節 差止め全部否定の裁判例に見る受忍限度の機能

差止請求を全部否定する(請求を棄却又は却下する)裁判例は、136件あった。これを事件類型別に分類すると以下の表のとおりとなる。すなわち、差止めを全部否定した裁判例のうち、違法性判断の判断過程を、差止めの範囲・手段の決定の過程と区別したものは7件(区別型)、区別しなかったものは129件(非区別型)であった。また、加害者、被害者への影響を仮定的に検討するものは29件(シミュレート型)、検討しないものは107件(非シミュレート型)あった。

<表：差止め全部否定の裁判例の類型化>

	違法性判定と区別するか。		被害者・加害者への影響を仮定的に検討するか。	
	区別型	非区別型	シミュレート型	非シミュレート型
日照	5	74	23	56
騒音・振動	1	43	3	41
眺望・景観	1	8	3	6
悪臭	0	3	0	3
風害	0	1	0	1
合計	7	129	29	107

I 全体傾向

このように、差止め全部否定の裁判例の傾向として、①裁判例は、違法性判定と、差止めの範囲の区別をしていなかった。また、②差止めを否定する場合、個別具体的な差止めの範囲・手段を念頭に、当該差止めによる被害者の被害の回復の程度と、加害者の負担などの影響を考慮していなかった。すなわち、裁判例は、差止めを全部否定する場合には、被害者や加害者への影響を比較衡量せず、単に、被害が受忍限度を超えないことを理由としていた。これは、裁判例が、差止請求を否定する場合、差止めの範囲・手段を措定したうえで、被害者の被害の回復の程度や加害者の負担の程度を考慮していないことを示している。すなわち、一元的アプローチとは親和的ではないことを示している。

II 全体傾向と一致しない裁判例について

差止めを全部否定した裁判例の全体傾向が以上のとおりであるとしても、無視できない数の裁判例が、全体傾向と異なっている。そこで、数の多い順に、シミュレート型と、区別型について、裁判例の全体傾向を否定するものであるかを検討する。

1 シミュレート型

裁判例の全体傾向は、差止めを否定するに当たり、被害者・加害者への影響をシミュレートしていなかったものの、29件の裁判例が、被害者の被害の程度と加害者の負担の程度のシミュレートをしていた。この29件から、違法性判定と差止めの範囲・手段の決定の判断過程を区別する区別型の7件²⁴⁵を除外した22件について見ると、以下のとおりである。

例えば、裁判例[1-4]は、Xの居住する土地と隣接する土地にYが9階建て（高さ29.6メートル）の建物を建築しようとしたため、XがYに対し、日照阻害を理由として、建物の建築の差止めを請求したところ、裁判所は、住居専用地域ではないが、住居地域に指定され、品川駅から徒歩8-10分程度の場所にあり、周辺には、7階建て、8階建て、11階建て（建築中）の建物があること、周辺は高層化の傾向が顕著になっていること、建物が完成した場合、Xの被害は冬至に

²⁴⁵ ただし、すぐ後に述べるとおり、これらは本論文の考える裁判例の全体傾向と一致する。

において2時間程度の日照となること、請求を認容した場合のYの損害は莫大であることなどを理由に請求を否定した。

この裁判例において、確かに、裁判所は、請求を認容した場合のYの損害は莫大であることを考慮している。したがって、この裁判例は、違法性判定としての受忍限度判断の要素として、加害者の負担を考慮しているとも思われる。しかしながら、この事案は、品川駅から徒歩8-10分程度の位置にあり、周辺には、7階建て、8階建て、11階建て（建築中）の建物があり、被害者が冬至において2時間程度の日照を確保できることから、加害者の負担について言及しなくても、差止めを否定できたと考えられる。そうだとすれば、この裁判例において、加害者の負担に言及する部分は結論を左右するものではなく、重要な要素ではないと考える。

裁判例[1-4]と同様に、工業地域や商業地域等に指定されていることや、周辺地域に、問題となっている建物と同等の高さの建物が多いことなどの地域性と建築された又は建築予定の建物の高さだけで、請求を棄却又は却下することができる事案として、裁判例[1-3]（準工場地域と住居専用地域が混在しており、高層化が進行している。）、裁判例[1-9]（住居地域かつ準文教地域で、周辺に多数の高層建築物がある。）、裁判例[1-20]（高度地区で、冬至において最低5時間の日照を確保できる。）、裁判例[1-21]（国鉄（当時）丸亀駅に近く、用途上は住居地域であるが、閑静な住宅街ではなく、密集して2階建ての建物が建っており、東面からの日照確保は考慮されていない。）、裁判例[1-24]（近隣商業地域で高層化が予測される。）、裁判例[1-28]（商業地域）、裁判例[1-37]（商業地域に指定されており、長崎市の商業地域の中心部で、県庁、市役所などが徒歩圏内であり、周辺には中高層の建物が多数立ち並ぶ。）、裁判例[1-38]（工業地域の指定を受けており、4階建て、3階建ての建物が多く、京福電鉄の駅の近くで、交通の便が良く、将来の発展の可能性もある。）、裁判例[1-39]（商業地域に指定されており、高度制限はなく、青山通りの近くであること、周辺には4階建て以上の建物も多く、高度化が予想されている。）、裁判例[1-42]（代々木駅、新宿駅から徒歩10分、4階以上の建物も多数建築されており、周辺は、住居区域の他に、第三種高度地区と定められ、高層マンションが建築されている）、裁判例[1-43]（商業地域の指定を受けており、大阪市の副都心部（阿倍野地区）から近く、周辺に5階、4階以上の建物が存在する。）、裁判例[1-45]（住居地域で、日影規制はなく、周辺には中高層建築物があり、さらに中高層化が予想されている。）、裁

判例[1-59]（商業地区の指定を受けており、中高層のマンションやビルが順次建設されつつある。）、裁判例[1-62]（周辺に既に13階建て以上のマンションが5棟建築されており、商業地域又は近隣商業地域に指定されており、土地利用の高度化が見込まれている。）、裁判例[1-78]（日照障害の程度は冬至において午前8時から正午までであり、第二種中高層住居専用地域であり、周辺の建物の多くが3階である。）がある。

これに対して、加害者の負担が差止めを否定する結論に影響したとみられるのは、わずかに、裁判例[1-5]、裁判例[1-11]、裁判例[2-4]、裁判例[2-25]、裁判例[3-1]、裁判例[3-8]の6件のみである。

2 区別型

差し止めを全部否定する（請求を棄却又は却下する）裁判例の中には、区別型の裁判例も7件あった。しかしながら、具体的一部差止めを検討したとおり、この7件は、いずれも、被害者の被害の程度が小さいことや加害者の負担が大きいことを理由として、差し止めを否定したものであり、具体的一部差止めの区別型の延長に位置づけられるものである。すなわち、これらの裁判例では、受忍限度は、違法性判定の基準となるとともに、差し止めの範囲・手段を決定するにあたり、被害回復のターゲットとなっていた（ただ、被害者の被害の程度や加害者の負担に照らして、被害を回復することが否定された。）。

したがって、差し止め全部否定の裁判例において区別型の存在は、差し止め全部否定の事例の全体傾向と矛盾するものではない。

Ⅲ 小括

このように、裁判例の全体傾向として、差し止めを否定する場合、個別具体的な差し止めの範囲・手段を念頭に、当該差し止めによる被害者の被害の回復の程度と、加害者の負担などの影響を考慮していなかった。すなわち、裁判例の多くは、差し止めを全部否定する場合には、被害者や加害者への影響を比較衡量せず、単に、被害が受忍限度を超えないことを理由としていた。

第4節 全部差止め裁判例に見る受忍限度の機能

全部差止めを内容とする裁判例は5件あった(第2章第2節)。裁判例として、裁判例<4-1>、裁判例<2-14>、裁判例<1-46>、裁判例<1-50>、裁判例<2-11>がある。

例えば、裁判例<2-14>では、Yが、第一種低層住居専用地域に位置する土地上に、いわゆるスーパー銭湯施設の建築を予定したのに対し、同土地周辺に居住するXが、このスーパー銭湯のボイラーや来訪客による騒音を理由としてスーパー銭湯の建物建築工事禁止の仮処分を求めたところ、裁判所は、Yのスーパー銭湯への来訪客による騒音はXが受忍すべき限度を超えたとし、本件建物の建築の全部を差し止めた。

この点、騒音については音量、日照については日照時間による受忍限度の設定が容易である。そのため、これまで見てきたように、生活妨害の差止裁判例において、大多数のものは、受忍限度たる一定の音量までの一部差止めにとどまっていた。例えば、裁判例<2-12>では、隣地でのカラオケ客による騒音が問題となったところ、裁判所は、夜間に限り営業を禁止した。そうだとすれば、建物建築の全部を禁止した裁判例<2-14>においても、受忍限度までの被害の回復を実現する差止めとして、夜間に限る営業の禁止や一定の音量以下にする旨の抽象的一部差止めも考えられる。

それにもかかわらず、この類型は、受忍限度を超えた差止めの範囲・手段が認められているため、受忍限度の機能は、受忍限度を超えた差止めが認められたことを確認するという消極的なものにとどまる。

第5節 小括——裁判例全体の傾向

裁判例215件全体の傾向として、(ア)差止めを全部否定する場合には、被害者又は加害者への影響を考慮することなく、被害が受忍限度を超えないことを理由としており、また、裁判所は、(イ)差止めを肯定する場合には、違法性の存否の判断と、差止めの範囲・手段の判断を区別し、(ウ)想定する差止めの範囲・手段について、受忍限度までの被害の回復をターゲットとして、被害者の被害の回復の程度と加害者の負担を比較衡量しながら、差止めの範囲・手段を決定していた。

これを受忍限度の機能という観点から言い換えると、①差止めの範囲・手段の決定方法として、受忍限度による違法性判定と、差止めの範囲・手段の決定の判

断過程を 2 段階に区別することを前提に、②受忍限度は、被害が違法となるか否かの基準として機能しており（受忍限度の第 1 の機能）、また、③受忍限度は、被害が受忍限度を超えた場合、裁判所が想定する差止めの範囲・手段について、被害者の被害の回復の程度と加害者の負担を比較衡量して決定される被害回復のターゲットとして機能していた（受忍限度の第 2 の機能）。

次章において、このような裁判例の全体傾向から帰納的に把握される受忍限度の機能を結論付けるとともに、裁判例の分析を通して得られた受忍限度の 2 つの機能に基づき、差止めの範囲・手段の決定方法及び決定基準について検討する。

終章 先行学説の検討、本論文の結論、今後の課題

本論文の課題は、差止請求の裁判例において、差止めの範囲・手段の決定に当たり、受忍限度がどのように機能しているかを検討することにより、差止めの範囲・手段の決定方法及び決定基準について考察することである。

第3章までの検討によれば、裁判例において、受忍限度は、違法性の存否を判定する第1の機能に加えて、第2の機能として、受忍限度が差止めの範囲・手段の決定に当たり、被害回復のターゲットとなるという機能を果たしていた。そこで、本章では、**第1節**において、受忍限度の2つの機能を結論づける。その上で、**第2節・第3節**では、このような受忍限度の2つの機能の分析に基づき、本論文の課題である、差止めの範囲・手段の決定方法・決定基準について検討する。すなわち、**第2節**において、先行学説である一元的アプローチの妥当性を批判的に検討し、**第3節**において、一元的アプローチではなく二元的アプローチに立ちつつ、差止めの範囲・手段の決定方法・決定基準について、裁判例の分析により得られた示唆を述べる。最後に、**第4節**において、今後の課題について言及する。

第1節 受忍限度の2つの機能

前章で検討したとおり、裁判例を分析した結果得られた受忍限度の機能に関する結論は、以下のとおりである。

すなわち、裁判例は、差止めの範囲・手段の決定方法として、受忍限度による違法性判定と、差止めの範囲・手段の決定の判断過程を2段階に区別していた。そのような2つの段階で、受忍限度は2つの機能を果たしており、第1の機能として、受忍限度は、違法性判定を行う段階では、被害が違法となるか否かの基準として機能していた（その際、裁判所が想定する差止めの範囲・手段をとった場合の被害者や加害者への影響を考慮していなかった。）。また、第2の機能として、受忍限度は、差止めの範囲・手段の決定基準として、被害が受忍限度を超えた場合、裁判所が想定する差止めの範囲・手段について、被害者の被害の回復の程度と加害者の負担を比較衡量して決定される被害回復のターゲットとして機能していた。

第2節 一元的アプローチ（先行学説）の検討

次に、裁判例における受忍限度の機能の分析に基づき、一元的アプローチの妥当性について検討する。先行学説たる一元的アプローチは、差止めの範囲・手段を決定する際、念頭に置く差止めの範囲・手段を事前に措定することにより、当該範囲・手段の差止めによる被害者の事情と加害者への影響を含めて、侵害された権利・利益の性質、被害の程度、加害者の行為態様など、広く被害者と加害者の事情を比較衡量して、前者が後者に優越して受忍限度を超えた場合に、当該範囲・手段差止めを認めるのかという一元的な判断により、差止めの範囲・手段を決定する考え方である。

そこで、一元的アプローチの妥当性について、差止めの範囲・手段の決定方法（Ⅰ）と決定基準（Ⅱ）に分けて、以下、検討する。

Ⅰ 決定方法としての妥当性——裁判例における区別の有無と訴訟法的観点

1 区別型の裁判例の存在

裁判例の類型化の結果によれば、差止めを肯定する区別型の裁判例からも、差止めを否定する区別型の裁判例からも、一元的アプローチを支持することはできない。以下、差止めを肯定した場合、否定した場合の順に論じる。

(1) 差止め肯定事例における区別型

第1に、差止めを肯定する場合、裁判例の全体傾向として、受忍限度を超えて違法であるという判段過程と、差止めの範囲・手段を決定する過程を区別していた（区別型。56件中38件）。

区別型の裁判例として、例えば、裁判例<1-40>において、Xの居住する土地と隣接する土地（都市計画法の第一種住居専用地域の指定を受けている。）上に、Yが2階建ての建物の建築を計画し、着工したため、XがYに対して、日照阻害を理由として建物の一部の建築禁止を請求した。裁判所は、諸事情を事実認定して「本件日照被害は全部のXに対する関係で受忍限度を超えるものになるといわざるをえない」とした上で（「区別」した上で）、改めて建物の建築工事の禁止を命じた場合の日照時間の回復の程度について検討し、結論として、建物の一部の建築の禁止を命じた。

このように、区別型が優勢であるから具体的一部差止めの裁判例は、全体傾向として、一元的アプローチを採用しているとは言えない。

(2)差止め否定事例における区別型

第 2 に、差止めを全部否定した事例においてすら、受忍限度による違法性判定と、差止めの範囲・手段の決定の判断過程を区別しているものが複数ある（7 件）。

すなわち、例えば、裁判例[1-27]を見ると、X が通う保育園に土地と隣接する土地に、Y が 4 階建ての建物を建築したため（完工済みである。）、X が Y に対して、日照阻害を理由として 2 階、3 階、4 階の一部の取り壊し（除却）を求めて提訴したという事案において、裁判所は、地域性、日照被害の程度等を詳細に検討し、本件の日照被害は受忍限度を超えるものというべきとしつつ、続いて、これと区別した判断として、「春分以降秋分までの間は、夏至を最高として、相当量の日照が確保できること……、本件建物は建築基準法上適法なものであること……、その他、Y の加害行為に格段の反社会性があるとも認められないこと、X も……卒園する予定であることとを考え合わせ、前記建物部分の撤去を許した場合の X の利益と、右撤去のもたらす Y の不利益を比較衡量すると、X の蒙る日照の阻害を理由として Y に対し、右建物部分の撤去を命じることは、明らかに不当といわねばならないのである」として、結論として、請求を棄却した。

この判決は、X の日照被害が受忍限度を超えていると明言しているにもかかわらず、日照の状況を改善するために必要な設計変更をした場合、Y が建築を断念するという加害者の負担を主たる理由として、差止請求を全部棄却したものである。仮にこの裁判例が一元的アプローチを採用するのであれば、受忍限度判断の諸事情の中に加害者の負担などを含めて総合的に考慮して、差止めを否定する結論を述べればよいはずである。ところが、差止めの範囲・手段については、上記裁判例は、被害が受忍限度を超えて違法であることを明確に宣言し、しかも、加害者の負担が大きすぎるという理由で、差止めを否定したものである。

したがって、これらの裁判例は、受忍限度を超えたことにより日照被害が受忍限度を超えて違法であるという判断過程と、差止めの範囲・手段を決定する判断過程を区別しているといえるから、一元的アプローチを支持していないと考える。

2 民事訴訟法上の観点——紛争解決の一回性

(1) 訴訟物の個数

差止めの範囲・手段の決定方法の考え方は、訴訟物の把握に関する考え方と表裏一体の関係にある。すなわち、一元的アプローチは、ある被害者がその権利・利益を侵害された場合、差止請求権の成否の前に、差止めの範囲・手段を決定しておくから、当然ながら、請求権の成否を検討した後に差止めの範囲・手段を検討する余地がなくなる。したがって、各々の特定の差止めの範囲・手段について訴訟物が成立し、特定の差止めの範囲・手段ごとに複数の請求権が成立することになる。例えば、道路騒音事例では、一元的アプローチによれば、「防音シェルターを設置せよ」という請求権と、「減音機械を設置せよ」という請求権を区別し、それぞれの請求権について成立要件を満たせば、自動的に差止めの内容（防音シェルターの設置や減音機械の設置）が決まり、それぞれが別個の差止請求権が成立する。これに対して、被害が受忍限度を超えるとして違法性が認められるとしても差止めの範囲・手段は明らかにならないから、差止めの内容（防音シェルターの設置や減音機械の設置等）を改めて決定することになり、したがって、被害者が提訴に当たり設定する訴訟物は1つである。このように、差止めの範囲・手段の決定方法の考え方は、訴訟物の把握に関する考え方と表裏一体の関係にある²⁴⁶。

(2) 訴訟物が複数になることによる問題点

そこで、訴訟物の個数の把握の妥当性について検討することは、一元的アプローチの妥当性を検討することでもあるので、一元的アプローチによる訴訟物の把握について、以下、民事訴訟法の観点から検討する。

²⁴⁶ 差止請求権の訴訟物の個数について検討するものとして、松本博之「抽象的不作為命令を求める差止請求の適応性」自由と正義 34 卷 4 号 (1983 年) 29 頁。

ア 差止請求の訴訟物の把握と紛争解決の一回性

この点、民事訴訟法の学説の中には、以下の指摘をするものがある。すなわち、抽象的不作為命令（抽象的一部差止め）の可否の前提問題として、差止請求事件の訴訟物は何かという点を検討するに当たり、ドイツの議論を参考にしながら²⁴⁷、差止めに関する紛争の単位についても、作為による差止めが複数考えられる場合に個々の作為ごとに分断することは、紛争の実態を無視しており、極めて不自然であり、いたずらに紛争解決手続を重複させるという点で不合理であると批判し、実態に即して、そうした争いを1個の統一的な紛争として捉え、一回的かつ抜本的に解決し得るようにすることが望ましいとするものがある²⁴⁸。

ここで、一元的アプローチを採用すれば、差止めの範囲・手段が多様であることを反映して、理論上は無数の請求権・訴訟物が考えられる。道路騒音事例を例にとると、多数の防音手段のうち、遮音壁を設置するとしても、壁の材質、厚さ、設置場所、高さ、製作者など無数の特定方法があり、その1つ1つについて請求権・訴訟物が成立することになってしまう。そうだとすれば、一元的アプローチに立つと、加害者・被告が、ある具体的措置を内容とする差止請求訴訟で請求棄却判決を得たとしても、別の具体的措置を内容とする訴訟で再び被告として訴えられることを許容することになる。このような帰結は、上記民事訴訟法学説が指摘するとおり、紛争の実態を軽視するものであり、紛争の一回的解決という点からすれば、民事紛争の解決として問題があると言わざるを得ない²⁴⁹。

²⁴⁷ 排他的権能を持つ権利のみに差止請求権が成立する実体法説、訴訟法説、新実体法説があるという（上村明広「差止請求訴訟の機能」新堂幸司編集代表『講座民事訴訟② 訴訟の提起』（弘文堂、1984年）273頁、290頁）。

²⁴⁸ 前掲・上村「差止請求訴訟の機能」290頁。

²⁴⁹ もちろん、無数の防音手段について、遮音壁、防音シェルター、減音装置など、一定のまとまりをもたせることは可能であろう。しかしながら、そのまとまりについての決定基準が存在しないという曖昧さが残る。このように、訴訟における審判対象であり、私人間の法律関係を規律する基本的要素である請求権・訴訟物について曖昧さを残すことには問題があると考えられる。また、裁判官の釈明権の行使（民事訴訟法149条）や、いわゆる争点効、「金銭債権の数量的一部請求訴訟で敗訴した原告が残部請求の訴えを提起することは、特段の事情がない限

イ 加害者は債務不存在請求訴訟を提起できるか

以上の議論を別の角度から見ると、給付訴訟の一種である差止請求訴訟の裏返しである、債務不存在請求訴訟の提起を考えるとわかりやすいかもしれない。すなわち、不法行為に基づく損害賠償については、債務者たる加害者は債務不存在確認訴訟を提起することができる（例えば、XがYに対して、不法行為に基づき金1000万円を超える損害賠償債務を負わないとの確認訴訟）²⁵⁰、差止請求訴訟の場合、一元的アプローチに立つと、差止めの範囲・手段に大小関係がない場合（同種である場合）、加害者にとって結果発生防止手段は無数にあるから、債務不存在確認請求訴訟を提起して紛争を解決することは事実上困難となってしまう²⁵¹。

このような帰結が妥当ではないのは明らかだろう。

り、信義則に反して許されない」とする最高裁判例（最判平成10年6月12日民集52巻4号1147頁）により対処することは可能であるものの、いずれも、依然として、曖昧さは残る。

²⁵⁰ 高橋宏志『重点講義 民事訴訟法（上）（第2版補訂版）』（有斐閣、2013年）70頁。

²⁵¹ 日照阻害事例で、建物の5階建てと4階建ては大小関係にある。しかしながら、同じ5階建てでも、西側の半分を削るのと、東側の半分を削るのとでは、大小関係にはない。

3 請求権の特定主体と時期

一元的アプローチに立つと、差止請求権の成否を決定する前に、差止めの範囲・手段を決める必要がある。では、肝心の差止め範囲・手段は、どのようにして決まるのだろうか。有力な学説によれば、差止めの範囲・手段について、「種々の差止めの方法のうち、実質的被害を発生させなくする限度で加害者の損失の最も少ない方法を選択する必要がある」とするところ²⁵²、そのような選択は誰がどの段階ですればよいのだろうか²⁵³。

ありうる考え方としては、請求者である被害者が、差止請求訴訟を提起する際に決定すればよいということかもしれない。しかしながら、被害者が訴訟を提起しなかった場合、被害者が選択しなかった内容の差止請求権については、被害者に帰属するのだろうか。例えば、「防音シェルターの設置」を内容とする請求権が被害者に帰属すると仮定すると、それとは別の「防音壁の設置」請求権の帰趨はどのようになるのであろうか。仮に、防音壁の設置についても請求権が被害者に帰属すると考えるのであれば、被害者には無数の請求権が帰属していることになる。しかしながら、このような捉え方は、論理的には不可能ではないものの、請求権が無数に存在しうるため、権利者が、訴訟提起前に、自身の持つ実体法上の権利の内容を意識的に特定できないという点で違和感を否めない。

また、請求者である被害者が、差止請求訴訟を提起する際に決定すればよいという、訴訟を前提に請求権の成否を判断するという発想は、訴訟を前提としていたローマ法のアクチオを克服し、訴訟法上の請求から訴訟前の実体法上の請求権が分離、独立した歴史的経緯²⁵⁴に逆行していると思われる。

²⁵² 大塚直「生活妨害の差止に関する基礎的考察（8・完）——物権的妨害排除請求と不法行為に基づく請求との交錯」法学協会雑誌 107 巻 4 号（1990 年）615 頁。

²⁵³ この点は、後記のとおり、差止めを肯定する非区別型の裁判例に対する批判でもある（後記第 3 節 I 参照）。

²⁵⁴ 奥田昌道『請求権概念の生成と展開』（創文社、2006 年）45 頁。川角由和「物権的請求権の独自性・序説——ヴィントシャイト物権的請求権論の『光と影』——」河内宏＝大久保憲章＝采女博文＝児玉寛＝川角由和＝田中教雄編『原島重義先生傘寿記念論集 市民法学の歴史的・思想的展開』（信山社、2006 年）397 頁参照。

4 裁判実務の一部による対応とそれに対する批判

(1) 加害行為の細分化による対応

裁判例の中には、一元的アプローチに親和的な発想から、以下のような法技術的な工夫により、結果として実質的に妥当な差止めの範囲・手段を決定しようとするものがある。例えば、裁判例<1-18>を見ると、差止めの範囲・手段の決定をするにあたり、受忍限度を用いるのは、1回のみであり、差止めの範囲・手段の決定について判断の段階を区別していないから（非区別型）、一元的アプローチに親和的である²⁵⁵。そして、そのような決定方法・決定基準で結論を導くに当たり、同裁判例は次のような工夫をしている。すなわち、建築予定の建物の1階部分からの日照障害、2階部分からの日照障害を区別して差止めの成否を検討しており、結論において「被害者は最小限度の日照を確保する必要から、本件建物のうち1階部分から受ける被害は受忍すべきを相当とし、それ以上の2階以上の部分の建築については工事差止めを求めることができると認めるのが相当である」としている。この裁判例は、1階部分と2階以上の部分で、被害の原因となる行為である建物建築行為を可分とみて、各階ごとに受忍限度を超えたか否かの違法性を判定することにより、1階部分の建築については受忍限度を超えず違法ではないとしつつ、2階以上の部分の建築については、受忍限度を超えて違法であるから、結果として、2階以上の部分を差止めの範囲とするという結論を得ている。この裁判例は、このような工夫をすることにより、あくまで受忍限度を超えたか否かにより差止めの範囲・手段を決定するという一元的アプローチに親和的な見解に立ちつつ²⁵⁶、結果として、差止めの範囲・手段を決定することに成功しており、この裁判例のような考え方は、理論的には成立しうると解される。

²⁵⁵ 仮処分事件であることもあって、判旨からは、一元的アプローチ、特に被害者や加害者の利益の衡量の点が不明であるため、この裁判例は典型的な一元的アプローチそのものとは言えない余地がある。

²⁵⁶ この裁判例が一元的アプローチではない可能性も残されているものの、一元的アプローチに親和的であるから、以下、この裁判例は一元的アプローチに立つとの前提で検討する。

(2) 批判的検討

しかしながら、このような考え方が理論的に成立し得るとしても、以下の批判がある。

ア 判断過程が不透明であること

第1に、このような裁判例の考え方では、差止めの範囲・手段の決定の過程が不透明になってしまう可能性がある。

すなわち、多種多様な差止めの範囲・手段が考えられることからすれば、上記の裁判例<1-18>のように、差止請求を可分とみて、一部請求・一部認容を組み合わせて、結果として差止めの範囲・手段を決定する考え方に従うと、差止めの範囲・手段に関する請求内容を細分化して、およそあり得る無数の差止めの手段を1つ1つ検討するということになる。しかしながら、そのように無数の差止めの選択肢から、なぜ裁判所が主文掲記の差止めの手段を選択したのか、どの要素を考慮して違法性を判定し、同時に差止めの範囲・手段を決定したのか不透明である。例えば、非区別型に分類される裁判例<1-42>を見ると、同裁判例は、全面的に建物の建築を禁止することを内容とする主位的請求を排斥して、結論として、一部差止めに限定する予備的請求と同旨の決定を導いたところ、主位的請求を排斥する理由として、「全面的に本件建物の建築を禁止する必要はなく」と述べるにとどまっているところ、「必要がなく」だけでは主位的請求を否定する理由には不足している。さらに、より重要なのは、最終的に裁判所が採用した予備的請求の内容を採用する理由も明らかにならないという点である²⁵⁷。この裁判例が、裁判所の自由裁量で差止めの範囲・手段を決定するものではないとすれば、暗黙の裡に、被害者や加害者の事情を衡量して、妥当な差止めの範囲・手

²⁵⁷ この点、日照障害について差止請求を認容する裁判例について、いわゆる受忍限度論を展開するに際し、詳細な理由を付しているものが相当数あるにもかかわらず、当該部分の建築禁止によってどのような被害が具体的にどの程度回復する点を明らかにしているものはほとんどなく、従前の認容例は、建築禁止部分の定め方が若干安易であったという評価がある（判タ 301 号 147 頁（裁判例<1-11>）の囲み解説）。この評価は、上記の一元的アプローチに親和的な非区別型の裁判例を批判するものといえる。

段を決定していると推測される。そうだとすれば、裁判所は、差止めの範囲・手段を決定する過程を表面化すべきであると考えられる。

イ 加害者の行為を細分化できるか

また、第2に、理論的な観点からも、加害者の行為による被害は細分化できるかという問題がある。

この点、受忍限度による違法性判定の対象は、加害者の行為による被害であって、差止請求を可分とみて、一部請求・一部認容のテクニックで細分化できるものではないという疑問がある。すなわち、例えば、加害者が5階建ての建物を建築しようとしている事例で考えると、加害者の行為は5階建ての建物の建築であり、その被害は5階建ての建物による日照障害である。したがって、被害の程度や地域性などによる違法性判定の対象は、あくまで5階建ての建物による日照障害であって、4階建ての建物の場合、3階建ての建物の場合などと、加害者の行為を細分化して改変することは、行為者の行為を対象とする違法性の判定とはもはや言えないと考える。

ウ 不法行為に基づく損害賠償との対比

さらに、第3に、これらの裁判例が試みていることを、仮に不法行為に基づく損害賠償に適用すると、不自然さが際立つ。すなわち、例えば、交通事故による人身被害があった場合、これらの裁判実務の考え方に従えば、損害賠償の額という不法行為の効果を算定するのに、1000万円であれば権利侵害を填補でき、999万円であればできないなどと、少しずつ請求権をずらすことにより、損害額を算定することになる。

このような考え方が、不法行為の効果の検討として不自然であるのは明らかであろう²⁵⁸。そうだとすれば、差止めについても加害者の行為を細分化して差止めの範囲・手段を決定することも不自然であると考えられる。

²⁵⁸ 究極的には1円単位で内容が決まる損害賠償と比較して、差止めは、1階、2階というように細分化の単位が大きいいため、損害賠償の方が加害者の行為による細分化の不自然さが目立つ。しかしながら、本来的には同様の批判が成り立っていると考える。

5 小括

このように、215 件の裁判例の分析結果と矛盾していること、民事訴訟法の観点から紛争の一次的解決に反すること、また、請求を特定する主体及び時期の点で曖昧さが残ること、さらに、裁判例の対応にも疑問が残ることから、一元的アプローチは、差止めの範囲・手段の決定方法として妥当とは言えない。

では、このように、一元的アプローチは、差止めの範囲・手段の決定方法として妥当ではないとして、次に、一元的アプローチは差止めの範囲・手段の決定基準としては妥当であろうか。この点、一元的アプローチは、差止めの範囲・手段の決定方法と決定基準を連動させるので、決定方法として妥当ではないことは、すでに決定基準として妥当でないことの理由になっているものの、さらに、決定基準としての比較衡量の要素を取り上げて、項を改めて検討する。

II 比較衡量の要素——決定基準としての妥当性

次に、差止めの範囲・手段の決定基準として、一元的アプローチが妥当であるかを検討する。

本論文が検討対象とする生活妨害の差止めに関する問題状況は、差止めを認める裁判例 79 件中 74 件が一部差止めであったことが示すとおり、一方的に被害者と加害者のいずれかの利益が優越するものではないため、被害者側の利益と加害者側の利益を何らかの形で比較衡量することは避けられない²⁵⁹。そして、一元的アプローチは、差止めの範囲・手段の決定を、差止めの成否と一体として、被害者と加害者の利益を比較衡量するものといえることができる。これによりはじめて、差止めの範囲・手段を決定することができるという優れた指摘であった。では、このような一元的アプローチを支持することはできるだろうか。一元的アプローチは、差止めの範囲・手段の決定を「違法性」判断の一環として行うから、まず違法性の判定基準としての一元的アプローチについて検討する。

²⁵⁹ 澤井裕『公害差止の法理』（日本評論社、昭和 51 年）20 頁など。

1 違法性の判定基準としての妥当性

(1) 裁判例の全体傾向からの分析

裁判例は、差止めを否定する場合、具体的な差止めの範囲・手段を念頭に、被害の程度と加害者の負担の程度を比較衡量しているだろうか。一元的アプローチは、差止めの範囲・手段の決定を違法性の判定の中で行うから、差止めを否定する場合にも、具体的な差止めの範囲・手段を念頭に、被害の程度と加害者の負担の程度を比較衡量することになるはずである²⁶⁰。

この点、差止めを全部否定した裁判例の中で、最も多いのは、ある差止めの手段を採用した場合の、被害者及び加害者への影響をシミュレートせずに、差止めを否定した事例であった（差止めを否定した事例 136 件のうち、107 件）。

<表：差止め全部否定の裁判例の類型化（シミュレートの有無）>

	シミュレート型	非シミュレート型	合計
日照	23	55	78
騒音・振動	3	42	45
眺望・景観	3	6	9
悪臭	0	3	3
風害	0	1	1
合計	29	107	136

例えば、裁判例[1-15]は、Yが、Xの居住する土地と隣接する土地に11階建てのマンションを建築することを計画したため、XがYに対し、日照阻害を理由として5階を超える部分の建築を禁止を求めて仮処分を申請した事案であるところ、裁判所は、この土地の地域性として、商業地域で、かつ準防火地域に指定されていること、このマンションが建築されても、Xは冬至においてなお2

²⁶⁰ この点、差止めを全部否定する場合（差止請求を棄却・却下する場合）、差止めの範囲・手段を措定した被害者・加害者への影響を比較衡量の要素としないという考え方も成り立ちうる。しかしながら、差止めを否定するのか肯定するのかという結論を先行させて判断基準を使い分けることになり、その難点を解決することは困難であると思われる。

時間 30 分程度の日照を享受することなどを理由として申請を却下したところ、同裁判例は、Y の負担、例えば 11 階建てのマンションが 6 階建てに変更された場合の設計変更の費用や、収益性の低下などについて、一切言及していない。

この点、この裁判例が一元的アプローチを採用するのであれば、ある差止めの範囲・手段を採用した場合、被害者の被害の回復の程度と加害者の負担を「必ず」比較するはずである。それにもかかわらず、上記裁判例は、加害者の負担に一切言及しておらず、加害者の負担を比較したとはいえない。

そうだとすれば、差止めを全部否定する場合、裁判例の全体傾向は、被害者と加害者の利益、特に加害者の負担を考慮していないことになる。

(2)違法性判定機能——最判平成 7 年 7 月 7 日と最判平成 6 年 3 月 24 日の分析
次に、この点をさらに検討するために、差止めの違法性の判定に関する最高裁判例を見る。

一元的アプローチの発想を支えるのは、前掲・最(二)判平成 7 年 7 月 7 日であると推測される。すなわち、同最判は、国道の騒音を理由として、国道供用の差止めが問題となった事例において、「物の供用が第三者に対する関係において違法な権利侵害ないし法益侵害となり、営造物の設置・管理者において賠償義務を負うかどうかを判断するに当たっては、侵害行為の態様と侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、侵害行為のもつ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等を比較検討するほか、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間にとられた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の事情をも考

慮し、これらを総合的に考察してこれを決すべきものである」と判示した²⁶¹ ²⁶²。同最判は、「侵害行為の態様と侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、侵害行為のもつ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等を比較検討する」としているから、一元的アプローチが、違法性の判定を、被害者の事情と加害者の事情の比較衡量によるものとするには根拠がありそうである。

しかしながら、前掲・最(二)判平成7年7月7日は、国道の供用という公共性のある事案についての判決であるところ、騒音事件において公共性のない事案も多数あること、また、騒音事件では、實際上、公共性のある場合に差止請求が認められる余地は小さいことから、公共性のある事件の判定の射程が、公共性のない事件に直ちに及んでいるとはいえないと考える。

そこで、公共性のない事件の最高裁判例として、騒音事件に関する最(一)判平成6年3月24日集民172号99頁(以下「平成6年最判」という。)について検討する。同最判は、被告が操業する工場が発する騒音被害について、原告が被告に対して工場の操業の全部停止(全部差止め)を請求した事案において、控訴審が、被告の工場の操業が、行政庁による是正勧告等無視する違法なものであったこと等を理由に全部差止めを命じたところ、最高裁は、「工場等の操業に伴う騒音、粉じんによる被害が、第三者に対する関係において、違法な権利侵害ないし利益侵害になるかどうかは、侵害行為の態様、侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、当該工場等の所在地の地域環境、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の諸般の事情を総合的に考察して、被害が一般社会生活上受忍すべき程度を

²⁶¹ これに先立ち、差止請求について訴えを却下したものの、いわゆる大阪国際空港事件において、最大判昭和56年12月16日民集35巻10号1369頁は、「侵害行為の態様と侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、侵害行為のもつ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等を比較検討するほか、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間にとられた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の事情をも考慮し、これらを総合的に考察してこれを決すべきものである」と判示していた。

²⁶² この判示は、直接には、損害賠償事件(民集49巻7号1870頁)に関する判示であるものの、差止請求事件(民集49巻7号2599頁)についても、判断要素はほぼ共通するとする。

超えるものかどうかによって決すべきである。工場等の操業が法令等に違反するものであるかどうかは、右の受忍すべき程度を超えるかどうかを判断するに際し、右諸般の事情の一つとして考慮されるべきであるとしても、それらに違反していることのみをもって、第三者との関係において、その権利ないし利益を違法に侵害していると断定することはできない」として、裁判官の全員一致で、原判決を破棄し、原審に差し戻した²⁶³。

平成6年最判の理由づけでまず気付くのは、最高裁は、諸要素を「総合的に考察して」としており、「衡量」「比較」など、被害者の利益と加害者の利益（負担）を比較して優劣を決定する言葉は用いていないという点である。すなわち、一元的アプローチによれば、受忍限度論は、ある差止めの範囲・手段をとった際の、被害者の利益に加えて、加害者の利益（負担）を考慮に入れて、前者が後者に優越する場合に受忍限度を超えて違法であるとするところ、平成6年最判の判断要素を見ると、被告の利益に相当するものが見当たらない。強いて言えば「加害者の加害の態様」がそれに該当するかもしれない。しかしながら、「態様」という言葉は、行為のありさまを意味し、行為のもつ価値・意味や利益状況を意味しないと解される。

また、平成6年最判は、違法性の存否の判定について、被害者の利益と加害者の利益の優劣ではなく、最終的・究極的には「一般社会通念上、受忍すべき限度を超えたか否か」を判断基準としている。

このように、一元的アプローチと、平成6年最判は異なる発想であると思われる。両者を対比すると、一元的アプローチによれば、受忍限度は、被害者側の事情と加害者側の事情とを幅広く比較衡量して、前者が後者を上回る場合に、違法であると考えられる考え方であり、被害者側・加害者側の事情の中に、ある差止めの範囲・手段を採用する場合の両者に与える影響を含み、かつ、そうすることにより、差止めの範囲・手段を決定する考え方であるといえる（天秤イメージ）。

²⁶³ 評釈として、森純子「工場騒音による被害の認定」伊藤眞＝加藤新太郎編『ジュリ増刊〔判例から学ぶ民事事実認定判例評釈〕』（有斐閣、2006年）237頁、加藤新太郎「違法操業中の生コン工場の騒音被害にも受忍限度論を適用すべきか〈Legal Analysis46〉」NBL1163号（2020年）74頁（論文タイトル中の「受任」は原文ママ）。

これに対して、平成6年最判は、違法性判定としての受忍限度は、受忍限度という一定の水準（いわば閾値）を超えるかを判断しているものである（閾値のイメージ）（表参照）。

<表：受忍限度と比較衡量>

	一元的アプローチ	最判平成6年3月24日
動詞	総合衡量する 比較衡量する	「総合的に考察して」
被告の利益に着目するか	広く被害者と加害者の事情を衡量する。ある差止め的手段を前提として原告と被告の利益・負担を含む。 被告の利益にも着目する。	原告・被害者の被害にのみ着目する。
被告の利益の内容	ある差止め的手段を取ることによる負担（費用支出など）	被告の負担を考慮しない。
最終的な判断基準	原告の利益が被告の利益を上回るか。	受忍限度を措定 一般社会通念上、受忍すべき限度を超えるか。
位置付け	違法性であり、かつ、差止めの範囲・手段を決定する。	「違法性について」
イメージ	天秤のイメージ	閾値のイメージ

2 差止めの範囲・手段を決定する基準としての妥当性

次に、一元的アプローチは、差止めの範囲・手段を決定する基準として妥当であろうか。

この点、具体的一部差止めの裁判例においては、全体として、受忍限度をターゲットとして被害が回復するように、被害者の被害の程度と、加害者の負担の程度を比較して差止めの範囲・手段を決定していた（第3章第1節）。したがって、この点は、一元的アプローチを支持できるようにも見える。なぜなら、一元的アプローチは、まさに、被害者の被害の程度と、加害者の負担の程度を比較することにより差止めの範囲・手段を決定する考え方だからである。しかしながら、上

記裁判例の全体傾向は、一元的アプローチとは相容れないと考える。その理由は以下のとおりである。

第1に、具体的一部差止め、抽象的一部差止めの裁判例の全体傾向によれば、被害者の被害の程度と、加害者の負担の程度を比較する前提として、違法性判定と差止めの範囲・手段の決定の判断過程を区別していた（区別型）。また、差止請求を否定するにあたり、裁判例は、被害者の被害の程度と、加害者の負担の程度を比較することなく、受忍限度を判断していた。したがって、判断過程の前段において裁判例が違法性判定に用いる要素と、後段において差止めの範囲・手段を決定する要素は異なるものであることを示している。

これに対して、一元的アプローチによれば、受忍限度による違法性判定という1段階の判断過程において、違法性に加えて、差止めの範囲・手段をも決定するため、違法性判定として用いられる要素が、差止めの範囲・手段の決定においても考慮されてしまう。例えば、日照障害事例における地域性について見ると、裁判例において、建築基準法上の日影規制の対象となるか否かという点や、周辺の建物の状況などの点は、日照時間に関する受忍限度を超えたかの判断に影響することはあっても、差止めの範囲・手段の決定には直接の関係を見出すことはできなかった。ところが、一元的アプローチによれば、これらが無差別に判断要素として、違法性、ひいては差止めの範囲・手段を決定することになる。

このような帰結になるのは、一元的アプローチにおいて、差止めの範囲・手段を決定する判断過程（違法性判定を区別するか否かという点）と、判断基準が連動していることが原因であると考えられる。

3 「加害回避可能性」の活用の可能性

違法性の判定において、ある差止めの範囲・手段による被害者・加害者への影響を考慮する必要があるという前提で、差止めの範囲・手段の決定方法と決定基準の双方に関連するものとして、主として日照被害において用いられる「加害回避可能性」という概念がある。

(1)加害者の負担と加害回避可能性

ある裁判例が、一元的アプローチを貫徹するには、比較衡量の要素のうち、具体的な差止めの範囲・手段を念頭に、被害者の被害と加害者の負担について、受忍限度の要素のどこかで比較する必要がある。そのような試みとして、受忍限度の要素のうち、加害回避可能性の中に、具体的な差止めの範囲・手段の影響を含めて判断する見解がある。すなわち、ある見解によれば、日照障害を理由とする差止請求の裁判実務²⁶⁴において、受忍限度は、日照を侵害する側と日照を害される側の双方の様々な事情を比較衡量できる点に合理性の根拠があるとしつつ²⁶⁵、日照障害については、実務上、①被害の程度、②地域性、③加害回避の可能性、④被害回避の可能性、⑤被害建物の配置構造等、⑥加害建物の用途、⑦先住関係、⑧加害建物の公法的規制違反、⑨交渉経緯、⑩協定違反等の判断要素を総合衡量して判断してきたとする²⁶⁶。そして、それらの要素のうち、加害回避可能性とは、建築建物の設計の変更の可能性や、一部上層階を削るなどの設計変更などの可能性をいい、加害回避可能性があれば、違法性の判定において、被害者に有利に、加害者に不利に考慮されるとする²⁶⁷。そして、そのような見解が引用する裁判例を見ると、「加害回避可能性」の中に、差止めの範囲・手段の決定において、加害者の負担に照らして加害を回避できることを含めている(裁判例<1-31>)²⁶⁸。

²⁶⁴ 裁判官が日照障害について執筆したものとして(肩書は各文献記載のものを転記した。)、鈴木勝利(東京地裁判事補)「日照妨害を理由とする建築工事禁止仮処分事件に関する裁判例の動向——判例にあらわれた受忍限度論——」判タ 297号(1973年)56頁、81頁、小林克巳(東京地方裁判所判事補)「日照事件の最近の動向について——仮処分事件を中心に——」判タ 363号(1978年)23頁、27頁、野村直之(釧路地方裁判所帯広支部判事補(前大阪地方裁判所保全部))「最近の日照権裁判例とその考察——日照権に基づく建築差止めをめぐって——」判タ 630号(1987年)2頁、高田公輝(東京地方裁判所判事補)「日照・日影事件◇その現状と課題◇」判タ 1183号(2005年)85頁、86頁。学者が執筆したものとして、藪重夫「日照の私法的保護に関する諸問題」北大法学論集 25巻 3号(1974年)1頁、45頁、「生活妨害に対する私法的救済——騒音・悪臭・

日照妨害などをめぐるトラブルと法的解決について——」西南法学論集 33 卷 1・2・3 号 (2001 年) 53 頁、86 頁参照。

²⁶⁵ 関澤潤「日照の侵害」山口和男編『裁判実務大系 16 不法行為訴訟法』(青林書院、1987 年) 437 頁。

²⁶⁶ 山口和男編『日照権訴訟の実務』(新日本法規、1980 年) 1 頁、19 頁(山口和男)、前掲・関澤「日照の侵害」437 頁など。前掲・鈴木「日照妨害を理由とする建築工事禁止仮処分事件に関する裁判例の動向」81 頁、前掲・小林「日照事件の最近の動向について」23 頁、野村「最近の日照権裁判例とその考察」2 頁、前掲・高田「日照・日影事件◇その現状と課題◇」85 頁、前掲・藪「日照の私法的保護に関する諸問題」1 頁参照。

²⁶⁷ 前掲・関澤「日照の侵害」443 頁。

²⁶⁸ 加害回避可能性という要素そのものにも疑問がある。というのは、加害回避の「可能性」であれば、常に存在するように思われるからである。すなわち、典型的な日照阻害事件を例にとれば、日照を阻害している(又は阻害しようとしている)建物は、もともと存在しなかったものであるから、加害者が加害を回避する「可能性」は必ず存在する。そうだとすれば、「加害回避可能性」を受忍限度判断の要素として取り入れることには意味がないことになる。この点、論者が引用する裁判例<1-31>みても、加害回避可能性について、「被申請人らにおいて、本件マンションのうち東西棟の建築位置を変更(南へ移動)することは、加害回避が不可能とはいえない」と判断するところ、このような「不可能とはいえない」という二重否定である限り、あらゆる加害は回避可能であると考えられる。

(2)加害回避可能性と結果回避可能性

もっとも、裁判官による解説の中には、「加害回避可能性」をこのように加害者の負担に照らして加害回避が可能であるかを問うのではなく、回顧的に、加害者が設計上の配慮などをすれば日照阻害が発生しなかったことを違法性の判定において重視する見解もある²⁶⁹。違法性の有無を判定する要素としての「加害回避可能性」をこのような意味として捉えるのであれば、それは、これまでも争いなく受忍限度の要素とされてきた結果回避可能性の言い換えに他ならず、差止めの範囲・手段の議論における加害者の仮想的な負担とは関係がないと思われる。

²⁶⁹ 前掲・高田「日照・日影事件◇その現状と課題◇」86頁。前掲・宮崎「日照妨害に関する仮処分事件」判タ 327号（1976年）39頁、52頁参照。

(3)混同の背景——設計変更可能性の多面性

このように、差止めの範囲・手段の決定における加害回避可能性と、結果回避可能性としての加害回避可能性に混同が生じる理由を考えると、特に、日照阻害事例において、まだ建物が建築されていない設計段階では、①結果回避可能性としての加害回避可能性と、②差止めの内容を設計変更により被害を回復させることができるという意味の加害回避可能性の区別が微妙であるためだと考える。すなわち、①建物がまだ建築されていない場合、特に、被害者が加害者と設計内容について交渉していたり、設計変更の要望をしていたりした場合、性質上、完成した建物により、被害者の享受する日照に対してどのような影響を与えるかの予測は容易であるため、加害者は日照が阻害されることを認識することができる。したがって、加害者に加害回避の可能性があることは明らかであり、ここに、加賀市芳賀結果を回避可能であったのにあえて回避しなかったという非難の要素が見いだされることになる。これに対して、②差止めの範囲・手段としての加害回避においては、加害者の負担と被害の回復の程度を衡量しながら、どのような差止めの内容が適しているかを模索し、シミュレートするものであるところ、加害者が設計変更に当たり、どの程度の負担を強いられるかを考慮することになる。この2つの別々の思考過程が、特に建物建築前において、設計変更により日照阻害を結果として回避するという点で重複するため、混乱の原因となったと考える²⁷⁰。

²⁷⁰ このような発想は、加害の原因としての建築予定の建物を細分化して、少しずつずらすことにより差止めの範囲・手段を決定する考え方とも通じる面がある（前記I）。

Ⅲ 小括

以上を要するに、一元的アプローチは、差止めの範囲・手段の決定方法として、裁判例の全体傾向から支持されないこと、紛争解決の一回性、差止請求権の特定主体と時期が不明である点、加害行為を細分化する裁判実務には難点があることから、妥当とは言えない。また、一元的アプローチは、違法性の判定の判断要素が裁判例の全体傾向から支持されないこと、差止めの範囲・手段の決定基準として衡量の要素が裁判例の全体傾向から支持されないこと、裁判例から支持されないこと、加害回避可能性を活用する考え方を支持できないことから、差止めの範囲・手段の決定基準としても支持できない。したがって、一元的アプローチは、差止めの範囲・手段の決定方法としても、決定基準としても妥当とは言えない。

第3節 裁判例分析に基づく差止めの効果・内容に関する考察

本論文の課題は、差止請求の裁判例において、差止めの範囲・手段の決定に当たり、受忍限度がどのように機能しているかを検討することにより、差止めの範囲・手段の決定方法及び決定基準について考察することである。

前節では、先行学説である一元的アプローチについて、裁判例の分析結果等に基づき、差止めの範囲・手段の決定方法の点でも、また、決定基準の点でも妥当とは言えないことについて述べた。

そこで、次に、裁判例を分析して得られた受忍限度の2つの機能に基づき、二元的アプローチの立場から、差止めの範囲・手段の決定方法の観点から、受忍限度の2つの機能を差止請求権の成立要件と効果として位置づけ（Ⅰ）、次いで、差止請求権の効果に位置づけられた差止めの第2の機能の分析をもとに、差止めの範囲・手段の決定基準（Ⅱ）について検討する。また、一元的アプローチと二元的アプローチの異同についても述べる（Ⅲ）。

I 差止めの範囲・手段の決定方法——成立要件と効果の二元的アプローチ

1 二元的アプローチの妥当性

前節において述べたとおり、裁判例の分析結果などに照らすと、差止めの範囲・手段の決定方法として、一元的アプローチを支持することはできない。そこで、本論文は、以下の理由から、差止めの決定方法として、二元的アプローチを支持する。

この点、裁判例の分析を通して、受忍限度は、①一般社会生活上の受忍限度を超えて違法であることを判定する機能（違法判定機能）に加えて、②差止めの範囲・手段の選択にあたり、加害者の負担を考慮しながら、差止請求を棄却・却下する場合まで含めて、被害者の被害の程度を受忍限度まで回復するターゲットとしての機能を果たしている（差止内容の決定機能）ことが分かった。このような2つの機能は、第1の段階で違法性があることを確認したうえで、第2の段階で受忍限度をターゲットとして差止めの範囲・手段を決定するという論理的な関係に立つから、差止請求権の成否及び内容決定も、2段階に分けて、二元的に行う必要があると考える。

これを別の角度から見ると、受忍限度の第2の機能は、受忍限度までの回復をターゲットとするものであるところ、アメリカ法の学説でも指摘されていたとおり²⁷¹、あるレベルまでの回復の手段を探求する場合、論理必然的に、当該レベルの設定がまず先行するため、判断構造として二元的となる。ある目標の設定は、その目標への到達手段の前提として別の過程となるからである²⁷²。したがって、これと同様に、本論文は、回復のターゲットとなる目標（受忍限度）の設定と、当該目標をターゲットとする差止めの範囲・手段の選択の判断過程を区別して、決定方法として二元的なアプローチを採用する。

²⁷¹ 第1章第2節参照。

²⁷² 一元的アプローチは、この点を、請求権の細分化により克服しようとしていたと思われるところ、そのような発想の難点については、既に述べたとおりである（本章第2節I）。

2 効果としての受忍限度——受忍限度の第2の機能の位置づけ

このような二元的アプローチを、既存の有用な法概念に照らして構成した場合、2つの判断過程・段階は、成立要件と効果に相当すると考える。その理由は以下のとおりである。

この点、二元的アプローチは、差止請求権の範囲・手段を決定するに当たり、決定方法として、被害が受忍限度を超えたかという段階と、差止めの範囲・手段を決定する段階を区別して、2段階で判断する。同様に2段階で請求権の存否・内容を判断する法概念として、成立要件、効果の2段階の判断がある。すなわち、法律の条文が「AならばB」と規定している場合、Aに相当するものが請求権の成立要件であり、Bに相当するものが権利義務の発生を内容とする効果である²⁷³。このような理解を前提に、受忍限度の第2の機能、すなわち、差止めの範囲・手段を決定する際のターゲットとなるという機能は、権利義務の発生を内容とする差止請求権の「出口」を決定するものであり、差止請求権の効果に相当するものであると考える。これに対して、受忍限度の第1の機能、被害が社会通念上の受忍限度を超えるか否かを決定するという機能は、「Aならば」に対応する「受忍限度を超えれば」という成立要件に相当するものと考えられる。また、これまでも、争いなく、受忍限度は違法性要件、すなわち成立要件の1つと考えられてきた。そうだとすれば、二元的アプローチは、成立要件・効果の判断構造と同様に2段階であり、かつ、受忍限度の2つの機能が成立要件・効果にそれぞれ該当するに適した内容であることから、受忍限度の第1の機能は、成立要件に位置づけられ、受忍限度の第2の機能は、効果に位置づけられると考える²⁷⁴。例えば、日照障害事例を「AならばB」に適用すると、日照被害が受忍限度

²⁷³ 山下純司＝島田聡一郎＝宍戸常寿『法解釈入門[第2版]』（有斐閣、2020年）17頁。高橋和之＝伊藤眞＝小早川光郎＝能見善久＝山口厚編集代表『法律学小辞典（第5版）』（有斐閣、2016年）1213頁参照。

²⁷⁴ なお、成立要件については、違法性の理解によっては、受忍限度以外の成立要件があり得るかもしれない。また、差止請求権の成立に故意・過失要件が必要であるという見解も考えられる。もっとも、受忍限度を超えることが差止請求権の成立要件であるという点については、争いがない。また、効果についても、受忍限度をターゲットとすること以外の準則もあり得るかもしれない。

を超えることが A（成立要件）、加害者が負う建物の一部除却義務が B（効果）に該当することになると考える。

3 小括——受忍限度の 2 つの機能の対比²⁷⁵

このような受忍限度の 2 つの機能を対比すると、まず、違法性判定機能を果たす受忍限度は、被害が一般社会生活上の受忍限度を超えて違法であるか否かを判定する基準となる。そこでは、被害の内容・程度、加害者の行為態様、加害者による措置など様々な事情を考慮して、被害が違法か否かという all or nothing の（二値的な）判断がなされ、過去に発生した事実に対して、回顧的に評価を行い、被害が一定のレベルを超えて、社会通念上、保護に値するか否かを判断している。

これに対して、一部差止めの効果・内容（範囲・手段）の決定における受忍限度は、被害が違法であることを前提として、差止めの範囲・手段の決定にあたり、

²⁷⁵ さらに、差止請求権の立法例及び立法提案の観点からも、二元的な考え方が示唆される。第 1 に、差止請求権の立法例を見ると、民事法分野において、特別法が差止請求権を規定する場合がある。そのような場合、以下のとおり、いずれも、成立要件と効果の 2 段階の構造になっている。例えば、消費者契約法 12 条 1 項本文において、「事業者……が、消費者契約の締結について勧誘をするに際し、不特定かつ多数の消費者に対して第 4 条第 1 項から第 4 項までに規定する行為……を現に行い又は行うおそれがあるとき」までが成立要件であり、「その事業者等に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる」が効果である。もちろん、民法の特別法の条文構造をもって、直ちに民事差止請求権の判断構造を決定する根拠とはならない。しかしながら、民事法分野全体の整合性を考えた場合、あえて一般法としての民事差止請求権が、特別法の差止請求権と異なる判断構造をとるのは望ましくない。そうだとすれば、特別法の差止請求権の条文構造は、一般法としての民事差止請求権においても、一元的アプローチではなく、二元的な判断構造を支持する根拠となると考える。

第 2 に、民事差止めに関する民法改正の立法提案を見ると、一元的アプロー

加害者の負担の程度を考慮しながら、被害者の被害の程度を受忍限度まで回復するターゲットとして機能する。ここでは、シミュレート型の裁判例でみたとおり、違法か否かという判定ではなく、受忍限度というターゲットに向けて、裁判所が念頭に置く差止めの範囲・手段について、被害者及び加害者への影響を仮定的に判断することにより、量的な程度、範囲及び質的な手段を決定し、未来予想的な仮想的、創造的な作業が行われる（以下の表参照）。

関連して、このように受忍限度に 2 つの機能があり、成立要件と効果の判断においてそれぞれ機能していると考えれば、そのような 2 つの場面で受忍限度は一致するののかという疑問が生じる。この点、確かに、結果として違法性としての受忍限度に及ばない差止めの効果が認められ場合、結果として回復したものが受忍限度の範囲内だったのではないかという考え方もある。実際にも、日照障害事例の裁判例<1-45>において、裁判所は、受忍限度を超えるとまず判断した上で（区別型）、受忍限度まで被害が回復するには不十分な内容の差止めを命じるに当たり、加害者の負担の程度も加味すると、被害の回復の程度が「受忍限度

ちではなく、二元的なアプローチに親和的である。すなわち、有力な民法学者によって構成された民法改正研究会は、民事差止めを民法に明文化する立法提案として、「671 条 1 項 自己の生命、身体、又は自由を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、相手方に対しその侵害の停止又は予防及びこれに必要な行為を請求することができる」とする（民法改正研究会『『日本民法改正試案』条文案一覧（民法改正研究会・仮案〔平成 21 年 1 月 1 日案〕〕」判タ 1281 号（2009 年）38 頁、141 頁）。この条文構造を見ると、「自己の生命、身体、又は自由を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は」という部分と、「相手方に対しその侵害の停止又は予防及びこれに必要な行為を請求することができる」という部分の 2 段階になっている（民法改正研究会とは別に差止めに関する立法提案を行う、新美育文「差止めについての立法をどのように考えるか」椿寿夫ほか編『民法改正を考える』（日本評論社、2008 年）345 頁参照）。

この点、民事法分野の整合性を考えた場合、一般法としての差止請求権が特別法の差止請求権と異なる考え方をとるのは望ましくない。そうだとすれば、この立法提案における差止請求権の条文構造は、一般法としての差止請求権においても、一元的アプローチではなく、二元的なアプローチを支持する根拠となると考える。

内にとどめることができ」「Yにおいて、甘受すべき範囲であるというべき」である」として、具体的一部差止めを命じた。したがって、この裁判例では、受忍限度として、違法性の判定と、差止めの範囲・手段の決定の段階で、別の内容で、2つあるように見える。しかしながら、同種の裁判例が少数であること、同じ「受忍限度」という言葉を異なる意味に用いることは望ましくないこと、受忍限度の設定とその限度までの回復という視点からは、論理必然的に異なる受忍限度を設定することはできないことから、多数の裁判例について受忍限度の機能という観点から分析した結果を左右しないと考える。

<表：受忍限度の2つの機能>

	違法性判定 (第1の機能)	差止めの内容決定 (第2の機能)
請求権の判断構造における位置付け	成立要件	効果
受忍限度の機能	一般社会生活上認められる受忍限度を超えたかという違法性判定の基準となる。	受忍限度を被害回復のターゲットとして、差止めの範囲・手段を決定する。
考慮する要素	被害の内容・程度、加害者の行為態様、被害回避の措置の有無・実効性等	ある差止めの範囲・手段を採用した場合の、被害者の被害の回復の程度又は加害者の負担の程度
判断内容	違法であるか否か 二値的判断	差止めの範囲・手段 質的・量的判断
判断の方向性・視線	回顧的・後ろ向き レトロスペクティブ	未来予想的・前向き プロスペクティブ
性質	確定した事実に対する 評価	仮想的、創造的

Ⅱ 差止めの範囲・手段の決定基準——第2の機能から導かれる準則

では、差止めの範囲・手段の決定方法として、成立要件と効果という二元的なアプローチを採用するとして、差止めの範囲・手段、すなわち、差止めの効果の決定基準については、どのように考えられるだろうか。

この点、これまで検討してきたとおり、裁判例の分析によれば、差止めの効果は、原則として、被害を受忍限度まで回復するものとなる。したがって、受忍限度までの回復を基準ラインとして考えると、被害の回復が受忍限度に至らない内容の差止めと、受忍限度を超える内容の差止めが現れることになる。そこで、受忍限度を標準ラインとして、被害が受忍限度まで回復しない内容の差止めを「過小差止め」と、被害が受忍限度を超えて回復する内容の差止めを「過大差止

め」と呼びたい。言い換えれば、裁判例の分析によれば、上記の原則には、以下のとおり、過小差止めと過大差止めという2つの例外があることになる。

1 原則——受忍限度までの被害回復

差止めの効果・内容の決定基準は、原則として、受忍限度まで回復する差止めの範囲・手段を採用し、そのような差止めの範囲・手段が複数ある場合には、そのうち、加害者の負担が最小となるものを採用するというものである。その裏返しとして、受忍限度を超える被害回復は認められない。

(1) 受忍限度まで回復する差止めの範囲・手段

最も基本的な原則として、差止めの効果（範囲・手段）は、受忍限度まで回復する差止めの範囲・手段となる。なぜなら、裁判例における受忍限度の機能について検討したとおり、具体的一部差止めの裁判例は、被害が受忍限度まで「回復する」「改善する」差止めの範囲・手段を採用しており、抽象的一部差止めの裁判例は、「〇〇デシベル」などの受忍限度を設定したうえで、抽象的な差止めにより、その受忍限度として設定されたラインまでの回復を内容とする差止めを命じていたと理解されるからである。

(2) 加害者の負担が最小となる差止めの範囲・手段

受忍限度まで回復する差止めの範囲・手段が複数ある場合は、加害者の負担が最小となるものが差止めの範囲・手段として採用される。そのように考える根拠は以下のとおりである。

第1に、裁判例によれば、受忍限度までの回復は必ず保証されたものではなく（第3章第1節）、加害者の負担に照らして、受忍限度未満の回復にとどまる場合がある。このことは、裁判例が加害者の負担を最小限度にすることを志向していることを示している。そうだとすれば、ある被害が受忍限度を超えて違法である場合であって、当該被害について、受忍限度まで回復する差止めの範囲・手段が複数あるとき、どの差止めの範囲・手段を採用しても同じ結果が得られるのであるから、裁判所は、上記の志向に照らして、加害者の負担が最小となるものを採用することになる（これに対して、受忍限度までの回復に足りる差止めの範

困・手段が単独である場合には、当該差止めの範囲・手段が採用されることになる²⁷⁶。)

第2に、学説の中には、差止めの程度を決定するにあたり、加害者の負担を最小限にすべきである（比例原則に従うべきである）という指摘がある。すなわち、まず、澤井裕は、公害を発生させている工場の活動の全面禁止を命じることができるのはどのような場合かを検討する文脈で、「差止は被害者の程度との関係で比例原則を維持しなければならず、被害を受忍限度以下にさせるかぎりでの差止でなければならない」、したがって、工場の全面禁止は例外的な場合に限るとの見解を示す²⁷⁷。この見解からは、差止めの範囲・手段を決定するに当たり、被害を受忍限度以下にせねばならず、また、被害者の被害の程度との関係で比例原則を維持し、過剰な負担を加害者に強いてはならないから、受忍限度まで被害を回復できる差止めの範囲・手段が複数ある場合には、加害者の負担が最小になるものを選択する必要があることになるだろう。

また、より直截に、大塚直は、「差止を認容ないし一部認容するときにも、右の種々の差止めの方法のうち実質的被害を発生させなくする限度で加害者の損失の最も少ない方法を選択する必要がある」とする^{278 279}。

²⁷⁶ 差止めの範囲・手段は多種多様なことが多いから、差止めの範囲・手段が複数ある場合も多いと考えられる。

²⁷⁷ 澤井裕『公害差止の法理』（日本評論社、昭和51年）154頁。さらに続けて、論者は、「……簡単に一切の排出を禁止しようとするのは、……一般的には、比例原則を失った過大禁止だと思う」とする（同162頁）。

²⁷⁸ 前掲・大塚「生活妨害の差止に関する基礎的考察（8・完）」615頁。なお、「実質的被害」とは、「従来、漠然と『受忍限度』といわれていたもののうち、被害の程度に関する点がこれに当たる」とされている。

²⁷⁹ 公共性のある事案についてはあるものの、鳩山秀夫「工業会社の営業行為に基く損害賠償請求権と不作為の請求権」法学協会雑誌29巻4号（1911年）599頁、618頁は、加害者の負担に照らした合理的判断を強調し、また、宮澤俊昭「環境法における私法の役割（後篇）（2）——集合的・公共的利益の実現に対する民法と行政法の相互補完の可能性」近畿大学法学52巻1号（2011年）183頁、201頁は、公法との関係（比例原則）で、当事者の利益について均衡性や必要性の原則が妥当する旨指摘する。

このように、これらの見解は、いずれも、被害を受忍限度まで回復させる差止めの範囲・手段のうち、加害者の負担を最小限にすべきである（比例原則に従うべきである）とするものである。したがって、これらの見解によれば、差止めの範囲・手段として認められる上限は受忍限度であり、受忍限度まで回復する差止めの範囲・手段のうち、加害者の負担が最小となるものを採用するという原則的基準の根拠となると考える。

第3に、第3章第2節で検討したとおり、抽象的一部差止めの裁判例に関する受忍限度の機能分析によれば、抽象的一部差止めによる差止めの範囲・手段の決定も、この原則的基準の根拠となる。すなわち、抽象的一部差止めにおいて、裁判所は受忍限度を超えたとの判断の後に、加害者に対して、被害を受忍限度まで回復することを命じるころ、実際の差止めの範囲・手段は、加害者の選択に委ねられる。そして、加害者は、自らの負担の最も小さな差止めの範囲・手段を選択することが通常であると考えられる。

そうだとすれば、抽象的差止命令の裁判例が示すのは、結果として、具体的一部差止めと同様、ある被害が受忍限度を超えて違法である場合、当該被害について受忍限度まで回復する差止めの範囲・手段のうち、加害者の負担が最小となるものを採用することである。

(3)被害回復の上限としての受忍限度

また、多くの具体的一部差止め及び抽象的一部差止めの裁判例全件において、受忍限度を超えた差止めの範囲・手段は認められなかった（第3章第1節、同第2節）。したがって、受忍限度を超える被害の回復は認められないと考えられる²⁸⁰。

²⁸⁰ なお、受忍限度が被害回復の上限になる点について、裁判例の中に、その理由を示すものは見当たらなかったものの、裁判例は暗黙の前提としていると思われる。

2 例外——過小差止めと過大差止め

これまで検討してきたとおり、裁判例の分析によれば、差止めの効果は、原則として、被害を受忍限度まで回復するものとなる。したがって、受忍限度までの回復を基準ラインとして考えると、被害の回復が受忍限度に至らない内容の差止め（過小差止め）と、受忍限度を超える内容の差止め（過大差止め）が現れることになる。以下、それぞれ検討する。

(1)例外その1——過小差止めの例外²⁸¹

1つ目の例外は、過小差止めの例外である。すなわち、裁判例によれば、加害者の負担に照らして、受忍限度までの回復を実現することができない場合がある。この場合、受忍限度を回復するに足りる差止めの範囲・手段は認められず、ひいては、差止めが否定される（棄却又は却下される）場合すらあった（「ターゲットしての受忍限度」）。これを差止めの効果の決定基準の観点から見ると、被害者は、違法性判定で用いた受忍限度までの回復を達成できないこととなり、つまり、過小差止めということになる。

この点、有力な学説は、「健康被害を発生させない複数の差止の方法（例えば、操業停止と防止設備設置）がありうるとすれば、そのどちらを選択するかが問題となるが、……健康被害に至らない実質的被害の発生が加害地の地域慣行性に適合した利用であるか否かを検討し、適合しない場合には、実質的被害の発生を抑える方法と必ずとるべきであるのに対して、適合する場合は、手続上の瑕疵や重大な法規の違反のない限り……、差止が認められない場合の被害……と、当該差止が認められた場合の加害行為の社会的有用性の欠落による損失及び加害者の犠牲にされる利益との和を比較して決せられることになろう……。後者の場合には、実質的被害の発生を抑制しないより費用のかからない措置しか命じえ

²⁸¹ David S. Schoenbrod, *The Measure of an Injunction: A Principle to Replace Balancing the Equities and Tailoring the Remedy*, 72 MINN. L. REV. 627 (1988) を参考にした。すなわち、同論文は、plaintiff's rightful position を基準として、less than plaintiff's rightful position（原告の正当な地位よりも小さい差止め。本論文が過小差止めと呼ぶものに相当する。）と、more than plaintiff's rightful position（原告の正当な地位よりも大きい差止め。過大差止め。）とを区別して、それぞれ検討している。

ないこともありうる（但し、少なくとも経済的に期待可能な措置はとる必要がある。）とする²⁸²。

この見解は、加害者の負担に照らして、実質的被害（論者は、受忍限度を超える被害のことをさしている。）を回復しない差止めしか認められない場合があることを指摘していると解される。そして、その趣旨は、本論文が裁判例の分析から得た、上記の過小差止めに関する示唆と実質的に一致していると考えられる。

(2)例外その2——過大差止め

2つ目の例外は、過大差止めの例外である²⁸³。

上記の原則的基準のとおり、受忍限度を超える被害の回復は認められない。しかしながら、全部差止めの裁判例においてみたとおり、裁判例の中には、被害の回復が受忍限度を超える差止めの範囲・手段を命じるもの（全部差止め）、すな

²⁸² 前掲・大塚「生活妨害の差止に関する基礎的考察（8・完）」法学協会雑誌 107 巻 4 号（1990 年）563 頁脚注 189、618 頁脚注 316。

²⁸³ 田村善之「第 6 章 知的財産侵害訴訟における過剰差止めと抽象的一部差止め」同『知的財産権と損害賠償』（弘文堂、2004 年）149 頁（初出：ジュリ 1124 号（1997 年）89 頁、ジュリ 1125 号（1997 年）129 頁）の脚注 6 は、本来であれば認められない差止めが認められることを「過剰差止め」と呼んでいる。そして、「過剰」という言葉について、問題の差止め等が行き過ぎであるか否かがまさに問われているのであるから、最初から行き過ぎであることを示唆するかどうか「過剰」という言葉でもって問題の現象を指称することには問題があるものの、具体的ではあるが広範な差止めという意味で抽象的一部差止めとは異なる問題であることを表現するために、とりあえず、過剰差止めという言葉を用いることにするとする。本論文も、おそらく、ここでの「過剰差止め」と同じ問題状況を検討していると推測するものの、上記田村論文が受忍限度に言及していないため、別の概念である可能性に配慮して、「過大差止め」と呼ぶことにする。田村論文と同様に、「過大」という言葉は、差止めが行き過ぎであることを前提にするものではなく、本来であれば受忍限度と目される限度を超えた差止めが認められている現象をさして、「過大差止め」と呼ぶこととする。

わち、過大差止めの裁判例が存在していた（第3章第4節）²⁸⁴。この点、過大差止めについて、受忍限度は、当該差止めの範囲・手段が受忍限度を超えているという消極的な機能しか果たしていない。したがって、受忍限度の機能に基づいて、差止めの範囲・手段を決定する基準を導くことはできない。

もっとも、以下のとおり、アメリカ法の議論や日本の知的財産法の議論を参照すると、過大差止めを許容する基準を見出すことができ、その基準によれば、日本の過大差止めの裁判例を正当化することができる。したがって、過大差止めの裁判例の数が少ないため（5件）、十分に帰納的な分析はできないものの、日本の裁判例も、そのような基準を支持していると考えられる。

²⁸⁴ 過大差止めの定義（受忍限度を超える差止めの範囲・手段を内容・効果とする差止め）からすれば、過大差止めは全部差止めである必然性はない。例えば、騒音事例で受忍限度が55デシベルである場合、加害者の活動を全部停止せず、50デシベルにするような防音壁の設置を命じる差止めも、過大差止めに含まれる。もっとも、裁判例には、全部差止めではない過大差止めの事例は見当たらなかった。

ア アメリカ法の議論からの示唆

まず、アメリカ法における差止めの議論によれば、裁判所は、原則として、原告を原告の正しい地位（plaintiff's rightful position）よりも良い地位に置く差止め（これは、本論文が過大差止めと呼んだものに相当する。）は認められない。しかし、このアメリカ法の議論によれば、裁判所は、例外的に、差止めの「目的」が正当である限りで、差止めの内容は、被告に対して、原告の正当な地位を超える差止めを命じることができると解されているという²⁸⁵。そして、アメリカ法の「原告の正当な地位」を日本法の「受忍限度」に入れ替えるなどして理解すると、以下の2つの場合、過大差止めの禁止に対する例外が認められる。すなわち、第1に、受忍限度を回復する差止めの範囲・手段の実効性が、裁判所や第三者にとって不明確であって、被告が実効的な被害回復の措置をとらないことが予想される場合、受忍限度を超える差止めが認められ、また、第2に、性質上、被害が受忍限度まで回復した状態を実現する差止めの範囲・手段がない場合、受忍限度を超える差止めが認められるとされていた。

イ 日本の知的財産法議論からの示唆

次いで、日本の知的財産法の分野においても、本論文の整理によれば過大差止めに該当するものに関して、以下の議論がある。すなわち、日本の知的財産法の分野において、原則として、差止めの範囲は必要な限りで認められるのであり、したがって、営業秘密の不正使用事件において、営業秘密を利用した事業の全部ではなく、営業秘密を不正使用した部分に限って差止めが認められる²⁸⁶。

これに対して、大阪地判平成8年4月16日²⁸⁷は、原告と被告との間で、男性用のかつらの販売競争があったところ、被告が原告の顧客名簿を不正に取得して、顧客を勧誘した被告に対して、原告が当該名簿の利用の差止めを求めた事案において、原告顧客名簿登載の顧客を勧誘することを禁止する内容の差止めを命じた。この裁判例は、ある顧客情報の取得経路について、不正に取得された名簿とは異なる手段で取得した顧客情報に基づく顧客勧誘や顧客取得の可能性が

²⁸⁵ 第1章第2節参照。

²⁸⁶ 前掲・田村「知的財産侵害訴訟における過剰差止めと抽象的一部差止め」152頁。

²⁸⁷ 知裁集28巻2号300頁。

ある限り、本来であれば差し止められない行為を対象にする可能性がある点で、正当化されないとの見方もできる²⁸⁸。

しかしながら、知的財産法分野の学説によれば、この判決は、正当であると評価される²⁸⁹。その理由は、この裁判例の特殊性として、いったん原告の顧客名簿を用いた勧誘行為が行われた以上、顧客名簿の廃棄を認めるだけでは、その後しばらくの間は、不正に取得された顧客名簿に基づく問題となった勧誘の結果として、被告店舗に来店したり電話連絡したりする者が続くと推量される点にある²⁹⁰。本件では、名簿の利用をやめさせるか、名簿の利用を許すかの二者択一になるという点で、アメリカ法に基づく示唆において過大差止めが認められる第2の場合である、性質上、受忍限度まで回復した状態を実現する差止めの範囲・手段がない場合に該当すると考える。

したがって、アメリカ法の示唆に基づく上記2つの例外基準のうち少なくとも1つは、日本の知的財産法分野の学説からも支持される。

²⁸⁸ 前掲・田村「知的財産侵害訴訟における過剰差止めと抽象的一部差止め」152頁。

²⁸⁹ 前掲・田村「知的財産侵害訴訟における過剰差止めと抽象的一部差止め」152頁。

²⁹⁰ 前掲・田村「知的財産侵害訴訟における過剰差止めと抽象的一部差止め」152頁。

ウ 検討

以上のアメリカ法の議論及び知的財産法の議論からの示唆に基づくと、ある差止めの範囲・手段が受忍限度を超えている場合、原則として、そのような範囲・手段の差止めは認められない。しかし、例外的に、一見すると、受忍限度を超えているとしても、①受忍限度を回復する差止めの範囲・手段の実効性が、裁判所や第三者にとって不明確であって、被告が実効的な被害回復の措置をとらないことが予想される場合、又は、②性質上、被害が受忍限度まで回復した状態を実現する差止めの範囲・手段がない場合、受忍限度を超える差止めが認められると考える²⁹¹。

そこで、次に、この例外許容基準を、日本の全部差止めの各事例に適用して、同基準の妥当性を検討する。

エ 裁判例の検討

(ア)スーパー銭湯の来訪客による騒音

裁判例<2-14>において、Yが第一種住居専用地域の中に、いわゆるスーパー銭湯（規模が大きく、湯船以外の機能を備えた入浴施設のことである。多数の客の来訪が予想される。）を建設しようとしたため、Xが当該銭湯の建物の建築禁止を請求した事案において、裁判所は、一方で、①スーパー銭湯のボイラー等が発する騒音は受忍限度を超えないとしつつ、他方で、②来訪者が駐車場で車のドアの開閉や会話の音を理由として、スーパー銭湯自体の建設を禁止した。この点、来訪者の発する音についても、他の多くの騒音事例と同様、一定の音量を超えないことを命じる抽象的一部差止めを命じるのが可能であるので、この裁判例は、過大差止めとして、許容されないのではないかという疑問が生じる。

しかしながら、判旨に詳細な記載はないものの、紛争の実態に照らすと、この事案は、深夜の騒音が問題となっていること、来訪者が駐車場等で発する騒音について、被害者の居宅と駐車場が距離的に近いことも相まって、實際上、加害者（スーパー銭湯運営者）側に、具体的な措置を求めることが困難である（例えば、駐車場の入り口に「大きな声で話さないでください」という貼り紙をしても、車で来訪する者がその貼り紙を読むことは少なく、実行できあるとは思えない。）。

²⁹¹ 例えば、抽象的一部差止めは、受忍限度まで回復した地位と正確に一致した差止めを内容とするものである。

したがって、アメリカ法の学説が示唆する過大差止めの例外の 1 つ目、すなわち、受忍限度を回復する差止めの範囲・手段の実効性が、裁判所や第三者にとって不明確であって、被告が実効的な被害回復の措置をとらないことが予想される場合に該当すると考える²⁹² ²⁹³。

(イ) 皮革廃棄物からの悪臭

また、裁判例<4-1>では、皮革から発生する廃棄物（ニベ）による臭害が問題となった。ここで、確かに、被害を受忍限度まで回復する手段として、受忍限度に相当する臭気濃度等を定めて抽象的一部差止めを命じることも可能であるように考えられる（実際に、裁判例<4-2>神戸地判平成 13 年 10 月 19 日はそのような抽象的一部差止めを命じた。）。しかしながら、臭気濃度等を規制基準として採用した悪臭防止法の制定時期（1971 年）に加えて、この裁判の時期（1971 年）においては、計測機器等が普及していないと思われることを考えあわせると、この事案においては、抽象的一部差止めによる差止めという選択はなかったと推測される。

そうだとすれば、この事案において、受忍限度を回復する手段は、加害者がニベを集積していた土地を用いるか、用いないかの二者択一であることになる。そうだとすれば、この事件は、アメリカ法の学説が示唆する過大差止めの例外の 2 つ目、すなわち、性質上、被害を受忍限度まで回復した状態を実現する差止めの範囲・手段がない場合に該当すると考える。

²⁹² なお、アメリカ法の学説が示唆する過大差止めの例外の 2 つ目、すなわち、性質上、受忍限度に正確に一致する状態を実現する差止めの範囲・手段がない場合には該当しないと考える。なぜなら、差止めの手段として、例えば夜間に限って 50 デシベル以上の騒音を侵入させないなどの抽象的一部差止めも考えられるからである。

²⁹³ さらに、加害者の負担が、建物完成後の除却よりも建築前の建築中止の方が軽いことにも照らして、スーパー銭湯の建物建設前の段階では、加害者の負担が大きくないことも、この結論を支持する要素となると考える。

(ウ)日照阻害事例

裁判例<1-46>及び裁判例<1-50>では、日照阻害事例において、裁判所は、加害者に対して建物建築の全部停止を命じた。この点、加害者は、所有権を行使して建物等を建築しているのであり、所有権等の行使を完全に否定することは、当該所有権を否定することに他ならないから、差止めが認められるとしても、一部差止めにとどまるはずである²⁹⁴ ²⁹⁵。実際、既にみてきたとおり、日照阻害事例では、認容事例 50 件のうち、48 件が一部差止めにとどまっている。

もっとも、決定文からは不明であるものの、加害者の建築計画に照らして、受忍限度までの日照被害の回復のための設計変更が不可能であって、全部差止め以外に差止めの手段がないという理解も可能である。このような理解が可能であれば、アメリカ法の学説が示唆する過大差止めの例外の 2 つ目、すなわち、性質上、被害が受忍限度まで回復した状態を実現する差止めの範囲・手段がない場合に該当するものであり、過大差止め禁止の例外として許容されると考える²⁹⁶。

²⁹⁴ また、この裁判例は、「(Y の) 交渉態度は債権者の人格権を十分尊重したものととは言えない」と判示するなど(裁判例<1-46>は、「交渉過程において十分な配慮を示したことがない」と述べる。)、加害者の行為の悪性に注目した、一種の制裁的な要素があると考えられ、前掲・最判平成 6 年 3 月 24 日の下では、維持されないものとする。

²⁹⁵ もっとも、当該建物の建築計画についてのみ禁止するものであり、新たな建築計画、例えば周辺の建物の高さと同等の 2 階建ての建物の建築などは許容されるということかもしれない。なお、掲載誌(判タ 984 号 274 頁)の囲み解説は「X の建物は、現状はともかく、都市計画法上の商業地域内にあり、従前から十分な日照を受けていなかったこと、仮処分申立て後ではあるが、代替措置の提案を受けていることから、本決定の結論には異論の向きもあるかもしれない」と述べる(判タ 984 号 275 頁)。裁判例<1-50>にも同旨の主文の記載がある。

²⁹⁶ ただし、理由付けが不足しているとの印象は否めない。

(エ)レディミクスト工場からの騒音事例

裁判例<2-11>は、工場の騒音被害が問題となった事例で、抽象的一部差止めが可能であるにもかかわらず、加害者の行為の悪性を重視して（著しい違法操業であった。）、工場の操業の全部停止を命じている。そして、①受忍限度を回復する差止めの範囲・手段が、裁判所や第三者にとって不明確であって、被告が実効的な被害回復の措置をとらないことが予想される場合、又は、②性質上、被害が受忍限度まで回した状態を実現する差止めの範囲・手段がない場合のいずれの場合も該当するとはいえず、行き過ぎた判決であり、正当化は困難であるといわざるを得ない。

実際、この裁判例は、最高裁により、加害者の行為の悪性が大きいとしても、それのみをもって差止めを認めることはできず、被害の程度等の要素を総合衡量すべきであるとして、裁判官の全員一致で破棄されている（前掲・最判平成6年3月24日）。

したがって、この裁判例は、差止めの範囲・手段の決定基準の検討にあたって考慮する必要性は高くないといえる。

オ 小括

以上を要するに、過大差止めの例外が認められるのは、①受忍限度を回復する差止めの範囲・手段が、裁判所や第三者にとって不明確であって、被告が実効的な被害回復の措置をとらないことが予想される場合、又は、②性質上、被害が受忍限度まで回復した状態を実現する差止めの範囲・手段がない場合であると考える。

Ⅲ 一元的アプローチと二元的アプローチの異同

差止めの範囲・手段の決定方法と決定基準との関係について整理すると、以下のとおりである。

まず、共通点として、いずれも、具体的な差止めの範囲・手段を念頭に、被害者の被害の程度と加害者の負担の程度を考慮に入れる。このことは、差止めの範囲・手段を決定するには被害者の被害の程度と加害者の負担を考慮に入れることが必要であることに基づく。

次に、相違点として、二元的アプローチによれば、成立要件を判断する段階では、違法性のみが問題となり、ある差止めの範囲・手段による被害者の被害の回

復の程度や加害者の負担は考慮せず、権利・利益侵害の内容、程度、加害者の態様などの要素を総合的に勘案して違法性の存否を決することになる。そして、違法性が存在すると判定された場合にはじめて、具体的な差止めの範囲・手段を念頭に、被害者の被害の程度と加害者の負担の程度を衡量する。これに対して、一元的アプローチは、これらの要素を一回の判断過程で決定する。そのため、例えば、一元的アプローチでは行為者の悪性が重視されて受忍限度を超えるとされて差止請求権が成立するのに対し、二元的アプローチは、たとえ行為者の悪性が強く、違法性が認められたとしても、効果の判断において加害者の負担が過剰であることを理由として差止請求権の成立が否定することがありえる。このように、一元的アプローチと二元的アプローチでは、結論が異なることがあり得る。

IV 小括

以上を要するに、差止めの範囲・手段の決定方法及び決定基準について、本論文が裁判例を分析して得た示唆は以下のとおりである。

まず、差止めの範囲・手段の決定方法として、裁判例の全体傾向は二元的に把握しており、受忍限度の第1の機能である違法性判定機能は、差止請求権の成立要件に位置づけられ、受忍限度の第2の機能である差止めの内容決定における機能（被害回復のターゲットとしての機能）は、差止請求権の効果に位置づけられる。

また、差止めの範囲・手段の決定基準は、裁判例の分析やアメリカ法、知的財産法の分析によれば、以下の表のとおり原則と例外から構成される。

<表：差止めの効果・内容の決定基準>

原則その 1：

差止めの効果・内容は、受忍限度まで被害が回復する差止めの範囲・手段となる。そのような差止めの範囲・手段が複数ある場合は、差止めの効果・内容は、加害者の負担が最小となるものとなる。

例外（過小差止め）：

受忍限度まで回復する差止めの範囲・手段について、加害者の負担が過剰である場合には、当該差止めは認められず、被害者の被害の程度と加害者の負担の程度を衡量して、被害が受忍限度を回復しない差止めの範囲・手段となる。

原則その 2：

受忍限度を超える内容の差止めは認められない。

例外（過大差止め）：

①受忍限度を回復する差止めの範囲・手段の実効性が、裁判所や第三者にとって不明確であって、被告が実効的な被害回復の措置をとらないことが予想される場合、又は、②性質上、被害が受忍限度まで回復した状態を実現する差止めの範囲・手段がない場合、受忍限度を超える差止めが認められる。

第 4 節 今後の課題

今後の課題は、以下のとおりである。

1 未検討の対象領域

第 1 に、本論文は、公共性又は社会的有益性のない裁判例に対象を限定して検討した。そのため、公共性又は社会的有用性のある活動に起因する被害を理由とする裁判例における受忍限度の機能、ひいては、差止めの効果・内容についてどのように考えるかという課題が残っている。

また、本論文は、生活妨害に関する差止請求の裁判例を対象としたため、所有権等の物権や生命のような「権利」に基づくと考えられている差止めについても、今後の課題として残っている。

2 被害の救済という観点——差止め法の目的との関連

第2の課題として、差止めの効果の決定基準について、差止め法の目的に関連付けた検討が残されている。

この点、差止め法の目的について、明確に検討したものは見当たらない²⁹⁷。もっとも、法律上の明文がないにもかかわらず差止めが認められるようになった理由は、損害賠償では被害者の救済に不足するため、加害行為に直接介入する差止めが必要とされたという点にあった²⁹⁸。したがって、被害者の救済・保護が差止め法の目的の一つであることには異論がないものと思われる²⁹⁹。そして、法の目的と効果の関連に関して、不法行為の効果について、不法行為法の目的に従って解釈すべきだという見解がある³⁰⁰。

この2つをあわせて考えると、差止め法の目的に照らして、差止めの効果を解釈すべきだという解釈が成り立つ³⁰¹。もっとも、本論文では、差止め法の目的について検討をしていないから、差止め法の目的と効果の関係も今後の課題として残っている。

²⁹⁷ 窪田充見編『新注釈民法（15） 債権（8）』（有斐閣、2017年）261頁〔橋本佳幸執筆〕参照。

²⁹⁸ 前掲・潮見『不法行為法』481頁。

²⁹⁹ ある法制度の目的は、効果における解釈にも及んでいるという見解がある。すなわち、不法行為に基づく損害賠償について、被害者の保護という不法行為法の目的が、成立要件のみならず、効果（損害賠償額の決定）にも及ぶとの考え方があり（長野史寛『不法行為責任内容論序説』（有斐閣、2017年））。

³⁰⁰ 前掲・長野『不法行為責任内容論序説』、特に第6章。

³⁰¹ そうだとすれば、本論文が裁判例から帰納的に分析した差止めの効果の基準は、被害者の救済・保護という目的に適っているという見方ができそうである。特に、この基準は、以下の見解と親和的であると考えられる。すなわち、ある学説は、不法行為制度の目的を権利保護制度と捉えることを基底として、①成立要件段階では、責任追及機能・違法是正機能を重視し、不法行為の内容がどんなに軽微なものであっても、違法であることを明確にすることによって、行為者の責任を明らかにするものであり、②ひとたび成立要件を満たした場合、責任追及（問責や結果帰属）の視点はもはや重要でなくなると指摘する（前掲・窪田編『新注釈民法（15） 債権（8）』261頁、276頁〔橋本佳幸執筆〕）。

3 保護される権利・利益と効果の関係

第 3 に、被侵害利益により、効果として保護される内容が異なる可能性についても課題として残っている。すなわち、不法行為に基づく損害賠償については、権利・利益の内容に照らして、保護の内容が異なり、効果の内容も異なるとの見解がある³⁰²。この見解と平行に考えると、差止めにおいても、被侵害権利・利益の内容によって、差止めの効果が異なる場合がありそうである。例えば、本論文でみた日照障害事件と騒音事件での保護の相違（前者は具体的一部差止めが多いのに対して、後者は抽象的一部差止めが多い。）にも影響しているのかもしれない。もっとも、この点について、本論文は深く検討しているとは言えないから、保護される権利・利益と差止めの効果の関係について、今後の課題として残っている。

4 不法行為に基づく損害賠償との関係

第 4 に、差止めと不法行為に基づく損害賠償との関係について課題が残っている。すなわち、本論文は、不法行為に基づく損害賠償については必要な限りの検討にとどめ、網羅的な検討を行わなかった。もっとも、本論文が注目した受忍限度は不法行為法でも発達した概念であり、また、差止めと損害賠償の関係は、不法行為に基づく損害賠償よりも差止めについて強い違法性を要求する、いわゆる違法性段階説にも密接に関連している³⁰³。もっとも、この点を検討するには、不法行為に基づく損害賠償について検討する必要がある。したがって、不法行為に基づく損害賠償請求における受忍限度と、差止請求における受忍限度の関係についても課題が残っている。

³⁰² 山下純司「不法行為における利益吐き出し責任」NBL937号（2010年）26頁は、いわゆる利得吐き出し責任の内容（不法行為の効果）について、保護法益との関係で論じる。

³⁰³ 上記 2 のとおり、差止め法を不法行為法と並ぶ権利救済の制度と捉えれば、違法性の判断段階と、効果の判断段階において考慮される要素が異なるとの結論に至りそうである。なぜなら、違法性段階説の根拠は、損害賠償と対比して差

5 差止めの効果・内容の決定における他の規範的な要素

第5に、本論文では、裁判例を分析して得た受忍限度の機能に基づいて、差止めの効果・内容の決定基準についても試論を提示した。もっとも、裁判例の分析に基づき、被害者の被害の回復の程度と、加害者の負担の程度を衡量する示唆を得られたとはいえ、他の衡量要素、特に加害者への非難の要素を取り入れるべきかどうかなど、本論文が扱わなかった衡量の要素については、今後の検討課題である。

以上

止めによる企業への打撃が大きいことにあるところ（加藤一郎「序論——公害法の現状と展望——」同編『公害法の生成と展開』（有斐閣、1968年）12頁）、本論文の裁判例の分析によれば差止めによる加害者の負担は成立要件・違法性の段階ではなく、効果の段階で検討することになるからである。